

令和 3 年 6 月 8 日（火）

（第 1 日目）

令和３年第３回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

令和３年第３回苓北町議会定例会は、令和３年６月８日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	８番	野崎 幸洋
９番	山本 政人	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭（副議長）	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	福田 誠一
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第3回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、山本政人君、10番、倉田 明君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月10日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4月3日、天草市民センターで開催されました天草戦没者追悼式に出席しました。

4月11日、農村運動広場で開催されました令和3年度苓北町消防団辞令交付式に出席しました。

4月22日、志岐集会所で開催されました苓北町老人クラブ連合会総会に出席しました。

5月7日、天草広域連合で開催されました令和3年度島原・天草・長島架橋建設促進期成会総会に出席しました。

5月20日、天草広域連合で開催されました天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

5月27日、熊本市、市町村自治会館で開催された県町村議会議長会の第1回理事会に出席しました。

6月1日、熊本市、ホテル熊本テルサで開催された県町村議長会臨時総会に出席しま

した。役員の選挙が行われました。私、錦戸俊春は、熊本県市町村総合事務組合議会議員に就任することになりました。任期は令和3年6月14日から令和5年2月4日までとなります。

苓北町監査委員から令和2年度2月分、3月分、4月分、令和3年度4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告を行います。

皆様方ご承知のように、新型コロナウイルスの感染拡大は第4波となり、年末年始から続く感染者の拡大は全国的に急増し、10都道府県に緊急事態宣言が6月20日までの期間で発令されております。8県にまん延防止等重点措置が適用され、熊本県も適用対象県となっております。熊本県におかれましては、熊本市が適用対象区域となっておりますが、まん延防止等重点措置適用となった5月16日から6月13日まで熊本まん延防止宣言を発令され、県民へは、全ての県外への不要不急の移動、特に緊急事態措置区域との往来を控えることや、県全域において、日中も含めた不要不急の外出、特に午後9時以降は徹底することなどが要請されております。苓北町におきましても、期間中、施設の利用制限や不要不急の移動、外出自粛のお願いをさせていただいており、町民皆様方には感染拡大防止のため理解、ご協力をいただいていることに対しまして、感謝を申し上げます。今後も引き続き、感染拡大予防対策にご協力をいただき、苓北町から感染者が発生しないように願っております。

なお、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、苓北町では5月3日から医療機関での個別接種を開始しており、5月末現在では1回目に接種をした人が719名、2回目も接種なさった方が101名の接種実績であります。詳細につきましては、明日の本会議終了後の全員協議会におきまして説明させていただきます。

また、ワクチンの接種にかかる情報につきましては、今後、随時広報等により町民皆様方にお知らせしてまいります。

次に、4月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

まず、令和3年度の町内小中学校の入学式が新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、新入学の児童生徒とその保護者及び教職員と一部在校生のみとし、4月9日にそれぞれ開催されました。今年度の入学者数は、小学校が坂瀬川小学校12名、志岐小学校

31名、富岡小学校10名、都呂々小学校6名の合計59名であります。苓北中学校の入学者数は57名でございました。

次に、消防団辞令交付式を4月11日、農村運動広場で開催いたしました。なお、今年度の消防団員は、大仁田団長以下275名であります。

次に、アースデイ・ボランティア海岸清掃を4月18日（日曜日）に町内7海岸で実施し、136名の参加をいただきました。

次に、5月1日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中、苓北町2窯元、天草市天草町1窯元が参加して天草西海岸春の窯元めぐりが開催されました。コロナ禍の中でもあり、規模の縮小や来場者を天草管内に制限した中での開催となりましたが、町内の2窯元には1,577名の来場者がございました。

なお、例年4月に開催されております長崎苓北会、苓北戦没者追悼式は中止となっております。

次に、今後の諸行事等についてであります。令和3年度苓北さわやかクリーン作戦を7月18日（日曜日）午前7時から8時までの1時間以内として、時間を短縮して実施をお願いすることとしております。

なお、当日悪天候の場合は、中止といたします。中止の場合は、防災行政無線並びに各家庭に配備しているIP告知端末にてお知らせをいたします。

次に、日本風力エネルギー株式会社が坂瀬川、志岐地区において進めておられました苓北風力発電所の工事が竣工し、6月に2週間ほどの試運転を行い、その後、営業運転を始められるとのこととあります。

学校関係では、1学期の終業式は7月20日、夏休みは7月21日から8月24日まで、2学期の始業式を8月25日とする予定となっております。

今後の諸行事等で中止が決定されているものは、福祉スポーツ大会、関西ふるさと苓北会、苓北じゃっと祭が中止となっております。

また、クリーン作戦と同日に開催しております、苓北町避難訓練につきましても新型コロナウイルス感染症の再拡大が継続している状況であり、密集・密接の場面を避けることができないため、中止することといたしました。

各種団体における諸行事等につきましても、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、開催の有無を検討されているようでございます。

最後に、2件のお知らせでございます。

1件目は、苓北町では、今年度以降、総務省の地域活性化起業人交流プログラムを活用いたしまして、本町独自の魅力や価値の向上につながる取り組みとして3大都市圏内の企業から社員を派遣していただくこととし、先般、地域活性化起業人の募集を行ったところ、1企業からの申込みがあり、面接を行い、株式会社ジャパックスから派遣して

いただくことを決定いたしました。

なお、派遣につきましては、7月1日からを予定しております。

2件目は、富岡の旧富岡鉄工所跡地についてであります。このほど所有者の方から一部を町へ寄附したいとの申し出があり、寄附採納願の提出を受け、登記の移転手続きが完了いたしました。所有者の方には、貴重な土地の寄附をしていただいたことに厚く御礼を申し上げますとともに、この土地は一部ではありますが、歴史的にも非常に貴重な土地でもありますので、今後の活用をしっかりと検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） これで、行政報告を終わります。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、松本良人君。

○5番（松本良人君） おはようございます。通告1番、5番議員、松本良人です。通告に基づき質問をいたします。

まず最初に、国道389号法面、これは都呂々財産区所有のものですけれども、これについての崩壊対策についてご質問をいたします。

このことにつきましては、3月議会予算審査特別委員会において質問いたしましたが、質問回数制限等により理解を得る回答が得られませんでしたので、再度本席で質問いたします。

都呂々、年柄間、国道389号法面に都呂々財産区所有の山林があります。ご承知のとおり、この地は大雨が降るたびに山肌は崩壊し、国道389号は通行不能になります。ここ国道389号法面は急な上に雑木が生い茂っていますが、現在、その雑木は大きくなり、強風にあおられた場合、急な斜面な上に軟弱な転石混じりの法面は地盤が緩み崩壊を誘引し、土砂災害が発生する恐れがあります。

先の熊本地震において、阿蘇の国道を通行中の車が崩壊した土石流に遭遇し、車もろとも押し流され大学生が帰らぬ人となったことはご承知のことと思います。

急な斜面の崩壊は、豪雨、地震、大風など様々な要因があると思われます。ここ都呂々、年柄間国道389号は、豪雨の上、毎年崩壊により交通止めが常習化しています。幸い物損、人身に与える被害はこれまでありませんでしたが、命をも失う大事故がいつ起こっても不思議ではありません。この都呂々、年柄間国道389号法面の所有は、大半都呂々財産区です。国道であり、主要回線でもあるこの区間がここ数年大雨のたびに土砂災害が発生し、危険な状態にもあるにも関わらず放置されており、大惨事を引き起

こしかねない状況の中、山主として、また町としてどのようにお考えか、次の3点についてお尋ねをいたします。

まず1つ、大木を早急に伐採する必要があると思われますが、どのようにお考えか。

2つ目、物損、人身事故が発生した場合、都呂々財産区所有、いわば公有林の山林もあります。補償についてどのようにお考えか。

3つ目、これまで事あるごとに都呂々、年柄間、国道389号につきましては、災害防止、迂回路等対策等を要求してまいりましたが、そのたびに国・県に要望しているとの回答でありましたが、どのような要求をしてこられたか。

以上、お尋ねします。

続きまして、このハザードマップについてでございます。

平成29年7月、九州北部豪雨、平成30年7月、西日本を中心とした豪雨、令和2年7月豪雨と近年立て続けに異常気象による大規模災害に見舞われ、膨大な被害と死者が多発しています。亡くなられた方々のご冥福を切にお祈りをいたします。

このような中に、すばらしいハザードマップが各戸に配布され、災害時の避難に対して期待をしていたところでございますけれども、今回、この件についてご質問をいたします。

梅雨期を迎え、配布されたハザードマップを改めて町内各施設、各地域別に調べてみたところでございますけれども、このマップについて、見にくいところ、わからないところ、疑問点が多々あったのでお尋ねをします。

まず1つ目、このハザードマップは老若男女誰でも理解できるように作られているものと思われますが、見にくくわかりにくいとの判断をしております。町としてどのようにお考えかお尋ねをします。

2つ目でございます。町内至るところに津波に対する避難箇所や津波の数値が表示されています。しかし、マップによる想定区域については、富岡から志岐までの東海岸一部記載されておりますけれども、上津深江から坂瀬川の海岸、富岡から都呂々の西海岸については、津波浸水想定区域がない。心配ないということでしょうか。

3、ため池崩壊による浸水指定区域が表示されています。ため池崩壊の場合、土石流による被害がないと思われますけれども、考慮をされているのかお尋ねをします。

4つ目です。町内には老朽ため池が点在していると思われます。既存の使用されているため池より老朽ため池や使用されていないため池が危険度が大きいと思われますが、どのようにお考えかお尋ねをします。

5番、都呂々ダムは考慮されていないのでしょうか。

6番、都呂々竹の迫、年柄間の国道389号につきましては、これまで大雨のたびに法面が崩壊し、交通止めが度々行われています。このマップには一部のみしか表示され

ていないようです。その理由はなぜかお尋ねをします。

7番、マップ19ページですが、河川浸水想定区域の表下部に「都呂々川浸水想定区域については未調査のため、浸水深の表示が調査済みの河川の場合と異なります。」とある。どのようなことでしょうか。

8番目、浸水想定区域が高潮、ため池で0.5メートル未満、0.5から1メートル未満、1メートルから2メートル未満、2メートルから5メートル未満、5メートル以上、河川で0.5メートル未満、0.5メートルから3メートル未満、3メートルから5メートル未満、5メートルから10メートル未満、津波で0.3メートル未満、0.3から1メートル未満、1メートルから2メートル未満、2メートルから5メートル未満となっています。

高潮については台風や気圧等の関係、ため池、河川については、雨量等による水量や土石流の関係、津波については、火山や地震の規模等にそれぞれの勢力により水深が変わり、このマップ上に記載されている水深にならない場合があるのではいかと思われます。理由をお尋ねします。

9番目、指定緊急避難場所が一覧表により公開されています。洪水と土砂災害と高潮。高潮と津波は関係があるものと思われます。しかしながら、場所により切り離されているところがあります。利便性も一緒にしたほうが良いところもありますが、一緒にできない理由はなぜかお尋ねをします。

10番です。今回、配布されたマップには、台風について全く触れられていません。なぜかお尋ねをします。

以上、ご質問をいたしますが、回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、国道389号法面崩壊対策については、3点のご質問がございました。

ご質問にございましたように、国道389号の年柄から都呂々区間には、都呂々財産区所有山林がございます。山林は保安林の指定となっております。保安林の種類としては、「土砂流出防備保安林」であり、国道の法面保護を主たる目的として指定となっていることでもあります。

1点目の大木を早急に伐採する必要があるとのことに関しましては、ご指摘のように、これまで実際に大木が風雨により揺さぶられ法面が崩壊したこともございます。どの程度、伐木や伐採すべきなのか、また、保安林の伐採等につきましては、制限等の課題もございます。国道389号の法面につきましては、国道を管理している熊本県で法面の危険度調査を実施され、順次、防災工事が施工されてきておりますので、熊本県及び関

係各課と打ち合わせをするとともに、財産区管理会委員の皆様方に現地調査と意見を伺いながら伐採等実施する方向で検討させていただきます。

2点目の物損、人身事故が発生した場合の補償等でございますが、がけや斜面が崩落し、第三者に損害を及ぼした場合、誰が、どのような場合に、どのような法的責任を負うのかにつきましては、がけや斜面に関しては、急傾斜地法や土砂災害防止法、地すべり等防止法等様々な法令による規制がなされております。お尋ねの自然の状態の斜面やがけが崩落した場合、原則、所有者・占有者が管理に過失がある場合に限り責任を負うこととなっております。所有者に過失がなければ責任は負いかねるということであります。過失が認められる場合とは、例えば、少しずつ崩れていたり崩壊の予兆があるなど具体的な危険を認識していたのにも関わらず、何ら対策もせずに放置した場合が該当するようでございます。

3点目の国県への要望につきましては、国道389号につきましては、平成27年の大雨による法面災害や、平成28年に大きな石の落石等が発生していることから、苓北町年柄から天草市天草町下田に至る区間につきまして、人命に関わるような深刻、かつ重大な災害が発生しかねない状況にあるため、緊急な防災対策・対応等を熊本県へ要望しております。熊本県におかれましては、要望に対し、先ほど申しましたように、法面の危険度調査や法面工事を現在実施していただいております。着々と進んでおりますので、この事業が早期に完成するように、さらに要望をしてまいりたいと考えております。

質問の第2番目、ハザードマップについてであります。これについて、まず、見にくくわかりにくい。そして、上津深江から坂瀬川の海岸、富岡から都呂々の海岸については、津波浸水想定区域がない。心配ないということなのか。

3つ目に、ため池崩壊の場合、土石流による被害が大と思われるが考慮されているのか。

4番目に、老朽ため池や使用されていないため池が、むしろ危険度が大きいと思われるが、どう考えているのか。

5番目に、都呂々ダムは考慮されていないのか。

6番目に、年柄から都呂々の間の国道389号については、度々法面崩壊による通行止めが行われている。マップには一部しか表示されていないが、その理由は。

7番目にマップ19の都呂々川浸水想定区域については、調査中のため、浸水深の表示が調査済みの河川の場合と異なりますとあるが、どのようなことか。

8番目に高潮については、台風や気圧等、ため池・河川では雨量等による水量や土石流、津波については火山や地震の規模等、それぞれにより水深が変わり、マップ掲載の水深にならない場合もあるのではないか。

9番目に指定緊急避難場所が高潮と津波は関連がある。場所により切り離されている

ところがあるが、利便性がよいところもある。一緒にできない理由は。

10番目に、マップには台風について全く触れられていない。どういうことなのか。そういうことでご質問がございました。

まず、1点目の見にくくわかりにくいとのことでありますが、現在、各家庭に配布しておりますハザードマップにつきましては、以前の防災マップが縮尺が小さいため住んでいる周辺がわかりにくい。これは縮尺が大きいためですね。周辺がわかりにくいという意見があってございましたし、近年の災害は、土砂災害危険場所、高潮・津波・河川・ため池等の浸水想定区域といった多くの災害種別があるため、令和元年度に見直し検討を行い、縮尺を大きくし、災害種別ごとに改善を行ったところでございます。そういったことから、地域によっては、災害種別が重なってわかりにくいところがあったかもしれませんが、次の改定時に再検討をさせていただきます。

2点目の上津深江から坂瀬川の海岸、富岡から都呂々の西海岸の浸水想定区域につきましては、熊本県が実施された地震・津波被害想定調査の結果を反映しております。調査結果では、苓北町の津波高は3.1メートルでありましたので、海拔3.1メートル以下は浸水するものとして表示しており、質問があった区域につきましては、海拔3.1メートル以上の高さであるため、現状では浸水域はないと判断をいたしました。しかしながら、町といたしましては、高潮や台風時における越波対策をこれまでも要望してきておりますので、引き続き、これらの区間につきましても対策・要望を継続してまいりたいと考えているところでございます。

3点目のため池崩壊の場合、土石流による被害が大と思われるとのことでございますが、ため池の浸水想定区域は、ため池が満水の状態で施設が100%崩壊した場合のシミュレーションであり、たまった土砂による被害の想定区域ではございません。

4点目の「使用されているため池より老朽ため池や使用されていないため池の危険度が大きいのでは」とのご質問でございますが、熊本県におきましては、農業用ため池の適正な管理や必要な防災工事等を推進することを目的にし、県・市町村・土地改良事業団体連合会が参画し、「熊本県ため池協議会」を本年5月31日に設立いたしました。あわせて、ため池の異常を速やかに把握し、適切な補修・補強を実施するための日常点検への技術指導等に専門スタッフが対応する「熊本県ため池サポートセンター」が設置されたところであります。

苓北町といたしましても、農業用ため池の所有者・管理者の皆様方と関係機関との連携・情報共有を図りながら、施設の状況把握と適切な管理指導に努めてまいります。

5点目の都呂々ダムの考慮につきましては、今回のハザードマップでは考慮しておりません。令和3年度に都呂々ダムを含めた都呂々川の浸水想定の見直しを県との協議で、今後、資料をいただき、反映等を検討するということにしております。

6点目の国道389号の年柄から都呂々の間につきましては、ハザードマップは、熊本県が指定している「土石流危険区域」、「土石流危険溪流」、「地すべり危険区域」、「急傾斜地崩壊危険箇所」にあわせて、津波、高潮、河川洪水、ため池浸水をシミュレーションしたもので、例年発生している災害等を反映しているものではございません。

7点目のマップ19の都呂々川についての表記につきましては、ハザードマップの1ページに記載しておりますが、県管理河川である松原川・上津深江川・志岐川・都呂々川につきましては、都呂々川についての見直しが行われていなかったため、見直しが終了している3河川と異なるとのことでありますが、単に、浸水想定区域につきましては、未調査である旨の表記としたことがわかりやすかったようであります。

8点目の浸水想定区域についてのご指摘につきましては、災害の種別ごとに規模や大雨等の確率に基づき想定される最大値を求めています。

9点目の指定緊急避難場所につきましては、高潮と津波は関連があるが、切り離されているところがあるところのご指摘でございますが、津波の避難場所につきましては、高潮の避難場所ともなり得ますので、今後、見直し時に修正いたします。利便性が良いところもあるとのことにつきましては、指定緊急避難場所は、公共用地及び民間の施設用地でご了承いただいた場所を掲載しておりますが、まずは、近くの高台等へ避難していただくことが必要であり、避難訓練等においても近くの高台へ避難していただくよう周知しております。

最後に、10点目の台風につきましては、土砂災害区域や浸水想定区域等のシミュレーションにおいては、それぞれ既往の災害等を考慮した確率等に基づき指定等されておりますので、台風もその中で考慮されております。

ハザードマップにつきましては、改訂版を昨年配布したばかりでございますが、その後、高潮の見直しや都呂々川の浸水想定区域及びため池の浸水想定区域など、追加事項が出てきておりますので、令和4年度に見直しと追加修正を行う予定としております。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ありがとうございます。国道389号法面についてお尋ねをいたします。

土砂流出防備保安林という名前が出てきましたけれども、これはどういうものですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、正確には調べておりませんが、字で示されているとおり、土砂等が流出しないために指定をしてあると、そのための保安林であるということだと解釈いたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君）　ということであれば、この国道については、法面保護を主たる
と目的としてあるということですね。これまで大雨ごとに法面崩壊が発生し、また、こ
こ1、2年大雨警報等が発令するために交通止めがなされておる。しかしながら、この
保安林があるにも関わらず、崩壊防止対策は全く取れていませんが、どういうことでし
ょうか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　只今の件でございますけれども、町のほうでは今のところ
やっておりますが、先ほど町長の答弁にありましたように、町から要望をしていたこ
とにつきまして、県のほうで危険度調査等に取り組んでいただき、その中で、順次、今
法面工事が実施をされております。今年度につきましては、年柄から都呂々間で3カ所
工事を施工するという事でお聞きをしております。

　　以上です。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　この件は財産区の用地に保安林が設定されておりますので、財
産区の管理会と早急に検討しましてですね、対応策を取りたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○5番（松本良人君）　多分そういう財産区にしわ寄せがいくんじやなかろうかと思
いますけれど、あくまでも最終的な持ち主は苓北町ですからですね。町長名ですから。そ
こら辺は間違わないでお願いしたいと思います。

　　まず1番のですね、大木を早急に伐採するはできないかということでお尋ねいたしま
したけれども、これ早急に対応するという事でございますので、よろしくお願いをい
たします。

　　それから、2番目の物損、人身事故が発生した場合の責任問題でございますけれども、
先に申し上げましたとおり、大雨のたびに法面崩壊が発生しております。ここ土砂災害
に対しては、一般質問をはじめ、委員会等においても迂回路の件を含めて常々お願いを
してきた。しかし、何ら対策がこれもなかった。町には管理責任をおいて大きな過失が
あり、責任を負うことになると思いますけれども、これについてはどう思われますか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　只今のご質問でございますけれども、責任問題については、
町長の答弁の中でも回答を答弁していただいたわけでございますが、当然、その補償等
についてはですね、所有者に責任があるという前提はありますけれども、その中で、そ
の適正に管理をしているかどうかということも書いてございました。その適正という部
分が日常的に何も起こっていない部分についてと、想定外の分についての区切りがちょ
っと難しいのかなということで私は思います。

松本議員ご指摘のように、法面には雑木が繁茂しており、大きな木がございます。当然、そういった部分の今の管理がなされていないということがございますので、まずはリスクを減らすためにそういった法面の大木等の伐採をして所有者としてリスクを減らすということでこれから検討をして実施をしたいという方向で考えております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 389号の国道法面については、おっしゃられたように、被害が大きな台風とか、雨風で頻発をしておりましたので、これは県に本格的に取り組んでいただかねばならないということで、再三お願いをしたところ、県もですね、前向きな検討をしていただいて、今調査をした上で、着々と工事が進められております。そういうことで、町が果たすべき保安林の大木等々についての対策、そして、県の我々の要望に対するいろんな予算配備については評価をしております。そういう努力を続けながらですね、完全に安全・安心を確保できるようにがんばってまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今、町長は、常に国に、国県に要望しておるということでございます。これについては、毎回私が質問のたびに同じような回答でございます。できればですね、都呂々、年柄間国道389号につきましては、災害防止迂回路要求をしたその内容等について、どのように、どのようなことで文書でか、口頭か、なぜ今まで何の施策もしてこられなかったのか、ここ何年間。何もしてなかですよ。そのことについてどのようにお考えかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 年柄、都呂々間と言いますか、年柄から天草市下田までということで、その区間については、特に近年、法面災害であったり、巨石の落下等があったり人命に関わるような深刻かつ重大な災害が発生しかねない状況であるということで、緊急な防災対策対応をお願いしたいということで県のほうにこれまで要望を重ねてきているところでございます。そういったこともありまして、熊本県のほうで危険度調査、それから法面の防災工事等していただいてきておりますので、町としましてもですね、今後は、先ほどから答弁しておりますように、法面のまずは木の伐採等について検討をし、実施に向けて進めていくということで考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、萱の木のほうは聞いておりません。ここ年柄から竹の迫までの間を聞いております。これについては、今まで何の手立てがなかった。ただ200ミリ程度の予報が出たときに、どがん天気がよかってもですね、交通止めは県のほうがやっておる。今回もちょっと雨が降りかかったので準備はしてありましたけれども、交通止めにはなっておらない。交通止めになった場合は、本当都呂々地区が孤立するわ

けですよ。その点についても再三お願いしてきましたけれども、何の手立てがない。それから、最悪の場合、ここ389号の嵩上げはどうかと、私は、幸い九電の石炭灰がございますので、石炭灰を活用して嵩上げをしたらどうかということを一般質問で申し上げました。しかし、何の手立ても報告もしてない。これは重要なことですよ。石炭灰は町が率先してやっぱり使ってやらなければいかん。石炭灰どっかにやらんば余ってくる。そういったことで町の発展、国の発展、県の発展につながるんじゃないかと思いつてから、一応はここで案を提示しましたけれども、その後、何の回答もないということでございますが、命はですね、やはり地球より重いと言われております。国道389号を利用される方々が安心して通行できるような対策を町として取るべきじゃなかっでしょうかね。何の手立てもない、ここ5、6年。ということで、その対策をですね、万全な対策をですね、国県に要望するなり、あるいは、町のほう、財産区のほうで対応するなり、ちょっと対応をよろしく願います。

以上でございます。

それでは、次にですね、ハザードマップについてお尋ねをします。

このハザードマップはですね、町民の方々が見て理解ができるか考えられることがありますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の件につきましては、ご質問の中でもありましたように、見にくく、わかりにくいというご指摘でございました。ハザードマップにつきましてはですね、先ほど答弁していただきましたように、土砂災害警戒区域であるとか、あとは河川の浸水想定区域、津波の浸水想定区域等の様々な災害についての危険箇所ということでまとめて表示をしております。以前は1枚の大きな紙の表面、裏面ということで縮尺が約2万分の1であるとかというふうな地図を利用しておりましたので、実際に自分のところ、住んでいるところがなかなかわかりにくい面がございました。で、今回は、去年はそういった分も含めたところで縮尺を、例えば何分の1でしたかね、もっと小さくと言いますか、1,000分の1、2,000分の1とかですね、そういった部分にして、自分の住んでいる家がわかるようなことでハザードマップを作ったところでございます。そのため、ところによってはですね、土砂災害警戒区域、それとか河川の側等は河川の浸水想定区域、津波の浸水想定区域、そういった区域に当たっている部分については、それぞれ区域が重なりますので、なかなか見にくいというふうに思われても仕方がないというふうに感じてはおりますけれども、こちらのほうの目的といたしましては、自分が住んでいる地域がどういった危険性があるかということをまずはそのハザードマップでご確認いただき、平時からですね、何かそういった対応、災害があった場合は、どこに逃げるかとか、そういった意識を持っていただく防災意識の啓発というこ

とで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はそう長々と答弁は要らんとですよ。このマップを見てですね、町民の方々が理解されるのかですね。私は、相当何回か重ねて見ますけれども、なかなか理解し難い。私は地図も見ますよ、図面も見ますよ。しかしながらわかりません。それについてどうお考えですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） それでは簡単に申し上げます。

先ほどですね、ハザードマップは自分が住んでいる地域がこういった危険にあるかというのをまずは確認していただきたいということだということでは言いました。まずは自分の住んでいる地区が危険があるのかないのかということを確認いただきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） このハザードマップについて、複数の方々にお尋ねをしました。大半の方がですね、中身がわからない。もうどこにやったかわからない。新聞広告と一緒に捨てたなどという意見でございました。それから、数名の方々はですね、自分のところのがけ崩れがくつとやろかいというところを見たと。また、見んばってんか電話帳と一緒に立てとる、そういった意見ですよ。高齢化率が40%以上になってですよ、そして、老人世帯が多かですよ。そんな中でもっと見やすく、わかりやすいのはできなかったのでしょうか。わかりませんよ、これ。私見てもわかりませんよ。ここに課長さんたちがおいででございます。失礼ですけれども、これを見て理解された方ということ、挙手をしてもらっていいですか。お願いします。議長、お願いします。

○議長（錦戸俊春君） それはできません。

○5番（松本良人君） できんとですかね、何でできんとですかね。わかりました。できんという議長のお叱りでございますので止めますけれども、議長そのものはこれを見てから理解されましたか。

○議長（錦戸俊春君） 私はそういうのは答弁いたしません。

○5番（松本良人君） できればこういう大事なときでございまして、ぜひ回答は自分の思ったことを言っていただく、それが町民に対するやっぱりサービス精神だと思いますので、そこら辺はですね、あえてやはり議員という立場、町民の代表という立場をもってですね、こういったこと、いや、私は良いですよとか、悪いですよとか言っても。

○議長（錦戸俊春君） 私はできます。

○5番（松本良人君） そういったことでぜひですね、協力していただきたい。今言いましたけれども、もうちょっとですね、高齢化社会に対応するようなマップはできなかった

たものか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご指摘についてはですね、先ほど言いましたように、新たに高潮の見直しであるとか、都呂々ダムの浸水想定区域のデータ当たりを今年度県のほうからいただける予定でございますので、そういった面も含めて令和4年度に再度見直しを行いたいと考えておりますので、その際にどうすればわかりやすいハザードマップができるかということについてもですね、検討して作成をしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 2番目のですね、津波浸水想定区域でございますけれども、再度お尋ねをします。

上津深江から坂瀬川の海岸、富岡から都呂々の西海岸については浸水区域は指定されていないということ。それから、ここはそうすれば津波は心配しなくてもよいと理解していいわけですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ご指摘の区間につきましてはですね、熊本県のほうで平成23年度から24年度の2年間にかけまして熊本県におけるその地震、津波の被害想定調査を行われました。それらは県内全域を対象に行われております。その中で、調査結果としまして、苓北町の津波高は3.1メートルという結果を示されておりましたので、海拔3.1メートル以下は町内のところは浸水をするということで判断をいたしましてハザードマップに浸水想定区域を入れておりますが、上津深江から坂瀬川、それから年柄から都呂々間においては、海拔が3.1メートル以上でありましたので浸水想定区域に入っていないということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） おかしかなですね。このハザードマップの見方、一番最初のほうですよ。津波浸水想定区域、水深2メートルから5メートル未満書いてあって、これには凡例が書いてあるわけですよ。そこら辺のどうお考えですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ハザードマップについてはですね、この凡例で示しておりますのは、その実際に浸水したときの深さということで表示をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） このハザードマップはこれによって逃げなさいという資料でしょう。そしてですよ、都呂々、西海岸、坂瀬川、津波は心配しない。これに書いてなからんば町民は誰もそう思いますよ。そこら辺どうお考えですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 津波等についてはですね、何メートルの高さの津波がくるかというのは想定できません。これまでのやはり30センチであっても津波と言われま
すし、それ以上はもう全て津波とかですね。何メートルといった大きな津波がございま
すので、まずは、そのハザードマップについては、そういった調査をされた結果がある
ものについては反映をしておりますけれども、やはりいざとなったときには、ハザード
マップに頼ることなくですね、まずは自分の身を守るということで避難をしていただき
たいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そういうことであればですね、何で富岡から志岐まではここに
入とととですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ですから、入っている部分については、熊本県のほうで実
施をされた地震、津波浸水想定調査をですね、されて、その結果が出ておりますので、
それに基づいて区域を入れているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これまでにですね、都呂々公民館北側法面の高台に行くための
避難道がつくられております。昨年、法面に防草シートによる雑草、雑木が生えないよ
うに工事が行われ、かなり予算を費やされていると。一例ですけれども、この避難所等
については相当な金がかかっておると思いますが、どういうことでしょうか。心配をし
なくてもよいというようなことであればですね、これ要らんはずですね。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ご指摘のところはですね、避難道ではありますけれども、
毎年法面の草木等の繁茂等について使えない状況であるために日常的に管理がしやすい
といえますか、管理が不必要であるということにするために法面のほうの伐採整備を行
ったところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は法面の云々は要らんとですよ。これだけ避難道路のぴしゃ
っと整備してあるが、そこら辺どういうことかということですよ。ここの区間を聞いと
るわけじゃなかつですよ。一例としてこういうことあるが、県のほうから津波に対して
心配せんちゃよかと、書かんちゃよかと、あげんちゃよかということは、心配せんちゃ
よかということでしょう。そういうことならこういった無駄な金を使う必要ないじゃな
いですか。

それでは、もう変えます。

ため池による浸水指定区域でございますが、その区域の決定はですね、ため池が満水

で決壊した場合、たまった水が流出する、流れる、そのための区域ですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい、そのとおりです。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 農林水産課長、技術的にも詳しいと思いますのでお尋ねしますが、ため池の崩壊は豪雨等による水量の増、地震等による防波堤の決壊等の要因は様々でございます。一番恐ろしいのは、流域の周囲を巻き込んだですね、土石流の発生が一番怖いと思われます。この場合の対応、見方、別に考慮されておりますか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） このハザードマップに落とし込んでありますため池のハザードマップというのが別にご覧いただけます。農林水産課のほうで防災重点ため池のほうのハザードマップを作成したやつが1つがこれなんですけども、これをそのままこれに落として込んであります。それとは別に土石流危険箇所というのはですね、別に表示をされております。ため池のハザードマップの作成に当たりましては、土石流とかは考慮せずに、もう作成に当たってその資料の中にですね、地震の大きさや雨の降り方、土砂による河川の閉塞などによって浸水想定区域が異なる可能性があるというようなことでですね、注釈を付けさせていただいております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 何回も言うようですが、この立派な四、五百万円かかったと聞いておりますけれど、このハザードマップが来たならですよ、町民の方はこれを頼るわけですよ。別にあるとか、そういったことはどういった形で町民の方々に周知されましたか。これを配るとき。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、こちらのハザードマップについては総務課のほうで対応しておりますけども、ため池のハザードマップにつきましては、作成に当たりまして関係地域の住民の方ですね、区長さんを代表として集まっていただきまして、作成に携わっていただきました。関係する地区についてはそれぞれ配布を完了しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 通行しておられる、先ほど申しましたけれど、阿蘇の国道では突発的に流れてきたのに巻き込まれたケースなんかいっぱいあるわけですよ。それを地域の方が云々じゃなかでしょう。これ全戸に行っとつとでしょう。そういうことであれ

ば地区だけでよかつじゃなかですか、ページごとに。都呂々なら都呂々だけでよかつじゃなかですか、まあちっとわかりやすくやると。全地区来とつとですよ、これ。これ1冊あれば全ての災害がこれに網羅するように町民は思うわけですよ。もう1回考え直していただきたいと思います。

この町内には老朽ため池が点在していると思われますけれども、既存の使用されているため池より老朽ため池や使用されていないため池が多いということでお尋ねをしました。これについて、熊本県ため池協会、熊本県ため池サポートセンター等の活用により、状況把握、指導を努めていくということでございましたけれど、この団体はどういう仕事をするところですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 町長からも答弁ありましたとおり、県、町、そして土改連が参画してつくっている団体でございます。協議会自体はできたばかりでございます、答弁の中にありましたサポートセンターについても同時に開設されております。その中で、ため池のですね、管理者の方からため池のその関する悩みですね、日頃の管理とか、そういった点について悩みがあればそういったことに電話のほうで対応するようなことになっております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この団体はですよ、異常気象とか地震等によって洪水、土石流の発生、そんなところが突発に起きると思いますけど、この団体でカバーできますか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 今言った団体というのはですね、ため池の維持管理等についてですね、調査をしながらどういった改善が必要であるかというふうなのを話し合うような場、協議会でございます。日頃の管理については、そのため池のサポートセンターで管理、指導ですね、日頃の管理の方法について指摘しながらですね、指導していくというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これ今、県が今の対応されるため池だけじゃなくて、志岐ダム、年柄ダム、都呂々ダム等については、これ以上のことをしとつとでしょう。しておきながら崩れた場合どうしますかというのがこれ載ってくつとでしょう。しますからいいですと言うなら、これに載せんちゃよかじゃなかですか。ちゃんとサポートしていきますから。志岐ダムは崩壊しませんよ、この今の先ほどおっしゃったそれでサポートしていきますから壊れませんか、地震のときも壊れませんか、そうでしょう。もう1回そこ

ら辺をですね、どういう仕事をするのか。ただ指導か、あるいは、絶対壊れないダムをつくるように国県で面倒みてくれるのか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 絶対壊れないダムやため池というのがどのようなレベルかっていうのがわかりませんけども、やっぱり防災ハザードマップというのはですね、予期せぬその天災等に見舞われた場合に、こういうこともあり得るというようなことで作成されておりますので、その辺が極力抑えられるような形で管理、指導をしていくというのが先ほどの協議会であり、サポートセンターだと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 何か私たちに配ってきたのが何のために配ってあつとですか。今の意見と総務課の意見、違うですよ。もう1回両方で話し合ってください。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、こう何が違うのかというのが私はよく理解できないんですけども、まあこのため池のハザードマップというのは、地震なり何なりで、あつてはならないことですが、仮に決壊した場合にどうなるかというのを予想してつくられたものでございます。その他の災害、このハザードマップの危険の地帯がそれぞれ載っていますけども、あつてはならないことですが、そういう被害が起こる可能性があるということで作られているものだと私は考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そちら辺がわからんとですよ。こつてぴしゃつと逃げてくださいということでしょう。なら、私はぴしゃつとサポートしていきますから逃げんちゃよいかと聞いたつですよ。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） そうですね、ちょっと理解できないんですけども、やっぱりどうしても絶対であるとは言えないと思うんですよ。そういう場合に、どう対応するかというのはやっぱり日頃からの心がけだと思います。そういう事態も起こり得るというようなことでのハザードマップだと考えております。

以上でございます。

○5番（松本良人君） 総務課長に聞いてください。2課のずれがある。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） ハザードマップにつきしてはですね、今それぞれの担当課長の言い方、考え方が違うということでございますけれども、そうではございません。こ

こは一致しております。ハザードマップのですね、見方のまず1ページを見ていただきたいと思いますけども、この下のほうにですね、このハザードマップは、町民の皆様に災害に関する情報を提供し、事前の備えとして役立てていただくことを目的に作成しております。これが大きな目的でございます。こういった中で、これまでに発生した大雨、あるいはその他の災害、そういったものを想定した中で、国、並び県において、その想定に基づく調査等が実施をされておりますので、この結果をもとにこのハザードマップに反映をさせてもらっております。先ほど、ため池の件もありましたけども、ため池の部分につきましても、大きな部分につきましては、このハザードマップに入れさせていただいておりますけども、詳細な、詳しい部分につきましては、先ほど農林水産課長が申しましたように、別途その地区内ですね、詳しい詳細の図面等がありますので、それも別途作成をしまして、それにつきましては、関係の行政区に配布をしているという状況でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私もこう1ページを見たです。あとで言いたかったですけど、こういう文言がですね、1ページ、2ページに書いてある。これを頼ってくださいと、町民の方に頼ってくださいと出してあつとですよ。それが課の考え方、担当の考え方と違うじゃなかですか。町民は何を受ければいいんですか。そこら辺の周知はどうされるところですか。もう何回聞いたっちゃ一緒ですので、次に入ります。

都呂々ダムについてですけれども、これを考慮されていないということでおられますけれども、どのように町民の方に周知をされましたか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 都呂々ダムについてはという表記はしておりませんが、その上流にあります、都呂々川ですね、都呂々川の上流にございますので、都呂々川については見直しが行われておりませんということは明記をしているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この都呂々ダムについてのこの都呂々ダムは除外してありますということは、町民の方にどのような形で周知をされましたかというふうに聞いております。教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 都呂々ダムという言葉をも明記した中で考慮をしていないということは周知はしておりません。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） それが一番怖いでしょう。都呂々ダムはあるばってんが壊れん

とじゃない。ほんなら都呂々ダムは見てなかけんが逃げんちゃよかばいと思うわけです。一番怖いのは都呂々ダムですよ。これはなぜか、やはり有事の場合があるわけですよ。異常気象とか何かあったら怖い、地震とか何かと違って。そこら辺やっぱり列記してですね、もし都呂々ダムが外れとつとならば外れている理由をですね、町民の方に教えるのが当然じゃなかですか。都呂々ダム書いてありませんよ、災害がなかったですよなら結構ですよ。しかし、あるかもしれんが書いてないというのが一番町民は困るわけですよ。あるはずですから、先ほどの老朽ダムと一緒にですよ。ここに書いてあるじゃなかですか、これを参考にしてくださいと。あつとですよ、ここに。2ページも読んでください。2ページも。

それから、竹の迫と年柄間の389号でございますけれども、県がしている土砂土石流危険区域、土石流危険溪流云々ということであります。あわせて、津波、高潮、河川、洪水、ため池等については、例年発生している災害等には反映していないということでしたけれども、ですね、そういったことだったですね。町民の方が、だからこの毎年発生しているところは反映してないですよ。危なかつと、一番危なかつところは書いてなかわけです。どういった捉え方で、またそれいいんですよ、それで。毎年発生しとるからもう皆さんに教えんちゃよかですもんという。それを町民の方にどういった形で流すとか、お知らせしとるかというのをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） まず、都呂々ダムにつきましては、町長の答弁で答えていただきましたが、都呂々ダム、都呂々川両方の調査、浸水想定区域については、今年度県のほうで進められておりますので、それを次のハザードマップに反映をさせていただきますこととしております。

それと例年発生している災害についてということでございますけれども、あくまでもハザードマップで掲載しておりますのは、土砂災害警戒区域であるとか、急傾斜危険区域、危険溪流等の指定があつていところを掲載をさせていただいております。例年発生している災害をハザードマップに反映せろということになると、全ての道路において法面区間はそういった表示をする必要があるということになると私は思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ちょっと違うような感じでございます。我々町民としての考え方とですね、執行部の考え方は。ぜひですね、町民のサイドに立って考えていただきたい。

それから、規模や大雨等の確率に基づき最大値を求めるとのことですが、この最大値というのはどういうものか。あわせて、これ全国共通か。あるいは、高潮、ため池、

河川、津波、土砂災害の最大値を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の質問ですけれども、全てについてはちょっと私も資料持ってきておりませんのでお答えできませんが、河川についてはですね、ハザードマップにも記載しておりますが、以前は30年に1回の想定される最大規模の降雨ということでございましたけれども、このハザードマップをつくる前に、千年に一度の最大規模の想定し得る降雨ということで基準が改定をされております。

また、全国で共通かということにつきましては、ほかの県についてもですね、それぞれ、まあ全国で考え方は一緒ですが、災害である規模というものは地域地域で既往の災害は違いますので、それぞれの地域で既往の災害と今後想定される災害ということになっております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この1ページには千年に一回の想定し得る最大の規模の降雨と書いてあつとですが、もう既に千年がずっと更新されてきよる。来年も千年以上の雨が降る可能性があるわけですね。そういったとこで、このマップで対応できますか。私はここまできたら、こういったことでしますというふうなもうちょっとわかりやすいのができるはずだと思いますけれども。

それから、今回、配布されたものにはですね、台風がありません。西海岸、あるいは東海岸、海岸が多いために台風による高潮、浸水、土砂災害の関係は多いですよ。このハザードマップを見る限りですね、そういった関連性があるということでもございましたけれど、考慮されているとは思われませんが、そこら辺なぜか、考慮する必要はないのか。一番私たちが日常気にしているのは台風です。お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 松本議員のご指摘ですね、ご質問いただいた中で、私も防災マップを以前のやつと今配布している分、見比べをいたしました。前回配布しております防災マップの中ではですね、高潮は天草西海岸について台風によってということで台風の文言もしておりました。今回、配布しております洪水ハザードマップにつきましては、当然、前のハザードマップを参照して修正、追加ということでしておりますので、同様の考慮はしてあるわけですが、今回のハザードマップには、そういった台風によって高潮、高波が発生した場合に想定される浸水の範囲や深さの最大値を求めたものですという表記が抜けておりましたので、そういった部分で、今回はその表記が不足していたということで認識をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 実は、このハザードマップの見方としてですね、1ページの下

のほうに、先ほど宮崎課長のほうからありましたけれども、このハザードマップは、町民の皆様に災害に関する情報を提供し、事前の備えとして役立てさせていただくことを目的に作成したものです。

また、2 ページの上部にですね、「苓北町では、発生が予想される災害に備えるハザードマップです。河川の氾濫などによって浸水が想定される区域やがけ崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害の警戒区域及び地震、土砂災害、洪水、津波、高潮に対応した指定避難場所、指定緊急避難場所などが示されています。」と書かれております。しかしながら、今回お尋ねただけでまだ未完成の部分がたくさんあります。そして、現状にあわない部分等もたくさんあります。このハザードマップにより行動した場合、捉え方次第では実情にあわない点がたくさんあり、ややもすると生命が及ぶ危険なことになる可能性があります。早急に対応され、あわせて、高齢化社会に対応した見やすく、わかりやすく、苓北町の現状にあったマップの早期なる実現を求めます。

最後でございますけれども、今回、2 件について一般質問をさせていただきました。町長は町民の命を守る義務があります。我々議会はその実現に協力し、努力しなければなりません。そのことを切に申し上げまして、質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はいいですね。

○5 番（松本良人君） 答弁要りません。

○議長（錦戸俊春君） これで、松本良人君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告2番、浜口雅英君。

○7 番（浜口雅英君） こんにちは。通告2番、7 番議員、浜口雅英。質問の相手は町長です。質問形式は一問一答。

質問事項1、安心して住めるれいほく。

質問要旨（1）新型コロナウイルス感染防止対策ワクチンの接種。

2019年12月、中国で突如原因不明の肺炎患者が確認されたとの報道があり、2020年1月16日には国内初の感染者が発生し、同1月30日には世界保健機構が緊急事態宣言を発しました。先日、令和3年5月26日の新聞報道によれば、同月25日現在の新型コロナ感染者数は、世界で1億6,732万人余り、死者数は347万人余

りとなっており、国内でも、感染者数は72万6,000人余り、死者数は1万2,000人余りに達しているとのこと。改めまして、この場をお借りして、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、感染された皆様方の早期回復を心からお祈り申し上げます。

このコロナウイルスによる感染の状況は、終息するどころか増加の一途をたどっており、人類は滅亡するのではないかと危惧し、背筋が寒くなるような恐怖感を覚えるのは私だけでしょうか。

ところで、これに対する予防ワクチン接種が全世界で進められており、我が国でも各自治体の規模に応じた取り組みがなされているようです。そして、接種に当たって、全国的にはいろんな不具合も報道されております。本町でも、ワクチン接種が進められているようですが、本町においてこれまでの接種にかかわる申し込みから接種に至るまで、その後の経過などにおいて問題、課題、不具合はなかったのかお尋ねします。

この接種は、高齢者等が優先されているようですが、本町の現在の接種率、普及率は何%ですか。接種は2回する必要があると聞いておりますが、この接種が町民全体に行き届くのはいつごろになるのかお尋ねします。

さらに、本感染症対策は、単に本町だけの取り組みを強化すれば良いというものではないと考えます。隣接し、陸路続きの天草市、熊本県内、そして、海路により接続している長崎県、空路の福岡県や大阪府等の動向、全国の動向にも細心の注意を払い、これに対処する必要があるかと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（2）ヤングケアラーの実態把握と支援。

最近ヤングケアラーという文字をよく目にします。ヤングケアラーとは、通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子ども（以下「子ども」と表現します。）を指す。とされています。家族の病気や障がいのために長期にわたるサポートや介護、見守りを必要とし、それを支える人手が十分でない時には、子どもであってもその役割を引き受けて家族の世話をしている状況が生じているとのこと。

NHKニュース防災NHKNEWSWEBによれば、家庭で、両親や祖父母、きょうだいの世話や介護などをしている子どもは、厚生労働省と文部科学省により2020年12月から21年1月にかけて初めての実態調査が行われ、公立の中学校1,000校と全日制の高校350校を抽出してインターネットでアンケートを行い、あわせておよそ1万3,000人から回答を得ています。このヤングケアラー実態調査で「世話をしている家族がいる」中学生は、約17人に1人、5.7%に達しており、世話する時間は3時間未満が42%。3～7時間が21.9%で、実に7時間以上も世話をしている生徒は11.6%に達しているようです。そして、その内容は、食事の準備、洗濯、き

ようだいの保育園送迎、祖父母の介護・見守りなどが上がっているとのことです。

このような中で、「やりたくてもできないこと」の質問に対しての複数回答では、「特にない」が58%ですが、「自分の時間が取れない」が20.1%、「宿題や勉強の時間が取れない」が16.0%、中には「学校に行きたくても行けない」が1.6%になっているようです。

このヤングケアラーが生まれる背景として、在宅福祉が基本になったほか、ケアを必要としている人や高齢者が増えている点、核家族化、共働きが増えたなどが挙げられるとのことです。

子どもにとっては、最初は家族のお手伝いだったのが、次第にその役割が固定化し、仕事、家事、介護（世話）の一連の家庭内の仕事が子どものサポートなしでは成立しなくなっていくます。さらに、介護する相手の状況によっては、命に直結することもあるので“断れない”“やらない訳にはいかない”といった心情もあるのではないのでしょうか。

一方で、「相談した経験がない」という生徒が中高校生ともに6割を超えました。「誰かに相談をするほどの悩みではないから」という理由が最も多く、「相談しても状況が変わるとは思わない」という回答が続いています。家族の世話に長時間従事するようになると、子どもは宿題をする時間がなかったり、学校を遅刻、欠席しがちになったり、心身の疲労を抱えやすくなります。結果、学業にも影響が出てしまうのではないのでしょうか。また、いじめの対象にもなってくる可能性もあります。

進学や就職を考える際もケアのことを念頭に置いて考えざるを得ません。特に就職では、転勤や残業がないとか、自宅の近くの職場が良いなどと選択の幅を狭めてしまう恐れもあります。

ヤングケアラーは、年齢に見合わない重い責任や負担を背負うことになるようです。そして、このことを本人は自覚していない状況も考えられる場合もあり、このことがこのヤングケアラー問題を表面化しにくい構造にあると言われています。

本町においても、このことの実態を把握され、適切な対応、対策をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項2、いきいきと暮らせるれいほく。

質問要旨（1）観光の振興。

「豊かで活力に満ちた産業づくり」が第7次振興計画にうたわれ、農業の振興、林業の振興、水産業の振興が挙げられております。農業、林業、水産業はいずれも後継者の問題など解決しなければならない多くの課題はありますが、町の基幹産業として特に重要な産業でしょう。

加えて、商業の振興、鉱工業の振興、観光の振興、雇用対策の充実が併記され、この

うち観光の振興は、世界文化遺産登録により、天草への関心が高まっていることなどが挙げられています。

さらに、行政が事務局を運営している観光協会の事業は、観光振興の企画、立案、実行機関としての役割が果たせていないため、協会自体の見直し等を検討していく必要があるとされています。

町の観光は、戦国時代末期から明治初期までキリスト教の伝来や、天草島原一揆等々の古い由緒ある歴史と、雲仙天草国立公園に指定され、この国立公園のビジターセンターの設置、さらには、旧海中公園、現海域公園を有するなど天然の地質、地形、景観が大きな柱になっていると思います。このように素晴らしい条件の中で、観光の振興に取り組んで、その情報発信の手段の一つが町内に設置されている看板ではないでしょうか。この行政が設置した看板は、町民の皆様はじめ、町外の皆さんへの情報発信手段としては初歩的ですが、非常にわかりやすい手段です。しかし、記載されている内容は不正確で、観光振興に取り組んでいる自治体の姿勢ではありません。

例えば、西川内おっぱい岩の国道沿い、黒染め広場、389号の火電を臨む駐車場、それから、これは正確には海域公園とすべきだと思いますが、現状のままでは海中公園案内図となっている富岡キャンプ場の駐車場には、町内全図に名所旧跡を記した観光案内の看板が設置されています。

記載してある内容に首をかしげるのが、いずれにも富岡茂木フェリーと表示されていることです。上津深江焼き登窯の表示がありますが、現場は草木が茂っています。窯入口の通路の補修や、できれば登窯内部の模型化などは面白い取り組みと考えます。物産館の表記がありますが、どこですか。旧物産館に表示してある手書きの「トイレ」の表示は、もっと手を加え、洗練されたものにすべきです。そのほかにも今は実施されていない「ふかがり」は、鋸で突くようなイラストになっています。町内唯一の高校の名称も旧校名のままです。

さらに、富岡海域公園駐車場の端に向かって10メートル程度の小道がありますが、安全柵が必要です。四季咲岬公園の隣に展望広場がありますが、海岸側の安全柵は外れているものがあります。海岸へ下る遊歩道の手すりは腐食し、その機能は果たせないでしょう。海域公園展望所は鉄筋がむき出しになっており、看板の表示は不明確です。

観光とは直接の関係がないのかもしれませんが、役場正面の看板は何を表しているのですか。火力発電所前の広場の対応は、数年前から指摘している事項ですが、所有者や管理者の話になると国とか県とかの話が出されておりましたが、結局手つかずのままです。入口出口の表示看板の整理と、この広場のダンチク等伐採も含めた整地を行い、景観の保全に努めるべきではありませんか。

行政は、普段から町民を取り巻く環境に誠意を持って、24時間365日の注意を払

うという気持ちを持つことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（２）交通アクセスのさらなる検証。

昭和６０年、１９８５年、今から３６年前に当時の細川熊本県知事は、熊本都市圏と県内主要地を９０分で結ぶ、いわゆる「９０分構想」を立案されました。私たちの天草も、天草市本渡から熊本市内まで延長約７０キロメートルを９０分で結ぶもので、このことは、島民の大きな期待を背負っています。平成６年に地域高規格道路として指定を受け、熊本市から三角町までの約３８キロメートルを国が、三角町から天草市までの間、約３２キロメートルを県で取り組んでおられます。これの進捗の概要は、平成１４年５月に松島有料道路が３．３キロメートル、平成１９年９月に松島有明道路が１０キロメートル、そして、平成３０年５月に三角大矢野道路３．７キロメートルが供用開始され、現在、全長７０キロメートルのうち１７キロメートル、２４．３％が９０分構想の一部として供用されていることは皆さんご承知のとおりです。

現在、国が宇土道路、約６．７キロメートル、熊本宇土道路約３．８キロメートル、宇土三角道路が１３．５キロの２４キロメートルを、県は、本渡道路約１．３キロメートル、大矢野道路３．４キロメートルの計４．７キロメートルの整備を進めておられるようです。その合計は２８．７キロメートルで、供用中の距離とあわせて４５．７キロメートル。いずれにしても全線７０キロメートルの６５％ですが、これらがいつ供用開始されるのでしょうか。

この県下「９０分構想」の中で、天草幹線道路には、地域の産業や観光の振興、地域間交流、渋滞の緩和、緊急輸送時等の代替え道路の確保などの目的が課せられています。

ところで、先の５月の連休に三角西港から大矢野までの間の渋滞を目の当たりにして驚きました。路上の車は動くことができません。脇道に出ても結局１本しかない国道を使わざるを得ないため、国道に戻る時に、実に信号４回待ちを経験させていただきました。このような中で、現在の事業進捗は遅々として進んでいない状況ではないでしょうか。熊本県は、真に天草への９０分構想を実現しようとしているのか疑問です。全線開通は一体いつのことなのでしょうか。

ところで、昭和６０年、当時の細川知事は「９０分構想」による天草と熊本市内との高規格道路の指定と同時期に、八代と天草の松島町間の自動車専用道路建設構想も発表されております。そして、５年後の平成元年には、八代、水俣、人吉、芦北、球磨、天草地域の自治体により、建設促進期成会を設立され、民間でも期成会が設立されて国や県への要望活動がなされています。これは、松島町と八代外港間の８．８キロメートルを架橋化により、この間を車で１０分で結ぶ構想です。そして、このことにより、一つには、県南地域と天草地域の新たなアクセスをつくり、それぞれの地域の拠点性を高め

て活性化を図る。二つには、災害時における天草と九州本土を結ぶ代替ルートとして国土強靱化に資する。などが挙げられています。

『よみがえる天草』のためには、企業の誘致が第一ではないでしょうか。世の中がデジタル化したとはいえ、「遠隔地イコール交通の利便性が悪い」、「輸送時間が長い」ということが天草地域の振興の足かせになっているのは万人が認めるところです。これを取り除くためには、繰り返しになりますが、熊本天草の高規格道路を早急に貫通させることであり、鹿児島と牛深、八代と松島、鬼池と口之津の架橋建設ではないでしょうか。さらに長崎と苓北間の高速フェリーの就航です。

しかし、これらには莫大な事業費が必要でしょう。そのために自治体の首長の取り組む姿勢、国・県・市町村の議員と住民の強い意思統一が必要です。田嶋町長には、これらの事業の早期完成のためリーダーシップを取っていただき、天草の上島、下島全域の振興のためにご尽力を賜りたいと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項3、ふるさとと呼べるれいほく。

質問要旨（1）文化遺産の保全（トルレス神父記念広場周辺の安全確保）。

志岐城跡本丸上り口に設置されている看板には、『志岐城は鎌倉時代から安土桃山時代までの約四百年間、下天草の北半分を領有していた志岐氏の居城でした。本丸、二の丸、出丸、馬場があり、南は深い山に堅掘り、北は侍町へ続きその外は海、東は深い谷、底は川、堀際は岩で難攻不落の堅固な城でした。麟泉は天草で初めてキリスト教を布教するなど、天草五人衆のリーダー的存在でしたが、1589年、天正17年、小西行長、加藤清正の連合軍に攻められて、薩摩の島津を頼って出水に逃れました。』と記されています。

この内容は、専門家の方々が公共事業の発掘調査等で判明した詳細で貴重な成果を要約され、これが看板になっていると考えます。そして、この看板に記されている地形を町の管内図に照合した場合、現地の特徴をよく捉えてあることが伺えます。

看板には、東側は深い谷と記されています。現在は鞍付住宅団地が造成され、町営住宅も建設され約30戸近くの世帯が居住しておられますが、志岐炭鉱が活況を呈していた時代は、掘り出された石炭の選炭後に残る岩石等を処分しておられた、いわゆる「ボタ山」でした。深い谷があったからこそ「ボタ山」化したと思われます。この本丸の東側の深い谷、底は川、堀際は岩という看板に記述されている様子は間違いのないと思われる、この川として記述されているのが志岐川のことでしょう。この志岐川右岸の火薬庫跡地に、都市再生事業によりトルレス神父の記念広場が建設されています。広場には、絵陶板、アズレージョによる歴史の経過と、麟泉公とトルレス神父を中心にした会議の様子が描かれており、他に1枚の看板を含めて3枚が設置されています。この広場に向かう道路は広場のすぐそばを流れる志岐川に直角に突き当たる線形になっています。車

止めなどなく川へ落ちるのではないかと心配されますが、何の手だてもされておりません。広場には駐車場スペースもあり、当然、この道路を車が利用することは想定されていると思います。ならば、この道路と川の接する箇所は直ちに危険防止の処置を施すべきです。事故が起きてから取り組むのですか。

このトルレス広場の対岸、志岐川の左岸には、今は珍しい野面空石積みの護岸が施工されております。しかし、大部分が崩壊した状況で、川の水が増えた場合は、護岸沿いに植林されている針葉樹の大木が川の中に倒れ込み、川をせき止める心配があります。同じ志岐川の河口付近、明神山津波避難所の対岸の右岸護岸は、石の形は違いますが同じ空石積み工法で、先日の大雨で一部崩壊しています。これの早期復旧ももちろんですが、志岐城の城跡を守るという立場からもトルレス広場の対岸、志岐川の左岸崩壊の拡大を防止するために何らかの対応を行うべきではないでしょうか。

本箇所は、繰り返しになりますが、本丸入口の看板によれば、志岐城の区域内の堀と考えられることから、護岸の保護に努め、城跡城郭の保全に努めるべきです。

さらに、この川と城跡区域の間の町道鞍付線には、志岐地区簡易水道配水地への送水管も埋設されていることもご承知のとおりです。

このようなことから、埋設されている志岐地区住民の簡易水道送水管の適正管理、トルレス記念広場周辺の安全管理、そして、志岐城跡の歴史的価値を尊重するという立場から、これらにかかるもろもろの施策を実行し、住民の安寧と観光資源の保護をし、観光振興を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（２）協働のまちづくり。

天草の医療、教育、商業等の中心地である天草市本渡で用件を済ませ、苓北町への帰り路には主に県道４７号線本渡五和線を利用しています。その途中、県道に沿って内野川が流れており、この河川護岸にはつつじの花が植栽され、３月から４月にかけての春真っ盛りの時期には、赤、白、紫、橙色の花が満開になり、川面にこの色とりどりの花々が映り、農地と小高い丘の緑をバックに素晴らしい風景をみることができます。これは、当初堤防護岸の美化のため地域住民の皆さんが行政の支援を受けて取り組まれた結果とのこと。近年は、さらに手野地区から二江地区周辺までの６．５キロメートルを植栽事業として熊本県観光共同緑化ボランティアにより整備されているようです。

私たちの苓北町も、先般、国の認定を受けたきずなステーション富岡港の周辺に地域の皆さんにより色とりどりの草花が植栽され、これにつながる町道東目線沿線にも同様の状況があり、通行する人々にほのぼのとした気持ちを分け与えているのではないのでしょうか。

さらに、国道３２４号線と県道志岐本渡線の四つ角や、上津深江児童公園、坂瀬川神社付近の国道沿い、富岡漁港入口等にもそれぞれ地域の皆さんのボランティアにより、

四季折々の草花が植栽され、除草作業等に汗を流していただいております。役場前の畑にヒマワリが、消防分署前の田んぼにはコスモスが植えられ、開花の時期には通行する人の心を和ませています。そして、これらの開花の時期には青い海の海岸線とマッチした景観を作り出し、このような情景が自然豊かな苓北町特有の重要な観光資源として活かされていることは町もご承知だと考えます。

また、地域の皆さん方もこの奉仕作業で仲間意識が醸成され、高齢化が進む中で知らず知らずのうちに、お互いの見守り等の役割を果たしているという話をされておられます。

町は、苓北町花いっぱい運動実施要綱を平成9年に策定、施行されております。本運動は、少なくとも平成9年から町内各区域で実施され、景観の美化と、この運動に従事されている皆さんの交流促進などが進んでいるものと思ひ、私も町民の一人として喜ばしい状況にあると感じており、このことが、平成30年12月策定の第七次振興計画冒頭の町長あいさつの、町民、企業、団体、行政が共に輝ける協働、共創の町づくりという事の中の一つなのでしょう。

ところが、令和3年度の花いっぱい運動は予算を大幅にカットしての取り組みとなっている。せっかく今までみんなで取り組んできたのにと、これまでその区域の企画、計画実施に取り組んでおられる方から、町の行政執行に疑問を投げかけておられる声が届きました。町の考えは、アンケートの結果、高齢化や人員減少により対応が難しい。よって予算を減額したとの考えのようです。ならば、このアンケートの状況を教えてください。

このアンケート結果の高齢化、人口減少という事案こそ、町が対処しなければならない最も大きな根幹であり、町の行政執行上の最重要課題なのではありませんか。このことが地域の活動に支障を与えているということがあるのならば、これの解消のための施策を打つべきでしょう。そして、第七次振興計画冒頭の町長あいさつの、協働、共創の町づくりを具体化させて行くべきではないのでしょうか。

ちなみに、本事業にかかる予算は、平成30年度から令和2年度まで単年で90万円でしたが、令和3年度は46万5千円になっています。

なお、「『天草の玄関口』花で彩り10年」国道沿い手入れ華やかに上天草市の女性グループ、として、令和3年4月に新聞報道がなされています。苓北町の花いっぱい運動と同じ事業ではないのでしょうか。グループのメンバーの方は、「これからも無理をせずに続け、季節にあった花々で『天草の玄関口』を彩りたい。」とコメントされたそうです。

新聞に報じられた大矢野町が「天草の玄関口」ならば、苓北町もこれまで同様の予算額に復活させ、地域関係者の皆様のご協力を得ながら、苓北町の花いっぱい運動をさ

らに推進して「天草の奥座敷、西の玄関口、歴史豊かな苓北町」として観光客の誘致に取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長、

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染防止対策ワクチンの接種に関しまして、申し込みから接種に至るまで、問題、課題、不具合はなかったのかの質問であります。

苓北町におきましては、接種の申し込み受け付けの段階で接種順番について、町民の方々からお尋ねがありましたので、公平性を保つため、町の区長会の中で接種順位の方法についてご説明を申し上げ、ご理解をいただきましたので、町で内規を制定し、広報等を通じて町民の皆様には周知を行ったところでございます。

また、ワクチンに関して申し上げますと、これまでの状況では、国からのワクチン供給がいつ、どれだけ入ってくるのか、正確な情報がはっきりいたしませんでしたので、このことは全国共通の一番の大きな課題ではないかと考えておりまして、都度都度、県の広域本部にこのワクチンの供給に対しての問題をですね、県から国にしっかりお伝えしたいということを申し上げているところでございます。

次に、接種の状況についてであります。苓北町におきましては、高齢者（65歳以上の方）と高齢者施設の入所者の接種を5月3日から開始し、5月10日からは、高齢者施設の職員等の接種も併行して実施してまいりました。

5月末までで高齢者に対する接種は674人の方々が1回目の接種が終わっておられます。既に2回目を接種した方が101人の状況でございます。

現在の接種率についてであります。5月末現在、高齢者の接種は、1回目で22.2%、2回目で3.3%となっております。

なお、苓北町では、65歳未満の方の接種を7月下旬からはじめ、2回目の接種を10月末までには完了する計画で、現在、準備を進めているところであります。この件につきましては、医療機関にも最大限のご努力をお願いし、また、それを我々のお願いよりもさらに上回ったご努力をしていただいている医療機関もでございますので、できればこの数字をですね、少しでも前倒しできればという思いで頑張りたいと考えているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の対策についてでございますが、今後も感染拡大防止のため、町民の皆様方に対しましては、防災行政無線や告知端末、広報誌等を通じて情報を提供しながら、引き続き、予防活動を行っていただくよう呼びかけを行ってまいります。この呼びかけの中に、やはり感染が拡大しているところからのご家族のご帰省、帰省をですね、やっぱりなるべく止めていただく。これはもう本当に苦しい判断

であると思います、ご家族にとっては。しかし、これが収まるまでですね、辛抱していただきたいという思いの中でお願いをしているところであります。

次に、ヤングケアラーの実態把握と支援についてのご質問でありました。

これは最近もよく新聞にも掲載されております。非常に困った状態であると考えておりますが、苓北町での実態を調べてみました。先般、町内4小学校、1中学校、1高校から状況の聞き取りを行ってまいりました。その結果といたしまして、全ての学校で現在のところ該当するような児童・生徒はいないということでありました。

次に、対応・対策といたしましては、学校による各家庭の状況把握並びに見守りの継続、もっとこう具体的に踏み込んでいただきたいというお願いであります。継続と学校から役場福祉保健課への連絡相談などに加え、各関連機関とも対応を協議するなどの連携を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、観光の振興についてであります。

議員ご指摘のとおり、町内に設置してある観光案内看板の表示の中に、旧名称の表示等がそのままになっているものがいくつか見受けられます。適正な表示に整理を行ってまいります。これも私もうかつなことに、あまり看板を見ておりませんでしたので、確かに指摘があったようなことで見てみますと、昔の名称を使った、そして今はもうやってないようなことを書いてあるところがありましたので、とにかく整理を行ってまいります。

また、四季咲岬公園の隣の展望広場の安全柵等につきましては、今年度、熊本県による四季咲岬公園修繕整備計画がなされておりますので、その中で改修の予定であります。その他の危険と思われる箇所につきましては、適宜安全対策を講じてまいります。

次に、火力発電所前広場の対応についてであります。現地は、当初、イベント駐車場として整備し、昨年度からは一般車両にも開放しております。入り口出口表示や除草も実施しているところでございます。今後も適正な管理を行い、景観の保全に努め、車を運転なさる方の一時の休み処にさせていただければと考えているところであります。

次に、富岡漁港区域、富岡港湾区域の倒れたままの暴風垣の処理についてでございます。

海岸管理者である天草広域本部工務2課及び漁港課に確認し、東海岸は「撤去について業者へ発注済み」、西海岸は「順次撤去を行っていくこととしている」との回答をいただいております。改めて、早期に対応していただくよう要望をしております。

次に、交通アクセスのさらなる検証についてであります。1点目の熊本都市圏と県内主要地を90分で結ぶ、いわゆる「90分間構想」の中で計画された地域高規格道路である熊本天草幹線道路の整備につきましては、令和3年度の事業費として、宇土道路に21億8,800万円、熊本宇土道路に1億円、宇土三角道路に1億円、本渡道路に

47億円、大矢野道路に7億円、合計77億8,800万円が予算計上されております。特に、本渡道路、第二瀬戸橋のことでありますが、令和2年度にも当初・補正予算あわせて52億4,400万円の予算が計上されており、議員お尋ねの供用開始の時期についてであります、その本渡道路につきましては、令和4年度中の開通が見込まれる状況になってきております。今までに比べますと格段のスピードが増しているということです。

他の路線につきましては、いまだ時期は未定となっておりますが、全線開通につきましても見通しは立っておりませんが、ここ数年で格段の整備が進んでいく予定になっております。特に、混雑が激しい大矢野道路であります、只今、調査費がついておりまして、できれば今年中に用地を整備をいたしまして、いち早く工事に取り掛かりたいというようなことも考えておられるようでありますし、宇土道路につきましては、山間部を通過してまいります。3つのトンネルが必要であるということですが、その1つはもう既に着工しているということでもあります。

そういった意味で、30年もかかりましたけれども、今、この五、六年で整備のスピードが上がっております。いつまでにかということですが、できれば第二瀬戸橋、そして大矢野バイパスを1年でも早く開通させていただき、町民の方、あるいは天草を訪れていただける方々の利便性を大きく高めていきたいと考えているところであります。

もろもろのことにつきましても、道路整備については予算が必要でありますし、準備段階も必要でありますので、他の区間についても早く実施区間に格上げをしていただけるように頑張りたいと考えているところでございます。

次に、2点目の企業誘致のための交通アクセスの強化についてであります。

議員ご指摘のとおり、企業誘致を進めるに当たって、「遠隔地は交通の利便性が悪い」「輸送時間が長い」等の問題が天草地域の振興の足かせとなっていることは、長年の天草地域の企業誘致の課題であると思っております。おっしゃるとおりです。ご指摘のとおりだと考えております。

まず、島原・天草・長島架橋につきましては、昭和62年に発足した、島原・天草・長島架橋建設促進期成会を主体として、現在まで早期実現に向け、国等への要望活動を行っております。令和3年度におきましては、対象地域周辺の地域特性、道路交通性を調査する必要性調査事業を実施する計画となっております。具体的な形がないまま、私のこれ意見です。具体的な形がないまま要望活動や交流活動を続けても事業は進展しないこととなりますので、必要性調査事業を実施する中で、橋梁の工法や総事業費の算出についても検討いただくよう要望しております。と申しますのも、今の考え方でいきますと、つい3年ぐらい前までは橋梁高が48メートルの計画でありました長島・牛深道路は、ところが、八代港には、今喫水高64メートルの観光船が入っております。この

1 年はですね、入港船が非常に少なくなつてはおりますが、64メートルの船が入ってくるために48メートルで大丈夫かという、全く大丈夫じゃありませんので、この高さをその船にあわせてやるということになると、70メートル以上の橋脚の高さにならなければなりませんので、これはもう莫大な費用の増加になってくると考えておりますので、これをどうやって架けるのか。あるいはトンネルにするのか。なかなかですね、実現に向けては難しい課題がのしかかっているところであります。

また、八代・天草シーラインにつきましては、平成元年度に発足した建設促進期成会を主体として、現在まで早期実現に向け国等への要望活動を行っております。まずは、国の予算枠の関係もございます。国におかれましては、熊本・天草幹線道路の早期完成を優先するという考えでありますので、我々もその早期完成をですね、目指して頑張つてまいりたいと考えているところであります。

さらに、長崎・苓北の高速フェリーにつきましては、長崎・熊本両県及び各地域全体の観光振興の観点からもその必要性を感じておりますので、国庫補助航路としての重要性を強調しながら、まず熊本県、長崎県両県が合意をし、そして、長崎市、天草市、苓北町との合意の中で、今これは協議会をつくっております。この中で合意をして、それぞれの負担の理解が取れましたならば実現に向けての具体的な協議に入つてまいりたいと考えているところでありますし、あわせまして、苓北町にはそういう交通機関ができましても、宿泊するところが足りておりません。特に大手が誘導してきますツアー旅行の指定になれるような宿泊施設がございませんので、それはやはり解決をしていかないと、フェリーをつくつてもただの通過地点にしかないというようなことになりかねませんので、そういったことをやはり念頭に置きながら、ホテルが足りないということを解決をしていかなければならないと考えているところでございます。

次に、ふるさとと呼べるれいほくの中で、文化遺産の保全、トルレス神父祈念広場周辺の安全確保につきましては、進入道路終点部分の川と接する箇所への車止めについて、隣接する農地所有者の方とも協議をした上で安全防止柵を設置したいと考えているところであります。

次に、トルレス神父祈念広場の対岸、志岐川の左岸崩壊の拡大防止及び明神山津波避難所の対岸の一部崩壊の早期復旧についてであります。現地確認後、河川管理者である天草広域本部工務2課に報告をし、「災害復旧事業で対応する」との回答をいただきました。このトルレス神父広場ですが、とにかくまだ宣伝が行きわたっていないといひますか、苓北町の人自体にもこのトルレスさんがどれだけ偉大であったかというのがまだ伝わっていない。これは我々の努力不足であると思ひますので、この件については、トルレスさんは、ザビエルがいなくなった後の布教長を20年近くやられまして、とにかくイエズス会の信者が増えました。一説には30万人とも60万人とも言われていると

ころでもあります。これ増やしたのは、トルレスさんのとにかく地道な、大変なご尽力、ご努力があった関係、それを示すのがトルレスさんが病に付せられて、晩年、この志岐の地に来られて1年間滞在なさって、そのトルレスさんがいらっしゃったことで、南蛮人宣教師は全ての方がトルレスさんを頼って布教活動の指導を仰ぎにきておられます。そういうことも含めまして、我々の宣伝不足、トルレスさんがいかに偉大な方であったか。このことについてもしっかりと頑張っていかなければならないと思っております。

トルレス神父記念広場のことについては、これまでにしまして、次の協働のまちづくりとしての町民の皆様方のご協力を得ながら花いっぱい運動を行っております。昨年実施しましたアンケートの総配布数44件に対し、回答数が33件、回収率は75%という結果でありました。

現在、協力各団体から今年度の計画をご提出いただいたところでございますので、団体の要望も踏まえ、予算が不足する場合には予算の増額を含めて検討をしてみたいと考えているところであります。

また、これまでポット苗の配布が主になっておりましたが、今後は、多年草を植栽できる場所や新たな植栽場所の検討を含め、花いっぱい運動を継続して展開していけるような方法等についても検討をしてみたいと考えております。

以上で、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、協働のまちづくりについてですが、この予算が90万円から半額に令和3年はなっています。私は、先の議会の中で、コロナ禍による財源対策を一般質問しました。この中身は、執行部三役及び議員の期末手当を支給しない条例を策定すべきではないか、そういう時期にあるのじゃないかという質問しましたが、町長は、今はその時期ではないという回答をしておられます。ところが、現実に令和3年の予算の中では、90万円が多額か少額かは別にして、一番地域の皆さんが、お年寄りの皆さんたちが協働でボランティアをされている。その中の90万円を半額にカットされたということは、厳しい状況にあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは只今も答弁をいたしましたように、要するに、やりたいという方たちが減ってきたから金額を少なくしたということでもあります。

今、浜口議員がおっしゃったような形で、また元に戻して頑張るという意見が多く出てきましたならば、これはまた改めて補正予算でも入れて頑張ってもらいたい。現に、今富岡港のことをおっしゃいましたけれども、富岡港周辺では、やっぱり1回じゃ足りないから2回目も配布してくれというような意見がございましたし、他のところでもあるかと思います。そういった意味では、皆さん方が遠慮なさらず、また、我々もですね、

今までやっていただいたところに必要ないかどうかの問い合わせもしてですね、そういった意味で花いっぱい運動を続けてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、町長の回答の中でアンケートをやったということでした。私もそのアンケートをされたということは情報をつかんでおりましたけども、このやっぱり人口減少、高齢化が進んでいく中でのこの花いっぱい運動ということに限ったアンケートだったのかもしれませんが、やはりこの中で、アンケートの結果でやっぱりそういう活動をする人が少なくなったという状況はですね、やっぱりまさに当初質問しましたように、少子高齢化に取り組むべき苓北町のやっぱり重要課題だろうというふうに思うわけですよ。となれば、この振興計画も若干見直しを、特にコロナの状況もありますので、振興計画も見直しして対応すべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） コロナの状況がですね、これだけ厳しいものだとは昨年の今頃は私は、申し訳ありませんが、予測をしておりませんでした。ただし、これだけに世の中を維持できるかどうかの段階にきておりますので、そういった意味で、このコロナ禍の中での予算をどうするかということと、あと、過疎地域に指定をされましたので、その中でどういうふうな形でやっていくか。振興計画は基礎、基本にしながらですね、そういう新しいものをどうやって入れていくかですね、検討をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 文化遺産の保全の中で、トルレス神父記念広場周辺の車止めにですね、何か土地の所有者の了解を得るとかということでしたけど、一体どういう防止柵を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 終点のところの右側に畑と田を耕作されていらっしゃる方がございます。今のところ赤と白の2つにしようかなと思っていますけれども、トラクターで旋回をして田に入られたりとかする場合に、こう接触ですね、当たったりとか不都合がないようにということで、本日、担当のほうで耕作者の方と協議をして、どのようなことが一番いいかというところで協議をして決めたいと思っています。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 現場見られましたか。

○商工観光課長（錦戸雅志君） はい。

○7番（浜口雅英君） あんまり難しく考えずとも、ガードレールで道路を横断するよ

うな形ですね、ガードレールを埋め込んだらよかじやなかですか。トラクターも何も関係なかですよ。どういう大規模な工事を、駐車場をつくるつもりじやなかですか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 末端部分にですね、段差があります。右側の耕作者の方と。奥のほうが結構崩れている、危ないところがございますので、強度も含めたところで、今ガードレールになるのか、ガードパイプになるのかわかりませんが、場所等も含めてですね、検討して設置したいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 時間がないのでですね、ガードレールぐらいで長い時間を費やしたくありませんけども、あれですね、段差とか何とかは関係なかです。私が言うのは、通路をつくったわけでしょう、町がですね。それであの道が、そのまま川に突っ込むんですよ。見られましたか。それでそこにガードレールを2本打てばよか。たったそれだけですたい。耕作者の皆さんには、そういう形ですね、ここは危ないので川岸にガードレールを打ち込みたいと思います。それだけでいいですたい。トラクターの搬入口には関係ありません。

それから、交通アクセスのさらなる検証の中でですね、これはもう重々皆さん方、全ての皆さん方が理解しておられるように、やっぱり交通アクセスの整備、早急な整備が企業誘致にもつながるし、地域の振興にもつながるわけです。それで、今、令和2年にも本渡道路には52億円、今度は総額で77億円ぐらいですが、これやっぱりあそこ全体貫通させるとすれば、一体どのくらいぐらいの事業費がいるんでしょうか、やっぱり70億円とか100億円とかというのは、ほんの何と言いますか、わずかな量じやなかかと思うとですよ。やはり総額で幾ら、何兆円かかるのか。兆までいくのか、いカンのか。やっぱりそこら辺のところもこの質問の最後に書いておりますように、各首長さんたち、国会の議員の先生たち、県議の先生方でその額を具体的に拾い上げられて、そして、それを何年度計画でやっていこうと、そこら辺まで詰めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

この中には、もちろん熊本天草線、それから八代、松島、それから先ほどおっしゃった鹿児島、牛深、それから長崎茂木、口之津、鬼池も含めてということで、最後にお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 天草熊本の幹線道路については、橋をどうするかということ、まだはっきり出ておりません。そういった意味で金額も出てきていないと。まずは今の課題は第二瀬戸橋をなるべく早くつくと。それと大矢野バイパスを早くつくと。これが一番のネックでありますので、まずこれを、2つの課題を解決していく。このこと

になってくるかと思います。

○議長（錦戸俊春君） 時間がきましたので、これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前１１時５８分

再開 午後 １時００分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告３番、野崎幸洋君。

○８番（野崎幸洋君） 通告３番、８番議員、野崎幸洋です。通告しておりました２点について、質問いたします。

まず、はじめに、地域活性化起業人事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

町は令和３年度の予算に観光振興事業の新たな取り組みとして、３年間の計画で、「地域活性化起業人事業」を行うこととなりました。年間予算が６６０万、３年で１，９８０万円投入される計画となっております。

３月の予算審査の折にも話をしましたが、町はこれまで、平成２９年度から「観光物産まちづくり会社（地域商社）」を組織化することを目的として株式会社熊本日日新聞社に業務委託、合計約２，８００万円の事業費を投入されました。しかし、３年間の事業を行ったにもかかわらず、地域商社の立ち上げは実現できませんでした。

また、令和２年度より、本町に「地域おこし協力隊」が採用され、現在は、あまくさ苓北観光協会とタイアップし、新たな町の観光事業に取り組まれています。

しかし、その実績と効果がまだ示されてない中で、今回、また、地域活性化起業人事業の業務委託料として３年間で１，９８０万円投入されようとしております。

このように、前回の地方創生推進交付金事業２，８００万円。今回の地域活性化起業人事業費１，９８０万円、合計４，７８０万円が苓北町の観光振興事業に投入されることになります。

確かに、前回の事業では、個人事業者向けの商品開発や販路拡大のためのセミナーを開催されておりましたので、私も何度か参加させていただきました。しかし、事業費に対する町の観光活性化対策の効果は非常に少なかったと考えます。前回の事業が明らかに失敗だったとは言いませんが、事業費を無駄にすることなく、最大限の効果と当初の目的を達成するためには、綿密な計画と準備が必要と考えます。

私も苓北町の観光振興が活性化することは大いに賛成であります。そこでお尋ねしま

すが、この事業の詳しい事業内容と取り組みの進捗状況、最終的な形はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、巡回バス住民アンケート調査の結果と今後の具体的な計画についてお尋ねをいたします。

町は、町民の移動支援と巡回バスの便利性の向上を目的として、現在の町有バス29人乗りを、14人乗りバス2台に買い替えることとなりました。

そのことを踏まえ、町民の外出行動の実態等を把握するため、本年2月22日から3月8日まで住民アンケート調査が行われました。本来であれば、3月定例会のバス購入予算の審議をする前に住民アンケートを行い、住民の要望、利用状況等を十分把握した中で購入に向けた検討を行うべきではなかったかと考えます。

そしてまた、町の厳しい財政状況の中、今後の維持管理費等も考えると、現在、JA苓北が行っている乗り合いバスとの共同利用などの協議も行ってみるべきではなかったかと思います。

既にバス購入に向けた準備が進んでいるものと思いますが、住民アンケートの集計結果の公表と、その結果を踏まえてどのようなルート・時間帯を計画し、反映させていくのか。

以上、2点の項目について質問いたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問にお答えをします。

まず1点目の地域活性化起業人の進捗状況についてであります。事業内容といたしましては、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を苓北町に一定期間受け入れ、当該社員がそのノウハウや知見を活かして地域独自の魅力や価値を向上させることにより、地方創生の実現を目指すもので、苓北町は、観光振興分野について募集を行いました。募集内容の1つ目が、あまくさ苓北観光協会における観光マネジメント・マーケティング機能等の強化に関する指導・助言等の支援で、具体的には、地域ブランドの育成、販路拡大、着地型旅行商品の開発などです。2つ目が、あまくさ苓北観光協会の民間主体による経営への移行に向けた検討支援。3つ目が、その他の観光推進に関する支援として、地域情報発信の充実ということで募集を行ったところであります。

なお、本年度予算額は660万円ですが、特別交付税の基礎数値として算入され、全額支出した場合は、そのうちの610万円がルール分として交付される仕組みとなっております。

2点目の取り組みの進捗状況につきましては、兵庫県神戸市に本店がある株式会社ジャパックス1社の応募があり、5月11日に面談を行いました。なお、兵庫県が緊急事態宣言発令地域でありましたので、会社側から熊本支店長ほかの出席と派遣をしていた

だく本人については、リモートによる面談を行ったところであります。面談結果を踏まえて、当初は6月から派遣いただく予定でありましたが、いまだ緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が解除にならないため、7月1日から業務に当たっていただく予定で、現在、協定書の締結手続き及び苓北町赴任後の居住先の住環境整備を行っているところでございます。

本事業の最終的な形につきましては、1つ目が、現在、商工観光課で事務局長と事務局を担っておりますが、観光協会の組織強化として、観光協会の自走化に向け不可欠となる人材の発掘・育成についての行動計画の立案・支援。2つ目が、観光・物産振興の推進として、ECサイトの仕組み検討と構築準備、観光コンテンツの発掘と商品化、ICTやAIを活用した交通情報の発信、リモートによる観光物産プロモーションの実施、「れいほくスマートガイド」の利便性向上と情報発信強化による交流人口・関係人口の増加の取り組み等の提案をいただいております。

いずれにいたしましても、これまでの知見をフルに活用していただき、本人赴任後に具体的なプランについて協議を行い、観光協会の自走化と観光・物産振興の推進に向けて取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、巡回バス住民アンケート調査の結果と今後の具体的な計画についてのご質問でありました。

まず、住民アンケートの集計結果の公表につきましては、令和3年6月1日に町ホームページに掲載し、公表をしております。今回のアンケート調査につきましては、町内の18歳以上の方がいらっしゃる世帯から施設入所等の回答困難世帯を差し引いた2,457世帯に調査票を配布し、1,627世帯から回答をいただきました。回答率は66.2%でありました。

また、このアンケートにより住民の方々からたくさんの意見・要望をいただいております。対応可能な意見・要望につきましては、運行ルートへの反映を検討してまいりたいと考えております。

このアンケート結果を踏まえ、5月20日に町全体の交通政策庁内会議を開催いたしました。現時点での運行ルートの基本的な考え方につきましては、現在の幹線ルートは継続して運行し、今後はバスの小型化により、今まで運行できなかった路線も運行可能となりますので、幹線から枝線を延長していくような運行ルートを検討し、住民の方の利便性の向上をさらに図っていけるように進めてまいりたいと考えております。今後、運行計画の充実を図るために、スクールバスとの連携や関係機関との調整等を行い、10月1日の運行開始へ向けて準備を進めているところでございます。

また、運行の時間帯につきましては、アンケート調査結果によりますと、午前10時台が最も多く、次いで午前8時台となっておりますので、この結果も反映させながら、

最も利用しやすい時間帯の設定を検討してまいりたいと考えております。

以上で、野崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず、地域活性化起業人事業の進捗状況についての再質問をさせていただきます。

先ほど事業内容等をご答弁をいただきましたけども、今回の募集内容の1つ目に、あくさ苓北観光協会における観光マネジメント・マーケティング機能等の強化に関する指導・助言等の支援。具体的には、地域ブランドの育成、販路拡大、着地型旅行商品の開発などとありましたが、前回の平成29年度から観光物産まちづくり会社（地域商社）を組織化することを目的として熊日新聞に業務委託されたわけですが、そのときの事業目的とですね、全く同じ事業目的のように思えますけども、今回の事業との違いはどのようなものがあるか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 目的の1つはですね、前回の中で地域商社の立ち上げということで、皆様方にもお知らせして、最終的には観光協会がまだそういった受け入れ、立ち上げるような力量がないということで、その商社の立ち上げについては難しかったということです。商社の立ち上げとなりますと、収益が生まれないとそこでいろんなことを賄っていけないということでございますので、今回は、前回の事業に引き続きですね、そういった部分を重点的にやったりするということで、まず大きく違いますことは、前回は、いわゆる外注というか、こちらにおいでいただいて、会議にも同席していただいておりますけれども、今回は町のほうに居住していただいて、その中で町の課題とかを、町及び観光協会と一体となってですね、課題解決に向けて知見を活かしていただきながら進めていくということで、まず大きな違いは、町にずっと滞在して、居住していただいて、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、観光振興分野における焦点をおいたですね、業務を行っていただくということが、まず大きな違いかというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

確かに、前回の事業のときは、町内事業所向けのセミナーとか、商品開発に携わってこられたことは私も承知しておりますけども、以前、この地域商社立ち上げが事業の期間内に実現できなかったことに対し、これだけの予算を投入してきたのだから、引き続き業務委託先の業者さんには責任を持って今後も苓北町の観光振興に助言をお願いすべきではないかという話を私はした経緯があるんですけども。そのときは、今後も引き続き助言をお願いしていくとの答弁があったと記憶しております。現在では、この以前の

業者とのつながりはどのようなになっているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） まず、前回受託事業者であります、株式会社熊本日日新聞社でございますけれども、前回の前任の課長の回答の中で、今お話されたように、助言をお願いしていくというような答弁をいたしております。前回の報告の中でですね、観光協会の今後の方向性については示してございましたので、ただ、その現実的には、まだ、先ほど申し上げましたとおり、立ち上げまではまだならなかったということでございます。そのあと、そこについては、ちょっともうそこでいったん整理をされておりますので、そのあとですね、熊本日日新聞社からはですね、熊日びふれす広場でのイベントやその他販路拡大のための情報発信等の提供は行っていたいて、そこへの出店ということについては携わっていただいております。

また、前回の事業でですね、これまで苓北町にない、先ほど議員申されましたように、新たに起業された事業所の設立まではできておりますので、そこをずっと継続して、町も重要な課題の1つとして、令和2年度につきましては、再任用職員をですね、観光協会への選任として従事して、重点配置を行ったとともに、観光協会内でもですね、新たな委員会の立ち上げや新たな役員により、どのようにして収益を上げていくのかということについての取り組みがなされてきております。町としましても、観光協会と連携して、今後、前回起業された事業者を含めてですね、町内事業者の販路開拓や情報発信を行いたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひですね、今後もそういった販路に関してもご助言等をですね、ぜひいただいて、していただきたいと思いますと思っております。

それから、先ほどの事業内容の答弁でですね、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を苓北町に一定期間受け入れ、当該社員がそのノウハウや知見を活かして地域独自の魅力や価値を向上させることを目指すとのことで答弁をいただきました。この三大都市圏内の企業となっている。また、限定されたのはなぜなのでしょう。そしてまた、ほかの県の企業、個人ではだめだったのか、その経緯をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 総務省のですね、支援制度の中で地域活性化起業人制度というのがございまして、その推進要綱というのが国の要綱がございまして、その要綱のですね、地域活性化起業人の定義の中に、三大都市圏の規定がございまして、その三大都市圏の地域から過疎地域とかですね、受け入れる場合に限り、国の特別交付税の措置を受けることができるということとなっております。今回は660万円のうちに全額支出した場合は610万円と、560万円についてはもう固定ですので、月割しますけ

れども、その有利な財源の中でですね、町が課題、並びに必要とする観光業務にですね、当たっていただくことといたしました。できるだけ一般財源の持ち出しが少ない中でこの観光振興に取り組んでいくということでございます。なお、三大都市圏とはですね、この規定の中にはですね、申し上げますと、埼玉県と千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県ということが規定されております。これが三大都市圏ということです。今回の事業所のところが大阪に本社がありまして、本店もあっちにございますので、該当するということでしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 現在、その1社の応募があつてですね、今言われたように、神戸市のジャパックスですか、が応募があつて、現在、業務開始に向けて準備を進められているという答弁が先ほどありましたけども、お尋ねしますけども、この会社、これまでこのような事業目的での実績がある会社なのでしょうか。

また、苓北町以外にこのような事業、地域活性化起業人事業を行っている自治体はほかにもあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 今回、協定書締結することになります。株式会社ジャパックスについてですけれども、これまでの近年のあれを見ますと、熊本県の受託として、県南地域における外国人旅行客の誘致拡大事業や天草広域本部ですね、におけるインバウンド推進業務、熊本県の県北地域振興復興応援ツアー事業や、山都町に通潤山荘がございしますけれども、そこの指定管理者として運営管理業務を受託されております。また、九重飯田高原のプロモーションですね、あそこも観光地ですけれども、落ちているということで、そういった業務を受託されております。

また、苓北町においてもですね、令和元年度から繰り越しでですね、観光情報の発信業務を受託しておられまして、長崎市電でのラッピング電車でありますとか、グーグルの中で町の観光施設を360度のカメラを用いて撮影ができたりとか、とにかく情報技術ですね、これからの。に長けた、そういった業務を受託されております。

また、地域活性化起業人事業のですね、全国の実施状況ですけれども、令和2年度の実績ベースではですね、受け入れ自治体数が98の自治体、起業人数が148人となっております。また、今年度ですね、令和3年度の熊本県内の自治体ではですね、苓北町のほかに、玉名市、錦町、小国町、上天草市の4つの自治体が募集を行っているようでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 苓北町はですね、これまで企業誘致等一生懸命頑張ってきたわ

けなんですけども、先ほど町長のお話の中で、苓北町は宿泊ホテルの問題をクリアできなければ、ただの通過点になってしまうということで、先ほどちょっとほかの方の答弁のときにお話がありました。宿泊ホテルの誘致は非常に難しい状況の中ですね、町のこの観光事業を活性化させていくわけなんですけども、このジャパックスの会社のほうというか、その方、何かその具体的な構想が現在のところおありになるのか。まだ全然そういうところはないのかどうか、把握されていればよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 町が求める観光振興分野に町長が答弁しました、3つ申しあげましたけれども、その提案というか、取り組みの考え方としまして、概略3つのことのご提案がっております。

まず1点目が、苓北町に適した、この目的とする人材ですね、会社保有する人材の派遣ということでございまして、明日の全体会でまたご紹介しようかと思っておりますけれども、今回、派遣をいただく予定の角田さんという方なんですけど、角に田んぼの田ですけれども、旅行業界ですね、JTBトラベルとか、あとIT業界での豊富な実務経験を持っておられまして、管理職で現場の調整や目的達成のマネジメント等、そういった部署を数多く経験されておられる方ということでございます。

2点目は、先ほどからお話されていますとおり、観光協会の組織の強化と自走化に取り組む必要がございますけれども、その角田さんだけではなくですね、ジャパックスに熊本支店がございますので、そこにも観光分野に精通された方がいらっしゃいますので、角田さんプラス、その会社としてもバックアップ体制の中で支援業務を行っていくというふうな支援体制でいるということですね。

3点目は、関西に本社がございますので、関西地区に基盤を持つその大阪で営業活動を行ってこられておりますので、そのネットワークですね、を活かしながら、町との結びつけですね。例えば、JR西日本とか、こっちに来るJR九州との連結とか、そのようなことで観光振興に役立つような取り組みをしてみたいということで、まずはこちら見えられて、その組織ですね、人材をどのように育てていくかということが収益の部分と、2つが大きな課題でございますので、そこに向けて町と連携しながら、観光協会と連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 先ほど商工観光課であまくさ苓北観光協会の事務局長と事務局を担っているということでありましたけども、今後はそのこの地域活性化起業人の方にそのポジションで仕事を行っていただく予定なんですか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 現時点での構想ですけど、着任されてから詳しく詰め

ていくことになってしまいますけれども、あまくさ苓北観光協会の中にですね、事業推進部というふうな、いわゆる全体のマネジメントをしていただきながらしていくというふうなところの部署を設けられたらなというふうに思っております。具体的にはですね、今後、あまくさ苓北観光協会の理事会、総会の承認を得て決定することになりますが、先ほど言いましたように、観光協会が自立、自走化のめどが立つまではその方と並行してですね、まだすぐにはできませんので、町の商工観光課のほうで事務局を担っていくということになります。

また、現在、地域おこし協力隊を1名雇用しておりますけれども、今までちょっと多岐にわたった業務があったもんですから、情報発信業務をですね、地域おこし協力隊の方に中心となってやっていただきながら、今回、おいでいただく方が情報技術がたけていらっしゃるしますので、いろいろな情報技術の伝達等含めて、より効果的な情報発信ができればというふうに思っております。

もともとご承知のように、観光協会の事務局もですね、物産振興も観光協会の1つの業務でありまして、商工会のほうと関係性があることから、商工会のほうで事務局を持っておられましたけれども、ちょっと事務局を持つのが難しくなったということで、町で担うこととなっているのが現状でございますので、また、町とその観光協会がちょっと自走してですね、いろんなその観光協会独自の事業の展開等できるようになることで、町と観光協会が両輪となって観光振興に行ければなというふうな全体的な考え方を持っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） この件については、最後に、募集要項を見させていただきましたけれども、費用負担は社員の派遣、従事等に要する費用として、町が企業に対し、社員1人当たり年額560万円を限度として負担しますとありますが、これまでの説明、また、3月の一般会計予算では、年間660万円が計画されておりましたけれども、この100万円の差額はどのようになっているのか、内訳を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 660万円、予算はなっております。その内訳としましてですね、地域活性起業人の受け入れ期間中に要する経費として560万円ですね。あと別にですね、地域活性化起業人の発案、提案した事業に要する経費を100万円、あわせて660万円というふうな数字となっております。なお、受け入れ期間に要する経費560万円につきましては、全額特別交付税措置でされるわけですが、いわゆる年額で560万円というふうな国の制度でございますので、7月からの受け入れとなりますと、その原則として月割ですね、560万円を12カ月で割って、7月以降の月でお支払いするというこの中で協定のほうの合意に向けて協議を今進めていると

ころでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひ今回の事業がですね、成功して、苓北町の観光事業の活性化につながることを期待しております。

次に、巡回バスの住民アンケート調査の結果等について、再質問をさせていただきます。

先ほども言いましたけども、本来であれば3月定例会のバス購入予算の審議の前に住民アンケートを行って、住民の要望、利用状況を十分把握した中で購入に向けた検討を行うべきではなかったのかと思いますけども、そのバス購入の予算を提案する前には、このアンケートを、住民意向調査を実施する考えはなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 3月議会でもお答えをいたしました。住民アンケートをとってですね、その結果を基にということも考えはいたしました。しかしながら、現在の利用状況やこれまでの議会の皆様方のご意見をいただきまして、今回、またバスの小型化によりまして、今まで運行できなかった路線も運行可能となりますので、2台を購入させていただいて、今回のアンケートの結果を反映させた中で、今後の運行ルートの計画を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） また、先ほども言いましたけども、JA苓北が行っている乗り合いバスとの共同利用、これも協議も全くされなかったということで理解していいのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 現在のJA苓北の10人乗りの無料巡回バスでございますが、毎週月・水・金に運行されております。この巡回バスは、JA苓北の支所の廃止に伴う運行でございまして、終点がAコープ及び金融本店までになっております。こちらの役場のほうと、農協さんと1回話をしたんですけど、検討した結果、共同利用ではなく、JAさんの乗り合いバスと町の巡回バスそれぞれと連携を取りまして、住民の方の足の確保をしてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、連携ということですけども、その辺は今後また当然これからルートとか、時間帯とか決まっていくんでしょうけれども、その辺はJAさんとまた話をもつということで理解していいですか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） J Aさんの終点が、先ほど申し上げましたとおり、Aコープと金融本店でございますので、住民の方がAコープで用事が終わられない方もいらっしゃると思いますので、その分はうちの巡回バスを利用していただくとかですね、役場から乗っていただくとかということも考えておりますので、まだ計画中でございますので、J Aさんとは再度協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 町民へのですね、最終的な運行予定表、運行ルート、これはいつごろ開示をされる予定なのか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 今後、関係者と協議をいたしまして、9月初旬ごろに住民の方に周知をいたしまして、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、10月1日に運行開始を考えております。

なお、巡回バスの納車につきましては、半導体部品工場の火災が発生しておりまして、納車は8月の下旬の予定になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 8月下旬に納車予定ということですが、当然、今度町有バスが増えると、現在の運転手さん2名いらっしゃいますけども、今後、台数が増えると運転手さんの雇用も出てくると思いますが、いつごろその運転手さんの募集をされる予定なのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 運転手さんの募集につきましては、令和3年7月のお知らせ版で新たに運転手3名の募集を計画しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 3名ですか。

○企画政策課長（福田誠一君） 3名です。

○8番（野崎幸洋君） 3名。現在の運転手さん2名プラス3名ということでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） ちょっと説明があれだったんですけど、今回、運行形態等も変わりますので、今の方は9月まで、新たに、新規採用で3名を募集します。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今回、アンケート調査をされたわけなんですけども、町としてですね、町が必要とする意向調査は十分できたと今お考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） アンケート結果を受けましてですね、バスを必要とされている地域の方や住民の方の外出行動等の実態についても把握ができたと考えておりますので、今回は効果があったと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今回の住民アンケートによってですね、今言われたように、必要とされている地域、また、意向等がですね、ある程度把握できたと考えられるのであれば、それを今後どのように最適なルートと時間帯を設定していくのかが大きな課題だと思います。

先ほどの答弁では、今回の住民アンケート結果を踏まえ、5月20日に町全体の交通政策庁内会議を開催し、現在の幹線ルートは継続し、枝線を延長していくようなルートを検討した中で利便性の向上を図っていくとの答弁でありましたが、今後も庁内会議の中の担当者だけでルートや時間帯を決定されるのでしょうか。例えば、アンケートによって必要性を示された地域に対して、曜日や時間設定など、さらに踏み込んだ意向調査を行い、その後、区長さん方の意見を聞くなど、住民の意向に沿った検討会議を行うべきではないかと考えますが、今後、そういった予定はあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 今のアンケート以外の意見の聴取なんですけど、8月ですね、区長会役員会のときに、まずご説明いたしまして、今回、新たに運行するルートの設定をする地域の区長さんにもあわせて協議をして、運行開始の準備をしてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 区長さんを入れた中での説明会を行われるということはいいいことだと思いますけども、例えば、既に決定されたことを報告するだけの説明会であるのであれば意味がないと思います。議会への説明もそうですが、ぜひルートや時間設定など変更が可能な時点での説明会等を行っていただきたいと要望しますが、そのような考えはありますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 野崎議員のおっしゃるとおりだと思うんですけど、今回、大分ルートを変更いたします。その中で、住民アンケートの結果、区長さんのご意

見をどこまで酌み取れるかわかりませんが、今回、10月1日から運行開始をいたしますが、適宜、住民の意見を聞きながらということ、何カ月にも一遍ルートを改修できるかわからないんですけど、スタート時点で100%皆様の意見に沿えることはできないと思いますので、今後、そこは検討してまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） それとまた、スクールバスとの連携や関係機関との調整を行い、10月1日の運行開始に向け準備を進められているわけですが、そうすると今後はですね、新規で購入するバス2台とスクールバスを併用した中で町有バスを運行するというので理解していいんでしょうか。スクールバスも現在は2台ですかね、ありますけども、それを全て使うということで理解していいんですか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 現在のスクールバスでございますが、大型2台と14人乗りが1台、3台運行しております。今、木場小学校行のバスは、住民の方が混乗していいバスになっております。今、コロナ禍におきまして、現在、乗車定員が約半分になっております。今後、苓北中学校の、今、木場あたりの例を挙げますと、課外便、通常便と2回行っております。今、部活の方が段々少なくなっておりますので、例えば、今2台行つとる分を木場の小学校生徒に行っているスペースを利用して、木場の中学校の通常便に乗せていくというような計画で1便減らそうかなという案は持っております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、今、コロナ禍で定員が半分しか乗られませんので、今ちょっと止まっている状況でございます。

あと全体的なスクールバスの利用に関しましては、今までも敬老会とか、いろいろなイベントにも利用しておりますので巡回バスとスクールバス、先ほど申し上げましたJAバスを有効利用しまして、住民の方の足を確保してまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 最後にですね、アンケートの回答、1,627件のうち、213件について、意見・要望があったということで、先ほどお聞きしましたけども、その中で意見が多かった、将来的なバスの利用に関すること、次に、バスルート、ダイヤの改善に関すること、バス運行の利便性向上に関すること、以上3項目が意見の件数が多かったわけですが、そういった意見の中でも特に多かったのはどのようなものがあったのか、わかったら1、2点教えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） アンケートの中で、まず一番目に将来的なバスの利用に関することにつきましては、本文をそのまま読み上げます。「現在は、運転はできますが、近い将来運転ができなくなるときがくるので、バスがなくなったら不安です」と

いう意見、「運転免許の返納後は利用したいと思いますので、巡回バスの運行を続けてほしい」という意見が1番目の意見でございます。

続きまして、2番目のバス運行ルート、ダイヤの改善に関するところでございます。

「国道前だけではなく、町道や山間部にも入り込むようなルートを検討してほしい」という意見、続きまして、「高齢者はバス停まで歩いて行けないので、自宅近くで乗り降りできるようなルートであれば利用しやすい」という意見が出ておりました。

3番目に、バスの運行の利便性に関することに関しましては、「巡回バスのダイヤと利用したいときの時間が合わないので、利用しやすい運行をしてほしい」、次に、「高齢者の事故が多発しています。その改善も含め、巡回バスの利便性を向上させれば地域活性化にもつながっていると思います」という意見が寄せられております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 大変貴重なご意見をですね、町民の皆様からそういうふうにいただいたわけですから、これまでというか、ただアンケートを行ってもですね、今後のこの住民サービスの向上につなげなければ、今までの青バス1台のときと変わらなくなってしまう。ぜひ、さらなる追跡調査とですね、さっき言いました、変更可能な段階での説明会を行っていただき、住民の意見・要望をですね、できる限り取り組んでいただき、町内巡回バス運行のサービス向上に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 申し訳ありません。いったん終わったところで。先ほど三大都市圏の都府県名を申し上げましたけれども、肝心の兵庫県、私が申し上げるの多分忘れてたんじゃないかなと思ひまして、会議録に兵庫県の追加訂正をしていただければと思います。申し訳ありません。

○議長（錦戸俊春君） これで野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 通告4番、3番議員、廣田です。今回は4点について、町長、教育長、また担当課長にご質問させていただきます。

町内小学校の統合・苓北中学校の新築について（町内認可保育所の運営も含めて）お尋ねをいたします。

括弧書きを除く、標題の件につき、苓北町教育委員会として、令和2年10月16日、苓北町学校教育充実検討委員会から答申を受けたとのことです。

そのことを受け、苓北町教育委員会として取りまとめ、町長あて報告されています。

その内容としては、苓北中学校の新築の時期については、耐用年数、財政の問題等に

より、当面の間、校舎の老朽化対策を実施することとし、令和8年度以降が望ましいと考えられる。ただし、災害対策等による高率な補助金が出てくれば前倒し検討する可能性もあると考えられる。場所については、現在の場所のグラウンド側に新築。しかし、自然災害による高さ等の問題を解決する必要があると考えられる、とあります。

小学校統合については、統合のメリット、統合しないことのデメリットが現在のところ見当たらないので、保護者等の意向にもよるが、都呂々小学校が完全複式となる見込みの令和7年度頃の時期、または令和12年度頃に町内の小学生規模が1学年1クラスになる時期等が妥当だと考えられる。

学校ごとの段階的統合は難しいと考えられる。

統合小学校の場所については、現在の志岐小学校の校舎を利用すれば、改築等の費用も発生しないことから、志岐小学校が立地条件、規模等により望ましいと考えられる。とあります。

苓北町教育委員会として、苓北町の将来を担う子どもたちのために取り組まなければならない最重要課題であると考えます。

私は、未来の苓北町の子どもたちの教育環境を整えるためにも、苓北中学校の新築、町内小学校の統合是非の検討を速やかに、より具体的に進めていく時期だと考えます。

そこで、3点お尋ねいたします。

質問1、開示いただいた通知文の中に、苓北町学校教育充実検討委員会の答申を受けとあります。この答申をもって検討委員会の責務は終了したということでしょうか。設置目的、構成員等を教えてください。

質問2、町内各小学校の児童数、町内認可保育所の園児数の現在の人数と将来の人数予測はどうなっているのでしょうか。

質問3、苓北町教育委員会議が開催されていると思いますが、この課題についてどのような検討がなされているのか、今後どのように対処していかれるのか。特に、この令和3年度において、苓北町教育委員会事務局として何をしようとしておられるのか、また、町内認可保育所の運営の現状について、苓北町役場（福祉保健課）でどのように捉えておられるのか、今後どのように対処・支援していかれるのか、お聞かせください。

苓北町が、令和3年4月1日からの「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用を受けることとなったことも踏まえてのご答弁をお願いいたします。

次に、町内に宿泊施設を増やす必要があるのではないかと。

令和3年1月29日に開催された議会全員協議会において、令和3年における九州電力(株)苓北発電所の定期修繕（令和3年2月27日から6月30日の124日間）について。

新型コロナウイルス感染防止対策について。

外部から入所する作業者等の管理、体調不良者の取り扱い、作業者等の宿泊先及び人数動向について、企画政策課から説明がありました。

とりわけ、定期修繕に伴う外部からの宿泊者は約720名の見込みで、その内訳として、九州電力関連企業の町内の寮に約180名、苓北町内のホテル、旅館、民宿への宿泊者が約100名、天草市の五和及び下田地区等への宿泊者が約440名予定されています、と企画政策課から説明がありました。この440名とは、1日当たりの人数で、その期間の延べ人数ではないと考えます。これだけの人数が町外に宿泊し、日々苓北町へ出勤されている状況になっていることになります。また、町内では、現在、休館されている旅館もあります。

そのことも含み、観光面も捉えて、町内に宿泊施設を増やす必要があると考えます。町長の考えをお伺いします。

3. 「点」在する観光資源を「線」にできないか。

苓北町坂瀬川西川内には、20年くらい前から自己所有の山を地元の人の憩いの場として公園化、現在も進行中の風光明媚な「かずま園」という公園があります。なお、かずま園という固有名詞につきましては、園長の了解を取らせていただきましたのでご報告を申し上げます。

平成の終わり頃から、さくら植樹の一般公募（オーナー制）を行っておられます。

また、苓北町坂瀬川西川内地先には、朱色の鳥居ともいべきモニュメントが設置された、奇岩「おっぱい岩」があります。1億年の長い時間を感じさせる海岸の浸食風景とともに見応えがあります。

今回は、坂瀬川西川内にあるその箇所を一例としてご紹介しました。

また、坂瀬川・志岐地区の風力発電の風車や苓北町を発着とする天草西海岸クルーズも魅力ある観光資源となり得ると考えます。

コロナ禍となりますが、何かしらこのような「点」在する観光資源を「線」としてうまく結びつけることができないか、町長のお考えをお伺います。

町内小中学校校歌（歌詞・音源）を町ホームページに公開できないか。

朝礼、行事、式典など、ことあるごとに歌われる校歌。

校歌の歌詞・音源を著作権者である作詞作曲者またはそのご家族から利用の承諾を得て、町ホームページに公開してほしいという声があります。

文化の継承、郷愁の視点からも廃校となった学校を含めてお願いしたいものです。

ぜひ、ご検討ください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の町内小学校の総合・苓北中学校の新築についてと、4点目の町内小中学校の校歌を町ホームページに公開できないかの質問につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。しかし、私も意見を持っておりますので、一言付け加えさせていただきます。

まず、苓北中学校の新築については、これはもうなるだけ適化法が抜ける場面が出てきたらすぐにやりたいと、5年後ぐらいじゃないかなと考えております。そのために、今年も4,000万円、改築基金をつくって積み立てております。そういった意味で、適化法が抜けます頃にですね、改築をしたいと、更新ですね、をやりたいと考えております。当然、新しい過疎法の中では、いわゆる割増し補助がありますので、そういった意味でもこれは追い風になってくると考えているところであります。

また、小学校の統合については、今までは数のことだけでご審議をいただいておりますので、でき得れば、統合することによって子どもたちの教育の中身がどう変わっていくのか。それがメリットであるのか、デメリットであるのかも含めた中で、そういうこともご審議をいただきたいと、教育長にお願いをしてあります。ぜひ、そういうことも含めた中で統合なのか、今までどおりやっていくのか、含めてご検討いただいて、答えを出していただきたいと考えているところでございます。

それでは、2点目の町内に宿泊施設を増やす必要があるのではないかとということでございますが、只今質問の中にご指摘があったように、九州電力の定修の数からしますと圧倒的に足りません。しかし、これは期間が限定されます。民間の方にお勧めをするんですが、やはりやっぱりリスクというものをお考えになられますので、なかなか難しい。そして、今までやっておられたところが休んでおられますが、これは後継者がいらっしゃらないということで、この後継者の問題をどういうふうに解決できるかですね、施設がそのままになっているのはもったいないと言いますか、そういうこともあると思うんですね。

それと定修だけをあてにしても、やはりなかなか魅力が出てきませんので、定修以外にやっぱりやれる自信のえられる方にぜひやっていただきたいと。そのときにはある程度町もですね、後押しを考えなければならないと思っておりますし、宿泊施設でもですね、ABCがあると思うんです。個人の方々がゆっくり泊まっていただける宿、あるいは、定修などの方々が泊まれる宿、そして、あるいは大手の旅行会社がツアーに使うホテル・旅館、こういうものが1つずつでもできてくれないかなと、そういうことで今まで誘致をやってまいりましたが、今まではあまりにも小さすぎる会社に要望をしておりましたので、今後ですね、やはりフェリーも含めた中で、経営をですね、しっかり捉えた中でホテルをつくっていただける方には、やはり我々も格段の決心をして、支援をしなければならないと思っておりますので、いよいよそういうことも始めてまいりたいと考えているところでございます。

まずはそういうことも含めて、観光の面からもですね、宿泊施設がないとただ一過性、通り過ぎるだけ、土産物は買い求められる方もいらっしゃると思いますが、やはりそういった面で経済効果が薄い、やはりそういったことも考えながらですね、宿泊施設を一定程度は元のような形にできないか頑張りたいと考えております。

この観光をですね、「点」から「線」にできないかとのご質問であります。まず、1点だけをですね、してもそんなに感動される方たちも少ないんじゃないかと思っておりますので、できれば、以前ご利益ツアーをやりましたときには好評でした。小型のバスいっぱい乗られてですね、皆さん方、おっぱい岩、そしていろんな苓北の観光拠点をですね、回られましたので、ああいった形でやはり試みを改めてやってみたらどうかと考えているところでございます。

それと、先ほども触れられましたが、海からの眺めは非常に苓北町いいんですね。東海岸からの眺め、そして、西海岸、私も乗りましたけれど、やはりこの山の方に今度は風力発電ができるわけですから、山がですね、そのまま見えるんですよ。山の上から下まで、海から見ると。そうすると、非常に今度は13基もおつくりになる。そういう中で、その風力発電の見学もしながら、西海岸を周遊するということも可能になってくる。そういうことを踏まえながらですね、しっかりとこの対策に取り組んでまいりたいと考えております。

そういうあまくさ苓北観光協会、やはり主催なさるわけですから、先ほど商工観光課長が申しましたように、やっぱり自分たちでしっかりできる、計画ができる、そして計画を実行できる協会にしてほしい。それまでは当然、今までのように町がお手伝いをしてまいります。そういった形ができるような形でこの起業人の方、そして、お助け隊の人がタッグを組んでいただいて、しっかりと町の観光振興にですね、関わっていただければと考えております。

また、今年度のイベント開催につきましては、ワクチン接種が進まないこともあり、現時点では難しい状況があります。先だって、「かずま園」の所有者の方と前回のイベントでおっぱいまんじゅう等のおもてなしをいただいた西川内の女性代表の方に一体となったイベント開催について打診いたしましたところ、前向きなお返事をいただいたので、今後、観光協会も含めた中でという書いてありますけれども、もっとこう線が長いわけですから、苓北町、これだけだと本当に1時間もあれば終わってしまいます。やはりもっと線をですね、長くした形でやっていければと考えているところであります。

以上で、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の廣田幸英議員の質問に答えさせていただきます。

まず1点目の町内小中学校の統合・苓北中学校の新築についてでございますが、苓北

町学校教育充実検討委員会は、苓北町教育基本方針による学校教育の努力目標の達成に向けて、教育の質の向上並びに学校及び教職員への支援に関する検討、その他の学校教育のあり方に関する調査及び検討を行い、教育委員会へ具申を行うために令和元年7月に設置されたもので、これまで3回の検討委員会を開いております。

委員は15人以内、小中学校の校長、保護者代表、公民館長、学校運営協議会委員の代表者、その他教育委員会が必要と認める者で構成され、任期は1年間となっております。

これまで統合によるメリット・デメリットについての資料も提示し、協議をいただいているところでございます。

今後の取り組み予定ですが、今年度、委員の委嘱と承諾を経て8月に今年度第1回の検討委員会を開く予定になっております。その場において、引き続き、新築、それから統廃合についての協議を進めていただくという運びになっております。

次に、町内各小学校の児童数の現在の人数と将来の人数予測についてですが、先にお届けしましたように、減少傾向は著しく、特に令和6年度及び令和8年には、前年度と比べて大幅な減少が予測されております。1年生を除く隣接する学年の児童生徒数が16名以下の場合、1年生を含みますと、1年、2年で8名、2年生以上ですと16名以下、16名を越えない場合には複式学級の編成となります。学級数の減とともに、教職員数の減につながります。苓北町では、現在、坂瀬川小学校の3年生、4年生、都呂々小学校の3年生、4年生と5年生、6年生が複式学級の編成となっておりますが、令和7年度は、都呂々小学校では全校児童29名の完全複式の編成とならざるを得ない状況にあります。完全複式となりますと、学級担任が3名、校長1、教頭か事務1、そして養護教諭と、最大の6人での県費負担教員となってしまいます。

次に、教育委員会としての対応ですが、これまでのところ少人数の学級、複式学級の児童にあっても高い学力を維持しており、現状では学力面での支障はないと考えております。原因としましては、学校と家庭との連携協力、各学校に配置の学習支援員補助指導、先生方の指導力はもちろんですが、挙げられます。また、スクールバスを活用しての合同行事や交流授業の実施、リモートによる意見交換等により、多様な考えとの出会いや友人関係の構築にも今後も支障はないものと考えます。ただ、完全複式となった場合は、先ほども申し上げましたとおり、最大数6人の県費負担教職員となり、児童の学習権の保障が大きな課題となってまいります。先生方の出張・研修で担任が1名いないとなった場合には、現在のところ補充にいく教員がおりますけども、これが難しくなっております。このような状況が考えられていきます。

私たちの今後でございますけども、このような状況を踏まえ、小学校の統廃合も視野に入れながら、あくまでも児童を中心に据え、「生きる力」の理念に基づく「知・徳・

体」の育成に引き続き努力してまいります。

また、先ほど町長のほうからのお話にもありましたけれども、苓北中の新築の構想も含めた各学校の施設整備に関しましては、本年4月1日からの「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用に伴い、過疎地域等を対象とした文部科学省所管の補助金の補助率嵩上げや充当率70%の過疎債の適用などを過疎地域としての有利性を生かしながら、その充実を図っていきたいと考えております。

次に、町内小中学校校歌を町のホームページへの公開についてでございますが、このことについては、議員のおっしゃるとおり、文化の継承、郷愁の年、郷土愛を育む点からも非常に意義あることだと認識しております。

かつて分校を含めると160を超えていた天草郡市の小中学校は、現在、小学校32校、中学校20校に統合され、それに伴って校歌も忘れ去れようとしているのが現状です。

現在、天草市のラジオ局から各学校の校歌が放送されておりますが、苓北町関係は、4つの小学校と旧3中、そして新苓北中の校歌が本年4月13日の旧坂瀬川中学校校歌の放送を皮切りに、今後も順次放送される予定になっております。

また、木場小学校校歌につきましては、音源がなかなか見つからないという状況にございましたけれども、このほど楽譜を手に入れることができましたので、これに伴奏を付け、苓北中学校の中学生の歌声で復活をさせるというところまでいっております。来年度には、申し訳ありません、木場小学校校歌の放送予定が令和4年の7月と、順次各学校放送をやっておりますので、ですので、来年度には苓北町全小中学校の校歌が放送されることになりました。

町ホームページでの公開につきましては、6月7日、昨日から公開を行っておりますが、これから木場小学校校歌も準備ができ次第、それに組み込ませていただき、町内小中学校のできれば専用ページを作成していけたらというふうに考えております。これには各課からの協力を快くいただいておりますので、そのようなことが実現できるものというふうに考えております。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 教育委員会のほうにちょっとお尋ねをいたします。

校歌のほうで、ぜひ苓北中学校の生徒の声で入れていただきたいと。天草郷友会からリンクしてという話もございましたけれども、あれは濁っとります。声が濁っとりますので、子どもたちのさわやかな歌声でやっていただきたいと、ホームページのほうよろしく願いいたします。

また、小学校の統廃合、これについて、私も苓北町では端のほうにおりますので、廃

校になるというのは、中学校でちょっと寂しい気持ちをしましたものですから、小学校もかよと思いますけれども、時の流れ、これは致し方がないのかなと思いますけれども、慎重に行っていただきたいと思います。

また、苓北中学校の新築につきましては、先輩議員たちからも最初からずっと言われてきたことでございます。この度初めて、5年後にはという目安ができました。その件につきましては、この検討委員会3回会議を行ったと。そうした中で教育委員会に答申をされた。それをもって町長に答申をされたということですね。そのときに、議会にはする必要はなかったんでしょうか。ちょっとお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） すみません、中間答申という形で、これからの方向をですね、町長にはお知らせしたいというところでの報告でございまして、最終答申というふうなそういう認識はまだございませんでした。ということで、議会への報告はまだやっております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 私も今回、この質問をするに当たって教育委員会に行って初めてこの中間答申をいただきましたので、ああもうここまで進んでいるのかなというのが、実際の感想でした。先ほども言いましたけれども、やっぱり端のほうは寂しゅうございます。そこのところもどうぞよくお考えになって、していただきたいと思います。

また、保育園のことについて、福祉保健課長、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございませんでした。認可保育所の件について、ご報告させていただきたいと思います。

6月1日現在の認可保育所の園児数でございますが、町内6園で町内の方の利用が195名、苓北町の園児です。195名。と町外の方が預けられているのが36名。あわせて231名が現在、町の6園を利用されております。

2024年における推測でございますが、0歳児から5歳児までの人数で197名と推測をいたしておるところでございます。

それと、認可保育所の運営の現状でございますが、運営費用につきましては、ご存じのとおり、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、そのほか保護者の毎月の保育料の負担等でありましたが、経費につきましては、国が定める全国统一単価に基づきまして支弁をいたしております。保育所の運営費用については、統一単価に基づいて支弁をいたしております。

今後ですね、当然少子化が進行してくるかと思っております。少子化、その少子化へ

の対処といたしまして、この運営費用についての単価でございますが、利用定員という数字の枠がございまして、利用定員によってこの運営費用の単価が違ってございまして、利用定員の数が少ないほど単価が上がる仕組みになっております。それによりまして、利用定員によって単価が異なるため、各施設の園児数に見合う運営費用となるように、人数予測に基づいて利用定員のほうを保育園と協議しながら変更をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。詳しく教えていただきまして。

次に、「かずま園」ですけれども、おっぱい岩から「かずま園」、また風力発電所の景色、これはもう風力発電所の3号機は特に景色がいいそうです。そういったところを何とか公園化、公園化はちょっと厳しいかもしれませんが、ハイキングコースとか、遠足のコースに取り入れてもらえないかなということもあります。「かずま園」ですけれども、お客さんが多すぎてちょっと心配事が、トイレがないと。簡易トイレを1つは設置しているんですけども、お客さんが多いときに、子どもが多いときには、やっぱり心配しますというようなことでした。そういうところも町と相談をしながら、町の施設となれば縛りがきますけれども、そういうところもちょっとアドバイスをいただいたりとか、それとですね、「かずま園」に行くまでの町道津岬線、あそこの真ん中は舗装がしてるんですけども、両端が1メートルずつぐらいあるんですけど、その舗装がなされておられません。あそこを舗装していただければ、離合もできるので、交通渋滞も起きなくて済むんですけど、これは西川内の区長さんからの行政通信でも上がっていると思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 津岬線の道路敷きですね、の舗装につきましては、昨年ですね、区長さんから行政通信で上がっておりまして、回答といたしましては、予算ですね、が相談しまして検討させていただきますということでございましたので、回答させていただきました。全線をですね、舗装するのはちょっとやっぱりいいと思いますが、離合箇所としてですね、16メートル区間ですね、車道、今現在3メートルを約4.9メートルぐらいにはできるのかなということで、現地を見させていただきましたので、この点につきましては、補正予算で対応できれば財政と相談しましてですね、9月以降、検討させていただきたいと思います。当面はですね、西川内線と津岬線、風月線で環状道路になっておりますので、行は津岬線を通っていただきまして、帰りはですね、西川内線のあの下萱場橋方面にですね、抜けてぐるっと回っていただくようなご案内をさせていただくとですね、渋滞が緩和するんじゃないかと思っておりますので、検討をお願い

したいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） できるだけ、やっぱり一番にぎやかなときに整備をしていただいて、ああよかったよと、町民の方から言っていただけるようなそういう行政を望みます。ただ、西川内地区の町道につきましては、行った方はご存じと思うんですけども、自分の家の前はほうきできれいにはわかれます。ほうきがもう重いという人は、ブローアードで吹き飛ばすというようなことで、もう地区をあげて、道路沿いの皆さんあげて「かずま園」への道路を清掃をされておりますので、そういうところこそやっぱり目をかけていただきたいと思うんですけど、いかがでしょう、もう1回。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） お答えとしましては、只今ですね、その事業費が幾らかかるか。補修ですね、対応できるんじゃないかと思っておりますので、そこはまた再度検討させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 「点」在する観光資源を「線」ということでございます。おっしゃるとおり、先だって、町長が回答しましたとおり、西川内地区の女性の代表の方、並びに「かずま園」所有者の方、一昨日も私も実は行きまして、3回ほどずっと所有者の方とはいろんな意見を交わさせていただいております。これまでの二十数年の思いもあらわれて、とにかく地域の方々とか、いろんな方々に恩返しといいますか、その喜んでいただきたいというお気持ちもございましたので、そのコロナの状況がですね、また落ち着きましたら、まずこの西川内地区の方、女性の方々も意欲があられますので、観光協会等ですね、また協議の場を持たせていただきながら、まずは「線」は将来的な考えとして、「点」をですね、いろんな観光スポットをまずつくっていくと。そこをまずつないでいくというふうなところで観光の振興に努めてまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） はい、終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

ここで2時40分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告5番、山口利生君。

○1番（山口利生君） 通告5番、1番議員、山口利生です。質問通告書に沿って、新型コロナウイルスワクチン接種及び高齢者等の避難対策について、町長へ質問いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種について質問いたします。

感染力が強い新型コロナウイルスの変異株が4月以降、関西地方で急増し、全国的に急拡大したことから第4波が発生しました。政府は、東京都など10都道府県に3回目の「緊急事態宣言」を発令、8県にまん延防止等重点措置を適用し、これまで以上の厳しい感染防止対策を実施しました。しかしながら感染力が強い変異株に翻弄され、感染者数は減少傾向となったものの病床使用率が高止まりしているため、先行して発令した9都道府県の「緊急事態宣言」の5月31日までの期限を6月20日まで延長しました。

熊本県は、緊急事態宣言に準じた「まん延防止等重点措置」が5月16日から6月13日まで適用されたことから、飲食店への営業時間短縮や不要不急の外出自粛の要請を全県に拡大し、特に、感染状況が深刻な熊本市の飲食店に対しては、酒類やカラオケを終日提供しないように要請するなど感染防止の強化措置が実施されました。県内の5月の新規感染者数は、月間最多の2,099人と急増し、6月6日現在の感染確認者数は6,348人になっています。6月に入り、新規感染者数は大幅に減少していますが、リバウンドの恐れもあり、さらなる警戒を呼びかけています。

政府は、新型コロナウイルス感染防止の切り札となるワクチン接種を迅速に実施するために、16歳以上の人口を上回るワクチン量を確保し、アメリカモデルナ社製ワクチンを使った自衛隊による大規模接種センターの開設に加え、一般接種の迅速化を図るために、大学、職場での接種を開始させるなど、矢継ぎ早に様々な施策を打ち出しています。

熊本県は、県内高齢者約54万人を上回る約59万人分のワクチンを確保し、各自治体に6月第4、5週に約13万人分を追加配分し、全45市町村が7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種を完了する見込みと公表いたしました。

苓北町は、天草慈恵病院を中心に、各医療機関との緊密な連携により5月3日から高齢者介護施設の入所者や介護職員等への接種を開始し、在宅高齢者へのワクチン接種も5月24日から本格的に開始され、7月末までに2回の接種を完了させるとのことですが、ワクチン接種の状況等について、6点、町長へお聞きいたします。

1点目は、高齢者や介護施設職員を含めたワクチン接種の進捗状況と接種による副作

用の発生報告があっているのか、お聞きいたします。

2点目は、当日体調不良等で接種をキャンセルせざるを得ない場合に、次回の接種予約の取り扱いはどうなっているのか、お聞きします。

3点目は、高齢者等へのワクチン接種が7月末までに完了し、いよいよ16歳から65歳未満の町民への接種が開始されると思いますが、今後の接種計画についてお聞きします。

4点目は、重症化しやすい基礎疾患がある人や障がい者への優先接種を行う予定なのか。行うとすればいつから実施されるのか、お聞きします。

5点目は、変異株が主流化し、若年層の感染者が全国的に増加しています。熊本県でも6月2日までの県内感染者のうち、20歳未満の感染者が725人と全体の1割以上を占めております。苓北町の感染確認者はいまだ1名に止まっていますが、保育園や小中学校でのクラスター発生を防止するために、保育士や教師等への優先接種も必要であると思いますが、町では検討されているのか、お聞きいたします。

6点目は、町内に在留外国人が51世帯60人おられるとのことですが、中には日本語が若干話せても読めない人が多数おられるかと思えます。日々の生活にも不安を抱えておられる在留外国人へのワクチン接種対策をどのように進めていかれるのか、お聞きします。

次に、高齢者等の避難対策についてお聞きいたします。

5月15日に熊本県内を含む九州北部地方が梅雨入りいたしました。今年は昭和26年の統計開始以降、昭和29年5月13日頃に次ぐ2番目の早さで、平年より20日早いとのこと。近年、地球温暖化の影響による局地的な集中豪雨や大型台風の襲来による大規模災害が全国的に増加しており、人命を守るための迅速な対応が求められています。

4月28日の参院本会議において改正災害対策基本法が可決・成立し、災害時に市区町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されました。早速、5月20日、梅雨前線の影響で熊本県南部を中心に1時間に50ミリ超の大雨が降り、10市町村が避難指示を発令しましたが、避難者対象3万7,616世帯（8万5,227人）のうち、避難した住民は255世帯（455人）しかおらず、新型コロナへの感染警戒が影響かとの新聞報道がありましたが、人的災害を未然に防ぐためには、町からの避難情報の段階に応じて住民一人ひとりがどう行動すべきかの周知徹底が一層重要であると思えます。

苓北町は、昨年度から避難所における新型コロナウイルス感染防止対策や緊急避難誘導対策等に力を入れています。高齢者や障がい者等への避難対策について、4点、町長へお聞きいたします。

1 点目は、避難行動要支援者名簿と個別計画についてお聞きします。

昨年 7 月 4 日、人吉・球磨地方と県南地域において、これまで経験したことがない集中豪雨により、球磨川等の河川氾濫や土砂崩れ等により甚大な被害が発生し、死者 65 人のうち、65 歳以上の高齢者が 55 人、85%を占め、高齢化が進む地域における避難のあり方が問われています。

国は、東日本大震災を教訓に、災害時に支援が必要な人の情報を集め、民生委員や自治会などと共有するため、避難行動要支援者名簿の作成を義務づけ、さらに、避難方法や支援者を決めておく個別計画の作成を求めています。

苓北町は、避難行動要支援者名簿を毎年作成し、各区長へ配布して情報を共有し、個別計画も順次作成しているとのことですが、個別計画も区長や自主防災組織と情報共有していないと災害発生時に迅速な避難誘導ができず、取り残される恐れもあるのではと危惧します。

そこで、個別計画の作成状況及び区長や自主防災組織との情報共有化の現状についてお聞きします。

2 点目は、福祉避難所についてお聞きします。

町では、介護が必要な高齢者や障がい（児）者の緊急受け入れを行うため、町内の 4 社会福祉法人と協定書を締結し、災害時等に町が必要と判断した場合に、緊急受け入れを要請できる体制を構築されていますが、福祉避難所への緊急受け入れ要請を行った人数と受入先についてお聞きします。

3 点目は、先般、内閣府は、福祉避難所への受け入れ対象者と家族を事前に指定し、直接避難が可能になる制度を創設したとの新聞報道がありました。町の今後の対応方針についてお聞きします。

最後に、ペット同伴の避難についてお聞きします。

苓北町の狂犬病予防法に基づく犬の登録数は、令和 3 年 3 月末で 296 頭とのことですが、ひと昔前は番犬として犬小屋につながれている犬が大半だったと思いますが、最近では生活に潤いを与えてくれる大切な愛犬として、家の中で家族同然に育てている方もたくさんおられます。町から避難指示が発令されても動物が苦手だったり、アレルギーの症状が出たりする人に迷惑をかけられないため、子ども同然の愛犬を置き去りにして指定避難所に避難できない方が多数おられるのではと思います。

先般、熊本市では、熊本大地震発生後、多くのペットと飼い主を受け入れた動物病院と、災害発生時の避難所設置協定を締結したとの報道がありましたが、苓北町におけるペット同伴の避難はどのようになっているのか、町長へお聞きします。

以上で、一般質問を終わります。町長の答弁に対しまして、一問一答方式により、自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、コロナウイルス関係のご質問でありました。高齢者へのワクチン接種の進捗状況と副作用の発生状況についてでありました。5月末日現在、高齢者へのワクチン接種におきましては、1回目を打たれた方が674名、2回目、既に打ち終わった人が101名になっております。

副反応の状況についてでございますが、5月末現在で、施設入所者80歳代女性の方の発熱が1件ありましたが、体調には問題なく、回復をされております。

次に、当日の体調不良等で接種をキャンセルした場合の接種予約についてであります。まず、キャンセル分のワクチンにつきましては、議員ご承知のとおり、町におきまして内規を制定し、ワクチンを無駄にしないための体制を関係事業所の協力により構築し、広報れいほく5月号で周知を図ったところでございます。また、当日キャンセルされた方への接種につきましては、医療機関において、改めて日時を設定し、ご本人へ連絡をいたしております。

次に、16歳から65歳未満の町民への接種計画についてでございますが、高齢者と同様の取り扱いによりまして、6月末に対象者の方々へ接種券等を郵送する計画であります。接種を7月下旬からはじめ、2回目の接種を10月末までには完了する計画で準備を進めているところでございますが、若い方に早く打ったほうがいいという意見もございまして、この計画よりも早く進められるように努力をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、基礎疾患がある人や障がい者への優先接種についてであります。基礎疾患がある人や障がい者の方で基礎疾患に該当される方につきましては、優先接種の対象となりますので、本人からの申し出により把握を行い、もう既に把握をしております。6月中旬頃に接種券等を郵送する計画でございます。

次に、保育園や小中学校の保育士、教師等への優先接種についてでございますが、保育士や教職員につきましては、国・県が示しております優先接種には該当しておりません。しかし、子どもたちと接する機会が多い保育士や教職員の方々には、接種券等がお手元に届きましたら、早めに申し込みをしていただき、できれば私たちの努力の中で優先接種の方々の後にでもなるだけ早く打っていただけるように手配をしていきたいと思っております。

次に、町内の在留外国人へのワクチン接種についてであります。日本国内に居住する外国人の方は、原則として接種の対象となりますので、苓北町に外国人登録されている方で、高齢者の方には、国籍に関係なく、既に接種券を郵送しております。16歳から65歳未満の方々には、6月末に接種券等を郵送いたします。

なお、外国人の方への接種に関する案内につきましては、国が作成しております多言語対応の説明書を添えて通知いたしまして、事業所にお勤めの方には、雇用主の方にもワクチン接種についてご説明をさせていただき、対応してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、高齢者等の避難対策、これからそういう時期に入ってくると思いますが、個別計画の作成状況につきましては、最新の避難行動要支援者名簿、掲載者が344人分ありますが、そのお一人お一人について、どなたが介護支援をして避難をするかということも決まっております。作成を完了しているといころであります。

情報共有を図るために、それぞれの区長さん、消防、警察、社会福祉協議会、各民生委員、総務課防災担当へ配布をいたしております。

続きまして、福祉避難所への緊急受入要請人数と受入先の状況についてであります。楽洋の里、梧葉苑、寿康園の高齢者施設3カ所とはまゆう療育園の障がい者施設で、あわせて4カ所と協定を締結しております。計250人を受け入れていただくことになっております。その他に、町の施設の中で、苓北町総合センターや各公民館におきまして、1世帯を2人と換算した上で、要支援・要配慮者を計40人の受け入れとしております。以上、合計8カ所で受け入れ人数は290人でございます。

次に、福祉避難所への直接非難の件でございますが、災害対策基本法等の一部を改正する法律が本年5月20日から施行され、これまでの福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定されました。

苓北町といたしましても、災害時に配慮を要する被災者の方々へよりよい対応が実現できますよう、福祉避難所開設の協力をいただいております福祉団体等をはじめ、各関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のペット同伴の避難場所の確保についてであります。

これについては、以前から大きな課題であり、難しい面がございます。ペットの避難につきましては、ペットと一緒に避難する「同行避難」と飼い主とペットが同じ空間で避難生活を送る「同伴避難」がありますが、町では、現在、ペットの避難については、室内での同伴避難は禁止としております。鳴き声や糞尿の問題、アレルギーをお持ちの方など他の避難者への対応、避難所の外でのペット用避難施設等がありませんので、同行避難もお断りをしております。ただし、車で避難所まで来られた場合は、車の中は可能としております。

しかしながら、国や県の方向性としては、ペット同行を可能とするよう求められているようでありますので、今後、国・県の考え方が具体化しましたら、それによって検討を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、ちょっと1点、16歳から65歳未満の人への一般接種です。質問いたしましたように、障がい者とか、基礎疾患のある方は6月中旬に発送して、まず第一陣で打ってもらえるような仕組みづくりをされていらっしゃるということですので、ぜひそのような方向性を示していただければと思います。

それと、当日、体調不良でキャンセルした場合の接種予約はもうこれは医療機関任せで、あとでまた本人に報告というようなことというふうに今答弁がありましたけれども、また、最後のほうに戻るんでしょうかね、それともキャンセルで受けた方、当然、高齢者の中でも当日もしキャンセルがあった場合は優先的に受けられるというようなことになっているかと思いますが、その方たちの後に押し込むというような形で対応されるのか。やっぱり、大分また後になると非常に厳しいことになるのかなと思いますので、その辺りについて、再度お答えいただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） ワクチン接種の16歳から65歳未満の部分でございますが、6月下旬にですね、通知のほうを出しまして、その後、接種の申し込みの受け付けをさせていただきたいと思います。接種につきましては、7月下旬を今のところ接種開始という計画で進めさせていただいております。

あとキャンセルに対する対応でございますが、申し込みを受け付けた段階で1時間以内にキャンセル対応ができる方の情報も医療機関のほうにお渡しをしておりますので、医療機関のほうでキャンセルが出た場合は、その方へ連絡をしていただいて、その方がすぐ対応できればですね、その方の順番のところにまた次の方を入れた対応をしていくというような穴埋めをそのまま順番で対応するということでさせていただいているところでございます。ここは各医療機関、同じ取り扱いということです。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございました。

次に、16歳から65歳未満の町民への接種についてですけれども、内規のほうを先だって広報のほうでお知らせさせていただきました。内容を見たところ、その中で、16歳から65歳も同じような1週間、1週間で区切った中で年齢の高い、言うなれば64歳ですかね、64歳の人から順にこう順番を決めていくというふうなことにされるんだろうかなというふうに思いますが、今から16歳から64歳の中で、特に働き手の方ですね、町外を主に営業で回られる方とか、いつも無線ではですね、町外できるだけ行くなと、また、特に指定、緊急事態宣言やまん延防止とかのところには行かないようにというような広報無線の依頼があっていますが、やっぱり仕事柄どうしても行かざるを得ない

というような方も相当数いらっしゃるんじゃないかなと思います。そういうふうな特別な事情があられる方ですね、そういう方は、特に申し出を受けてですね、優先接種という形ででもしていただければ、やっぱりご家族も相当心配されるんだと思いますね。私たちはもう言われたとおり、苓北町から出ないと。仕事柄そういうのがありませんので、よっぽどじゃない限り出なくていいんですが、やっぱりその仕事はどうしても生活に直結する方たちですね、やっぱり行かないと生活ができないというようなやむにやまれない事情がありますので、ぜひそういった事情がある方についてもですね、障がい者と基礎疾患の終わったあとにですね、そういう理由があれば優先というような形を取っていただければと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 16歳から65歳未満の方で、町外に勤務される方とかですね、町外に行かれる機会が多い方というのがなかなかこちらのほうで把握ができませんので、この決められた範囲内での通知をいたしまして、そういったどうしてもですね、早く打ちたいということであればですね、こちらのほうでわかればそういった対応もできるんですが、まあこの前の最初ですね、高齢者接種の中でも順番というところで、大分もめたこともありましたので、せっかく内規を作りましたので、その期間、受付期間内で出された方の中で年齢の高い方から順番にという取り扱いでしていきたいというふうに、そこはぶれずにやっていきたいなという考えではおりますけども、高齢者と同じ取り扱いということですね。ですから、町外で勤務するから早めに接種をしてくれということじゃなくて、その方が早めに申し出をしていただければですね、提出ですね、希望をされる医療機関等の申し込みをしていただければ、その中で対応をしていきたいということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） えっとですね、私も64になりますから、多分、次回は一番最初の先頭のほうになるかなと思います。ただ、私が申し上げたのはですね、今、苓北町は1名に感染者止まっております。これも一生懸命町民の人たちがですね、できるだけ感染しないようにというようなことで頑張っておられると思います。町外に出たときもですね、できるだけもう外に出ないというようなことを一生懸命されている結果じゃないかなという推測はするんですが、ただ、どこにそういう感染者がいるのかというのはやっぱりわかんないですよ。そういう中で、危険も省みず、やっぱり出ざるを得ないというようなことがあります。町では当然、その把握はできないと思いますが、本人からそういう申し出があれば、優先的に検討しますとかいうようなことをですね、検討していただければ、町民にもそういう旨をきちんと出せばですね、納得していただく苓北町じゃないかなと思います。やっぱり、もし持ってきてしまった場合はですね、

当然家族とか、今度は関係する会社の人たちにも相当な迷惑をかけるということになりますので、やっぱりもうコロナワクチンを打って、自己防衛するしかないんですよね、今現在。やっぱりそういうこともですね、もう少し、ぜひ町長はそういうことも検討してですね、内規の見直しはですね、ぜひお願いいたしたいと思います。それはもう今多分お答えは担当のほうではそれはできないと思いますので、この間内規について、全町民に出していますから、このあたりは検討すると。やっぱり16歳から64歳までが一番難しいと思います。もう65歳以上は大体家におりますから。だからかかる率は非常に少ない中ですので、おっしゃるとおり、じっと我慢しているというのが現状だと思いますが、それ60歳未満の方は働き手ですから、そのあたりは十分検討する必要があるんじゃないかなと思います。

次に、12歳以上へのワクチン接種を無料化するというふうな政府の判断が出ています。ただ、今現在は16歳以上を接種対象としておりますが、先ほど質問の中にも申し上げましたが、変異株がやっぱり若年層にも相当広がっております。先だって、神戸市のほうでは、教育委員会との協議の上、中学校、高校での集団接種を実施するというような報道がありました。ただ、今日、伊根町だったかな、逆に12歳から接種をしようとしたらすごいクレームが役場にきたと。私たちの子どもを殺すのかとかいうようなクレームで非常に困惑しているというようなことがありましたが、やっぱり家族内感染とかですね、苓北はすごいバリアを張り巡らしてありますので、なかなか入ってこないかと思いますが、もし入ってきた場合は、やっぱりどうしても感染する可能性もありますのでですね、12歳以上の中学生ですけれども、その辺りの接種というふうなことの検討は、今されていらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 現在、町におきましては、16歳以上を接種する計画でございます。12歳から15歳につきましては、国のほうは各自治体に接種するかしないかは委ねるということでしておりますので、現在、苓北町のほうにおきましては、16歳以上の接種を進めていると、64歳までですね、進めていきたいというふう考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今後、どのような状況になるのか、やっぱり全国的に若年層、特に中学生とか小学生まで広がるというような状況であれば、再度、そのときは早め早めにですね、ワクチン接種の対象年齢の拡大というのは、ぜひ検討をお願いいたしたいと思います。

あと高校生ですね、町内に拓心高校のマリン校舎の生徒が40人から50人ぐらいいるのかな。がおられます。この方たちはほぼ町外の方が大多数を占めておられるかと思

いますが、拓心高校の子どもたちは対象ですよ。16歳以上ですから。この生徒たちに対するワクチンというのは、これも医療機関とするのか。インフルエンザの予防接種みたいに学校のほうでの集団接種というようなことを考えておられるのか、お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 16歳の年齢ですね、これ高校生になりますけども、16歳になる誕生日がありますよね、16歳というのが、12月生まれでしたら、その12月になるときにあわせて、この16歳部分はお送りをさせていただくことになりまして、今、私たちが計画しているのが、10月末までにとりあえずは2回の接種を終わりたいということですけど、その枠からはみ出る方々も高校生ですね、高校生ですけど、16歳になる方です。考え方ですね。誕生日が来ないと接種できないんですよ。16歳はですね。そこのちょっと対応の仕方がちょっと変わりますので、国が定めております、令和4年の2月28日までに接種できる、2回接種をですね、受けてもらうような対応はしますけども、この私たちが今進めております7月末から10月までの間で、誕生日が16歳になられる方はですね、10月までに。高校生の対応はちょっと一般の方とちょっとずれてくるという考えですけども、その町としては、集団接種と個別接種を考えている、この7月から10月の期間はですね。ですから、高校生が16歳になったときに、7月から10月に16歳になっていけば、その中で集団接種1回目か、あるいは2回目を打てるという形になります。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 12歳まで打てと国は言っておられますが、もうちょっとはつきりした意思の中で責任性を持ってそういう発言をしていただきたい。そういうことが出てくればですね、我々も積極的に打っていく。あるいは、もしかしたら、保護者の方に同意書をいただいた上で打つということにもなるかもしれませんが、どちらにしろ、県を通じて、国に対して、その辺のところの明確なやっぱり指示をしていただくようお願いをしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 12歳から16歳、非常にまだまだ問題があるかと思いますので、状況を見ながら、ぜひいろんな方面で検討をお願いしたいと思います。

ただ、私が先ほどですね、マリン校舎の高校生、それとここから本渡のほうに通っている高校生とか多数いらっしゃるかと思います。ただ、マリン校舎の中にもですね、住所は熊本とかに置いたままにいる子たちとかもいらっしゃると思うんですよね。そういう方たちは接種券が郵送されない形になるわけですよ。

また、先ほど集団接種ということ、集団接種は、16歳からの一般接種には検討され

るわけですね。だから、そこに、場所に生徒たちを来させるというような判断をされていらっしゃるんですか。それともある程度の人数が学校にはいらっしゃるから、そこにお医者さんと看護師さんを連れて、学校協力のもと、そちらで集団接種するというようなことは検討されないのか、お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 集団接種はですね、今後、各医療機関と検討はしていきますけども、役場のほうで行うか、医療機関のほうで集団接種を行っていただくかの検討は、今後必要になってきますが、高校に出向いての集団接種等は考えておりません。ですから、集団接種と個別接種ですので、保護者の方に病院のほうに連れて行ってもらって接種をするとかですね。高校生ですね、自転車とかもありますので、そういった医療機関まで行けるとは思うんですけど。

ただ、町外の方については、その住所を置いている居住地、住所地ですね、その自治体からクーポン券をもらって手続きが必要になってきます。天草の場合は、2市1町で協定を結んでいますので、天草管内の医療機関はどこでも打てますけど、天草管外ですね、熊本市とかから来ていらっしゃる学生さんは、熊本市でクーポン券を受け取って、居住地外の手続きを苓北町にさせていただいて接種をしてもらうことになります。ですから、そのほかの自治体の状況でも異なってはきますけども、夏休みとかを利用して地元で接種をするとか、そういった対応が高校生は出てくるのかなと考えておりますけど、苓北町の住民の方は当然打てます、こちらでですね。保護者のほうの送迎とか、自分で行って個別接種をするとかですね、そういう対応になるかと思えますけど。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） その辺りは、当然、経費については、全て国費で見てもらえるんじゃないかと思えますので、もう少しその高校生、学校あたりをですね、一団として、施設なんかもそうでしょう、高齢者施設は施設に行って接種してあげたんでしょう。高齢者施設は。だから、学校も、マリン校舎も苓北町で一生懸命勉強している子どもたちですよ、遠くからも、地元からも行っていますが、そういうことであれば、もう少し柔軟な対応をですね、していただければ、一遍に、まあ一遍は難しいとしてもですね、人数が多いから、その辺りはもう少し考慮をしていただくぐらいの柔軟性がもっていただいてもいいんじゃないかと思えますけれども、その辺りは、今、構成というのは当然町のほうが実施する、あと集団接種を実施されるのであればですね、その辺りを合間を縫うとかですね。個人個人で病院に行くのと、病院も大変ですよ。というのがありますので、費用対効果とか、迅速化とかいうこともありますので、あまり四角四面じゃなくても、もう少し柔軟にと思います。

それと、あと職場接種で、ちょっと最近職場接種が非常に問題として新聞にあがって

いますが、九州電力の苓北火力発電所でも関連会社含めれば100人以上あそこにいらっしやるんじゃないかと思うんですが、あそこも九州電力が全体で職場接種を取り込んでですね、自分たちで打つというようなことになると、役場も相当助かるんじゃないかなろうかと。そこも県外の方が結構入ってきていらっしやるし、そういう九電が責任持ってやっていただければと思うんですが、そういう話はまだ九電のほうからは何もないんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 職域の接種の件ですけども、これが企業さんのお考え次第だと思いますので、町としては、まだそういった話は受けておりません。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 次に、高齢者等の避難対策について、再度お聞きいたします。

先ほど町長のほうから個別計画についても各区のほうにも配布しているというような話がありました。先だってですね、なぜ私がこれを申し上げるようにしたかと、釜区の役員会が開催されました。その時に、自主防災組織の役員決めもありましてですね、避難誘導について、区としてどのように考えるのかとかいうふうなことを話をしたときですね、障がい者、高齢者等についての名簿は来ているかと、それは来ているというふうな話でしたが、その人たちのやっぱり避難には個別計画をつくってありますよというふうな話をしたらですね、個別計画で何ですかというふうな話がありましてですね、その個別計画については、何ら区のほうとの共有化がされないじゃなかかと。これは釜だけの問題なのか、たまたま釜にいらっしやらないからなかったのか。ただ名簿はあるとおっしゃったから、釜の人の個別計画はつくってないのかなということもありますが、やっぱり個別計画自体はですね、きちんと区長さんとか、やっぱり自主防災組織のほうにお願いするのであれば、そのところは、誰が、その方を助けるのかというふうなことを事前に知っとかないとですね、いざ災害があったときに、自分たちも逃げる立場ですよ。でも役目がら何とかせないかんと思ったときに、誰に連絡するとか、その人がおるなら聞けばいいけれども、支援者がですね。支援者が誰かわかんないと。これこそ個人情報がありますから、区長といえどもなかなかその人と話すというのはできないんですよ。だからこそ民生委員とか、方を通じてですね、その情報を共有していいかというふうなことを本人から確実に了解を得た上で、区長になるというふうな手続きを取らないと、先だって同じ日にですね、これは総務課ですかね、個人情報保護規定を区で制定してくれというふうな文書が送られてきておりました。役員会か総会で決議してもらおうと、それで決定できますからというふうな文書があつてですね、そのモデル版に「釜」で書けばもうできあがりですというふうなことでですね、そのときに役員会にあったもんですから、それ中味はようわからんとですよ。これが正しいんだと。役場が言

うから正しいんだというようなことです。ただ、そのときにもやっぱり個人情報の保護というのは、非常に重要だと。やっぱりそこにまたこの避難者支援名簿とかですね、個別計画というのはまたかかってくるわけですよね。だから、役場の皆さんと同じように区長さん何でも知っているわけじゃない。でも作ったからには責任が出てくるんですね。やっぱりそういう面もありますので、やっぱりその個別計画を単に福祉保健課が作っただけじゃですね、役に立たないんじゃないかと思います。そういう面で今日質問したところです。

それとペット同伴の避難についてですが、昨年、濁流に流された女性の方がですね、必死にしがみついてヘリコプターから救助される場面がテレビに映っておりました。よく見てみるとですね、先に何か小さいものが救助されたんですね。後で聞いたら、それが一生懸命かわいがっていた犬だったと。先に救助されたのがですね。だけん自分の命よりも犬を大事にして先に犬を引き上げてもらった。本人も引き上げられたから命からがら何とか救助されましたけれども、やっぱり現実にもう老夫婦になってくると特にですね、犬は我が孫子以上の存在になるんですね。だから、もう少しこういうふうにはペットと一緒に来たときはやってくれというような決め事を町が定めてもらえばですね、そのとおり、きちんと守っていただけたと思います。やっぱり愛犬として飼っている方たちも町民ですよ。やっぱり今のこの世の中、ペットといって番犬と同じようなレベルで役場のほうは考えると大変なことになると思います。そういう面では、もう少しきめ細かな避難対策ということを、ぜひ再度お考えいただきたいと、お願いして、回答はまたすぐには出ないと思いますので結構でございますので、そのところだけよろしく願いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほども言いましたように、国・県のもっと明確ないろんな案が出てくると思います。それで私が考えているのは、同伴と一緒に体育館に入るわけにはいかんでしょから、一つの一つの犬やらあれの檻をつくらなきゃいけないんじゃないかなと。だから、そのところを国・県も補助をして、町も金出して、どっかに保管しとくと、折りたたみかなんかのやつですね。やっぱりそういうことまでしないと、やっぱりよっぽど犬が好きでもよその犬は嫌いな人もいるでしょうから。一緒の空間に入れるというのはなかなか難しいんじゃないかと思いますので、その辺のともも含めていろいろと模索もしていかなければならないんじゃないかと考えております。

○1番（山口利生君） ありがとうございます。

○議長（錦戸俊春君） これで、山口利生君の一般質問を終わります。

以上で、今日の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時25分

令和 3 年 6 月 9 日（水）

（第 2 日目）

令和３年第３回苓北町議会定例会会議録（第２日目）

令和３年第３回苓北町議会定例会は、令和３年６月９日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	８番	野崎 幸洋
９番	山本 政人	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭（副議長）	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．遅刻議員は、６番 石田みどり（午前の途中から出席）

７．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

８．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾 脇 宣 宏
税務住民課長	吉 本 英 明	企画政策課長	福 田 誠 一
教 育 課 長	西 川 文 孝	土木管理課長	汐 崎 正 喜
農林水産課長	宮 崎 良 成	商工観光課長	錦 戸 雅 志
水道環境課長	田 尻 悟	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	田 尻 康 彦	会 計 課 長	松 村 保 則

9. 議事日程

日程第1 一般質問

10. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

石田議員から遅刻届の提出がなされております。只今の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告6番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） おはようございます。通告6番、4番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問が許可されましたので、通告内容に従い質問を行います。

さて、6月に入り、例年なら梅雨本番という時期、今年は5月15日、熊本県を含む九州北部地方が例年より20日ほど早く梅雨入りとなり、一方では、5月16日から6月13日まで新型コロナまん延防止等重点措置が熊本県内に適用され、梅雨とコロナ2つの対策で大変重苦しい状況下の今日でございます。

このような中、先の5月22日、土曜日、役場職員によるコロナ対策も考慮の上、総合センターにおいて非常時の避難所開設、運営訓練が開かれていました。常日頃から職員一人ひとりが防災意識の高揚と災害対応力向上に努めるため、避難用テント設営など実働訓練に臨むその姿勢と努力に対し、改めて感謝の意を表すところでございます。なお、でき得ることなら、今回された避難所開設訓練が訓練で終わることを願うものでもございます。

私は、今回は、3月22日、新型コロナウイルスワクチン接種に関連し、天草市、上天草市、そして本町、苓北町の2市1町の自治体が広域連携協定を結び、住民の利便性確保のため、越境接種手続きを省略し、実施する体制づくりを進めたとありました。このことを踏まえ、1つ目に、以前言われていた、「天草はひとつ」の思いの推進とコロナワクチン接種に係る一部の検討課題について。2つ目に、ふるさとづくり寄附金について。以上の2項目にわたり質問を行います。

まず最初に、「天草はひとつ」の思いの推進とコロナワクチン接種に係る一部検討課題について。

平成の大合併以前、天草地域は数々の問題に当たっては、「天草はひとつ」の合言葉のもと、ある時は、小異を捨ててでも大同団結して課題解決に当たり、ふるさとの発展に尽くされてきた先人たちの思いについては、皆さんご承知のとおりでございます。

さて、今回の市町域を越えて、住民側に立った協定の締結、一つの課題解決のため、久しぶりに「天草はひとつ」の思いを込めた体制づくりであると思うのは私だけではな

と思います。私は最初に、「天草はひとつ」という言葉を身に感じたことは、青年団活動に昭和47年、姫戸・龍ヶ岳・倉岳・栖本の上天草地域に大水害が発生し、被災が少なかった天草各町の青年が当時の本渡陸上競技場からバスを貸し切り、被災地の復旧活動に参加したことがきっかけでございます。被害が少なかった町の青年が、被害が大きかった町に対する支援活動、まさに「天草はひとつ」の実践活動であったと思います。

現在、自治体間の関連組織として、天草広域連合が設置され、常備消防をはじめ、ごみ処理、介護認定審査会が天草関係2市1町で組織をされております。今後、人口減少に伴い、ますますその責務が重要となってくるかと思えます。

なお、運営等については、今後様々な意見が生じることもあろうかと思いますが、継続し活動を願うところでもございます。

平成の大合併後、上天草市・天草市の両自治体は15年を過ぎました。合併をしない独自路線を歩んだ本町とは、「天草はひとつ」の考えは多少違ってきているかと思いますが、町長、「豊かな自然と暮らしを未来につなげるまち、苓北」づくりのためにも「天草はひとつ」または「オールあまくさ」の考えを持って諸問題にのぞむ考えが今まさに必要かと思いますが、いかがですか。お尋ねをいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種に関連し、予防接種に伴う医療機関までの移動が困難である方に対して、全額助成のタクシー券が配布されました。移動弱者にとっては大変ありがたい制度であると思えます。ただし、町内に限定した制度であるため、町外の医療機関を日頃からかかりつけとしている人にとっては対象外となるわけでございます。やむを得ず町外の医療機関をかかりつけとして通院せざるを得なかった町民の方も多かろうと思えます。以上のようなことを考慮し、町外での接種希望者に対しても本制度の対象と該当すべく考えはなかったのですか。特に、基礎疾患のある方の中には、接種後の副反応を心配される方もあられるかと思えます。せっかくの接種広域連携協定であります。本制度が適用されることにより、より一層安心した中での接種が可能となり、不安解消の一途にもなるかと思いますが、いかがですか。今後のためにも再検討を考える余地は残っておりませんか。お尋ねをいたします。

次に、2つ目のふるさとづくり寄附金について質問を行います。

ふるさと納税の状況については、本町、苓北町では、令和元年度決算額433万6,000円、令和2年度公表額1,553万1,000円、対前年度比3.58倍、令和3年度予算額2,000万円、対前年度決算との比較1.29倍の予算となっております。努力については、皆が認めるところではありますが、他市町に比較するとその歳入額はいたって少ないと言わざるを得ません。

先月、民間のテレビ放送でふるさと納税を取り上げた番組があっていました。コロナの影響で「巣ごもりで各市町のふるさと納税が過去最高」であるとのこと。そして、

新しいふるさと納税の仕組みが紹介をされていました。ふるさと納税を活用したクラウドファンディング、目的を皆さんに明示した上で返礼品を出していく仕組みを採用し、災害派遣医療チーム用の車両購入や特定の災害に特化し、寄附金を集めるということでございます。いずれも新たな納税の形として、従来は、返礼品を選び、複数の使い道の中から一つを選んでいたものが、最近では、給付金の使われ方を重要視する方法に変わってきたとあります。

寄附金の集め方一つにしても日々変わってきていることを念頭に置く必要もあるかと思えます。もちろん返礼品の充実も重要ではございます。しかし、そればかりではないように思われますが、いかがですか。お尋ねをいたします。

私は、ふるさと納税寄附を取り上げるにあたり、その状況把握のため、本町と天草市のホームページの両方を開いてみました。一度見ていただくと誰もがその取り組みの方法、姿勢に違いがあることに気づかれるかと思えます。その結果として、寄附金額も大きく違うことがすぐにでも想像ができるはずでございます。

本町のふるさとづくり寄附金条例第4条第3項に、寄附者に対し、その内容を報告しなければならないとありますが、なされていますか。なお、ホームページにおいて、寄附状況及び寄附をいただいた方の欄では、両方とも準備中とあります。どのような意味でしょうか。施行規則では、台帳作成は定めてありますが、公表については述べられていないかと思えます。公表しないとするならば不適切ではないかと考えますが、いかがですか。お尋ねをいたします。

ちなみに天草市の場合は、寄附金の使い道が写真を添付し、詳しく紹介されています。寄附の公表については、あらかじめ公表に同意された方のみ、氏名・住所、そして寄附の使途が公表されています。

また、寄附金活用事業が事業実施名、事業の内容、そして決算額などが詳細にわたり掲載されています。ホームページを見てぜひ参考にすべきところは参考にし、今後に生かすべきだと解しますが、いかがですか。

今後のふるさと納税の取り組みに期待をいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。

なお、答弁を得たのち、一問一答方式により自席にて再質問を行います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1つ目の「天草はひとつ」の思いの推進とコロナウイルスワクチンに係る一部の検討課題について、2点のご質問がございました。

1点目の「豊かな自然と暮らしを未来につなげるまち、れいほく」づくりのためにも、「天草はひとつ」または「オール天草」の考えを持って諸問題にのぞむ考えも必要かと

思うがいかがかということですが、ご質問の中にもありましたように、平成の大合併において天草は、2市1町となりましたが、天草地域の課題につきましては、合併以前から天草管内の市町で協力し解決を図ってまいりました。その案件もたくさんございます。現在も天草広域連合において常備消防をはじめ、ごみ処理、介護認定審査会等の業務を行っておりますし、交通面では、熊本天草間幹線道路整備や天草地域国県道整備に関すること、観光・雇用目では、天草地域観光推進協議会や天草地域雇用創出協議会などに参画するなど、各方面で天草の発展や交流人口の拡大等を図るべく連携を行っております。

今後も、まずは、苓北町の発展のために振興計画に基づき、まちづくりの施策を進めていくとともに、天草全体の発展への広域連携等に力を入れて、取り組み、豊かな自然と暮らし、文化・産業を未来へとつなげるまちづくりにさらに努めてまいります。

その中で喫緊の課題といたしましては、システムの問題であります。以前、合併前の広域連合では、五和町と大矢野町を除いては、全部一緒に取り組んでまいっております。そして、合併ののちは、それぞれが別々の方法でやっておりますが、これを一緒にやれば当然安くつく、我々も随分、天草市にも声をかけておりますが、これはいまだ実現しておりません。例えば、そういうことも含めた中で、天草で協力できる部分は天草で一つになった中でやっていくべきではないかと考えているところでございます。

次に、コロナワクチン接種に係る医療機関までの移動が困難な方に対する無料タクシー券の問題でございます。町内限定ではなく、町外医療機関で接種される方も対象にすべきではないかとの質問の件であります。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、住民票所在地の自治体に所在する医療機関等で接種を受けることが原則となっております。ただし、例外といたしまして、長期入院、長期入所なさっている方などのやむを得ない事情による場合には、例外的には住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができるようになっており、町外のかかりつけの医療機関においても接種が可能でございますが、その際、居住地外接種の事務手続きが必要となっております。

今回の天草2市1町の協定におきましては、各自治体における事務の円滑化、簡素化を図るため、居住地外接種の事務手続きを省略し、天草管内であればどの医療機関でも接種が可能となるような協定を締結いたしましたところでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、町内の医療機関で接種いただきたい。これは原則でございます。また、移動が困難な方には、町内に限り無料でタクシーを利用していただき、より多くの方に少しでも早くワクチンを接種していただきたいとの考え方の中で行っているところでございます。

町外医療機関で接種する方にも、タクシー券の利用ができるよう配慮してほしいとの質問でございますが、町外の医療機関に行かれる方にはそれぞれ諸事情があるかと思ひ

ますが、町外に行かれているということには、何らかの移動手段があつてその場所へ行けるものと判断できますので、今回のワクチン接種につきましては、町内医療機関でできるだけ接種の方向性を見い出していただき、その中で適正な町の条例の中で対応をしてまいりたいと考えております。

次に、ふるさとづくり寄附金についてのご質問とご指摘がございました。

まず、ふるさとづくり寄附金につきましては、返礼品の充実も必要であります、最近、寄附金の使われ方を重視する方法に変わっている面もあるとのことでございました。近年、大規模災害が発生している地域では、支援のために、ふるさとづくり寄附金として返礼品を不要とし寄附されているようでございます。しかしながら、寄附される方の多くの方々は、返礼品が重要だと考えておられるようでございますので、今後も引き続き返礼品の充実を図るとともに、ご指摘をいただいたように、特定の事業、クラウドファンディングですね、苓北町の今欠けている点は、おおまかな点で寄附の内容案件を求めておりましたが、今、ご指摘があつたように、しっかりとした目標を持った中で事業をやる。それに対して、皆さんにクラウドファンディング、お願いをして、今後、このことについては欠けておりましたので、しっかりとその方向性をですね、一つ一つ考えながらですね、頑張っていきたいと考えております。

例えば、身近に言えば「おっぱい岩」あれ鳥居は1個だけという考えではありませんでした。あれを見てたくさんの方々が伏見稲荷みたいにならんと寄附をしていただけるものだと思っておりましたが、このことについても、今ご指摘があられたようなクラウドファンディングであれば相当な数が集まるのではないかと、そういう希望も出てまいります。そういうことも考慮しながら、今後ですね、ふるさと寄附金事業については頑張っていきたいと思っております。

次に、条例においては寄附者に対し、その内容を報告しなければならないとありますが、しているのかどうかということ。条例第4条第3項は、「町長は、前項の指定を行った場合、寄附者にその内容を報告をしなければならない」としており、前項となる第2項では、「寄附金のうち事業の指定がない寄附金については、まちづくりの課題に応じて町長が当該事業の指定を行うものとする」となっております。苓北町では、条例第2条において、寄附の事業の区分として、①安心・安全・快適なまちづくり事業、②地場産業の育成振興事業、③ふるさと自然環境保護・保全事業、④ふるさとの歴史伝統文化継承事業、⑤その他寄附者提案等で町長が特に必要と認める事業として5項目を明示し、5項目の中から指定をして寄附していただいておりますので、指定がない寄附金に該当する件はあっていないため、報告したということはありません。

まさにこういう曖昧な目標を立てておつたということが、これは私もはじめ反省をすべき点であつたと思っておりますので、この点につきましては、しっかりと明確な事業推進の

ために皆さんにお力添えをいただきたいという趣旨の提案もしていきたいと考えているところでございます。

次に、寄附状況及び寄附をいただいた方の欄が準備中となっていることにつきまして、このほど令和2年度の寄附金についてのまとめが終了いたしましたので、寄附状況等について公表することとしております。しかしながら、寄附をいただいた方の公表については、本人の同意が必要であり、ホームページでは項目を作っておりますが、公表については、他市町の状況も踏まえた上で検討を図ります。これはご本人の同意がなければ絶対無理だと思っております。そういう中で、どういうふうな形で同意を求めるか検討をしていこうと考えております。

なお、天草市を例といたしまして、今回、ホームページ等についてのご指摘をいただきましたので、今後、参考とすべきところは取り入れるなど、充実させていくよう検討をいたします。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、早速、再質問に移りたいと思います。

コロナワクチン予防接種に関わるタクシーの無料券の利用でございますけれども、当面にあるようにですね、通常ならば当然のごとく自らが交通手段を持たないときでも家族に運転してもらうとか、そして、近所の方々と同乗してその病院に通うとか、予定した、また医療機関等はですね、次はいつにしましょうかという同意の上でそれぞれ通院の日にち、時間を設定されている方がほとんどだと思います。しかし、今回のコロナワクチンの接種については、医療機関から、私の場合ですよ、私の場合は、医療機関から指定された日時の通知によって接種の日時、時間が決まるわけでございます。確かにですね、来院できない場合は医療機関に連絡してくださいというハガキが送ってきております。当然のごとく連絡をすると変更も可能かなと思いますけれども、一刻も早い接種を願っている人間にとっては、なかなかですね、自分の都合によってその来院して行く日を変更してもらうということは微妙な立場ではないかと思い、今回、このような質問をさせていただきました。

ということで、コロナワクチンの接種についてですね、あと一つだけ関連でございますのでご質問をしたいと思います。

もちろんコロナワクチンについては、福祉保健課もかかっておられます。高齢者を対象とした苓北町在宅高齢者等移送サービス事業実施要項が定めてございます。この中の第7条に助成金額とかいろんな項目が掲載されております。今回のコロナワクチンの接種に、この要項が適用できなかったのか。まずもってお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 只今のご質問の中で、苓北町在宅高齢者等移送サービス事業のことでご質問がありました。

この本事業におかれましては、用途につきましては、町内町外とかございませんので、本事業での利用は可能でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 今、課長が利用は可能だという答弁をいただきました。確かにですね、この中には1,500円を限度とし、又、費用額の半分を補助しますよということが記載されております。しかしながら、一般の町民の方々はですね、正直申しまして、そういったことの理解は、又、要項があるのはあまり知っておられないのではないかと思いますけども、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 本事業につきましては、年度当初に月に5枚ということで60枚ほど配布した際に、注意事項点についても一緒に、説明書きを一緒にお配りをして、周知に努めているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 当初、配っておられるんですかね。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。

○4番（高戸幸雄君） ああそうですか、そこは、私は知りませんでした。すみませんでした。しかしながらですね、やっぱり課長、今回はですね、こういった制度があるんですよということを、できるならですよ、町外の方については、苓北町が定めている高齢者等のその移送サービス事業が適用されますので、連絡方と言いますか、その1項目で結構なんですよ、載せていただきたいと思います。まあこれはもう終わったことですから、今更述べても一緒でございますので、省きたいと思いたすけれども。やっぱりですね、町民の方々は、福祉保健課、そして健康増進室の職員の皆さんは、弱者の味方だと思っておられるかと思いたす。私もそうですけれども。今後ともですね、そういった立場の中でしっかりとした、しっかりと云ったら語弊になるかと思いたすけれども、仕事に励んでいただきたいと思います。

それでは、次に、ふるさとづくり寄附金についての再質問を行いたいと思いたす。

答弁の中に、天草市を例として、今後検討し、充実を図っていくとありますけれども、当然、ホームページ開かれてみたと思いたすけれども、まずその感想をお願いしたいと思いたす。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、質問をいただきまして、改めて天草市、それと上天草市のホームページも見させていただきました。

ホームページの構成といたしましては、同様の構成になっております。ただし、ご指摘いただいておりますように、天草市のホームページにおいては、寄附金事業を活用した事業として、そのどういうことに使ったかということを文言と写真も入れた中で紹介をしてございました。町のほうにつきましては、先ほど町長が言いましたように、その点については、5つの事業をですね、事業区分のみの表示となっておりますので、そこら辺については、今後その中の事業として事業を細分化して特定事業あたりをですね、表示できるような取り組み、それと基金を活用、充当して活用したですね、事業等についてはそれぞれどういったことを行いましたという紹介をしていく必要があるということを感じたところであります。

また、返礼品のですね、写真等もございますけれども、これについては、昨年、対策委員会を持っておりますけれども、そちらの会議の中でも他市町と比べると返礼品のPR写真が弱いということでの、会議の中で委員の方から意見がありましたので、そこについては、改めてその写真を撮り直すとかを進め、今後載せるということで今動いているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 「天草市のふるさとづくり」、このようにちゃんと目的が書いて、それで優しく述べられております。苓北町のは、がちつとした、行政の文書だなどと思う形式で紹介がされておりますので、こういったときには、できるだけ優しく、心といたしますか、気持ちといたしますか、ゆとりを持ってですね、こういうふうに載せていただきたいと思います。

私も在職しておりましたので、あまり強くは言われませんが、今後、そういったことを参考にしてですね、受注を図っていただきたいと思います。

ちなみにですね、天草市のふるさと納税額は、令和元年度で4万4,901件、5億9,282万5,300円となっているようです。上を見たら切りがありませんけれども、ちなみに、せっかくですから、天草市の隣、上天草市の実績が載っておりましたので、併せてご紹介をしたいと思います。上天草市の令和元年度実績が2万4,098件、何とですね、6億9,304万2,582円なんです。天草市を上回る実績となっているようでございます。極端なことを述べますとですね、ふるさと納税の係に職員の数名を充ててもおつりがくるというような状況化ではないかと思っておりますから、これについてはどのように思われますか。ご答弁を願いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、ふるさとづくり寄附金につきましては、昨年の定期監査の折に、監査委員の方からも役場の全庁的な取り組

みが必要であるということもご指摘いただきました。そういった中で、役場の庁舎内には、その前からでございますけれども、ふるさと納税推進対策委員会というものを立ち上げております。その中でいろいろ検討を進めた中で行っておりますけれども、職員体制につきましては、現在、総務課の中で職員1名がその事務を行っております。

寄附金事業の事務につきましては、現在、一括代行制度を取り入れておりますので、申し込みから返礼品の発送等につきましては、全て代行業者のほうが行いますので、その事務ということを行っているのが主であります。

しかしながら、先ほど言いましたように、対策委員会を設けておりますので、昨年、定期監査でご指摘いただいた後には、課長会議のほうでその寄附金の状況をご報告をし、課員の方にもお知らせをいただいた中で、課員の方からふるさとづくり寄附金に対して、今後進めていくための課題といたしますか、ご意見を集約していただくようお願いもしたところでございます。今後です、そういったことで対策委員会のメンバーを中心に全役場職員のご意見等も募りながら、ふるさとづくり寄附金が少しでも増えていくように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私はですね、機会あるたびに苓北町の財政健全化を訴えてまいりました。同時に、失礼ではございますけれども、上天草市についても同様な懸念を持っていたわけでございます。上天草市の場合は、ふるさとづくり寄附金が結果としてです、観光産業をはじめ、農林水産業、特にほかの市町には見られない海運業等の地場産業の育成についてもですね、大きな貢献をし、また、当初から課題となっていた財政の健全化についてもその目的達成のためにこのふるさと寄附金が大いに役立っているのではないかと思います。当初述べましたが、本町においても、職員一人ひとりがですね、知恵を出し合いながらふるさと納税づくりに取り組んでいただきたいと思います。できるならば、その結果について、令和3年度の決算額を楽しみにしているところでもございます。

最後に、「天草はひとつ」について再質問を行いたいと思います。

「天草はひとつ」このことはですね、もしかするともう片隅に置かれた存在ではあるかもしれません。以前、天草は、天草モンロー主義と言われた一種独特の政治体制の文化を呈しており、このことが今私が述べました、「天草はひとつ」に大きな影響を与えていたのではないかなと思いますけれども、町長、このことに対する見解をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは天草の自治体がそういうふうな考えを持っていたという

わけではございません。本渡の方のある人が、天草は独立して大統領制にしようということを戦前に述べられて、それに同調する人もかなりいらっしやったということでございますが、逆に、私は、このことが天草を孤立させる要因になったんじゃないかなと。ただ、その独立性をというのをもう少し天草頑張れという意味でそれをおっしやったということであればですね、それなりに有意義な提言ではなかったかなと思っております。そういったことで、天草はひとつ、一緒にやって、大いに頑張ろうという案件が、私も述べましたように幾つもあります。だからといって、みんな一緒にやっているということではなくてですね、それぞれの特性がありますので、それはそれでそれなりに自分たちで特性を磨いて、その特性の中でまたお互いに競争もしあうということも大事なことでと考えております。「天草はひとつ」ということについては、まだまだ一緒にやらなければならないことがたくさんございます。そして、我々も皆さんと、「天草はひとつ」の中で一緒にやることと、我々独自の頑張りという、お互いに頑張り合うことの中で、天草全体に磨きがかかってくるということを期待をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私は、青年団とかいろんな活動をしていく中でですね、その仲間と言いますか、そこで大きな財産を得たわけでございますけども、その中の一番元となるのは、やっぱ「天草はひとつ」だという考えの下でそういった大同団結をしたという思いがあったものですから、今回、こういうような、くどいようでございますけれども質問をさせていただきました。

現在まで、天草全体で取り組まれた中心政策のほとんどはインフラの整備でございます。最たるものが天草五橋の建設であり、現在では、熊本天草間高規格道路の整備であろうと思います。上天草市では、高規格道路の整備が一定の目途が立ったら、今度は西ではなく、東を向いた政策、ますます熊本市、八代市あたりとの交流を深めていくのではないかと思います。

また、天草市に至っては、広大な面積を生かし、古い意味での慣習が少しずつ希薄になり、新しい物事、新しい政策に取り組みやすい土地柄になっていくのではないかと思います。今年、新しい体制となり、新規事業に取り組まれることが多かろうと思います。先日の新聞報道の中に、若者が流出政策の一つとし、天草の大学設立に向けて取り組みも表明されているようでございます。

町長、このような中であって、今後どのような点で天草ブランドを生かした政策を進めていかれようと思いますか。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それは大学設立のことでの考え方でしょうか。

○4番（高戸幸雄君） いえ、全体的でございます。

○町長（田嶋章二君） 例えば、大学のことで今話が出ましたので、私は、やはり大学と言えば、ここに九州大学の附属天草臨海実験所、立派なものがあります。教授も助教授も全部揃った中で、海外からもたくさん来ておられます。そこを中心としたそういう学問、天草は海に囲まれているわけでありますので、それに特化した中での諸々のことができ得ればと考えているところでございますが、そこは、また皆さんのお知恵もお借りしながらやっていかなければならない案件がたくさんあるかと思っております。そういった意味で、苓北町には、そういう核になるような施設もあるわけでございますので、ぜひですね、今の意見も参考にしながら、皆さんの意見もまた取り入れながら頑張ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○４番（高戸幸雄君） ６月６日、上天草市においてですね、天草大水害から５０年を迎える今年、大水害の教訓を後世に伝えるために、防災祈念式典が開催されたという報道があっておりました。住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるには、今、叫ばれております助けの３原則、自助・共助・公助を理解し、実践していくことがまずもって大切であるということでございます。しかしながら、私たちが先に行われた議会の議員研修において、これからの防災のあり方の中に、災害に強い国、強いまちづくりには、助け３原則のほかに、ご近所の力が必要であるということを評論家の先生が述べられておりました。私はあらためてですね、いざというときには、やはりご近所、ある意味緩やかな「天草はひとつ」ということが現状では必要ではないかと思えます。将来人口が５,０００人になるというような想定をされている町でもございます。そのときに、生きていけるふるさとを私たちは子々孫々にまで伝えていかなければいけません。これから先、いろんなことがあるにせよ、緩やかな「天草はひとつ」に向けて私も努力いたします。町長、どうかそのことを頭の隅にでも少しでも置きながら、今後の取り組みをお願いするところでございます。

以上で、私の今回の全ての一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。石田議員が出席されました。只今の出席議員は１２人です。

次に、通告７番、倉田 明君。

○１０番（倉田 明君） 通告７番、倉田です。２件について質問させていただきます。

最初に、新型コロナウイルス対策及び支援等についてでございますが、この件につきましては、昨日、今日と質問がなされておりますが、機会でございますので、早い終息を願い、質問をさせていただきます。

①新型コロナウイルスワクチン接種について。

報道によると2019年12月、中国武漢市で原因不明のウイルス性肺炎患者が相次ぎ発生し、2020年1月14日、WHO（世界保健機関）は、このウイルス性肺炎について、新型コロナウイルスが検出されたと発表、以来、世界的に流行が続いている新型コロナウイルスの感染者は、2021年5月26日17時時点で1億6,784万8,205人、死者は348万5,788人、また、国内では、2021年5月26日23時59分時点で、感染者73万646人、死者1万2,627人で、国内外とも増加傾向にあります。

また、変異したウイルスはイギリス型、南アフリカ型、ブラジル型に続き、爆発的拡大が続いているインドで見つかった変異ウイルスについて、WHOは5月10日に、「懸念される変異株」に引き上げ、4つ目とされました。このインドで確認された変異ウイルスについて、国立感染症研究所は、日本でも大半を占めるようになった変異ウイルスと同程度に感染力が高い可能性を考慮し、5月12日付けで「懸念される変異株」に位置づけられました。

ご承知のとおり、日本では、2020年1月16日に初の感染者が確認され、その後、第1波の感染拡大により4月7日、7都府県に1回目の緊急事態宣言が発せられ、直後の16日には、対象地域を全国に拡大された。その後、第2波、第3波、そして第4波に現在直面し、4月25日から5月11日まで、東京、大阪など4都府県に3回目の緊急事態宣言が出され、期間延長後、さらに、その後、北海道など5道県などが追加され、5月31日までの期間だが、現在、延長等について審議されているが、延長の可能性が高い。

結局、その後、6月20日まで再延長されております。

併せて、沖縄県に対し、緊急事態宣言が5月23日から6月20日まで出されました。また、熊本など8県をまん延防止等重点措置とし、期間は5月16日から6月13日までとなっております。

熊本県内においても、5月11日には過去最多の117人の新型コロナウイルス感染者が確認され、増減の日々が続いている中、総務・厚生労働省は5月12日、その新型コロナウイルス対策のワクチン接種について、全国市町村は希望する高齢者接種を今年7月完了を86%と見込んでいる。これに関し、熊本県も5月13日、45市町村のうち、苓北町を含む37市町村は高齢者接種を今年7月終了と見込み、残る8市町村は8月以降とみられております。

又、5月12日時点での県内医療従事者約8万5,000人のうち、1回目接種を終えたのは73%の6万2,082人、2回目は33%の2万8,164人、一方、5月24日時点で県内の高齢者約54万人のうち、1回目接種を終えたのは7.3%、2回目接種を完了したのは0.9%、又、全国の高齢者約3,600万人の1回目の接種は7.

1%、2回目接種は0.5%となっているが、これらの数字は日々更新されております。

このワクチン接種について、5月19日、県は6月20日までに苓北町を含む22町村の全高齢者分ワクチン配分が確定したとの新聞報道があっております。

そこで、（１）現在、苓北町でも新型コロナウイルスワクチン接種が始まっているが、医療従事者、高齢者（65歳以上）の対象者総数と最新の接種者数等の状況について。又、接種希望者と希望されない方、接種希望者で申請後接種の辞退者及び無回答者数と無回答の方の対応について。

（２）高齢者等へのワクチン接種希望申し込みが4月30日までで、対象者へのワクチン接種終了が7月を見込まれておりますが、その見通しについてお尋ねをいたします。又、全接種最終期限は令和4年2月28日とされております。接種希望をされてない方、無回答の方が新たに接種希望をされた場合の接種対応についてお尋ねをいたします。

（３）65歳以上で町内に住所を有し、ワクチン接種の移動困難者、障がい者手帳を有する方に対し、タクシー利用券があるが、その利用状況と65歳未満の「その他」にもタクシー利用券は支給されると理解しておりますが、町の考えについてお尋ねをいたします。

（４）接種後、注射後の痛みや発熱等があると聞きます。個人的に捉え方、感じ方は異なると思いますが、特段体調不良等が発生した場合、本人の接種した医療機関に申し出た後、接種医療機関が町への報告となるのか。又、そのような事案はあるのか。あったとすれば公表等の取り扱いはどうなるかお尋ねをいたします。

（５）接種希望日をキャンセルされた場合、補欠接種名簿が作成され、接種に協力できる事業所が5カ所ありますが、苓北町役場には町社会福祉協議会も含まれているのか。併せて、キャンセルの状況等についてお尋ねをいたします。

（６）「広報れいほく」5月号で、高齢者等の終了後、「その他（基礎疾患のある方・一般（65歳未満）の人）の接種希望に関しても同様」とある。現在、実施されているワクチン接種の医療従事者・高齢者等の接種が終了しないと、次の段階の「その他」基礎疾患のある人・一般の64歳から16歳までの接種は進まないと思われます。それにはワクチン確保と医療体制等が前提となると思いますが、まだ全国都市圏の接種が進んでない状況ではありますが、町の「その他」の接種者数及び受付時期等の見通しについてお尋ねをいたします。

（７）感染力の強い変異株ウイルス感染が拡大しているが、現在、実施中の新型コロナウイルスワクチン接種の有効について、国内のある大学の研究グループでは、期待できるとの報道もありますが、厚労省の公式見解は存在するのかお尋ねをいたします。

②地域経済対策について。

この1年半余りコロナ禍で国内外の社会経済は冷え込み、会社の倒産、事業の縮小、

雇用の縮減などで国民生活は厳しい状況下にある。国はその対策として、昨年、特別定額給付金をはじめ、産業分野に各種の支援策を講じ、又、県、市町村も国同様、新年度も引き続き支援事業を示されております。

現在、熊本県は「まん延防止等重点措置」の中、本町においては、町民一人に3,000円の「れいほく応援地域振興券」の第2弾、飲食店等への営業時間短縮に伴う協力金、又、「子育て世帯生活支援特別交付金」として、子育て世帯に対し、条件を満たす世帯に児童一人当たり5万円の支給、又、商工業への感染防止対策事業などありますが、町内施設等への新型コロナウイルス感染症など公共的事業を除き、各事業の予算額についてお尋ねをいたします。

③コロナ禍での農林水産業への支援策について。

先の3月定例会で、新型コロナウイルス感染拡大の影響等で、全国的に農産物の価格低迷が続き、苓北特産レタスも安値で農家も厳しい状況下であり、町への支援策等についての一般質問に対し、「今後、令和3年度への国の本省繰り越し手続き分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援の拡充を予定している」との答弁でしたが、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、2点目の暴風保安林等の再生と管理について。

①の富岡「京の坪」保安林への植樹と、西及び東海岸松の管理についてでございますが、この「京の坪」の件につきましては、平成20年12月定例会の一般質問で、「この一帯は昭和62年度熊本県の暴風保安林事業として、従来の松に加え新しく追加植樹されたと聞いております。しかし、近年、松は枯れ、松は年々減少し、従来 of 松、又2、3年前に捕植された1メートルぐらいの松も数本しか見当たらず、付近一帯全滅と言っても過言ではない状況にある。その原因と管理状況及び今後の保安林再生への対策について」を質しました。

答弁の要約は、「事業も既に20年余りを経過し、当時植栽された黒松等は松食い虫防除の薬剤散布や草払い等の管理の中、枯れが目立っている。そのため一昨年、50本のスーパー黒松を捕植したが枯れこんでいる。その原因は、近年の少雨に伴う松自体の抵抗力の低下、温暖化による松食い虫の活動期間が延び、薬剤散布効果の低減、下払い等の管理不足が原因の一つと考えられる。今後は薬剤散布、下払い等を徹底していきたい。又、今後の対策としては、強風地帯であるがため、塩害に強く、暴風防潮林としての効果の高い樹種を選定する必要がある、先日、県林務課と現地調査を行い、その折、補助事業の要望をいたしており、整備ができるよう努めたい」とのことでした。

現在、私が見る限りでは3メートル前後の枯れ松数本が見える程度で、生木は見当たりません。何とかして防風保安林の再生ができないか、今後の対応についてお尋ねをいたします。

最後に、②の富岡東海岸・西海岸松の管理等について。

両海岸の松も大きく成長し、防風防潮に大いに役立っています。この松の擁護のため防護支柱が設置され、板や網等が張られ、今日まで必要に応じ補修等をされながら現在に至っております。しかし、設置経過年数と共に、支柱、板、網も相当傷み、倒れたり腐食したり、網なども破れ、なくなっているところも多くあります。その防風等への擁護の役割はある程度達成され、今後は必要な箇所を残し、不要な支柱、板、網などは撤去してもよいと思われますが、町の対応についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、コロナ対策についてご質問がありました。

1点目の医療従事者、高齢者（65歳以上）の対象者総数と最新の接種者等の状況についてであります。5月末現在、新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、医療機関からの請求により把握している医療従事者は288名、住民基本台帳で高齢者は、65歳以上ですね、3,036人が対象となっております。

また、高齢者の方に対し、随時、町で申込書を受け付けまして、接種を希望された方が2,626人、接種を希望されなかった方が125人で、接種希望後に辞退された方ではなく、未回答が285人となっており、未回答の方につきましては、地域包括支援センターの訪問介護等を利用して、対象者に申込書の提出を促し、その場で提出をいただいたりしているところであります。それでも未回答の方につきましては、広報等を通じて周知した上で、改めて提出のお願いをしていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の高齢者等への7月までのワクチン接種の見通し等についてであります。町内の医療機関のご協力、ご理解もあり、高齢者へのワクチン接種は順調に進んでいると感じております。ワクチンがあるうちに接種していただいて7月末を待たずにできるだけ早く完了したいと考えているところでございます。

なお、ワクチン接種期間につきましては、令和4年2月28日までとなっておりますので、当初、接種を希望しなかった方が、状況により接種したいと希望された場合には、町にご連絡をいただければ医療機関に情報を提供いたしますので、期間内に2回接種していただきたいと思っております。

次に、3点目の65歳以上の移動困難者のタクシーの利用状況、65歳未満の移動困難者への対応についてであります。町の委託業者から5月31日に請求がありました内容で申し上げますと、往路、復路で延べ124件の利用がありました。

今後、一般の方につきましては、接種申込の際に、移動が困難な方に限りますが、タクシー利用の可否を把握し、希望された方にはタクシー券を配付したいと考えておりま

す。

次に、4点目のワクチン接種後の副反応の報告等についてでございますが、5月末現在、施設入所者の発熱による1件の副反応報告書が熊本県を通じ、厚生労働省予防接種室から町に情報提供があっております。今後、医療機関等から副反応の報告があった場合には、安全対策の一環として公表することになりますが、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は公表はいたさない予定であります。

次に、5点目の接種等日のキャンセルに対応する事業所、これまでのキャンセルの状況についてであります。苓北町におきまして内規を制定し、現在、5つの事業所にご協力をしていただいておりますが、苓北町社会福祉協議会は、訪問等で外出される職員が多く、すぐに対応できないため、協力事業所には入っておりません。キャンセルをして待っておられる方にまず連絡をいたします。3人目ぐらいまで、それでだめな時には、不特定多数に接触をなさる方々、例えば、役場の窓口、金融機関の窓口の方々、しかもすぐに病院に来れる位置にあられる方、そういう方を待機者としてあげているところがあります。又、これまでキャンセルにより町への接種協力につきましては、医療機関の方からの連絡はあっておりません。

次に、6点目のその他（基礎疾患のある方及び一般の方）の接種者数及び受付時期等の見通しについてであります。町に申し込みがあった基礎疾患のある方は24人に対しまして、6月15日頃に16歳から64歳までの2,795人に対しましては、6月末頃に接種券等を郵送し、受付を開始する予定でございます。

次に、7点目の現在のワクチンで変異株に有効であるとする国の見解であります。厚生労働省の新型コロナウイルスワクチンについてのホームページ上で、変異株の新型コロナウイルスにも効果があるのかの質問に対し、一般論として、ウイルスは絶えず変異を起こしていくもので、小さな変異でワクチンの効果がなくなるというわけではないとの回答がございます。ワクチンの有効性につきましては、今後、実験により新たな情報等も公表されと考えておりますが、現在のところ、只今打っているワクチンで皆さんに一日でも早く接種していただけるように頑張りたいと考えているところであります。

次に、町内施設等への新型コロナウイルス感染症など公共的事業を除き、各事業の予算額についての質問であります。

今回の6月補正予算におきましては、まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,055万6,000円を活用し、15のコロナ対策事業を提案しております。その内、備品購入費や小・中学校の町内施設等への新型コロナウイルス感染症対策など公共的事業を除きますと、農林水産業への支援策として、捕獲イノシシの個体処理施設整備事業、農業省力化生産資材導入支援事業、優良血統和牛繁殖支援事業、農業経

営収入保険加入促進支援事業、貝類等養殖漁業支援事業、商工業への支援策として飲食店等のコロナ禍での新しい生活様式に対応した感染防止対策事業、中小企業特別利子補給事業、店舗改修や販路拡大を支援する中小企業者等支援事業、営業時間短縮要請事業者協力金支援事業、富岡港船客待合所及び物産館施設使用料の2分の1減免等を計上しております。又、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯支援として、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金により、該当する子育て世帯の児童・生徒1人当たり一律5万円の特別給付金を支給するよう予算計上を行っております。該当世帯におかれては、子育てに必要な生活用品の購入等に活用いただければと考えております。

次に、防風保安林等の再生と管理についての1点目の富岡京の坪保安林への植樹についてであります。同保安林の状況については、天草広域本部林務担当者と現地の確認を行ったところであります。現状は、議員ご指摘のとおりでございます。

なお、保安林の整備につきましては、既に枯損している、枯れているですね、植栽樹木の補植については、県営事業での対応が可能と思われますので、松に代わる植栽樹木の選定や防風対策を含め、次年度以降の事業採択に向け関係機関と協議の上、要望してまいります。

2点目の富岡東海岸・西海岸の管理等につきましては、ご指摘の腐食等で倒れるフェンス・木柵の処置については、東海岸は、海岸管理者である天草広域本部・工務2課に確認をしたところ、「業者へ発注済み」との回答をいただきました。又、西海岸は、同じく漁港課から、「昨年の台風9号・10号通過後において倒れた木柵は一部撤去・補強を行っており、今後も倒れているものや不安定な柵については、順次撤去を行っていくこととしている」との回答をいただいておりますが、改めて、早期に対応していただくようお願いをしたいと思います。

特に京の坪はですね、ただ木を植えるというだけでは絶対にだめだと思っております。私も国会議員の先生の秘書をしていた40年前に苓北町から要望を受けました、京の坪の。もう全く倒れてしまっている。私も農林水産省のほうにその当時の総務課長を連れてあがったんですが、ただ木を植えているだけでも本当に横殴りに倒れてしまったり、枯れてしまったりしておりますので、担当課長にもただ植えるだけじゃ絶対これはうまくいかないよ。何か風よけでも付けてしっかり木を守っていかなければならないということをご指摘をしたところであります。

又、東海岸の港湾のほうでやった事業につきましては、終了後、10年ぐらいはあの金網を置いとくと。その後は撤去をするという説明でありました。10年経てば風が吹いても耐えるということを計算をしておられたのでしょうか。立派に大きな松になっていっております。これもやはりこの松葉の後片付け、地域の方は非常にご苦勞をなさっております。この前議会でお約束したように、集めていただいたのは町で責任を持って

焼却できるようなところに持って行く。あるいは、焼却しなくても集められるところに持って片付けるということが続けております。そういったことで、大変な思いをしておられる反面、先ほど質問でご指摘をいただきましたように、本当に風が当たらなくなつた。風が弱まっていると。そういうメリットもですね、しっかりとですね、地域の方受け止めておられる。そういうことであるから、あの松葉の整理をですね、皆さん一生懸命やっけていただいている。でもこれも高齢化がどんどん進んでいくと、なかなか難しい状況も出てくるかと思います。その推移を見ながらですね、今のところは自助・共助というようなことも考えながらですね、やってまいりたいと考えているところでございます。

以上で、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 再質問にあたり、この新型コロナ対策について、これまで町執行部に対しまして、改めて敬意を表し、又、町民の方々にもそれぞれのお立場でご理解をいただき、本当にありがたく感謝するところでございます。今後においては、必ずやこの新型コロナウイルスも終息すると信じてやみません。

そこで再質問をさせていただきますが、先ほど、いわゆる接種者の中で、いわゆる未回答の方が285人と、そういう数値の中でいろんな職員の方を通して再接種と言いましょいか、呼びかけをされている。大変こういった制約の中ではありますがですね、引き続きご指導いただければと思っております。なお、やはり個々の体調の都合でやはりこう接種できない方、この人たちの意向もですね、意思も尊重しなければと思っております。そういう中でですね、昨日も若干、山口議員の質問にもありましたけれども、いわゆる15歳から12歳までのコロナワクチン接種これはいろいろと報道されております。昨日の昨晚のテレビ報道でもありましたけども、この10歳以下のいわゆる子どもさんたちの感染が急激にここ数カ月で拡大しているということでございました。

6月1日、朝の7時33分、NHKの首都圏ニュースウェーブでアメリカの製薬大手ファイザーの新型コロナワクチンについて、厚生労働省は、16歳以上としている公的な予防接種の対象年齢を拡大し、12歳から15歳も対象とすることに決めた。又、予防接種の対象年齢が拡大されるのは、ファイザーとドイツのビオンテックが共同で開発した新型コロナワクチンで、ファイザーからアメリカで12歳から15歳を対象に行つた治験で、有効性や安全性が確認されたとするデータが提出され、先週、厚労省が接種が可能な年齢を当初の16歳以上から12歳以上に拡大することを決めた。さらに5月31日、法律上の公的な予防接種の対象にも12歳から13歳を加えることを専門家でつくる分科会に提案し、了承されたと。15歳以下の接種は保護者の同意が必要で、厚労省が近く自治体に周知する方針ということでもあります。

又、中学校や高校での集団接種を行うかどうかとも議論され、厚労省の担当者は、子どもたちが周りの生徒に同調して接種してしまう恐れがあるなど、慎重に検討をする考えを示されております。そのようなことで、近く厚労省より自治体に周知するという旨のニュースでございましたが、本町にもそういった通達等がきているのか、まず1点、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 正式には通達いただいておりますし、私はちょっと聞き忘れたのかもしれませんが、これきちっとした法律の裏付けがあるのかどうか。これも確認しないといけないと思います。何か昨日の質問では、うちの答弁で、自治体のそれぞれの考え方でやってくれ。こんな無責任な話はないですよ。やはりきちっと法律でカバーした中で、そして、打ってもらいと、希望者にはですね。そういうことでしていただきたいと考えております。それであれば我々も受け入れをして、頑張ってまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 今、町長が答弁されましたが、昨日、山口議員の質問に対し、国のほうがしっかりした考えの中でそういった状況になれば町長も対応したい旨の答弁をされたというふうに私は理解しております。

先ほど冒頭に申し上げましたけども、あくまでも東京都市圏におけるNHKのニュースウェブ、これによりますところということで前置きさせていただいております。その中でそういう部分がありましたので、改めてお尋ねをただけでございます。

もう1点、コロナワクチン接種で本人、意思の確認ができない方、これは家族等の同意が必要とされていると思うんですけども、差し支えがなければ同意に必要な者の接種状況等の数等がわかっておれば教えていただければと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） すみません、その数については、ちょっと今資料がございませんので、後ほどということではよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○町長（田嶋章二君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 結構でございます。

総体的にですね、再質問に入る前、町の執行部一丸となってコロナ対策に対応しているということで、いろいろとですね、うまく進んでいるんじゃないかと、個人的には考えております。

そこで、いわゆる飲食店等への時間短縮のいわゆる協力金、これに対するこの商店等の数と、どういった確認方法をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 町内に6月13日までの29日間になります。25事業所のうち、対象になる事業所につきましては15事業所になります。確認のほうは、県のほうが業者に委託されまして、苓北につきましては今週のうちに確認をされると。町としては、別途ですね、発令された日にちと先週の金曜日、独自に抜き打ちといいますか、きちんとされているかどうかというところを2回巡回をしております。

協力金につきましては、2万5,000円の最大29日分ということになっております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 時間短縮のお店もまた確認される職員の方も大変でしょうけども、もう少しでございますので、頑張ってもらいたいです。

先ほど農林水産支援の中で捕獲イノシシのいわゆる個体処理事業ということでございましたが、このイノシシ対策については、非常にこう問題視、又、悩んでいるところがございます。予算化され、今後、捕獲者の労働力の軽減等にもつながり素晴らしい案だと思いますが、具体的に言いまして、主な内容と運営について、簡単でいいですからお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 簡単に概要を説明いたします。

中身の詳細についてはですね、本日の全員協議会のほうに資料を添付させていただきますので、その中でご確認いただければと思います。

設備の内容なんですけども、捕獲イノシシの個体処理のための減容化施設、乾燥炉の整備でございます。個体を乾燥炉本体内で切断しまして、乾燥、粉末化させます。粉末化したその成果品というのは、堆肥として利用が可能です。

運営方法なんですけども、設備の全体運営については、町において行うこととしておりまして、維持管理に係る燃料費等の経費については、予算に計上いたします。捕獲したイノシシの設備までへの運搬については、捕獲者のほうで対応していただき、設備に投入後の稼働については、堆肥センターの職員にお願いすることとしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 全協でやるということでございますので、一応そういうことで理解しております。

もう1件、農業省力化、これは多分レタスの生分解性マルチ等のことだと思いますけども、具体的にどういう動きになったのか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 農業省力化の生産資材の導入支援事業でございますけ

ども、議員おっしゃるとおり、生分解性マルチの導入に対する支援でございます。補助率を一応2分の1としまして、対象面積で約40ヘクタール、経営体で50人程度を予定しております。予算規模で705万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 大幅にですね、アップしていただいております。非常にご承知のとおり、農協の広報等を見れば、やはり売上げがぐんと落ち込んでいるようでございます。やはりですね、次年度の励みになるというようなことで理解しております。

それと2件目の防風林、特に京の坪は、町長がいわゆる非常にこう詳しく見て、又、感じ取っておられるとおりと、私も同感しております。なかなかあそこは今のままで植栽してもなかなかこううまく育たんと思っております。兼ねてからですね、潮風等に強い樹木を選定するということではございましたが、なかなかですね、育たない。やはり何が原因か、私も専門ではありませんけども、やはり一言で言えば、やはり手入れが足りないかなと。その手入れの幅もいろいろありますけども、ぜひですね、そういうことで、蘇らせていただきたいと思っております。

何かスーパー黒松、黒松にもいろんなランクがあるそうでございますね。Aランクから下のランクまで。どういったものを過去植えられてきたかわかりませんが、やはり松も強いのもあるかどうかわかりませんが、いろんな混植と言いましょうか、やはり防風・防潮に強い樹木を選定、願わくば、やはり実験と言えば失礼ですけども、やはり数本のといいましょうか、適当な松も強い松、最強の松をですね、選定していただいて、これもどうかわかりませんが、捕植ねがえると思っております。

それと富岡の東・西海岸、一応ですね、台風、これと経過年数、これが最大のやはり腐食、あるいは壊れにつながると思っております。確かに、西海岸におきましては、先の台風でですね、非常にこう傷みがひどく、町のほうもそれなりに県等に折衝されて、対応されているようでございます。引き続きですね、やはり対応を願いたいと思います。

又、そういったことで対応しているということでございますので、どうぞよろしくご指導方お願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで、倉田 明君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

先ほどの倉田議員の質問に対して、健康増進室長より答弁があります。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 先ほどの倉田議員の再質問でございますが、本人の意思確認ができる家族の同意により接種を希望された方の件数についてでございます。申込書の提出時点では把握できませんが、接種後の予診票の中で、家族の同意欄がございますので、そこで件数を確認することができます。ですから、接種が全て終わらないとその総数というのはこちらのほうではわかりません。そういう状況でございます。予診票ですね、接種を受ける際の予診票で家族の同意という欄がありますので、そこで件数がわかるということです。ですから、町のほうでは、まだその予診票は請求の際しか来ませんので、全ての接種が完了した時点で総数がわかるという状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） 一般質問を続けます。

通告 8 番、野田謙二君。

○2 番（野田謙二君） お世話になります。通告順番 8 番、2 番議員の野田謙二でございます。今回は、教育長に質問をさせていただきます。

昨年の一昨年度末からの、我が国における新型コロナウイルスによる緊急事態宣言以降、3 密を避けることを前提とした仕事のあり方が大前提となっております。そのために田舎の町議会議員としても、学校への視察等が中止となっております。

これは、視察の中止だけではなく、卒業式や入学式等も町長などの出席までで、我々議員の出席は遠慮させていただいているのが現状です。それは、世界的な新型コロナウイルスパンデミックのことを考えると仕方がないことだとは考えています。

しかし、ただでさえ「閉鎖的」だとの指摘を受ける傾向のある教育界において、一度も現場を見られず、マスメディアの情報だけを頼りに想像せねばならず、それだけでは不安ばかりが拡大します。

そこで今回は、ここ数年変わったと言われる義務教育の現場を教育長に具体的にお聞きしたいと思います。

まず、お聞きしたいのが、実際に今の小学校、中学校では、私どもが習っていた学校教育と、これは約 50 年以上前のことですが、全然違うという点です。私どもは小学校時代には英語を習っておりませんし、又、今ではコンピュータのプログラミングの基礎までも習っているとの報道を耳にしました。

現在の義務教育で苓北町が提供している課題、これは授業科目で結構です。その種類を教えてください。又、教科名が基本的に変わっていなければ、その内容で大きく変わった箇所をお知らせください。

又、先日のテレビ番組では、現在の義務教育では、答えの特定されない問題も提出され、それをどのような表現で解答できるかを課題とする問題が出される、ということが

報じられていました。この問題は、自分らしい答えが書ければよいらしいのですが、その解答の評価方法が教員の主観ばかりになってはいけないし、かといって何が客観の基準なのかがわかりにくいし、難しいのではないかと思います。

教育内容が改訂されるということは、単純に教科書に記載されている内容が新たな研究で新しい証明がなされて、記載内容が変わっただけならば、まだ教える教員もプロだから追いつけるとは思います。ところが、授業の課題が増えるとか、評価の方法論が明快でないなどの教育内容の変化は、教員自身がそのような教わり方を経験していないのだから、その対応に苦しむ教員も出るのは必然だと思います。

教員の対応不適合などのニュースは以前からあり、それは今の生徒の変化に対応できない。又、単純に社会の常識の変化に対応できないものだと思っていました。単純に考えれば、教員個人の能力不足であったり、職業選択の間違いであるものと思い、教員個々人の努力で解決できるものでなければならぬと考えていました。

ところが、教科の内容の改訂で、指導方法や評価方法までも変わらなければならず、指導されたという経験のない授業への変化ならば、教員個々人の努力だけでは対応できないのではないかと心配もしています。

このような教員側の不利益には、町の教育委員会でも対応の準備をされていると思いますが、苓北町が準備している教科内容改訂への対応をお聞かせください。

さて、今の時代に義務教育の指導内容が改訂されるということは、私たちが経験のない変化をすることなんだと想像しています。そのため、授業のあり方も多様な変化をし、学校個々でも違いが出るはずです。つまりは結果として、地域による教育の格差を生み出すのではないかと心配があるのが、今回の質問のポイントです。

苓北町で義務教育を受けたのに、結果としての教育が地域ごとにどうしようもない差が生まれることはあってはならないことだと思っています。単純に、義務教育を終了後に、都市部と比べて田舎では選択肢が少ないということがあります。これは実際に、私の息子は帝京大学へ進学をしたのですが、その際に天草高校が帝京大学への進学という選択肢に対し、対応しきれなかったということがありました。このこと自体はそれほど大きな問題ではありません。学校の担当教員がそれまで天草高での実績がなかった進路に対応できなかっただけのことです、学校の、又は一教師の個別な能力不足だと思っています。少なくとも、受験ができれば進学は可能ですから。

今現在は、大学進学ということが日本の学生の半数以上です。当然、義務教育の終了時には少なからず高校卒業後の進路も選択肢に入れての高校受験を考える人も多いと思っています。もちろん考えているのは学生だけではなく、その保護者も含めてです。

現実に都市部では、貧困により高校進学はしたものの、結果的に高校を中退して仕事に就く学生も複数あるし、実際に行える仕事のあり方も多様にあります。その選択が良

いか悪いかは置いて、義務教育の終了後に選択肢が多様にあるのが都市部です。

ところが、天草のような田舎では、仮に自由選択として義務教育終了後に働くとしても、ちっとも多様性がありません。それは、人口減少でマーケット自体が小さいから、仕事の仕事として成立しないというどうしようもない事情もあります。

それに比べ、都市部では、現在の既存の職場に限らず、想像もしていなかった職場が次々に現れる可能性があります。このように、都市部では多様に仕事があり、仕事だけではなく、進路先としても公立、私立に限らず、その他の専門学校、又は学校とは認められていないフリースクールなども身近にあるのが都市部です。

このような田舎の選択肢の少なさが、結果的に教育における都市部と田舎の格差を生み出しはしないかと心配しているところです。

例として私が挙げたことなどは、具体的なイメージとしては大変貧弱です。申し訳ありません。

要は、多様化する社会に対して、多様化する方向に教育の変換がなされているのに、教える学校や教員が経験則ばかりにとらわれてしまって、田舎の学生がその能力を発揮できる機会を奪ってしまうことはないか、との心配です。

学生にとって、我々の頃では、仕事や将来像に対する想像は、身近なものやテレビなどで知り得たものに限られる傾向がありました。今は将来像の想像も多様になってきつつあると思っています。それに対して、学生に指導する教員自身が想像力を働かせ、多様な未来を引き出してもらえよう教員であってほしいと考えているところです。

そのように考える中で、実際に私自身が学生としての経験や、保護者としての経験では、そのような教員は少なかったのが事実です。しかもこれあくまでおそらくですが、教員は教師以外の社会経験が少ないために、新しい経験を無意識に避ける傾向があるのではないかと考えています。

苓北町に赴任してくる教員には、その辺の生徒たちの将来像に対する希望をしっかりと指導できる教員であってほしいと願っています。

教育長には、苓北町へ赴任してくる教員へのご指導についてもよろしくお願いします。

そして、私は、今改訂されている義務教育は、多様化する社会への対応だろうと考えています。教育長にも文科省が考えているであろう今回の教科書改訂の意図をお聞かせください。

私の質問は以上になります。

後の質問は、教育長のお答えを聞いた後にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の野田謙二議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の義務教育諸学校の指導教科及び内容の変更点でございますが、義務教育諸学校の指導教科及び内容は、文部科学省から告示される学習指導要領に基づいて実施することになっております。現在の指導内容は、平成29年に告示された学習指導要領に基づいて、小学校では令和2年4月、中学校では令和3年4月から全面実施されているものです。

指導教科及び内容の変更点は、小学校3・4年生に外国語活動が年間に35時間、1週間に1時間の計算になります。5・6年生には、教科として外国語、3・4年生は外国語活動でございます。5・6年生からは教科、外国語という形になります。年間70時間が新設されたことが挙げられます。これによって小学校6年間の授業時数は総数5,645時間から5,785時間に増加しました。中学校についての教科内容の変更はございません。

ただ特徴的な今回の学習指導要領の内容としまして、理数教育の重視、体験的活動の重視、それから情報活用能力の充実、これらが挙げられております。

次に、苓北町の対応についてですが、志岐小学校を拠点校として配置した県費負担の英語専科教員と町職員の小学校英語指導助手1名により指導の充実を図っております。また、専科教員の活用を図り、小学校教諭の外国語指導力向上のための研修及びタブレットによる活用研修を行っております。

次に、今回の学習指導要領の変更（改訂）でございますけれども、意図についてお答えいたします。

今回の改訂は、平成28年の中央教育審議会答申を受けて改訂・告示されたものです。答申では、2030年の社会と子どもたちの未来について「社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となっており、途中、略させていただきます。社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になる」とし、「このような時代だからこそ、子どもたちは社会の変化を前向きに受け止め、私たちの社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し、実現したりしていくことができる」と前向きな記載がしてあります。この言葉を学びに向かう力の育成という形で、子どもたちの主体的な学習を進めているところでございます。

この答申を受けて、学習指導要領は、その前文で、「これからの学校には（中略）一人一人の児童（生徒）が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と述べております。

さらに、知徳体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すにあたって、児

童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力」の育成、そして、先ほども述べましたが、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の3つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することを求めています。

以上、野田謙二議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） ご回答大変ありがとうございます。

先ほど教育長のお答えにもありましたように、熊本県の教育委員会から指導がきているというふうになっておりましたけれども、私、これは個人的なことなんですけれど、熊本県の教育委員会というのを逆に他県と比べた経験があります。それで熊本県が必ずしも優れているとは限らないと、これは私の偏見かもしれませんが、私自身は個人的に思っています。実際、今の時代は機械的にも、文明的にも発達しまして、他県の学校とかも協働で授業をしたりということが可能な時代になっていると思っています。そのような活動というのは、実は熊本県の教育委員会に関わらず、他県の、例えば、他の地域の主要産業、熊本県では見られない産業なんかも見れるようになるんですね、修学旅行に行かなくても。そこでいろいろな仕事の幅を広げられる。将来像を広げられるという活動も可能なのではないかとと思っています。そのような活動というのは苓北町でどれほどできるのかというのを教育長にお聞かせいただければ幸いです。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） では、お答えいたします。

まず、私ども議会の皆様方にもお世話になりまして、一人ひとりにタブレットをという形で、今、子どもたちの手元に届いております。学校のほうで保管をしておりますけれども、これを活用することによって、先ほどおっしゃいましたいろんな面が解消できるというふうに考えておりますけれども、まず、タブレットは道具であると、タブレットのための授業は行わない。ただ、教師そのものがそのタブレットをどのように使ったらどう授業で効果的に子どもたちにわからせる、理解させることができるのかと、その研修は徹底的に行わなければいけない。子どもたちは、仮に家に持ち帰って使う場合、そのタブレットを起動させて学校の授業をリモートで受けるという形が、それぞれができませんので、その研修もやっております。

例を挙げますと、今年度1月の末でしたけれども、富岡小学校で研究授業を行いました。子どもたちの授業でございます。子どもたちもタブレットを使います。富岡小学校での授業、前もってとったんですけれども、これは各町内の小・中学校に送ります。小・中学校からその授業に対する感想をもらいます。これは町内だけではなくて、教育事務所、あるいは、よその県の知り合いのところまでうちの授業をちょっと見てから意見をくれ

ないかという形で、授業の内容、それを映像で送り、それについてリモートの中で協議を行って、その授業を進めていくということを既にやっております。

それから、子どもたちに関する場面でございますけれども、その授業以外に、先ほどプログラミングという答えのない授業というのがございましたけども、これは志岐小学校のほうで交通信号赤、黄色、青ですね。あれをどう組み立てるか。ですから、黄色が点滅して後に赤を置く。そういうふうな動きを作っていくプログラミングをやったところでございます。その中で、黄色がつきっぱなしで赤になってしまっている。黄色と赤が同時に動いている。黄色の点滅はしないで赤になった。黄色を消した途端にすぐに青になってしまった。それぞれの子どもが手元で動かしながら、自分のはどうしてこううまくいかないんだと。それを自分なりに答えを見つけ出して、「ああ、ここがこんなふうになっているから自分のはうまく操作できなかった」そういう論理的な思考力、これを鍛えていく。そういうプログラミングの教育を今進めているところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたけども、外国語と同じように、教師そのものがツールを使えなければいけませんので、その研修は急務の課題となっております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 今のお答えを聞きまして、また思ったのですが、やっぱり教員の能力不足の箇所が多々感じられるところがある。その辺ってというのは、逆に苓北町の人口が少なくなって学校が小さくなって、教員の数も減っているところがある。実際に能力がある教員が必ずしも雇えない可能性がある。実際に苓北町で指導をしなければならぬ。教育委員会の存在というのがすごく大事になってくると思っております。

教育委員会のほうでどのような、そのための準備をその研修をやっているというのは、具体的にどれだけの量を、どれだけのレベルを、で、どういう時期にやっているか。それをお聞かせいただければと。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） お答えいたします。

それはもう始めているところでございますから、そのタブレットの研修につきましてでございます。タブレットを持ち寄っての研修ということではございません。今やっておりますが、各学年部、小学校ですね、1年生は1年生担任の先生だけが集まって、1年生のこの1年間の授業の中で指導計画を見ながら、この授業ではこのタブレットのこういう動きを使ったら効果的にできるよね。なら、そのためにはどういう教材を揃えていけばいいだろう。1つの学校の先生がその教材、例えば、写真とか何か取り込んでの1つのを作ります。15分ぐらいの映像教材をですね。そうすると、残りの3校にも

それを送っていきながら、残り3校とも同じ映像を見ながら同じ授業ができる。つまり、教材研究を1校の先生がやることによって、残り3校も共通の授業、この映像が届けられますので、そういう授業をやる。ですから、学年部ごとの研修はもう既に1回やっております。だから、そのための教育指導計画の見直し、どこで、どのように使っていくかというその段階に入ったところです。

ただ、今おっしゃいましたように、教職員そのもののこれまでの技能の差と言いますか、どれほどそのタブレットに堪能しているか、これ今大きな差がございます。そして、こちらから送ったつもりでも向こうではうまく映像が取り込めなかったり、返事がですね、双方向性とれてなかったりというのがありますから、これからそれやりながら一つずつ解決していかなければいけないというふうに考えております。現状でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 今お聞きしましたところ、やっぱり私が心配しておりました教員側のほうの対応能力がこれまでと違ってですね、僕らの頃というのは、単純に授業開いたときというのは、どれだけ生徒と遊びきるか。あとは授業に集中させればよかったんです。で、その教科書に載っている教科の単純に言い方をすると詰め込みだったんですよね。僕らの時代は。で、その頃まで大学進学30%程度でした。僕らの頃は。それから考えると、教員というのがすごく難しくなっていると思うんですね。ところが、大学進学して教員になる人というのが、かなり言っちゃ悪い、言い方悪いですけど、レベルが以前と比べたら落ちているのかなと思っております。

実際に、かといって各県、各政令指定都市等の教員募集というのは少なくなっています。ここら辺の、特にこれ予算の関係もあるんですけど、大変難しいことだろうとは思いますが、この辺の問題というのが一番大きいんじゃないかなと思いますけど、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 大変難しいご質問ですけれども、どこに原因があるのかっていうそこら辺はですね、それぞれ教員を目指される方の事情もあるんだろうというふうに思いますけど、今朝の熊日のほうには、熊本市と熊本県のほうで教員採用試験の倍率のほうも載っておりました。ぜひ素晴らしい、今はなかなかできなくても意欲を持った先生が合格して、赴任してくれることを期待しているところでございます。

すみません。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 教員課程、教員の採用の方の問題というのはこの程度にいたしますんで、実際に学校で、小学校、中学校と学生生活を行う中で、子どもたちは子どもたちなりに自分の将来像というのを無自覚にも意識していくだろうと思います。先ほど

もありました、他県の学校との交流もする。これは非常にいいことだろうと思っています。僕らの頃、修学旅行しか他県に行く機会なかったんですね。僕の小学校では、小学校の修学旅行、阿蘇なんです。県外にも出られなかったんです。ところが、今の時代というのは、楽に全国に、ところが全世界に行ける時代が変わってきた。それだけ子どもたちの想像力も多分刺激されるだろうというふうに僕は思っているんですけど、その辺、新しい、新しくってというか、今、苓北町に赴任している教員の方たち、その人たちがどれほどのそれに応えられるだけの能力があるかというのがわからないですよ、私達には。教育長から見て、その辺の準備はちゃんとできているんだろうかというところがおわかりでしたらお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 各学校できるだけ授業のほうも見せていただきながら、それから、研究授業であがってきます、現在、指導案ではなくて、学習構想案と、これも変わっております。子どもの側からの思考でつくんなさいと、そういう流れなんかを見せていただきながらも、明らかに個人差はございます。もう少し子どもの側に立ってほしいなという先生もいらっしゃいますし、ここはもう少しこうしてもいいんじゃないのって、それを感じる授業、それから考査もあるようでございますけども、うちの学校教育の指導員のほうと協力し合いながら、そして、校長・教頭への指導も行いながら毎日の授業をみる視点というものを揃えて、指導員、校長、教頭、ここでその先生を見守っていくという形でしております。

それから、こちら側の学校訪問やっているわけですが、そこでは優先的にはその先生の交流事業をちょっと見せていただきたいんだけどという形で、中学校ですと教科の授業と道徳とか、学活の授業ございますので、教科はもう大丈夫だけど、子どもたちとの接点あたりがちょっとまだ未知数かなというところには、こちらからお願いをして見せていただくという形で指導力の向上に努めていきたいと、これからもそのように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 教師の人たちというのは大変な仕事だなと思って、自分は教員にならなくてよかったなと思っているところでございますけれども、でも、かといって、実際に教員をやられている方たちに頑張ってもらわなければならないというのが今の教育界だろうと思っています。ところが、実際に僕らの頃というのは、各教科、極端な言い方ですけども、テストで点数が取れりゃよかったんですよ。ところが、今の時代はそれだけでは成績というのが出せない。実際、成績表には各教科単位ごとにいろんな評価の仕方があると思うんですけども、実際に教育の目的というのは人格の形成です。そのためにそうじゃない、要は答えじゃない解答も求めるような授業が出てくる時

代になっています。それっていうのをどう評価するのか。どういう成績に出すのか。その辺っていうのが実は具体的に認証ができないですね。そこら辺の説明をお願いできたらと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼します。授業でございますけども、やはり導入と結論まとめと、入り口と出口がございます。教師の側が一番神経を使いますが、その導入の部分と出口の部分で結論でございます。先生方にも話す時によく使う答えで申し訳ないんですが、山の登り方はいくつもあるよ。この子どもをこの麓から出発させて、あの山の頂上へ行くのに、この子がロープウェイを使って行ってもいいじゃない。走って行ってもいいよね。それから、ゆっくりゆっくり歩いて行っていいし、螺旋状に回って行っていいよ。時間はそれぞれかかるかもしれないけども、最終的な出口がこの山の頂上に持っていくためには、大事なことは、その途中で意欲をなくさせない。この助言と言いますか、言葉かけというのは大事だよという形で、そういう形で説明をしている、先生方にも話をしているところでございますけど、一人ひとりにこう寄り添いながら言葉をかけて、その子の持ち味を最大限に生かすと。その目標に向かってそれぞれの先生方も努力をしていただいているというふうに考えております。

答えにならないと思いますが、以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 只今のお答えというのは、僕個人的にはすごくよく理解できる。ただ、問題なのは、学校というのは、各学年1年で結局、要は曲がりくねりながら頂上を目指しとった子たちが頂上に行く前に1学年が終わってしまうんです。評価する、教員も変わってしまう可能性がある。その子っていうのが、結果、劣等感ばかり染みついちゃう可能性だってなきにしもないのが今の日本の教育じゃないかな。逆にそこがこれから問題になるんじゃないかな。実際、その子が曲がりくねりながらも一生懸命真面目に登っていたよっていうのをどこでどうやって評価してあげるのかというのがわからないんです。そこら辺を準備ができているようだったらお聞かせいただけますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） すみません、経験談から申し上げたいと思いますが、確かにそれぞれの子どもの特性あります。国語の得意な子どもおれば、算数の得意な子どももおります。ただ私たちにできるのは、その限られた時間でその子を、もろもろが完成できるのは最高のことですけれども、長い時間をかけてでもその子どもが一定の目標に到達できればと。そのために言葉かけといいますか、この前ここまで頑張っていたよね、この前ここまでやれたならば、今日はここまでいこうかという、その子なりのステップを加えていく。そして、将来的に今習っている基礎的な教科そのものがダイレクトで役

に立つということはあんまり直結はしてこない面もあると思います。総合的な力として社会へ飛び出していく。その中で自分の特性を生かす。自分はこれが得意なんだというそれを見つけ出して生かしていく。そういう子どもができればなというふうに思いますし、仲間づくりにしましても、あれができない、これができないじゃなくて、あの子はこういうところが得意だよねという、お互いにそういう特性を認め合うような学級集団といえますか、それを先生方にも目指してほしいなと願っているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 只今の教育長の話も、僕も個人的にはすごく理解できるんですけど、ところが子どもらの視点に立つと、子どもたち、点数、テストの点数だ、成績表の今は1、2、3、4、5じゃないのかもしれないですけど、僕らの頃は1、2、3、4、5という評価というのが学校の評価なんだって、もう単純に思っていたんですね。ところが、今のお話っていうのは、どういう評価方法を子どもたちに伝えるのかっていうのがわからないんですよ。子どもたちに伝えるその通信簿やテストの点数だけじゃない伝え方というのは、具体的に何があるんですか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 具体的にと言いますと、消えてしまいますけども、やはり言葉かけと子どもの作品への加点と言いますか、そのような励ましというふうになると思います。ですから、通知表でございますけど、通知表は各学校が校長先生の裁量で出しなくても出さなくてもいいわけなんですね。ですから、1、2、3、4、5というのもあると思いますけれども、その中で、何のための通知表かと考えた時に、原点は、その子を伸ばすための親への通知文なんですよという、そこを十分踏まえていきながら、そして、コメントあたりでですね、点数が取れてないというのは、事実事実として認めながらも、そこにコメントを入れることによって、その子の次へ向かう力というのを伸ばしていく、そのための通知表だというふうに考えております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 今お話聞いて、今は、だから僕らの頃と違って、通知表というのが単純な評価じゃないんだなってことですよね。通知表っていうのが、僕の個人的な主観では、すごい小学校、中学校では絶対だと思っていました。逆にその分学校をなめていたんですよ。要は、通知表で5が多ければいいや、テストで100点取ればいいや。あとはもう言うこと聞く気がなかったんですよ、逆に。その分、だからうちの悪い子どもだったろうなと思います。それっていうのはすごく大人になってから反省はしているんですけども、そのなめてたおかげで学校の先生になりたいなんてこれ

っぽっちも思わなかったですね。それは僕の個人的な見解です。で、実際に、今すごく学校のこつていうのを理解できるようになって、学校の先生で何て大変な職業なんだから思っているのが今の現状です。実際にその大変な職業に就かれておられる方々、教員の人たちですね、その人たち自身が本当に学校教育をわかっているのかなっていう不安もあるんです。その辺の指導ってというのは、教育長に、よろしく毎年のことになりますけれども、お願いしたいなと思うんですけれども、毎年の教員の新たな新任教員の指導のほうをどの程度できているのかというのをお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 初任者の先生方、本年度は2名お迎えしておりますけど、例年県のほうが主催します初任者研修というの、例年ですと教育センターでやったり、義務教育課のほうで県庁でやったりするんですが、全てリモートに変わりました。6回の研修が入っております。町での研修というのは2回組まれておりまして、これは現地研修、地域理解の研修と保育体験研修でございます。それぞれ第1回研修が今月末に予定しておりますけれども、私のほうからの40分から50分の講話という形、そして、志岐保育園のほうにお世話になって、これも体験はできません、今年は。園長先生からの講話、主任の先生からの講話という形で、今月末は予定しております。

それから、8月に入りまして、現地研修ということで、町の名所、旧跡、そして歴史等も含めまして、研修を半日がかりになりますけれども、町内を全体会のために周るという形で計画を立てております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 大変ありがとうございました。

本日の質問でですね、実際、学校現場でわからないところ、成績ってというのがどうなのか、それまでの僕らの時代と違うんですよ。成績の評価の仕方も。多くの大人の方たちは僕より下の世代の方が増えているだろうと思いますけども、その辺の人たちが学校成績というのをどのように評価しているのか、未だに学校の評価っていうのを絶対って信じている方もいらっしゃるかもしれませんので、ものすごく学校の成績っていうのも多様化しております。そういうことを皆さんにも、苓北の町民、各保護者にもお伝えしたくて今回の一般質問をさせていただきました。

私の一般質問は以上で終わります。お疲れさまでした。

○議長（錦戸俊春君） これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告9番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告9番、6番議員の石田みどりでございます。本日は、3点で町長に質問をさせていただきます。

まず、1番目ですが、ジェンダー平等について質問をいたします。

今、ジェンダー平等の気運が世界的に広がり、高まっています。日本でもフラワーデモをはじめとして、性暴力や女性差別などを許さない世論と運動が政治を動かしています。性被害者を侮辱する発言をした自民党の杉田水脈衆議院議員の辞職を求める署名が短期間で13万人分も集まりましたし、オリンピック組織委員会の森会長の女性蔑視発言に抗議するオンライン署名も15万人以上が賛同をし、森氏は発言から10日で辞任に追い込まれました。

日本は、ジェンダー平等では後進国であり、各国の男女差別を比較したジェンダーギャップ指数では、日本は156カ国中120位です。また、政治分野では144位と大きく立ち遅れています。国会議員や閣僚に占める女性の割合はわずか1割になっています。戦前は、家父長的な家制度のもとで、妻である女性は夫である男性の所有物であり、無権利状態に置かれていて、選挙権も被選挙権もなく、個人の人権も否定をされ、政治集会への参加も禁止され、政治の世界からも排除されてきました。

日本でも1911年、平塚らいてうが青鞥という女性文芸誌を創刊し、「元始女性は太陽であった」と声を上げ、1946年の総選挙では、日本女性初めて参政権を行使をいたしました。それから75年経っておりますが、未だに日本は男女差別があり、人口の半分を占めているのに、女性の地位は低いままです。日本共産党は、1992年の党創立以来、国民主権の主張と共に、男女の普通選挙権の実現を求めてきました。人口の半分を占める女性の声をあらゆる場で反映させるのは当然だ。多様な意見も政治に反映させる上で重要だとして、世界の多くの国で女性の政治参加も積極的に進める努力も重ねられています。

そこで、質問をさせていただきます。

2017年9月議会でも質問したと記憶しているのですが、苓北町の職員の女性職員の比率と、それから、女性の幹部職員、これは課長級はご覧のとおりいらっしゃると思うんですけども、ほかの幹部と言われる職員の人数をお聞きいたします。

それから、非常勤職員、これは非正規職員ですが、今は会計年度任用職員と言っておりますが、女性の比率もお尋ねをいたします。

また、役場の職員の中に身障者の雇用はされているのでしょうか。2、3年前の報道では、雇用していないという自治体に苓北町が入っていたと思うのですが、現在はどうなっているのかお尋ねをいたします。

2点目でございます。

コロナ禍の中で給食費を無償にしてほしいという質問でございます。

町長は、いつも少子化は国を滅ぼすと言っておられます。当然、町も滅びます。町長は、早くから子どもに対しての施策をどこの自治体よりも先んじて進めてこられました。その点は高く評価させていただきます。今になればどこの自治体も苓北町がやってきたことはやっていますし、もっと進んでいる自治体もあります。このコロナ禍の中です。町長、ぜひ児童・生徒の給食費を無償にさせていただくことを本気で考えていただけないでしょうか。今、給食費を無料にしているか、補助をしている自治体も全国的には増えてきています。熊本県内でも、全額助成をしているのが2自治体、半額助成をしているのが4自治体、そのほか、月2,000円の助成、3分の2の助成、第2子以降は半額助成しているのが12自治体あります。また、3月議会での答弁で、大津町が無償にすると町長が約束をしております。

コロナ禍が1年以上長引く中で、子どもたちも不自由な生活を強いられているし、親御さんも仕事が減ってきたり、売上げが少なくなっている家庭もあるのではないのでしょうか。こんな時期だからこそ給食費を無償にするということが、子どもや家庭に大きな喜びや心の豊かさを与えるのではないかと私は思うのですが、町長のお考えをお聞かせください。

町長は以前、私の質問に対して、無償にしている児童生徒もあると答弁されましたが、それは就学援助制度という全く無償化とは別の制度であり、所得制限があります。又、生活が急変した時などにも対応可能な制度で、給食費のほかに学用品費や修学旅行費などが支給になります。種目によっては、2分の1の国庫補助もあります。この就学援助制度ではなくて、児童生徒全員に対してのものです。先ほども申しましたとおり、長引くコロナ禍の中で、ぜひ考えていただきたいと思います。

又、広く言うと、憲法26条の義務教育は無償という立場、その他関係法の立場からも重ねての実現を希望します。

町長の答弁を求めるものです。

3点目でございます。

町民の特定健診についてお尋ねをいたします。

町は毎年、町民に対しての特定健診をしてくださっています。各町会に健康推進委員さんを委嘱していただいて、各家庭に健診の案内が配られてきています。特定健診は、生活習慣病対策として、公的医療保険に加入する40歳から74歳を対象に実施されて

おります。政府は、受診率70%以上を目標にしているようですが、実際は、2018年度は55%に止まっている。特に市町村国保の受診率は38%と最も低いようでございます。

町の受診率はどのように推移しているのかお尋ねをいたします。

町の健診には、眼科や耳鼻科の内容は入っていません。眼科検診を特定健診に組み合わせると、早期発見につながるだけでなく、健診の受診率も上がったという研究結果が出ているという報告もあります。厚労省の研究班が調査をした結果、眼科検診を組み合わせている自治体は310自治体で、全体の3割になっているとのこと。何らかの眼科検診を組み合わせた場合、眼科検診のない場合と比べ、受診率が2.5%も高くなっているという分析もしています。

私が眼科検診を入れてほしいと思うのは、緑内障が最近増えていることを耳にしているからです。緑内障は自覚症状がなく、気がつかずに放置していると、最終的には失明をしてしまうという怖い病気です。視野が段々狭くなっていくのです。私は20年くらい前になると思うのですが、緑内障の診断を受け、定期的に受診をし、目を酷使しないように気をつけて点眼薬を用いています。おかげで進行はしていないようで助かっています。

大阪の友人の主人は、発見が遅れたこともあり、一昨年にととう失明をしてしまいました。家族が大変だということを言っていました。

緑内障は早期発見が欠かせないと思うのです。発見が早ければ、私のように失明も防止することができます。ぜひ、町の特定健診に眼科検診を加えていただきたいと願うものです。

町長のお考えをお尋ねいたします。

又、聴力検査も健診の種目に入れてほしいと思っています。荅北町も高齢化率42%を超えていますし、高齢化に伴う難聴者も増えてきています。自覚していない高齢者もいらっしゃるようです。補聴器の補助の質問のときにも言いましたが、難聴は認知症の引き金にもなり、社会参加の障害や孤立するリスクも高くなります。そのようなことを予防する意味からも健診に聴力検査を加えてほしい。

町長のお考えをお聞かせください。

以上、あとは自席で再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

2項目のコロナ禍の中での給食費の無償化につきましては、教育長が答弁いたします。その中で、私の答弁が必要であれば、私も答弁をいたします。

私のほうから、まず1項目のジェンダー平等について、3項目の健診についてこたえ

させていただきます。

まず、ジェンダー平等について、3点のご質問がございました。

1点目の役場職員の中で女性職員の役付き職員数と割合については、令和3年4月1日現在、職員数が93名、女性職員はその中で26名でございます。その内、課長・室長・事務局長等の管理職は12名、その中で全員が男性であります。女性の管理職はおりません。平成30年度には女性の管理職を1名任命しておりましたが、令和元年度は、本人の申し出により、不在となった状況でございます。町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定しており、計画に基づき、引き続き管理職、役付き職員への女性の登用に取り組んでまいります。

2点目の会計年度任用職員における女性の任用につきましては、57名中36名でございます。

3点目の障がい者の雇用につきましては、4月1日現在、1名の方を会計年度任用職員として雇用しております。地方公共団体の法定雇用率の算定は、苓北町は2名雇用しなければならないため、不足数が1名となっております。

障がい者の雇用につきましては、平成30年度までは、名称が非常勤職員でありましたが、その中で募集をしておりました。しかし、令和元年度以降、正規職員においても、障がい者枠として募集してまいりました。昨年度の採用試験におきましても、募集を行い、1名の方の応募がございましたが、残念ながら採用には至っておりません。しかしながら、雇用率を満たしておりませんので、今後とも障がい者の雇用の促進等に関する法律による障がい者採用計画に基づき、正規職員及び会計年度任用職員において、募集を行い、法定雇用率を達成するよう努めてまいります。

次に、苓北町の健診率の推移であります。

令和元年度の特定健康診査受診率は、44.6%、平成30年度は48.8%、平成29年度は47.1%で、毎年50%を下回っている状況でございます。

次に、早期発見を目的とした健診項目の追加でございますが、ご質問の緑内障の発見につきましては、眼圧検査、顕微鏡検査、眼底検査を行った後、詳細な検査としましてOCT（光干渉断層計）検査、視野検査から行われているようでございます。なお、苓北町が実施しております健診につきましては、国民健康保険における特定健康診査、後期高齢者医療における健康診査がございます。この健診の項目の中に、医師の判断による追加項目として眼底検査が受診できるようになっておりますので、医師の判断という条件付きではございますが、現行におきましても受診体制は整っていると判断しております。

また、国民健康保険や後期高齢者医療以外の保険制度、いわゆる社会保険に加入されている方につきましては、労働安全衛生法により事業者は雇用者に対し検診を受けさせ

る義務がございますので、それぞれの保険制度を活用した健診事業によりまして受診されているものと理解をしております。

次に、難聴者が増加しているので聴力検査を検診項目に追加していただきたいということでございますが、苓北町が実施しております国民健康保険における特定健診、後期高齢者医療における健康診査、また、年齢の条件付きではございますが、全町民を対象としたがん検診等の目的といたしましては、生活習慣病の改善と医療費の抑制、また、死につながる疾病であるがんの早期発見につなげることを重視させていただいております。

参考までに、町内医療機関におきましても、昨年度に眼科、耳鼻科を受診された方は、眼科で延べ875件、耳鼻科で延べ1,427件で、医療による診察、治療等が行われているようでございますので、なるべく医療機関の眼科、耳鼻科での検査、受診を推奨していただきたいと考えております。

また、特定健診における問診の中で、体調に関し不安や心配等がございましたら、申し出いただければ、医師の助言もありますので、ご活用いただきたいと思います。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 次に、コロナ禍の中での学校給食の無償化についてでございますが、令和元年度の文部科学省の公表によりますと、全国1,740自治体のうち給食費について一部補助等、何らかの補助をしている自治体が424自治体、そのうち全額補助をしている自治体が76自治体、県内では45自治体のうち何らかの補助をしている自治体が18自治体、そのうち全額補助をしている自治体が2自治体あるということです。

苓北町では、先ほどもありましたけども、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費をはじめ給食費等を補助する就学援助制度を実施しており、本年度も小学生32人、中学生15人に給食費の全額補助を行っております。今後も福祉保健課とも常に連携し、児童生徒の家庭環境の変動に目を配りながら柔軟に対応していきたいと考えております。

したがって、現時点では、全児童生徒に対して一律に給食費を無償にすることは考えておりませんが、他自治体の動向も踏まえ、今後も検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上、石田みどり議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほどのジェンダー平等の件で再質問をさせていただきます。

コロナ禍の中で非正規やパートで働く女性は雇止めや首切りで深刻な状況が報告をさ

れています。女性の非正規就業者が多い観光や宿泊、飲食業などが打撃を受けている影響だということだと思います。女性の失業者は男性の2倍にあたっています。経済情勢の悪化や日常生活の激変による矛盾が女性に集中をしているのが現状で、女性の自殺者が急増をしています。

コロナ禍の中でジェンダー平等の立場で女性幹部の登用を考えていただきたいというふうに思います。町長も考えていくというふうにおっしゃいましたが、ぜひ、女性の声、女性の声は暮らしに直結しています。意思決定の場に女性の声を反映させることが必要だと思います。東大でも学長と理事9人中女性が過半数となり、女性学生も2割強になったそうです。また、日本ペンクラブで会長にも女性の桐野夏生さんが選出をされましたし、いろいろな団体がジェンダー平等の立場で多様な考えを取り入れようと努力をしています。

先日の新聞報道でも茨城県の労働組合が調査結果をして県庁で会見したという新聞報道がありましたけども、それによると、県内自治体で非正規率がやっぱり42%というふうに高いんですね。で、前回比より1.9%も増加しているということです。茨城県内で44市町村の中で、40%を超えているというのが20自治体もあると、最も高いのが59.5%にもなっていたというふうに報道されていました。

非正規職員が本当に女性職員が多いということも先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、本当に女性の立場というのが男性に比べて弱い立場にあるというふうに思います。ぜひ、この芥北町の役場の中にも女性の職員、女性の正規職員を雇用していただき、また、役付けと言いますかね、そういうところにも登用していただきたいと。やっぱり女性の職員の教育、教育というのもやっぱりしていただきたいというふうに思います。すが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） このジェンダー平等というのは非常に大事なことです。ただし、男女共同参画社会というのもございます。お互いに平等であらなければならないわけです。男性も女性も。そういった中で、今の役場職員の状況を見ますと、女性が管理職になれるような状況ではない。我々は励ましているんですよ。それで1人だけこの2年前に登用いたしました。頑張っておられたので、絶対できるということで、我々も勧めてですね、遠慮なさったけど、そういう登用もいたしました。だからそういった意味でですね、日頃の働きをしっかりと男性に負けないように女性方々が、うちの役場に限ってはですよ、頑張ってください。そういう頑張りが見えてくればどんどん我々も登用をしていく。そういう気持ちでいっぱいでございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本人の頑張りも必要だと思いますけども、やっぱりそれを育

てる周りの教育と言いますかね、育てるということも大きな役割を果たすのじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり育てていただきたいというふうに思うんですね。やっぱり職員の中を見てみましても、やっぱりいいと言ったら語弊があると思いますが、優秀だなという職員も、女性職員もいらっしゃいます。やっぱりそういう人たちを町としてももっと育てる方向へ向いていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私もそれなりにできそうだなと思う人を構想しております。そういう人たちを押し上げようという気持ちで回りの人にもどうかあの人はというようなことでですね、言ってはおりますが、まだまだ努力が足りない。その管理職に対してですね、責務を果たせろと思えない。女性だからしないということじゃないんです。そういった面でのことでですね、ぜひ、今は男性職員だけになりましたけれども、男性職員よりも女性職員のほうが多くなるということを、私も望んでいる立場でありますので、ぜひ女性の方々にですね、頑張ってもらいたい。それも後押しもしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 非正規職員というとあれですけども、の中にもやっぱり優秀な方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう人たちをやっぱり登用していくということも考えられるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 任用職員制度はですね、非常に活用していただいて、女性の方も入っておられますけれども、やはり正規の試験を受けて役場の職員になられた方、この方たちがやっぱり優先でございます。そのほか、今まで非正規職員と言ってたのを任用職員という形で、国もですね、前向きに改められまして、我々もそういった形で処遇をしております。そういった意味でですね、役場職員のまだ頑張りが、女性の、はっきり申し上げまして、足りない中で、任用職員のほうがそれよりも優秀だという話は、私には聞こえてまいりませんので、またそれなりにその現場、現場に話を伺いたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 任用職員の中でそういう優秀な人がいらっしゃったら、ぜひ、試験も受けていただいて、正規の職員にという方向で、ぜひ登用していただきたいというふうに思いますけども、そこら辺はどうですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういった方が出てこられることを期待しております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） もう一つ、障がい者の件ですね、面接をしたけどもだめだったということですけども、やっぱり障がい者の方を2名、苓北町は雇用しなければならぬということですので、ぜひそこら辺もちょっと努力をしていただいて、障がい者の雇用をしていただきたいというふうに思いますけども。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、我々も採用したく、採用をするために障がい者の方の項目も設けてですね、しておりますが、なかなかいらっしゃいません。応募なさる方が。このことは総務課長もですね、もう非常に頭を悩ましているところでありまして、本当にぜひですね、たくさんの方に受けていただきたい。今回、やはり募集をしたんですが、やはり役場職員として普通の人と同じというわけにはいきませんが、ある程度のことができる方じゃないとなかなか正規職員としては雇えないので、そのところはプラスアルファを重ねてもちょっと足りなかったと、ちょっとどころじゃなくて足りなかったということでございますので、ただ、今後ともですね、障がい者の方の募集は、とにかく続けてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 次に、検診について再質問させていただきます。

先ほど町長は、医者の方の所見があれば眼科検診も受けれるというようなことをおっしゃいましたけども、医者の方の所見がなくても特定健診の中に眼科検診をぜひ入れていただきたいというふうに思うんです。そうすることによって、健康診断の受診率が上がるという結果も出ておりますので、それと緑内障はですね、本当にわかりにくいということですね。眼科検診を組み合わせた自治体ではですね、全体の12%にあたる人が緑内障と診断をされ、そのうち78%が初めて緑内障と診断された人であったという報告もされています。先ほども言いましたように、緑内障は自覚症状がないんです。で、もう手遅れになったら失明をするという、本当に怖い病気でございます。40歳以上で20人に1人、70歳以上では10人に1人というデータもあるぐらい多い病気だと思いますので、早期発見をしていく上でもぜひこの健康診断の中に眼科検診も入れていただきたいというふうに思いますが、そこら辺の意気込みと言ったらおかしいですけども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、眼科検診をするかしないかというのは、まず数が足りません。週に何べんかしかお見えになっておられませんので、その辺が問題であるかと思えます。それとあわせて、検診の時、先生に申し出られると専門の先生に見ていただき

なさいって、これ週に1回か2回は来られるはずですよ。苓北町町内の病院にですね。そこで診てもらえると思いますので、具合が悪いから行くわけですから、健康保険もききますし、そういった意味でですね、この眼科検診で、私も実は緑内障の疑いがあると言われてまして、もう数年間。ただし、私の肉体が早く壊れるのか、目が早くつぶれるのか、その辺をよく経過観察をしてくださいと。むやみやたらにあまり触るもんじゃないということをおっしゃっております。石田さんと同じじゃないかなと思いますが、だから、そういう面です、急を要するものでもないよ。

それと、眼科検診となるといっぱい器具を持ってこなきゃいけない。それよりも器具を置いてある病院に行かれたほうが私は一番いいのではないかと考えております。

その点については、お医者さんがこれはおかしいぞとおっしゃったならば、そこで検診の一部だと解釈をして、補助等もですね、これは検討してもいいのではないかと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほども言いましたように、緑内障は自覚症状がないんですよ。検診で、それこそ検診でわかるという病気でございますのでね、先生にちょっとおかしいんですけど、私は緑内障じゃないですかみたいなことで先生の所見をいただくということにはならないというふうに思うんです。だから、検診に入れていただいて、本当に苓北町は眼科はないですし、それこそ眼科があるところでも週に3回しか来ていられないんですよ。私も今回、白内障を手術いたしましたけども、長崎医大で手術いたしました。だから、その3回来ていただく中でもですね、やっぱり入れていただければありがたいかなというふうに苓北医師会病院でも週に3回しか来ていただきませんが、医師会病院でも健康診断をしますものでね、その中にちょっと入れていただければいいんじゃないかなというふうに思います。本当に手遅れになったら怖いと思います。早期発見で、町長もおっしゃいましたように、早くわかって、早くそれこそ治療をすれば進行を防げるということもありますのでね、それはぜひ入れていただくような方向で検討をしていただきたいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、緑内障にですね、自覚症状がないというのはちょっと変だと思います。私は、左目が消えるんですよ。一瞬。見た物体が。それで見てもらったんです。そしたら、これは緑内障の、まだ緑内障と言えないけど、疑いがある、経過観察をしましょうということでありました。とにかく、このことについてはですね、まずは検診の先生にご相談していただいて、週に3回というのは結構多いほうですよ。長崎大学から来られますので、そういった面です、ぜひ受けていただいて、その保険で対応できますから、その具合が悪いということでいられないように、そこの中で検診の一

環として我々が補助を出すということは、前向きに検討したいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） それと聴力検査もぜひ入れていただきたいというふうに思うんですね。補聴器の補助の質問のときも言いましたが、難聴は認知症の引き金にもなりますし、社会参加の障害や孤立をするリスクも高くなるということでございますので、そういうことを予防する意味からも、また、健康保険のそれこそ病気になってから、かかったら健康保険もたくさん要ります。だから、そういう予防的立場からもぜひ聴力検査も入れていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） まず、特定健診のほうの内容で捕足をいたしますけども、うちの国保の今、先週の土曜日からですね、本日まで行っております特定健診の中におきまして、町長答弁の中にもありましたが、詳細な検診の項目、医師の判断による追加項目において眼底検査のほうは実施できます。ですから、入っております。うちのほうの眼科というかですね、眼底検査のほうはですね。この検診費用につきましては、町のほうで持ちまして、受診者の負担額は発生いたしません。

先ほどの聴力の件でございますが、聴力に関しましては、正確な検査を受ける必要がございますので、防音等の設備が整った専門的な医療機関で検査をされることをお勧めしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本当、聴力、苓北町も42%、高齢化率超えておりますし、本当に難聴の人が増えているというふうに思います。だから、聴力検査もぜひ入れていただきたい。天草慈恵病院で私いつもドックを受けてたんですけども、その時はちゃんと聴力検査もしていただいておりますのでね、普通の特定健診の中にも聴力検査を入れていただければどうかというふうに思っております。

それとですね、75歳の後期高齢者になると特定健診が受けられないんですよ。やっぱり毎年こう人間ドックを受けていらっちゃって、そこにデータがずっと積み重なってきておりますね。だから、その続きといたらおかしいですけども、75歳で切ってしまうというのはちょっと寂しいものもありますし、年齢が上がるにしたがって病気も出てきます。だから、やっぱりそういう中で検診を、75歳で切らないで、後期高齢者も検診を気軽に受けれるような補助をして、ドックについても補助をしていただきたいというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 後期高齢者の人間ドックの補助ということでございますが、毎年ですけども、予算審査の特別委員会の中でも入っております、ほかのとこ

ろのですね、自治体の状況を見ながら検討してまいりたいということでお答えさせていただいておりますので、今後もその点については、状況を見ながら検討していきたいと思いをします。

国保については、そのまま検査の項目入っておりますので、聴力検査のほうはですね、ちょっと物を持って来て検査いたしますので、検査用具ですね。そういったところもありますので、ほかの状況、そちらのほうもちょっと今後ほかの自治体はその聴力検査どのようにしているか。追加というか、項目に入っているのかも調べたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 検討していただくということですので、その検討をしていた結果もちょっと知らせていただければありがたいかなというふうに思います。

それから、給食費の無償の問題なんですけども、教育長もおっしゃいましたけども、就学援助費と、この私は言っている無償にしてほしいというのは全然次元が違うんですよね。就学援助費は就学援助制度というのがあって別の制度なんですよね。だから、それとは別個に、先ほどの一般質問でも言いましたように、それとは別に今コロナ禍の中です。本当に一部補助をしている自治体とか、このコロナの中でいっぱい出てきております。そういう自治体が。だから、全額補助はできないけども、これだけだったら補助できるよとかいう、そういう前向きな答弁をちょっと期待をしていたんですけども、ちょっと期待外れだなというふうに、この今だからこそやってほしい。コロナ禍だからこそやってほしいというふうに思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その全部に補助をすると、所得の高い家庭の子どもさんにもするというのは、私は考えられません。ですから、そのところは、今、非課税世帯にですね、就学援助制度行われておりますが、むしろ非課税世帯よりも、そこに外れた方たちのほうが返ってきついですよ。だから、そういうところの段階がどこなのか、しっかりと検討させていただいた上で、非課税世帯だけでなく、そのきつような人たちのライン以下の人に対しては、やはり我々もですね、しっかりと支援をしていかなければならないと思いますので、しばらく時間をいただいて、そのラインがどこなのか検討してみますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町長からちょっと前向きなご回答をいただきました。本当にね、就学援助を受けられない人、それから、その受けられる人の限界というのが本当に厳しいんですよね。ぎりぎりのところで受けられないという人は本当に大変だと思います。だから、そこら辺をもうちょっとこう所得制限を上げて、町でそこらを補助すると

かいう形で考えていただくということでの町長の答弁だったかなというふうに思いますので、そこら辺は期待をさせていただいて、また、質問をさせていただくかもしれませんが、期待をしていきたいというふうに思っております。

本当にですね、全国的にも、県内でもですね、先ほども教育長おっしゃいましたように、全額助成をしているところが山江村と水上村、それから半額助成をしているところが産山村、南阿蘇村、多良木町、球磨村と、それからその他の12自治体はですね、月2,000円の助成、また3分の2の助成、第2子以降を半額助成にするとかいうことで、やっぱりいろいろと考えて助成をしていただいております。だから、そこら辺も参考にさせていただいて、町長が答弁していただいた部分を期待をして、そこら辺の助成も考えていただきたいというふうに思いまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後1時42分

令和 3 年 6 月 1 0 日（木）

（第 3 日 目）

令和３年第３回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和３年第３回苓北町議会定例会は、令和３年６月１０日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	８番	野崎 幸洋
９番	山本 政人	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭（副議長）	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾 脇 宣 宏
税務住民課長	吉 本 英 明	企画政策課長	福 田 誠 一
教 育 課 長	西 川 文 孝	土木管理課長	汐 崎 正 喜
農林水産課長	宮 崎 良 成	商工観光課長	錦 戸 雅 志
水道環境課長	田 尻 悟	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	田 尻 康 彦	会 計 課 長	松 村 保 則

8. 議事日程

日程第 1	承認第 1 号	専決処分の承認について
	専決第 1 号	苓北町税条例等の一部を改正する条例
日程第 2	承認第 2 号	専決処分の承認について
	専決第 2 号	令和 2 年度苓北町一般会計補正予算（第 10 号）
日程第 3	承認第 3 号	専決処分の承認について
	専決第 3 号	令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 4	承認第 4 号	専決処分の承認について
	専決第 4 号	令和 2 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 5	承認第 5 号	専決処分の承認について
	専決第 5 号	令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 6	承認第 6 号	専決処分の承認について
	専決第 6 号	令和 2 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 7	報告第 3 号	令和 2 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について
日程第 8	報告第 4 号	令和 2 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について
日程第 9	議案第 33 号	苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 34 号	苓北町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 35 号	令和 3 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 12	議案第 36 号	請負契約〔志岐漁港臨港道路 1 号橋上部工工事〕の締結について
日程第 13	議案第 37 号	請負契約〔町道善亀線他 2 路線災害復旧工事（その 1）〕の変更締結について
日程第 14	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 15		閉会中の継続審査（調査）の件
日程第 16		議員派遣の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 承認第1号 専決処分の承認について

専決第1号 苓北町税条例等の一部を改正する条例

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、承認第1号、専決処分の承認について、専決第1号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 苓北町税条例等の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として、令和3年4月1日（地方税法施行令の一部を改正する政令は、原則として、令和5年4月1日、地方税法施行規則の一部を改正する省令は、原則として、令和6年1月1日）から施行されることに伴い、苓北町税条例等の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 承認第1号、専決処分の承認について、専決第1号、苓北町税条例等の一部を改正する条例の内容について、ご説明いたします。

次の次のページ、条例本文の1ページ目をお願いいたします。

令和3年苓北町条例第13号。

苓北町税条例等の一部を改正する条例。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長から説明がありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第１０７号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和３年政令第１０８号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年総務省令第３４号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和３年総務省令第３５号）が令和３年３月３１日にそれぞれ公布され、原則として、同年４月１日から施行されることとなりました。

これらの法令は、施行日が令和３年４月１日のほか、令和４年１月１日、令和６年１月１日の施行日が設けられております。このため、今回、令和３年３月３１日付けで専決処分をいたしましたものは、令和３年４月１日から施行する条文のみを対象として、苓北町税条例等の一部改正を行ったものであります。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお願いします。

新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

１ページ、第１条による改正、第３６条の３の２第４項及び第３６条の３の３第４項は、扶養親族申告書の電子提出に対し、給与又は公的年金等の支払者の税務署への届出とその承認を廃止し、その支払者が扶養親族申告書等のデータを受け取るための一定の措置を講じるなど、要件を満たす場合は、受給者は、扶養親族申告書を書面に変えて電子で提出できることとされたものです。

１ページ下段から２ページ上段の第５１条第１項第４号は、町民税の減免について、公益社団法人及び公益財団法人のほかに、公益を目的とし、収益事業を営まない法人や団体も存在することから、これらの準ずるものとして明確化したものです。

２ページをお願いします。

第５３条の８第１項第１号は、退職所得申告書の定義に係る規定の整備が行われたものです。

第５３条の９第３項及び第４項は、退職所得申告書の電子提出に対し、支払者が申告書のデータを受け取るための一定の措置を講じるなど、要件を満たす場合は、受給者は、退職所得申告書を書面に変えて電子で提出できることとされたものです。

３ページをお願いします。

第８１条の４第１号及び第２号は、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しが２年ごとに行われ、今回、読み替え規定の追加により、令和１２年度燃費基準の下で税率区分が見直され、同基準に対し６０％達成以上を軽減対象車とすることとされたものです。

附則第10条の2は、わがまち特例の規定事業を定めたもので、法附則の改正及び廃止、並びに統合に伴う項ずれ等の改正です。

4ページをお願いします。

附則第10条の4第2項及び第10条の5は、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨にかかる災害関連税制について、令和2年度末で適用期限を迎えることから、2年間、引き続き固定資産税の特例の適用を受けることができるよう延長が図られたものです。

5ページ下段及び6ページ上段をお願いします。

附則第11条の見出しは、令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、適用年度の改正です。

6ページの附則第11条の2は、現行の仕組みを継続し、令和4年度又は令和5年度分の固定資産税に限り、地下が下落した場合、下落後の修正価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとされたものです。

附則第12条及び8ページの附則第13条は、宅地等又は農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置については、現行の負担調整の仕組みを継続することとした上で、コロナ禍の影響を踏まえ、令和3年度分に限り、地下が上昇するなどし、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずることとされたものです。

8ページ下段をお願いします。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例について、法律改正にあわせた適用期間の改正です。

9ページをお願いします。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間を令和3年12月31日まで9カ月間延長するものです。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、読替規定が追加されたものです。

附則第16条は、10ページをお願いします。

第2項から第4項までは、適用期限を迎えた令和2年度分を削除するものです。

11ページをお願いします。

附則第16条第6項から第8項までは、新たに特例の期限を2年間延長し、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとされたものです。具体的には、第6項は、軽貨物自動車の電気軽自動車、天然ガス軽自動車に限定して75%の軽減、第7項及び第8項は、ガソリン

軽自動車の営業用乗用車に限定した上で、排ガス基準の達成状況により 50%又は 25%の軽減をそれぞれ行うものです。

12 ページをお願いします。

附則第 22 条は、東日本大震災にかかる固定資産税の特例の適用期限が令和 8 年度まで 5 年間延長されたものです。

附則第 26 条は、コロナ禍における住宅投資を支援するため、住宅ローン控除の拡充延長が行われたものです。

13 ページをお願いします。

第 2 条、苓北町条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 24 号）の一部改正です。

13 ページ及び 14 ページ、第 2 条による改正は、国税の連結納税制度の見直しに伴う法人住民税の外国税額控除の改正に伴う整備を反映したものです。

恐れ入りますが、条例本文の 5 ページへお戻りください。

下段のほうになります。

附則としまして、第 1 条、施行期日、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、第 2 条で、町民税に関する経過措置を、第 3 条で、固定資産税に関する経過措置を、第 4 条で、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上が苓北町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7 番（浜口雅英君） 6 ページの軽自動車税に関する経過措置が第 4 条でうたわれていますけども、この環境性能割というのは、古い車の税金は高くなるというあの制度ですかね。あれは、やっぱり何年か前、ずっと最近まではもったいない、もったいないということで大事に使い、大事に使いと、そういう社会風潮だったものが、そういうことをすれば税金が高くなる。それで、毎年乗り換えれば税金は安くて、そういう制度はやっぱり根本的に、地方税法で、国で、結果的には国が動かんばでけんとしてしょうけども、地方税になっていますので、何とかその実態にあったようなですね、ものを大事にする、そういう住民意識を高めるような制度に、特例とか何とか、そういうことはできないんでしょうか。この環境性能割についてと、そのことに対する考え方をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） すみません、私のほうから説明をさせていただきます。

車体課税の環境性能割についてですけども、考え方としましては、軽自動車税の環境

性能割につきましては、環境性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するという考え方のもとの税制になっております。

おっしゃられますように、古い車はですね、大事に乗られる方もいらっしゃるの十分承知をしておりますけども、導入の意図としましては、申し上げましたように、燃費性能が優れた自動車を普及させて、環境に配慮するというような部分での税制対象になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） おっしゃることはですね、そういう言い方にしかならんと思いますけども、実際納税する側になった場合ですね、そういう意見は納税者からは上がってきていないのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） これは実際、納税通知書を受け取られて、例年と比べて税額が上がったというご指摘をいただき、問い合わせがございます。その中で、実はこういった状況で14年もなると20%ぐらいですね、上増しの税率でなってしまうというような状況を説明させていただいておりますので、そういった部分です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まあ国が決められた税金で、その納税対象者はですね、当然、その法律に基づいて納めなければならないということは理解できますが、やはり納税者の立場に立った法律をつくっていくべきだろうというふうに思いますので、今後、そういう寄り合いが県とかですね、国とかであったときには、そのことも伝えてほしいと思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 承認第2号 専決処分の承認について

専決第2号 令和2年度苓北町一般会計補正予算（第10号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、承認第2号、専決処分の承認について、専決第2号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第2号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度苓北町一般会計補正予算を令和3年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、令和3年3月31日までに確定いたしました、地方譲与税、交付金、地方交付税、国県支出金、町債等の歳入項目で、最終調整の必要があったもの及び歳出項目における事業費確定による補正をする必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、承認第2号以下、承認第6号まで同様の提案をしております。特別会計では、事業費の確定及びそれに伴う会計間の繰入れ、繰出し等もございましたので、特別会計につきましても補正予算の専決処分をいたしております。

内容につきましては、企画政策課長及び担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 専決第2号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第10号）の内容について、ご説明いたします。

今回は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を62億3,374万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和2年度における地方譲与税、地方交付税、補助金等収入の確定と歳出における各種事業の事業費確定に伴う精算でございます。

主な点について説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」、1、変更でございますが、各事業費の確定見込みにより起債限度額を公共事業等債ほか合わせて1,029万9,000円を減額変更するものでご

ざいます。

9 ページをお願いいたします。歳入です。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税、目 1 地方揮発油譲与税、節 1 地方揮発油譲与税から、17 ページの款 9 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金、目 1 地方特例交付金、節 1 地方特例交付金まで、譲与税及び交付金の確定によりまして、それぞれ減額、増額するものでございます。

18 ページをお願いいたします。

款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、節 1 地方交付税は、交付額確定によりまして特別交付税 2,465 万 6,000 円の増額です。

19 ページをお願いいたします。

款 11 交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、目 1 交通安全対策特別交付金、節 1 交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により 1 万 7,000 円の減額です。

20 ページをお願いいたします。

款 12 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金、節 1 老人福祉費負担金は、入所者負担金及び入所扶養義務者負担金の確定により、合わせまして 19 万 9,000 円の減額です。

節 2 児童福祉費負担金は、入所児童保護者負担金の確定によりまして 56 万 4,000 円の減額です。

目 2 総務費負担金、節 1 情報化推進費負担金は、加入者増により苓北町有線テレビジョン放送施設加入負担金及び苓北町光ネットワーク加入負担金合わせて 39 万円の増額です。

目 3 衛生費負担金、節 1 保健衛生費負担金は、療育医療保護者負担金の確定により 2 万 5,000 円の減額です。

21 ページをお願いいたします。

款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、節 3 町有地使用料（金井の森）から目 6 教育使用料、節 3 志岐集会所使用料まで、各施設等の使用料確定により、合わせて 9 万 5,000 円の増額です。

22 ページをお願いいたします。

項 2 手数料、目 2 衛生手数料、節 1 犬登録手数料及び節 2 ごみ処理手数料は、手数料確定により、合わせて 40 万 3,000 円の増額です。

目 3 農林水産業手数料、節 1 堆肥センター手数料、下水道汚泥搬入量の増によりまして、下水道汚泥処理手数料 112 万 4,000 円の増額です。

23 ページをお願いいたします。

款 1 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費負担金、節 2 児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の確定によりまして 2 8 万 1, 0 0 0 円の増額。

目 2 衛生費負担金、節 1 保健衛生費負担金、療育医療国庫負担金の確定によりまして 1 万 3, 0 0 0 円の減額です。

2 4 ページをお願いいたします。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 個人番号カード等交付事務費補助金は、交付実績により個人番号カード交付事業費補助金及び同事業事務費補助金合わせて 4 6 万 5, 0 0 0 円の減額です。

節 4 特別定額給付金給付事業費国庫補助金、節 5 特別定額給付金給付事務費国庫補助金は、確定によりまして、合わせて 3 2 6 万 2, 0 0 0 円の減額。

節 6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、事業費の確定見込みにより 1, 9 9 5 万 2, 0 0 0 円の減額です。

目 2 民生費国庫補助金、節 2 児童福祉費補助金は、臨時特別給付金給付事業費国庫補助金の確定によりまして 4 0 万円の減額です。

目 3 衛生費国庫補助金、節 1 保健衛生費補助金は、国庫補助金概算交付額確定により、風しん抗体検査国庫補助金 3 4 万 9, 0 0 0 円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の確定によりまして 1 7 0 万 7, 0 0 0 円の増額です。

2 5 ページをお願いいたします。

項 3 委託費、目 1 総務費国庫委託金、節 1 住民基本台帳費委託金、中長期在住者居住地届出等事務委託金から目 3 教育費国庫委託金、節 1 教育費委託金、人権啓発活動地方委託金まで、各事務委託金の確定により、合わせて 4 4 万 5, 0 0 0 円の増額です。

2 6 ページをお願いいたします。

款 1 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 2 児童福祉費負担金、子どもための教育・保育給付費県負担金から目 2 衛生費負担金、節 2 保健衛生費負担金、養育医療県負担金まで、各県負担金の確定により、合わせて 9, 0 0 0 円の減額です。

2 7 ページをお願いいたします。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務費補助金、熊本県生活航路維持緊急支援事業補助金から新型コロナウイルス感染症対応総合交付金まで、各事業実績に伴い、補助金確定により、合わせて 1 9 1 万 6, 0 0 0 円の減額です。

目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費補助金、民生委員協議会補助金から節 3 児童福祉費補助金、放課後児童健全育成事業県補助金（特例措置分）まで、各事業実績に伴う補助金確定により、合わせて 5 1 7 万 1, 0 0 0 円の減額です。

目 3 衛生費県補助金、節 1 保健衛生費補助金、虫歯予防対策事業費県補助金から節 2

環境衛生費補助金、海岸漂着物地域対策推進事業補助金まで、事業費の確定により、合わせて9万7,000円の増額です。

目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金、中山間農業モデル地区事業補助金及び農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金は、事業実績により、合わせて17万6,000円の減額です。

28ページをお願いいたします。

目5商工費県補助金、節1商工費補助金、熊本県消費者行政推進事業補助金及び熊本地震復興観光拠点整備等推進事業交付金は、事業費確定により、合わせて24万2,000円の減額です。

目7教育費補助金、節1社会教育費補助金、地域学校協働活動推進費補助金は、実績により8,000円の減額。

節3中学校費、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、実績により8万円の減額です。

目8災害復旧費県補助金、節1農林水産施設等災害復旧費補助金、農地等災害復旧費補助金及び林道施設災害復旧費補助金は、事業費の精査により、合わせて170万7,000円の減額です。

29ページをお願いいたします。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付料、町有地貸付料、町有地貸付料（金井の森）は、風力発電用地の貸し付けに係る分で、合わせて135万3,000円の増額。

節2建物貸付収入、教職員住宅貸付料、町有建物貸付料は、貸付料確定により、合わせて38万7,000円の減額。

3物品等貸付収入、苓北町地域情報通信基盤施設貸付料は、加入者増により134万7,000円の増額です。

目2利子及び配当金、節1利子及び配当金は、森林環境譲与税基金預金利子は、利子の確定により1,000円の増額です。

30ページをお願いいたします。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入は、県道都呂々宮地岳線用地代ほかとして86万1,000円の増額です。

目3生産物売払収入、節1堆肥売払収入は、堆肥販売実績により53万4,000円の減額です。

31ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金は、広報れいほく郵送料寄附金及びふるさとづくり寄附金とも実績により、合わせて34万1,000円

の増額です。

３２ページをお願いいたします。

款１８繰入金、項２基金繰入金、目２森林環境譲与税基金繰入金、節１、森林環境譲与税基金繰入金は、取り崩しを行わなかったため、１１７万９,０００円の減額です。

３３ページをお願いいたします。

款２０諸収入、項３貸付金元利収入、目１貸付金元利収入、奨学金償還金は、一括返還がありましたので１５７万円の増額です。

３４ページをお願いいたします。

款２０諸収入、項５雑入、目１雑入、節１健康増進事業収入、健康診査個人負担金から節２雑入、障害者自立支援介護給付費返還金まで、確定により３３４万７,０００円の増額です。

目２過年度収入、節５災害復旧費国庫補助金過年度収入、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等国庫補助金過年度収入は、町道善亀線災害復旧事業に係る委託費等補助金確定により５６４万４,０００円の増額です。

３５ページをお願いいたします。

款２１町債、項１町債、それぞれの事業の確定等により、目４土木費、節１道路橋梁債から目９減収補填債、節１減収補填債まで、合わせて１,０２９万９,０００円の減額です。

続きまして、３６ページをお願いします。歳出です。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節８報償費は、ふるさとづくり寄附謝礼品４０万円の減額。

節９旅費８０万円の減額。

節１２役務費ウェブサイト掲載等手数料３５万円の減額。

節１９負担金補助及び交付金、地域が輝く行政区活動補助金（新型コロナ対策分）１５８万円の減額。

節２５積立金は、苓北ふるさとづくり応援基金利子積立てから新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金積立まで、合わせまして７,１０６万１,０００円の増額。

目５財産管理費は、町有物件災害共済金１２５万２,０００円の増に伴う財源区分の変更でございます。

目６企画費、節１１需用費から節１８備品購入費までは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に伴う精算により５０万４,０００円の減額。

節１９負担金補助及び交付金は、苓北町離島航路運営費補助金で航路事業者への交付される国の補助金増により、町補助金２３６万３,０００円の減額。移住支援事業補助金は、熊本県移住支援事業による移住実績がなかったため、１００万円の減額。地域公

公共交通感染症拡大防止対策事業補助金は、天草～長崎航路分なんですけど、確定によりまして３７万７,０００円の減額。

目１０交通安全対策費は、歳入の交通安全対策交付金１万７,０００円の減額交付に伴う財源区分の変更です。

目１３電算システム管理費は、歳入の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金９７万８,０００円の増額交付に伴う財源区分の変更です。

目１４情報化推進費は、歳入の地域情報通信基盤施設貸付料等の増に伴う財源区分の変更です。

３８ページをお願いいたします。

項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、節１９負担金補助及び交付金は、実績によりまして通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金１２５万２,０００円の減額です。

３９ページをお願いいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節１報酬から節１９負担金補助及び交付金まで、合わせて３４７万９,０００円の減額は、特別定額給付金給付事業精算による減額です。

節２８繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金（出産育児一時金分）及び（事務費分）を合わせて精算により６８万６,０００円の減額です。

４０ページをお願いいたします。

目２老人福祉費、節１９負担金補助及び交付金、やさしいまちづくり住宅改造補助金は、申請がなかったため２０万円の減額。

節２０扶助費は、養護老人ホームの老人保護措置費の実績見込みによる４３３万８,０００円の減額です。

目３老人福祉センター費、節１１需用費及び節１８備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業精算により、合わせて２万１,０００円の減額です。

目４介護保険事業費、節１９負担金補助及び交付金は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、これグループホーム分でございますが、精算によりまして３８８万８,０００円の減額。

節２８繰出金、介護保険特別会計繰出金事務費分及び介護給付費分、合わせまして、実績により８５１万２,０００円の減額です。

目５後期高齢者医療費、節２８繰出金は、後期高齢者医療費特別会計繰出金事務費及び保険基盤安定分、合わせまして、精算により１１７万６,０００円の減額です。

目６障害福祉費、節１３システム改修委託料は、総合福祉システム障害福祉分確定に

より４５万円の減額。

次のページをお願いします。

節１９負担金補助及び交付金、やさしいまちづくり住宅改造助成事業費補助金は、申請がなかったため１０万円の減額。

節２０扶助費、実績により移動支援事業費及び日中一時支援事業費、合わせて８３万円の減額。

４２ページをお願いいたします。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１３委託料は、放課後児童健全育成事業委託金及び放課後児童健全育成事業委託金（特例措置分）合わせまして、実績により３５０万７,０００円の減額。

節１９負担金補助及び交付金は、保育所運営費補助金及び臨時特別給付金、合わせて実績により６６万３,０００円の減額です。

４３ページをお願いいたします。

項４国民年金事務取扱費、目１国民年金事務取扱費は、歳入の国民年金事務費国庫委託金の増額に伴う財源区分の変更です。

４４ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節１３委託料、妊婦健診委託料は、実績により９０万円の減額。

２０扶助費、一般不妊治療医療助成（単独）は、実績により５万３,０００円の増額。

目２予防費、節１１需用費、消耗品費、節１２委託料、インフルエンザ予防接種委託料（新型コロナウイルス対策分）、節１８備品購入費、節１９負担金補助及び交付金、抗原検査キット購入支援事業補助金までは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金事業に伴いまして、精算により、合わせて１１万４,０００円の減額。

節１３の委託料のうち、風しん抗体検査委託料及び風しん追加対策予防事業委託料は、実績により、合わせて１９万３,０００円の減額。

節２３償還金利子及び割引料、風しん抗体検査国庫補助返還金は、１０万３,０００円の過年度分の返還金です。

４５ページをお願いいたします。

目３環境衛生費、節２８繰出金、下水道費確定に伴い、下水道事業特別会計繰出金（事務費分）３０万２,０００円の減額です。

目４斎場費、節１１需用費、修繕料及び節１８備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に伴う精算によりまして、合わせて２万円の減額です。

目５健康増進事業費、節１３委託料、施設複合がん検診委託料は、実績により９０万円の減額です。

４６ページをお願いいたします。

項２清掃費、目２塵芥処理費、節３職員手当等、時間外手当は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に伴う精算により２、０００円の減額。

節１３ごみ臨時収集運搬委託料（補助）は、大型ごみの収集実績により３６万２、０００円の減額です。

４７ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、節１３役務費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に伴う精算により、後納郵便代２、０００円の減額。

節１９負担金補助及び交付金は、中山間モデル地区支援事業補助金から苓北町事業継続支援金（農業）まで、精算により、合わせて７７万６、０００円の減額です。

目４畜産業費、節１９負担金補助及び交付金は、畜産振興事業補助金及び完全混合飼料利用拡大補助金実績により、合わせまして６４万９、０００円の減額。

目７堆肥センター管理費は、歳入の下水道汚泥処理手数料の増に伴う財源区分の変更でございます。

４８ページをお願いいたします。

項２林業費、目１林業振興費は、歳入の森林環境譲与税の減に伴う財源区分の変更です。

目２林道費は、歳入の森林環境譲与税基金取り崩しの減に伴う財源区分の変更です。

目３治山事業費、節１９負担金補助及び交付金、小規模治山事業補助金は、実績により４０万円の減額です。

４９ページをお願いいたします。

項３水産業費、目１水産業振興費、節１２役務費、後納郵便代及び節１９負担金補助及び交付金、苓北町事業継続支援金（漁業）を、目２漁港管理費、節３職員手当等、時間外勤務手当は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金に伴う精算によりまして、合わせて４３万２、０００円の減額です。

５０ページをお願いいたします。

款６商工費、項１商工費、目２商工業振興費、節１１印刷製本費から節１９負担金補助及び交付金、苓北町事業継続支援金（商工業）及び地域振興券事業交付金まで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に伴う精算により、合わせまして２５８万７、０００円の減額。

節１９負担金補助及び交付金は、実績により天草市消費生活センター負担金３万９、０００円の減額です。

目３観光費は、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減に伴う

財源区分の変更です。

目4温泉センター管理費、節11需用費、修繕料から節18備品購入費まで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に伴う精算で、合わせて99万8,000円の減額です。

目5富岡城公園管理費、節18備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に伴う精算により1万2,000円の減額です。

51ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費は、歳入の道路占用料増に伴う財源区分の変更です。

目4道路舗装費、節15工事請負費（単独）は、実績により60万円の減額です。

目5橋梁維持費は、実績により、歳入の地方債の減に伴う財源区分の変更です。

52ページをお願いいたします。

項4港湾費、目1港湾管理費は、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減に伴う財源区分の変更です。

53ページをお願いいたします。

項5住宅費、目5住宅管理費は、歳入の町有物件災害共済金の増に伴う財源区分の変更です。

54ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、旅費、消防団費用弁償等は、実績により、合わせて69万6,000円の減額です。

目4災害復旧費、節3職員手当等、時間外勤務手当から節18備品購入費まで実績により、合わせまして118万6,000円の減額です。

55ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節11消耗品費から節21貸付金、奨学金貸付金まで、実績により、合わせて248万1,000円の減額です。

56ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬の特別支援教育支援員報酬から節20扶助費、臨時食糧費支援金（小学校）まで、実績により、合わせて135万1,000円の減額です。

57ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費は、苓北中学校通学路改修工事の実績により253万9,000円の減額。

節19負担金補助及び交付金、中体連補助金から節20扶助費、臨時食糧費支援金（中学校）までは、実績により、合わせまして202万6,000円の減額です。

目２教育振興費、扶助費は、対象生徒数の減により、要・準要保護生徒就学援助費 60 万円の減額です。

５８ページをお願いいたします。

項４社会教育費、目１社会教育総務費、節３職員手当等から節１９負担金補助及び交付金、地域学校協働活動推進費補助金まで、実績により、合わせまして 172 万 5,000 円の減額です。

目２公民館費、節４共済費、社会保険料等から節１９負担金補助及び交付金まで、実績により、合わせて 127 万 4,000 円の減額です。

目３社会教育施設費、節１１需用費、修繕料から、すみません、次のページの節１８備品購入費まで、実績により、合わせまして 116 万 2,000 円の減額です。

５９ページをお願いいたします。

目５志岐集会所管理費、節１１需用費、消耗品費から節１８備品購入費まで合わせまして、実績により、62 万円の減額です。

６０ページをお願いいたします。

項５保健体育費、目２学校給食費は、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減に伴う財源区分の変更です。

６１ページをお願いいたします。

款１０災害復旧費、項１農林水産業施設災害復旧費、目１農業用施設災害復旧費、節１５工事請負費（補助）は、実績見込みにより 24 万 6,000 円の減額です。

目２林道施設災害復旧費は、実績見込みにより、歳入の県補助金増及び地方債の減に伴う財源区分の変更です。

６２ページをお願いいたします。

項２公共土木施設災害復旧費、目１河川等災害復旧費は、実績により、歳入の地方債の減に伴う財源区分の変更です。

６３ページをお願いいたします。

項３社会教育施設災害復旧費は、実績により、歳入の地方債の減及び町有物件災害共済金の増に伴う財源区分の変更です。

以上で、令和２年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○５番（松本良人君） ４６ページです。

１３のですね、委託料ですが、関連があると思いますので、ここでお願いをいたしました。

いと思っております。

実は、燃えないもののごみの袋ですね、袋。あの袋に今、町から指定された袋を使っておるわけですが、できればですね、もし処理費なんかが要るとすれば、シールなどでも代用していただいて、この袋を、例えば、肥料袋、あるいは米袋、そういった強固な袋を使ってはいけないかどうか。というのが、このいろんな袋あたりもやはり廃棄物として利用するですね。そして、片やそういったごみ処理の袋は新しく作って販売し、それに入れてもらう。そうした場合は、やはり仕事の関係とか、あるいはいろんなものの関係でですね、それだけ処分とか、やっぱり大気汚染とかにつながる。できれば、ある品物を有効活用したほうがよいはなかろうかなと、私は考えます。特に、その燃えない物を入れる場合は、かなり強固な袋が必要であります。私もよく道端に捨ててある何かをよく拾うていきますけれども、なかなかですね、やっぱり入れたときに破れたり何かする可能性もある。ところが、肥料袋なんかは壊れない。それをまた家に持ち帰って、入れかえなならん、町の袋に。手間も要ります。そういうことでですね、できれば、簡単にそういった時間も省けるし、お互いに町民の方々がですね、自助をですね、努力されて、お互いに簡単に捨てれるような雰囲気もつくればいいんじゃないかなと思います。そういったことでですね、このとりあえずですね、その燃えないものの袋は流用できないかどうか。そして、また金が必要のならば、シールあたりを貼って出すと、名前を書いて貼って出すというような手立てもできると思いますが、そこら辺をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 先ほど松本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

燃えないごみ袋につきまして、ほかの堆肥袋等の代用はできないかというご質問でございますけれども、現在、町指定におきましては、5品目の7袋で一応販売等を行っているところでございます。資源等につきましては、コンテナ収集等をされて、袋を使わないでそのまま出せるような仕組みの取り組みをされている行政区もございます。袋の中でもリサイクルができるその強固な袋であると、それも資源のほうで、袋を使わずに資源ごみとして出す方法もございますので、できますならば、そのごみ袋を使わない方法についてですね、今後推進を図っていければというふうに考えておりますので、貴重なご意見として承りをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 確かに、おっしゃる場合もあります。しかし、そうでない場合もあります。例えば、小さくてですね、どうにもならん。例えば、道路を歩いとしてで

すよ、手袋なんかはもう泥まみれになった手袋を捨ててあると。それを持ち帰って、そしてこれは燃えないごみに出さないかと。そういったことがいっぱいあります。例えば、踏みつけられたペットボトルとかですね。そこら辺を簡単に、家でもいろいろあると思いますよ。例えば、鍋の壊れたやつとかですね。確かに、資源ごみと分けたほうがいい、分けられないのを、なるべく私たちも分けて出すわけですが、分けられないのがだいたいある。そうならば、ある袋を使おうとする、既存の何かに利用されるような袋を使おうとすれば、その袋自体も資源として使えるですね。本来は廃棄せないかん、廃棄物ですが、それを資源としても活用できる。そうすると、新しくここで販売される袋に対する経費も要らん。処理料がいるとならば、それにシールでも貼って、それでお金をもらうということになれば、かなりいいんじゃないかなと、私もいろいろ考えておりますけれども、家に帰ってからですね、また袋に詰め直さなならん、そういうことをすれば、必然的にですね、ボランティアの方々も少のうなとじゃなか、面倒くさかけんせんと思いませんか。仮に海岸なんかを散歩しとって、ちっとは袋何かも持とってですね、発泡スチロールとか、何かこう入れてさるく人におらっすけれども、そのままちょっとした大きな袋にですね、入れて、そのままそのまたそれに追加していくという形をとればですね、まあシェアしやすいし、いろんな形でメリットが大じゃなかろうかなと、一言で申し上げますけれども、今、カップ麺、これテレビで、大きなカップ麺の会社がですね、何か後の底のほうにカップ麺はお湯を入れて蒸さんばんそうですね、私は食べたことございませんけれど、その蓋がぱかっと開かないように、そこにビニールのこのぐらいちいちゃなやつを貼るそうです。それで蓋を閉めて3分置く。そういった形でせないかんのをそれを廃止するというようなことがテレビでありよったですね、見られた方。それもやっぱりビニール、そういった資源を使わん。縁を曲げて、もうそれが要らないように、それも莫大な量ですよ。少しの、このくらいぐらいのシールが底についととです。その1枚がですね、数を重ねれば相当な量になるということで、その会社が、その製造会社がそれを使わんとしよう。今、環境問題でですね。そういったことを民間の会社がやっておられます。やはり、我々自治体もですね、もしそういったことで環境に即応したとが知恵とアイデアでできるとすれば、少しでもそういったことがないような策を取らないかんのじゃなかろうかと思しますので、できれば検討方々ですね、実施の方向に向かっていただければいいんじゃないかなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） はい。只今の不燃ごみ袋の件でございますけれども、今、家庭からにおいては、中身が見れるような透明で、危険な物を取り扱う方もいらっ

しゃいますので、中身が見えるような透明な袋として収集をしているのが実情でございます。その関係もありますし、その強度につきましては、過去の先輩方の実績等取り扱いからですね、そのような取り組みになっておりまして、苓北町独自のごみ袋というところで、ほかのところから持って来られてもわかるような感じのごみ袋を作っておりますので、その辺につきましては、家庭から出されるごみにつきましては、現状のままのほうがベターではないかというふうに考えているところでございますが、ただ、先ほど、松本議員のご質問にありましたとおり、ボランティア業務とかです、海岸とかで清掃する、集めてごみ等につきましてはですね、今後、そのそういった再利用、使えるごみ袋等についてですね、そのような方法がないか探っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） ぜひですね、私も中身が見えるようなほうがいいということは、先にお聞きしておりました。それは肥料袋なんか中身が見えるようにしてあるのがこの頃あります。例えば、硫安なんか入っとつとはですね、全部中が見えるようにしてあります。そういったことでございますので。

それから、他地区のことも話も聞いております。もうそれもシール辺りを貼って回収をするということになればいいんじゃないかなんかと思っておりますので、ぜひ前向きで検討していただきたいなと思っています。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、堆肥センターの30ページの堆肥売払収入で、収入が53万4,000円の減額、歳出のほうで、47ページ、ここについては、その他特定財源が30万円増えて、一般財源が30万円減額というふうになっております。普通、歳入を減らしたら、当然歳出が同じであれば逆に特定財源を減額して一般財源を増やすというのが一般的かなと思ったんですが、あえて売払収入を減額して、歳出のほうの財源構成で30万円一般財源を落としてその他を増やしていると。80万円、何か別の特定財源というのがこの予算に、ほかのちょっと歳入がですね、どの部分で80万円増加しているのかがよくわからなかったものですから、そこを1点お聞きしたいということと、昨年からの堆肥収集等について無料化して、牛糞のほうの、生牛糞を相当数増やしたと。その実績によって3月補正には堆肥センターに運ぶ下水道のほうの量をほぼその生ごみについても堆肥センターのほうに持って行って、その分、下水道特会のほうの経費削減が大幅にできたと。また、牛糞無料化で収集、運搬するということで、その分の堆肥生産量も相当数増えたんじゃないかと思っておりますけれども、ここで53万4,000円の売払収入が減った理由、それと昨年度から5キロ入りの袋を新たに作って販売に乗り出し

ておられるかと思いますが、そのあたりがどのような流通経路を今作っているのか。先だって、ＪＡさんのほうに行ったら、５キロ袋が１６０円ぐらいで販売されていますが、なかなか地元じゃ売れないというような話を聞いております。私は、できれば普通堆肥ですね、特にみかん農家さんが大量に袋買いされていますが、あの安い普通堆肥自体も私たちちょこちょこしか使わないんですが、そういう方にも販売をしていただくように、ＪＡさんのほうでですね、取り扱っていただければ、わざわざ堆肥センターまで買いに行かないと普通堆肥は買えないとありますので、そのあたりの普通堆肥の流通についてもですね、検討できないのか。併せてお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、４７ページの支出の部分ですけども、ここのその他の財源に関わる部分ですけども、下水道の汚泥の処理の手数料が１１２万４、０００円の増ですね。堆肥の販売収入が５３万４、０００円の減、これとは別にですね、堆肥センターが台風時に屋根が飛びまして、それを保険で対応しております。その町有物件災害共済金、これが事前に入っていたんですけども、当初の予定よりか減りまして、２９万円の減というような形で、合わせましてその差し引きとなっております。

堆肥の販売の状況なんですけども、牛糞の処理量につきましては、昨年度からですね、回収手数料を無料化することによって、その分、すみません、ちょっとお待ちください。すみません、ちょっとお待ちくださいね。

すみません、その分ですね、牛糞の取り扱い量増えました。当初の計画としては、年間１、５００トンの牛糞処理料を見込んで予算計上していたんですけども、最終的には、その量が、すみません、１、３２８トンということで、その前の年度が１、０９５トンですので、堆肥の牛糞の取り扱い量としてはですね、２０数パーセント伸びたんですけども、目標には届かなかった。そういうこともあってですね、堆肥の売払収入としては、当初予定から減額となっております。

あと５キロ入りの堆肥なんですけども、ＪＡのほか、町内、それから町外ではですね、五和の「わかみや」さんのほうで販売を今していただいております。これも年明けからの販売開始でしたので、すみません、こちら手元にですね、今どれぐらいの量を販売しているかというような資料がないんですけども、「わかみや」さんのほうに聞くとですね、結構好評であるというふうなことでは伺っております。

以上でございます。

○１番（山口利生君） あと、普通堆肥のＪＡでの販売は。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、普通堆肥のＪＡでの販売ですね。これも少量の５キロ入りとかができればというようなことでよろしかったですかね。取り扱い

を、袋入り。

○1番（山口利生君） 今、特殊堆肥だけ J A で売っておりますけれど、普通堆肥売ってないですね。

○農林水産課長（宮崎良成君） そういうのを袋をとということですか。

○1番（山口利生君） それを J A で販売できないのかということです。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい、わかりました。そこについてはですね、ちょっと J A さんとも話をしてですね、販売できるような形が取れば、ちょっと J A さんと 1 回お話をさせていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） えっと 30 万円の内訳わかりました。この手数料の 112 万 4,000 円の増というのは、予算ではどこに出てくるんですかね。

○農林水産課長（宮崎良成君） 22 ページです。

○1番（山口利生君） ああこれか、はい、わかりました。すみません、勉強不足でした。ありがとうございました。

はい、以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 50 ページの商工業振興費の中の地域振興券の事業の交付金のことですけれども、今、まん延防止等ですね、飲食店がなかなか時間要請等で営業が難しい状況にあるんですけれども、前回のこの地域振興券の交付時、配った時とは、現在の状況は変わっているわけなんですけれども、そういった利用状況というのは現在掘っておられますでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 第2弾の分でよろしいですか。

○8番（野崎幸洋君） はい、2弾のほうです。

○商工観光課長（錦戸雅志君） はい。第2弾の分はですね、6月2日時点で、トータルで308万2,500円換金がなされていまして、換金率が15%ということです。これは実際にお店で使われたあとに、お店の方が集約して、商工会での換金率になりますので、実際はもうちょっと使われているということで解釈しております。

○8番（野崎幸洋君） はい、わかりました。いいです。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第3 承認第3号 専決処分の承認について

専決第3号 令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、承認第3号、専決処分の承認について、専決第3号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 承認第3号、苓北町国民健康保険特別会計専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお開きください。

専決第3号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,945万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,430万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、県支出金等の確定、歳出では、保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款4国庫支出金、項1国庫補助金、目2災害等臨時特例補助金41万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免した令和2年度の国保税に対する国庫補助の確定により補正を行うものです。

次に、7ページをお開きください。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金4,106万7,000円の減額は、普通交付金及び特別交付金の概算交付額の確定により補正を行うものです。

次に、8ページをお開きください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2事務費繰入金38万5,000円の減額、節3出産育児一時金等繰入金30万1,000円の減額は、事業費

の確定によるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款9諸収入、項2雑入、目1一般被保険者第三者納付金6万6,000円の増額、目3特定健診等利用者負担金7万6,000円の減額、目4雑入189万5,000円の増額の主な理由は、国保と社保の保険者間調整金187万1,000円の額の確定によるもので、目2退職費保険者等第三者納付金1,000円の減額は、該当事業がなかったことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

10ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、財源区分の変更でございます。

次に、11ページをお開きください。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、目2退職被保険者等療養給付費、目3一般被保険者療養費、目4退職被保険者等療養費、目5診察支払手数料の減額は、いずれも事業費の確定により減額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費、目3一般被保険者高額介護合算療養費、目4退職被保険者等高額介護合算療養費の減額は、いずれも事業費の確定により減額するものでございます。

次に、13ページをお開きください。

項3移送費、目1一般被保険者移送費、目2退職被保険者等移送費の減額は、該当事業がなかったことによるものでございます。

次に、14ページをお開きください。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金の45万2,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に、15ページをお開きください。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分は、財源区分の変更でございます。

次に、16ページをお開きください。

款5保険事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、財源区分の変更でございます。

次に、17ページをお開きください。

款9予備費、項1予備費、目1予備費932万1,000円の増額は、歳入財源の増加に伴う歳出額の調整によるものでございます。

以上が、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の内容でございます。

ます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

ここで11時まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第4 承認第4号 専決処分の承認について

専決第4号 令和2年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、承認第4号、専決処分の承認について、専決第4号、令和2年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 承認第4号、専決処分の承認についてご説明をいたしますので、恐れ入ります、次の次のページをお願いいたします。

専決第4号、令和2年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,514万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,797万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由でございますが、歳入におきましては、介護保険料及び国県補助金等の確定、歳出におきましては、保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入ります、6ページをお開きください。お願いします。

歳入です。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料39万6,000円の減額、節2現年度分普通徴収保険料76万3,000円の減額、節3滞納繰越分普通徴収保険料27万円の増額におきましては、いずれも確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金92万9,000円の増額、目2地域支援事業交付金、節1現年度分106万2,000円の増額、目4保険者機能強化推進交付金、節1保険者機能強化推進交付金187万7,000円の増額、目5介護保険保険者努力支援交付金、節1介護保険保険者努力支援交付金163万2,000円の増額、いずれも全て交付額確定によるものでございます。

8ページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分538万2,000円の減額、目2地域支援事業交付金、節1現年度分133万6,000円の減額、いずれも交付額確定によるものでございます。

恐れ入ります、9ページをお願いします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分1,000円、これも交付額確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分821万2,000円の減額、目3事務費繰入金、節1事務費繰入金30万円の減額は、いずれも事業費の確定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金2,388万5,000円の減額につきまして、基金の取り崩し額が減少したためでございます。

12ページをお願いいたします。

款9諸収入、項3雑入、目3雑入、節1雑入は、社会保険料等が63万8,000円の減額は、実績によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

これより歳出となります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 1 報酬 4 2 万 6, 0 0 0 円の減額は、実績により減額をするものでございます。

1 4 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費、節 1 2 役務費 3 0 万円の減額は、後納郵便代を実績により減額をするものでございます。

1 5 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 4 地域包括支援センター事業費、目 1 地域包括支援センター事業費 3 0 7 万 6, 0 0 0 円につきましては、財源区分の変更を行うものでございます。

恐れ入ります、1 6 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等給付費、節 1 9 負担金補助及び交付金 1, 5 6 1 万 1, 0 0 0 円の減額は、居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス費において、実績により減額をするものでございます。

1 7 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス等給付費、節 1 9 負担金補助及び交付金 1, 2 6 9 万 4, 0 0 0 円の減額につきましても、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画、地域密着型介護予防サービス給付費のいずれも実績により、減額をしたものでございます。

1 8 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 4 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス費の 1 4 9 万 5, 0 0 0 円につきましては、財源区分の変更でございます。

1 9 ページをお願いいたします。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費、節 1 9 負担金補助及び交付金 5 6 1 万 1, 0 0 0 円の減額につきましても、介護予防サービス給付費の実績により、減額をするものでございます。

恐れ入ります、2 0 ページをお願いいたします。

款 3 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 2 任意事業費、節 2 0 扶助費 4 9 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、実績に応じたものでございます。

目 3 在宅医療介護連携推進事業費の 8 万円につきましては、財源区分の変更でございます。

以上が、令和 2 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。

ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第４号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第４号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第５ 承認第５号 専決処分の承認について

専決第５号 令和２年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第５、承認第５号、専決処分の承認について、専決第５号、令和２年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 承認第５号、苓北町後期高齢者医療特別会計専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお開きください。

専決第５号、令和２年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６０５万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億２，２３０万８，０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、保険料の確定、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、６ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１特別徴収保険料６５万４，０００円の減額、目２普通徴収保険料１８８万１，０００円の減額は、徴収保険料の確定により、補正を行うものでございます。

次に、７ページをお開きください。

款３繰入金、項１繰入金、目１一般会計繰入金１１７万６，０００円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、８ページをお開きください。

款５諸収入、項２償還金及び還付加算金、目１保険料還付金１６万８，０００円の減

額は、保険料額の確定によるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入217万5,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

項4雑入、目1雑入の3,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

11ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬から節19負担金補助及び交付金までの249万7,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、12ページをお開きください。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金347万7,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、13ページをお開きください。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金16万8,000円の減額は、保険料の確定に伴うものでございます。

次に、14ページをお開きください。

款4予備費、項1予備費、目1予備費8万5,000円の増額は、歳入財源の増加に伴う歳出額の調整によるものでございます。

以上が、令和2年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第6号 専決処分の承認について

専決第6号 令和2年度苓北町下水道特別会計補正予算（第5号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、承認第6号、専決処分の承認について、専決第6号、令和2年度苓北町下水道特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 承認第6号、専決処分の承認について、専決第6号、令和2年度苓北町下水道特別会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

次の次の1ページ目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ375万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,799万2,000円とするものでございます。

補正の内容は、下水道事業費の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用量は、使用料の確定により69万円の減額です。

7ページをお願いいたします。

款4、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金は、歳出の確定により306万2,000円の事務費分の減額でございます。これにより令和2年度の一般会計からの繰入金は起債償還分のみに充当することとなります。

次に、歳出につきまして説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費でございます。節11需用費は、薬品代、電気料、修繕料の実績により、合わせて323万8,000円の減額です。

節13委託料は、汚泥運搬処分委託料の実績による16万7,000円の減額です。

節14使用料及び賃借料は、発電機等借上料の実績による34万7,000円の減額です。

以上で、令和2年度苓北町下水道特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 6ページの使用料が69万円減額になっていますが、これは操業を辞められたキューアサの関係があるのでしょうか。それともまだこの会計には出てこないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） はい、この減額の関係につきましては、大型工場の閉鎖、質問のとおりですね、大型工場の閉鎖と、あと主要産業のですね、使用料が減額になっている部分も併せまして、また、併せて観光産業等につきましても少なくなっておりますので、その分の減額となっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 金額がですね、大きいか小さいかは別にして、やはりああいいう企業誘致との絡みも出てきますが、そういうことで、全てに大きな事業所が抜けるということは、こういう形で町の財政に大きく影響してきますので、一般会計、特別会計に関わらずですね、やっぱり企業誘致、キューアサに代わる企業の誘致を進めてほしいと思います、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然のことだと思います。それに向かって今後ですね、努力をしてまいります。我々も大型企業とも接触をしようとして、日時も決まっていたんですが、いろんなコロナの関係のことが出ましたので、まずは6月20日過ぎにでもまた狙いを定めている企業に連絡を取ってですね、お会いしてみたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 頑張ってください。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

**日程第7 報告第3号 令和2年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）
の報告について**

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、報告第3号、令和2年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 報告第3号、令和2年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

令和2年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。

令和3年6月8日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第146条の2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議において議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。

令和2年度苓北町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。

これは3月議会で議決をいただきました繰越明許費について、額の確定により、翌年度繰越額として報告するものでございます。

款2総務費から次のページ、款10災害復旧費まで22の事業で繰り越しを行っております。合計金額で3億7,044万4,000円のうち、令和3年度に繰り越した額は3億5,845万9,000円でございます。

財源内訳といたしましては、国県支出金が2億1,752万8,000円、地方債が1億740万円、その他財源はございません。一般財源が3,353万1,000円でございます。

以上で説明は終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今さらながらですが、衛生費の新型コロナウイルス感染関連事業で214万5,000円、これ一般財源で措置をしていたものですが、私も全部国の交付金対応でコロナやってたんじゃないかと思ったんですが、もう1回この事業

自体は何だったのかを教えてくださいませんか。一般財源だけで対応した内容について、お願いします。

それと、商工費の地域振興券事業も一般財源が500万円入れ込んでありますが、これについても全額交付金対応ができなかった。これ補助率か何かの制限がかかって500万円というのがあったのかも、2点だけ教えてください。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 4衛生費の中の新型コロナウイルス対策事業214万5,000円の内容でございますが、クラスター発生の場合の対応といたしまして、PCR検査2万1,450円の100件分ということで繰り越しをさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 財源をフルに充てますと、いわゆるこれ第2弾の分でございます。先ほど野崎議員からご質問がありました、全部を執行ですね、換金となされない場合には、交付金がこれが余るといえるのか、国に返還をするということになります。繰越財源ですので、ですから、その安全なところと言いますか、そのところだけをこの臨時交付金を充てて、残りのところは予備的なところということで、500万円につきましては一般財源で充当をかけておるということです。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） これは今さらながらの話ですけれども、もし、まずクラスター発生 of PCR検査というのは、これは本来濃厚接触者は、全て国が持つて、それ以外、町が対応しなければならないと、その濃厚接触者以外。そのためのPCR検査だったですよ。これは町の単独で、私はこれの交付金対応で対応できるのかと思っていたんですが、あくまでもこれ一般財源での対応になるわけですね、PCR検査は。これはコロナの関連の交付金対応で町単独として対応できるのかというふうに認識しとったものですから、そのあたり、それと振興券についても、本来、町の交付金の対応で、当然使いきれなければ国のほうに返すべきというのは当たり前の話です。そのために、あえて一般財源を500万円補填しておくというような考え方がいかがだったのか、その点について、再度ご質問します。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 繰り越しに関しましては、契約繰り越し、未契約繰り越しという2種類がありますが、今回のPCR検査と振興券につきましては、今後の実際実績でございますが、いくら利用がされるかということもまだはつきりはしておりません。その中で、交付金というとは、あくまでも使う予定の分を充てますので、今回は一般財源で予定をさせていただいてということになります。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 例えば、工事費とかで繰り越した場合は、ほぼ使ってしまうことに、事業がある程度わかりますけど、今回の振興券にいたしましては、何名の方が振興券を使っていたかというともはっきりわかりませんが、この５００万円というとは町といたしましては、換金をされる方の予測も含めまして、５００万円という一般財源を計上しております。ということになります。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○１番（山口利生君） すみません、私ちょっと理解ができない。いや、理解ができないというのがですね、そのコロナ対策を町が打つためにですね、その分は国、県以外で自制をしなければならないのは当然その分市町村のほうに交付金として流してやるから、その分で対応しなさいというのがこのコロナ対策だというふうに私は理解しておりました。当然、繰り越しについてもですね、計画、実績というのは、もし繰り越しで予算が余ったとした場合は、残すのか。また、国と協議してその繰り越しの予算を使って新たに新年度、令和３年度で事業を実施するというふうなことが可能ではないかと思います。もし仮に、これ全部使ったとしたら、一般財源をこの分充当して使うべきことになるわけですよ。本来は交付金で対応できるものを、合わせて７００万円、すごい一般財源の額ですよ。やっぱりこの７００万円を税収で賄うというのは相当なものです、これは。特交対応にもならないと思いますね、特別交付税の。本来、交付金でできるところをあえて一般財源を使ってまで予算化しているという、その意義が何だったのか。それ予算執行の考え方だけでそういうふうな予算の組み方するのはやっぱりおかしかったんじゃないかと思います。これは当初予算でもう少し精査を、あがったときにですね、見た上で私たちが質すべき事柄だったかと思いますが、余るかもしれんから一般財源を足しとくというような考え方だけはおかしいと。ＰＣＲ検査もコロナの対応で可能であるのであればですね、当然、コロナの交付金で対応すべきであって、一般財源であえて予算化すべき事柄ではなかったんじゃないか。私はこれは交付金だと思っていたんです、今まで。そういうふうな説明があったかと思うんですが、私の認識違いだったのか、再度お願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の件ですけど、この臨時交付金につきましては、国から交付の限度額がまいっております。そういった中で、令和２年度中に執行予定の部分、そういった事業の部分についてですね、国の補助金が確定するという形になります。そういった中で、このＰＣＲ検査の部分、それから地域振興券の部分、先ほどから言いましたように、実績額として事業費がどのくらいになるかまだ確定がなかなか難しいという状況の中でですね、国から交付される臨時交付金の限度額をですね、できるだけ有効

に活用したいというようなことの中です、実際、その２年度末で確定見込みである事業費をですね、きちんと固めた中で、それに対応して国の臨時交付金を充てる。幾らか余裕がいらしますので、その部分を一般財源に振り替えて行っております。そういったことですね、国に来年度への臨時交付金の承認申請を行いまして、八千数百万円ですね、来年度の財源を確保しているという状況でございまして、町といたしましては、国のほうで示された第一次から第三次までのこの臨時交付金の限度額をできるだけ多く活用してコロナ対策に生かしたいというようなことで、財政上、このような対策を取ったということでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第３号を終わります。

-----○-----

日程第８ 報告第４号 令和２年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第８、報告第４号、令和２年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 報告第４号、令和２年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について。

令和２年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、これを議会に報告する。

令和３年６月８日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、翌年度の５月３１日までに繰越計算書を調整し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。

令和２年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）でございます。

これは３月議会にて議決いただきました繰越明許費の額について、確定により、翌年度繰越額として報告するものでございます。

款１公共下水道事業費、項２下水道事業費、事業名、污水管整備として、県立苓北支援学校接続に伴う下水道事業、社会資本整備総合交付金事業として、富岡浄化センター

更新事業に係る実施設計費及びマンホールポンプ場更新事業、合わせて2,494万円を繰り越しております。

財源の内訳は、総額で国県支出金が985万7,000円、地方債が1,070万円、一般財源が438万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終わります。

-----○-----

日程第9 議案第33号 苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第33号、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 議案第33号、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例について。

苓北町税特別措置条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和3年6月8日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、企業立地等により地域振興等を図るために行う固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填制度のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく適用期限が令和3年4月1日に3年間延長され、また、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく適用期限が同日、それぞれ2年間延長されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町税特別措置条例（令和2年苓北町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお願いします。

新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでご

ざいます。

第1条は、過疎地域に関する新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、新過疎法と言います）が令和3年4月1日施行されたことなど、法律改正に伴う字句等の改正を行うものです。

第2条は、新過疎法において、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において、一定の事業用資産を取得した製造業、情報サービス業と農林水産物等販売業及び旅館業に対し、条例に基づいて固定資産税の課税免除を行った場合の地方税の減収補填措置の適用期限が令和6年3月31日まで3年間延長されたことに伴う改正です。

2ページをお願いします。

第3条は、地域牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、地域未来投資促進法と言います。において、ものづくりや観光、6次産業化など地域の特性を生かした成長分野に挑戦する事業者を設備投資への減税措置などで支援するもので、固定資産税の課税免除を行った場合の地方税の減収補填措置の適用期限が令和5年3月31日まで2年間延長されたことに伴う改正です。

第4条は、半島振興法において、事業者が事業のために用いる機械、建物等を新增設した際に固定資産税の不均一課税を行った場合の地方税の減収補填措置の適用期限が令和5年3月31日まで2年間延長されたことに伴う改正です。

恐れ入りますが、条例本文へお戻りください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上が苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例については、

原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 10 議案第 34 号 苓北町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 10、議案第 34 号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 議案第 34 号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例について。

苓北町手数料条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和 3 年 6 月 8 日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が令和 3 年 5 月 19 日に公布され、個人番号カードの再交付手数料の徴収の位置づけが令和 3 年 9 月 1 日から地方公共団体情報システム機構からの受託による徴収へ変わることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町手数料条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町手数料条例（平成 12 年苓北町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお願いします。

新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するもので、第 2 条中第 24 号を削り、第 25 号を第 24 号とし、第 26 号から第 30 号までを 1 号ずつ繰り上げるものでございます。

補足説明をいたします。

今回の改正は、デジタル庁の設置などを盛り込んだ「デジタル改革関連法」の成立に基づくもので、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 57 号）が改正され、個人番号カードの発行主体を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換させた地方公共団体情報システム機構とすることを明確化し、同機構が個人番号カードの発行に関し、手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市町村長に委託することができることが新たに規定されました。

苓北町においては、手数料条例に定めて、個人番号カードの再交付手数料を徴収しているため、これらの規定が施行される令和 3 年 9 月 1 からは、従来どおり再交付手数料を徴収するものの、同機構からの受託による徴収へ位置づけが変わることにより、手

数料条例第2条第24号の規定を削る必要があるためでございます。

なお、9月1日以降の手数料徴収の事務につきましては、苓北町との委託契約の締結に基づきまして、歳入歳出外現金として管理し、後日、同機構へ納入することが想定されております。

恐れ入りますが、条例本文へお戻りください。

附則としまして、この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上が苓北町手数料条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） この手数料の件ではありませんけど、個人番号の件でお尋ねをいたします。

これの苓北町の現在の普及率はどれぐらいなのか。

そしてまた、この個人番号つくる際に、商品券ですかね、何かそういったキャッシュバックじゃないけども、そういった利点があるというのを、私も作成はしているんですけども、その点が商品券をもらえるのか、使えるのか、よくそのシステム的にですね、町民の方でよく理解されていない方が多いように思うんですけども、その辺のシステムの内容といいますか、それを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） まず、1点目の交付状況についてご説明をいたします。

最新、5月31日時点の数字になっております。交付枚数が3,379枚、交付率にしまして47.4%でございます。ちなみに、県平均が31.18という数字でございます。交付率につきましては以上になります。

2点目のお尋ねにつきましては、マイナポイントと呼ばれるもののご指摘かと思えます。こちらにつきましては、マイナンバーカード所持者又は今年の4月までにマイナンバーカードを申請された方を対象に、おっしゃられましたように、キャッシュバックがある制度でございます。キャッシュバックの内容につきましては、キャッシュレス化ということで、クレジットカードとか、電子マネーとか、そういった取り引きをされた方が対象となりますが、それぞれのクレジットカード、又は電子マネーにですね、そのマイナンバーカードの紐づけを行いまして、最大購入額の25%上限、5,000円がポイントとして国から付与されるというものでございます。ポイントですので、あとはそのポイントをそれぞれの電子マネーとかで現金化にチャージ、変換していただくとお買い物とかで使えるというような制度になっております。こちらが一応9月いっぱいまで

の制度という期間になっております。

一応、窓口に来られた方につきましてはですね、一応そういったご案内もさせていただきまして、その申請者の方が利用されていらっしゃる電子マネー、あるいはクレジットカードとの紐づけのお手伝いはさせていただいているところでございます。期間が迫っておりますので、周知等もまた広報等で図って行って、振興に努めたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 担当者の努力のおかげで県よりもはるかにその交付率が高いのは素晴らしいことだと思います。

それと今のマイナポイントですね、これが非常に、今9月までということと期限が迫っているということでお聞きしましたが、これを理解されていない方が非常に多いと思うんですね。今、周知はされるということですが、そのさっき言われたクレジットカードとか、電子マネー、これ例えば、お年寄りの方に、例えば、こういったキャッシュバックがありますよといっても、どうやって還元してもらえるのか、どうやったらそれはお金が使えるのかというのは、ほぼわからない方が多いと思うんです。私もわかりませんでした。ですから、これは国からのキャッシュバックというか、お金がくるんでしょうけども、もうちょっと、要するに地元で使えるような、それこそ簡単な商品券に変えるとか、要するに、マイナンバーカード作ったら町内で使える商品券が、例えば5,000円分いただけますよというのが、もう簡単明瞭で、お年寄りの方に対しても使えるという、そういったシステムにはできないものなのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） マイナポイントにつきましては、原則、キャッシュレス化の推進という立場がありますので、あくまでもキャッシュレス、電子マネー、あるいはクレジットカードの取り引きとの紐づけが原則です。

先ほどおっしゃられました、マイナンバーカード所持者の方に対して、例えば商品券を配ったらどうかというようなお話ですが、石川県のある自治体ではですね、独自にそういった施策をされて、マイナンバーカードの普及率が70%ぐらいに伸びているところもありますが、あくまでも事業の趣旨としましては、キャッシュレス化の推進ということでございますので、国のほうの方針に従いまして取り組みをさせていただいているところです。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） そういうふうによその自治体では70%を超えるようなやり方をされているということですので、さっき言いましたように、せっかくある制度なのに、

これがお年寄りの方がせっかく作ってもほとんどこれが使わずに、もう期限が切れて、せっかくマイナンバーカード作ったけども、一銭も例えばキャッシュバックがなかったとか、そっちのほうに逆に町民に関しては不利だと思いますので、そういう制度が切り替えができる可能性があるのであれば、今後、検討をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） はい、先行事例もありますので、一応検討させていただいて、あとはちょっと財源が絡んでまいりますので、研究をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○8番（野崎幸洋君） よろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 1点お尋ねいたします。

法の整備ということで、機構と町、この契約という関係になるわけですけども、利点というのもおかしいんですけども、その契約することによって、町にとってどういったことがこう有利という言葉もおかしいんですけども、どういった、特に変わることは内容的にないと思うんですけども、その契約の主な内容的なものはどういったポイントがあるんですか。ポイントというか、内容事項があるのか、お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 契約内容事項等については、まだ詳細な部分がきておりませんので、申し訳ございません、詳細はわかりません。ただ、今回の改正につきましては、マイナンバーカードについては、あくまでも国の主体を強めると、国が責任持つてするというような中での改正になっておりますので、今後、より国のほうがですね、普及のほうに本腰を入れられてくるのではないかと考えているところです。

手数料徴収につきましては、私どもの事務は全然今までどおり変わりませんので、そちらの不都合はございません。ただ800円ですね、収入が入ってこなくて、それを年度末ぐらいにまとめて機構のほうにお支払いするというような流れになってくるかと考えているところです。

すみません、契約内容につきましては、ちょっと詳細がわかりませんので。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） これは推測で言うのも何ですけども、ずっと半永久的に特段の事項の部分の改正がない限りそういうことで進んでいくものだと思いますけども、いずれにいたしましても、非常にこの国がマイナンバーカードを推進しております。時代がそういったことになっていくと思われまして、ご承知のとおり、保険証等にも使えると

いうことで、現在の保険証とマイナンバーカードも近いうちに両方使えるということをお聞きしておりますけども、具体的にその辺のこの施行の期日、保険証として、その辺はどう推移していくのか、その辺を1点お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 今後、マイナンバーカードの利用拡大で図られている部分での計画ですけども、まず、健康保険証につきましては、本年10月からの運用開始ということです。当初の予定は本年の3月からでございましたけども、いろいろ不具合がございまして10月からということになっております。

あともう1点ですね、運転免許証がございまして、こちらは令和6年度末の一体化実現を目標ということにされておりますので、今わかっている情報は以上になります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 時代が時代ということでこういった管理、いわゆるカード管理でいくということは、利便性もありますけども、非常に危険性もあるということは、皆さんも報道等でご承知かと思います。やっぱりそういうことも含めてですね、やはり個人の情報がですね、やはり守られる部分はきちっとやっぱり守っていかないと、非常に今いろんな情報が流出して、その度にお詫びばかりこう言っておられますけども、やはりですね、これは非常に危険性もありますので、そういったカードに移行していくと思いますけどもですね、やはりそれぞれの立場でですね、きちっとして管理願いたいと思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今の倉田議員の引き継ぎですが、先ほど国民健康保険が今年の10月切り替えというふうな説明がありましたけども、これは非常に町民にとってですね、私にとってもそうなんですが、大きな事柄ですよ。苓北町も当然そうすると10月1日からマイナンバーカードに国民健康保険証が切り替わるというふうなことで今進んでいるわけでしょうか。あくまでも国がそのあたりまで何とかお願いしたいというふうな要望が自治体にされているのか。そのあたり、苓北町としての進捗状況、国民健康保険、また介護保険証があらうかと思いますが、そのあたりがどういうふうな進捗になっているのかをお聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 先ほど健康保険証として利用開始できるのは今年の10月からということで申し上げたところです。

実際はですね、医療機関のほうでマイナンバーカードを、保険証ですので提示するんですが、医療機関側のほうでですね、マイナンバーカードを保険証として利用できる機器の整備が実際まだ普及しておりませんので、しばらくは普通のカードを使いながら、医療機関側さんが対応できるようになれば、もうマイナンバーカードのほうに移行していくのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） あのですね、このマイナンバーカード、個人番号カードにつきましては、国のほうが健康保険証に使えるようにするというようなことですが、いろいろな事情の中で遅れております。これにつきましては、当面はですね、両方併用できるようになっております。今、税務住民課長が申しましたように、医療機関側でですね、この読み取る機械あたりをですね、整備しなければ始めることができません。そういった中でですね、国のほうもその医療機関に対して、どのようなこの施設整備に対する助成等を行っていくのかですね、そういう対応も今後見られるのかなと思いますけども、当面は、国としては10月1日からやりたいということでありまして、保険証とこの個人番号カードを併用していくという形が取られるかと思っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） これ非常に重要なことだと思いますね。そのマイナンバーカードの中にですね、国民健康保険の番号を入力しないと、当然、医療機関でマイナンバーカードでもですね、それが保険証何番かというふうな紐づけができないと、それは非常に大混乱を起こすと思います。特に、国民健康保険なんていうには、高齢者、それと自営業の方たちが大半でございましてですね、なかなかそういうふうなことを十分理解できるかということも大きな課題だと思いますので、そのマイナンバーを出せば病院がそれでできるなんていう単純に考えとくとまた大変なことになろうかと思います。ですから、2つともできるて、それはマイナンバーカードに番号が入れ込まないとできんわけですから、当然、電子データをその中に入れ込まないと、それは病院があなたの番号は何番ですかで聞かにゃいかんわけ、両方とも見せないかんて。そういうふうなばかなことができるかと思しますので、十分研究をお願いしたいと。

それと苓北町でよく47%普及したかと思えます。何もマイナンバーカード持っているからといってですね、都市部と違って、活用がないんですよ。私なんかも作ってから一度も使ったことがありません。マイナンバーカード。やっぱり私たちもやっぱり公務員ですから、必ずやっぱりマイナンバーカードの普及のためには作らざるを得ないということで、強制的じゃないですけども、そういうふうな位置づけで作っています。当然、役場の職員は全てマイナンバーカードは家族も含めて作っていらっしゃるという

ふうに思います。やはりこれは国策ですからやらにやいかんということがあります。

先ほどそういう面では、非常に新しいデジタル化の推進の中で十分対応は考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 保険証利用の場合ですけれども、マイナンバーカードに写真が付いておりますね。今のところその顔認証システムで通すみたいな感じになっています。顔認証がない場合は、4桁の暗証番号を入れて通すというような流れになっています。マイナンバーカード自体にこう保険証番号を打ったりとか、そういった手間はありませんで、その顔認証、あるいは4桁の番号を打って、それを基にデータを取りに行くというような部分になっておりますので、カードの中自体にいろいろ番号は入っておりません。

あと、活用がないということも確かに私どもちょっと頭悩ませているんですけれども、先進自治体ではですね、コンビニでの交付とかそういった部分での活用もできますので、いろいろこう今後の電算関係の見直しもございますので、そういった画面でちょっと活用ができないかなと、私、個人的には期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 12時になりましたけれども、今、国保の保険証持っておりますけれども、これが8月1日に切り替えですよ。そうすると、1回切り替えて、また10月から新たなそのマイナンバーカードにこれが、この番号等々が入られるというかな、そうすると、そのマイナンバーカードは1回また役場のほうに持って、その作業をちょっと。

○議長（錦戸俊春君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） マイナンバーカードと保険証の紐づけですね、につきましては、マイナンバーカードをこちらから交付するときに、あらかじめ保険証を統一して利用できますよというような設定をさせていただいた上で、皆様方にはお渡しをしております。ですので、国保、毎年切り替えですけれども、切り替えの関係はございません。マイナンバーカード、基本的に10年間有効になっておりますので、電子証明書が5年間切り替えになりますので、その期間中は特に切り替えとかですね、する必要はないのかなと思っておりますし、逆に、マイナンバーカードとの紐づけが進んでいくと、国保から社保に切り替わったりする部分もマイナンバーカード1枚ですむので、そういった流れといいますかね、になっております。特に手続きは必要ございません。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） なら、特段これが8月からまた新しい切り替えになるですよ。こっちは2カ月経ったからその役場に届出、こう切り替えをお願いしますということじゃなくて、自動的にこれは8月から10月まで使って、そのあとについては、マイナンバーカードが保険証になると。その切り替えは一応何もせんちゃよかということか。

○健康増進室長（田尻康彦君） 毎年行っております保険証の切り替えは今年度も実施いたしますので、それはまた来年の切り替えまで使っていただくということです。保険証は保険証、マイナンバーカードはマイナンバーカード、それも10月1日から、今国の進めていることによりますと、併用してずっと使えますよということです。今保険証ですね、紙のですね、それとマイナンバーカード一緒に併用という形ですので、今までと変わりませんので。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） このマイナンバーカードがですね、相当世論なっております。なぜなっとつとですか、そがん。世論がマイナンバーカードのどうのこうのていっばいなっとでしょう。ぜひですね、マイナンバーカードは持ってなければいかんという、いかんところを示してください。今、行政のそのシステムのほうが遅れていっとるけんか、マイナンバーカード持つもんがおらんとでしょう。それを行政がですよ、町も含めて、作れ、作れて、何もならん品物ば作れ、作れて、何かなるごたつとをちゃんと明記して、保険証もですね、保険証にはかわるかもしれんばってん、保険証も来っとでしょう、別に。要らんとでしょう。なぜ、我々老人あたりはですよ、保険証はですね、薬手帳に挟めとけば別に問題なかつですよ。それで存分ですよ。マイナンバーはですね、常に出さんばんてなれば、そうなもんですよ。ぜひですね、国が言うたけんちゅうてから無理して進める必要はない。メリットがなかとに。私は作つとらんばってん何の支障もなかつですよ。何もなか。ぜひですね、メリット・デメリットをですね、担当課、あるいは町長あたりとじっくりして、ほんならもう進めんでいっちょこかい、ほたっていっちょけて、国がぴしゃつとならんででしょう。そして事故が多かでしょう、マイナンバーで。ナンバーカードを作るもんはおらんですよ。ぜひですね、そこら辺、国にも対抗せないかんとかじゃなかろうかと思うとですよ。国の言うごて。そこら辺はですね、無理してせんちゃよかとならば無理してせんほうがよかですよ。もう財布の中にカードいっぱいですよ。それはためになるカードですよ。例えば、Aコープでカードやればずっと点数が、ポイントが重なってきてですね、それが金になる。どこでもそういったことです。コメリでもそういうことですよ。しかし、マイナンバーカードは何のメリットもなかつですよ。ぜひですね、そこら辺を考慮されて、そして、国のその管理制度にあまり乗らんとて。

それから、コンピュータの事故なんかがあるありますのでですね、そこら辺ないようになって、ゆっくりしてから苓北町は取り組んでも遅くはなかと思います。必要な方

は取りがこらっとですからですね。ぜひ、そこら辺、あんまり町民を惑わさない行政に一つ力を注いでいただきたいな、そう思います。

町長、そういうことでよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第11 議案第35号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第11、議案第35号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第35号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億154万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,754万円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種等の対策経費及び新型コロナウイルスの感染拡大の影響により大きな影響を受けている町内の各事業所等を引き続き支援するための対策、低所得の子育て世帯への生活支援や小中学校における感染症

対策継続のための事業経費など、コロナ対策を中心として早急に取り組む必要がある事業等に係る補正予算を提案するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君） 議案第35号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億154万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,754万円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。1番で、変更で、公共事業等債、漁村再生交付金事業の限度額を4,450万円から590万円増額し、5,040万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入です。款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1富岡港船客待合所使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う施設使用料1年分を2分の1減免することにより55万8,000円の減額。

目4商工使用料、節1商工使用料、物産館使用料も、同じく2分の1減免により75万9,000円の減額でございます。

8ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1個人番号カード等交付事業費補助金、個人番号カード交付事業事務費補助金は、休日申請受付等を実施することによる申請者増加に伴う国庫補助金87万6,000円の増額。

節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ対策として実施する鳥獣害対策事業（捕獲イノシシの個体処理施設）など、15の事業に充当する国の臨時交付金6,055万6,000円の増額です。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金、子育て世代生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う低所得の子育て世帯に対する支援等のため、国庫補助金合わせて690万円の増額です。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、新型コロナウイルス接種体制確保事業国庫補助金は、集団接種等に必要な経費に充当する国庫補助金375万3,000円の増額です。

目6教育費国庫補助金、節3学校教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業国庫補助金は、町内小中学校の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の事業費として、国

庫補助金１００万円の増額です。

９ページをお願いいたします。

款１５県支出金、項２県補助金、目１総務費県補助金、節１総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、新型コロナウイルス接種移送事業委託料（タクシー券）でございますが、について、当初、接種体制確保事業費国庫補助金を全額充当しておりましたが、対象外になったため、国の感染症対応地方創生臨時交付金と、県の総合交付金を２分の１ずつ充当することになったため、県交付金６０６万円の増額です。

目２民生費県補助金、節３児童福祉費補助金、少子化対策総合交付金事業補助金は、結婚、妊娠、出産の一連の取り組みを強化し、出生数の増加を目指す少子化対策総合交付金事業として、県補助金１０万５,０００円の増額です。

目４農林水産業費県補助金、節４水産業費補助金、農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）でございますが、志岐漁港臨港道路整備に係る県補助金の割当額増に伴う６５０万円の増額です。

１０ページをお願いいたします。

款１９繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金は、６９０万７,０００円の増額です。

１１ページをお願いいたします。

款２０諸収入、項５雑入、目１雑入、節２雑入、コミュニティ助成事業助成金は、鶴区及び的場区にエアコン等の設置に伴う「一般財団法人自治総合センター」から助成金交付決定がありましたので、３６０万円の増額。コミュニティ助成事業助成金（地域防災組織育成事業）は、同じく内田地区自主防災会に、非常用発電機の設置に伴う助成金として７０万円の増額です。

１２ページをお願いいたします。

款２１町債、項１町債、目１農林水産業債、節１水産業債（公共事業等債）でございますが、漁村再生交付金事業で、志岐漁港臨港道路整備事業の事業費１,３００万円の割当額増に伴う公共事業等債５９０万円の増額です。

１３ページをお願いいたします。

歳出です。款２総務費、項１総務管理費、目５財産管理費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、船客待合所施設使用料の減によります財源区分の変更でございます。

目６企画費、節１２委託料、結婚支援事業委託料は、結婚チャレンジ事業が県の補助事業になったため、２０万円の増額。

節１８負担金補助及び交付金、全国過疎地域連盟負担金は、令和３年度から過疎地域に指定されたことにより、負担金３万９,０００円の増額。コミュニティ助成事業補助

金は、歳入で説明いたしました鶴区、的場区にエアコン等の設置費の交付決定により、補助金３６０万円の増額。結婚チャレンジ事業補助金は、節１２結婚支援事業委託料へ組み替えたため１０万円の減額です。

１４ページをお願いいたします。

項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、節１０事業費、印刷製本費及び節１１役務費、後納郵便代は、個人番号カード休日申請受付等を実施することにより、申請者の増により、交付事業事務費分合わせて８７万６,０００円の増額です。

１５ページをお願いいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目３老人福祉センター費、節１７備品購入費は、老人福祉センターにおける新型コロナウイルス感染防止用としての空気清浄機４台分、１８万４,０００円の増額でございます。

１６ページをお願いいたします。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１０需用費、消耗品費から節１２委託料、システム改修委託料及び節１８負担金補助及び交付金、子育て支援生活支援特別給付金までは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う低所得の子育て世帯への支援事業に係る事務費及び給付金合わせて６９０万円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、保育所連絡協議会補助金は、企画費で説明いたしました、結婚支援事業費分について、企画費の結婚支援事業へ組み替えのため、１０万円の減額です。

１７ページをお願いいたします。

款４、項１保健衛生費、目２予防費、節３職員手当等時間外手当から節１２委託料、新型コロナウイルス接種委託料まで、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、集団接種等に必要な経費合わせて１,５８７万４,０００円の増額です。

１８ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、節１２委託料、堆肥成分等検査委託料及び節１４工事請負費（捕獲イノシシ個体処理施設整備工事費）、節１８負担金補助及び交付金、農業省力化生産資材導入補助金及び農業経営収入保険料掛金補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業といたしまして、合わせて３,３３０万３,０００円の増額です。

節１８負担金補助及び交付金、農業振興費補助金は、農業省力化生産資材導入補助金へ組み替えにより、生分解性マルチ導入補助金１９３万６,０００円の減額です。

目４畜産業費、節１８負担金補助及び交付金、優良血統和牛繁殖事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、和牛の精液・受精卵購入費及び動物用超音波画像診断装置導入の補助といたしまして３１７万７,０００円の増額

です。

目5農地費、節12委託料、測量設計委託料は、白木尾台地農用地保全事業実施に関わる測量設計委託料として300万円の増額です。

目7堆肥センター管理費、節10需用費、修繕料は、堆肥センター攪拌機の先端軸の交換修繕料として130万8,000円の増額です。

19ページをお願いいたします。

項3水産業費、目1水産業振興費、節18負担金補助及び交付金、貝類等養殖施設設備更新事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、貝類等養殖業者の事業拡大や設備導入を支援するために200万円の増額です。

目3漁港建設費、節14工事請負費は、志岐漁港臨港道路整備に関わる事業割当額増に伴い1,300万円の増額です。

20ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節18負担金補助及び交付金、飲食店等営業時間短縮要請協力金負担金から新型コロナウイルス対応中小企業者等支援事業補助金まで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として合わせまして1,021万5,000円の増額です。

21ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路購入費、目2道路維持費、節10需要費、維持補修費は、町道釜線グレーチング修繕等7路線分の修繕料として184万8,000円の増額です。

目3道路新設改良費、節12委託料、土地分筆測量委託料及び節16公有財産購入費、道路用地購入費は、町道東目線から町道富岡中央3号線への進入路の用地購入費の経費と合わせまして70万円の増額です。

22ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目4災害対策費、節17備品購入費は、コミュニティ助成事業助成金、地域防災組織育成事業といたしまして、交付決定を受けた内田区の自主防災会議への非常用発電設備に伴う70万円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、指定避難所に配備する簡易折りたたみベッド300台分、330万円を合わせて400万円の増額です。

23ページをお願いいたします。

款9教育費、項1学校教育費、目2事務局費、節10需用費、消耗品費から節17備品購入費まで、学校教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、町内小中学校の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の事業費として合わせて220万円の増額です。

目3住宅施設費、節10需用費から節17備品購入費までは、移住・定住事業推進の

ためのお試し住宅整備及び校長住宅等修繕に伴う経費合わせまして１２５万２,０００円の増額です。

以上で、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 追加の説明をさせていただきます。

今回の補正予算におきまして、充当財源の変更を提案しておりますコロナ対策事業の新型コロナウイルスワクチン接種実施事業、タクシー利用券の助成事業につきまして、昨日の一般質問、並びに全員協議会の中で、基礎疾患等のあられる方などの町外医療機関での接種に際しましても、移動困難な方についてはタクシー券の利用ができるよう配慮していただけないかのご意見が複数の議員の皆様からございました。昨日の会議終了後、改めて検討を行いまして、副反応への対策等も考慮し、必要であると判断をいたしましたので、これらの方々につきましても、特に町長が認める者として上限額を定めた上で、タクシー券の利用を可能とすることといたします。

なお、利用の仕方等につきましては、接種申込案内の際の通知文や告知端末、広報等で改めて周知してまいりたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君） １８ページ、農業振興費の中の委託料で２９万７,０００円、この農業振興費の中で、イノシシ関係の分は昨日お聞きしたいということで思っておりましたけれども、回数の制限でできませんでしたので、この席で改めてですね、質問をさせていただきます。

まず、委託料の件、これは毎年必要なのでしょうか。あるいは、何カ月ごとに検査をしなければいかん。あるいは、何年ごとでもよかということを教えていただきたい。

それから、関連がございますので、このこっちの昨日の説明とあわせてですね、お聞きをいたします。

これはどこに入っとっかわかりません。工事費の中には、２,３００万円と入っておりますけれども、私は工事請負費、備品購入費なんか見つけたばってんありませんでしたので、とりあえず、この機械についてですね、乾燥炉についてお尋ねをします。

関連しておりますので、イノシシが年間６００頭捕れる、約６００頭だったと思いますけれども、これは処理をする、処理を必要とする頭数は大体どのくらいですか。

それから、乾燥炉の件ですけれども、これ設置されてもう必要であればどこにでもこ

う持って行って据えられるものか。

それから、ベルトコンベアですね、ベルトコンベアが金額で71万5,000円、これイノシシを機械の中に入れるやつだと思いますけれども、私もイノシシを捕りよりましたが、果たして、そのベルトコンベアですね、引き上げて入れるのに簡単か。私は、思うのは、ウインチ、足をくびって引っかけて、うーと上げてからレールに乗せて入れる。そのほうがきれいで、簡単で、ベルトコンベアなんかは、ベルトコンベアのまた置場あたりにもそんな苦慮せないかんと思います。そういうことで、このウインチのほうに変えたらどうかな。ウインチもですね、手動するのは安いです。もう1万円前後であります。電動式でも高くありません。70万円も幾らもとてする品物じゃない。そして、錆びる心配なんかありませんので、長くもちます、これが。ベルトコンベアならばすぐ傷みます。そこら辺検討されたかどうか。

それから、600頭の処理で、今後その処理を必要とする方が何頭になるかわかりませんが、8万ぐらいの3倍ですね、ということで、これはふるいをあげた、仕上げて検査を仕上げて、そして製品に仕上げて売るのが8万ぐらいだと思いますけれども、これはふるい機だけで77万円かかると。ふるい機だけで、これ書いてありませんが、そうでしょう。ふるい機1台77万円、極端に言えばおおよそ1年、もしその何ですかね、委託料が毎年せんばならんとなれば、その分を足して相当な赤字になる。ふるい機なんか買わんでも、そのまま堆肥センターの堆肥の中にもう1回混ぜ込んで、堆肥センターの堆肥と一緒に販売したほうが相当やっぱ町としては有利になる。私はそう思います。77万円でも単純に計算すれば、8万円で割れば10年分ですよ。おおよそ。10年したら買い替えんばんですよ。ふるい機だけで製品で売だけの金を取りださんということですね。そういうことで思えます。

それから、今申し上げましたように、もしそういった諸々の試験の委託料がどうかかわかりませんが、もう直接販売目的じゃなくて、堆肥センターの堆肥と一緒に販売するようにしたらどうかなというようなことがございます。

それから、これは骨の破砕機だと思いますけれども、これは堆肥センターにはないのでしょうか。堆肥センター自体に。もし堆肥センターにあるとすれば、兼ねていいんじゃないかなと思っております。

それから、ペットの処理、それから普通の家庭用ですよ、ペットが亡くなった、犬が死んだと、あるいは行き倒れ、猫とか何かたまに死んだつがおりますね。それから、交通事故に遭ったタヌキとかですね、イタチがいっぱいおりますけれども、このようなものの処理はあわせてできないものか、できるのかをお尋ねをします。

それから、この機械は備品が大半だと思いますけれども、備品にあげられずに工事費の中にあげられたというその理由ですね。

一応、それだけをこの１３、１４の件ではお尋ねをします。

それから、同じく１８ですね、農業用省力化生産資材導入補助金として７００万円、これはやっぱりレタスで大きな方じゃないとできないわけですか。例えば、レタスじゃなくても家庭菜園とか、あるいはちょっとした小さいお百姓の方が食べるのに作っとに使うとかいうことで購入はできんもんか、補助はできないもんかというのが、実は、ある程度我々よりも若い、私たちぐらいになればもう年で作りきらんかもしれんですけど、退職なさった方々が帰ってきて、やっぱりちょっとした菜園を作っておられます。そして、やはりビニール、黒ビニールをしっかりと、ところが、ちょっと用事に行ったり、あるいは病気でちょっと仕事できんごてなったということになって、その後をですね、起こしてくれんかとこらすとです。たまに。「ああ起こしてやつですよ」と言うていても、ビニールがあるけんが起こされんとですね。黒ビニールばいっぱい張って草がうる。そういったことに対応できないか。この退職後、ぼちぼちですね、そういった百姓をなさっとられる方々は健康です。そして、やはり極端に言えば後期高齢者の金も使わん。できればなっただけ健康でいようというような方々がぼちぼちやっておられる方です。この方がそういった考え方でやっておられる方々が要するに、ちょっとした農業あたりもさっていくと町は活気づきます。農協あたりの肥料とか、何かも売れますのでだいぶいいわけですが、ただ、もし何かあったときに、そういったことを利用させていただければ、また前向きで相当いいんじゃないかならうかと思いますので、そこら辺をお尋ねをします。

それから、５の農地費でございますけれども、測量設計委託料が３００万円、これは農用地保全事業、白木尾台地ということでございますが、これについての補助の内容ですね、どこぐらいまで補助をしていただけるのか。あるいは、補助率がどのくらいぐらいか。今、山間部に入りますと河川でですね、もう農用地が相当浸蝕されたり、なっとつとこがいっぱいあります。そういったことで、もう要するに、ここは作らんということになる。作らんということになれば、洪水とか何かも発生するし、やはり河川が砂利等で埋まったり何かしてですね、災害も起こる可能性がある。昔はですね、河川の護岸あたりは災害復旧なんかで常時、常に見守ってですね、復旧をしてきましたけども、ほとんどこの頃はですね、県から見放され、町から見放されですよ、ほとんどしてないところが多い。そういったことでございますので、これがどこぐらいまで対応できるのか。あるいは、山間地のそういったその河川とか何かで流出した分についての保全はどうなるのか。そこら辺はあわせてお尋ねをいたします。

それから、次のページ、１９です。

水産振興費の中で、魚介類等の云々ので２００万円組んでありますが、これ関連すると思いますが、実は、養殖のウニをもうそろそろ終わって確認をされるころじゃなから

うかと思っておりますが、その成果ですね、成果はどうなったのか。これについて、私は相当反対しました。なぜならば、もう10年、20年前に1回やって失敗した事業です。離岸堤も町長さんの沖のほうには、ちょっと志岐よりの沖のほうには離岸堤も、これはウニのためにつくった離岸堤ですけれども、もうそこまでしとって失敗をしました。それを予算のとき申し上げましたけれども、打ち合われんじやった。取り上げてもらえんやった。ちゅうことは相当の良い成果が出ているんじゃないかなろうかなと、私期待しております。

それから、餌についてもですね、できればいつまでぐらいまでには、もしかしてよかかもしれんから、イノシシあたりの肉あたりも入れて、検討してくれんかて、レタスの葉は、その当時は失敗したよということで、イノシシもあつとじゃがなつていうようなことも提起しましたけれども、そこら辺はされたのか、されなかったのかですね、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、道路新設改良費、これはすみません、場所がわからなかったものであれしましたけれども、実は、都呂々の狸河内線にもう何年か前にですね、土地を買って改良する目的で買い上げたまま、そのまま放置しておるところがありました。そして、それは今度は去年からですね、ぼちぼちまだ完成はしておりませんが、取り掛かっていただいております。いいことだったと思います。ありがとうございます。ただ一つお願いしたいことがあつとですが、今回、善亀線から大量のですね、大量の排土が出ました。残土が。今、狸河内線はいくらか余つとところはどうしてとって買い上げた内側にですね、基準に沿った道路ができよつとじゃなかりょうかなと思っております。私がお願いするのは、例えば、善亀線の泥をですね、買い上げた用地ぎりぎりぐらいまでにずっともう捨てていただいて、今トラクター、ショベルも買われたということです。ある程度段になったら押しなべて、そしてあとは業者あたりにもですね、転圧していただければ、もし余ったところも有効に使えるですね、その分、道路幅も広なるかもしれんと思います。今はきれいにですね、何メートル幅を取ってから下げてあるような感じがします。まだ出来上がつとらんからわかりませんが、ぜひ残土が余って、残土処理でどっかに持っていく土があるとするならば、そういったところを活用してですね、少しでも広い用地をつくって行って、そして、後は離合箇所になり、駐車場になり、活用したらおおいにいいんじゃないかなろうか。それもただでできますからね、残土。例えば、今の善亀線を、私ん前ば車通りますけれども、どこに持って行って捨てるかわかりませんが、都呂々までならば近い、しかし、もしこれが志岐まで行ったら遠いという感じでございますので、近いところにそういった捨土があつたなら、そういった活用の仕方もあるんじゃないかなろうかと思っておりますので、そこら辺をお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） まず、狸河内線の件ですね。設計がですね、もう既に仕上がってまして、善亀線の泥もですね、ほぼ排土が完了しつつありまして、買い上げたところ全部ですね、埋めて、なるべく広げてはってという話でございますけども、やはり泥を埋めてですね、土羽にすれば、今の設計分です、精一杯じゃないかということです、再度ちょっとチェックはしてみますけども、検討はさせていただきますけども、今設計通りで有効幅員は取れるものと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） イノシシの個体処理施設に関してのご質問ですが、まず1点目の委託料関係ですね。堆肥の成分の、これには、堆肥の成分検査と、あと食害の試験費が含まれております。堆肥をそのできた製品をですね、堆肥として販売する場合には、この成分検査というのは必ず必要になります。それを毎年販売していくとなれば、そのうちの13万2,000円というのがこの成分費用が必要になってくるというふうなことでございます。毎年検査をしてですね。今の堆肥センターの堆肥も毎年検査を行っております。

次に、イノシシの処理の必要数ですけども、これは昨日、若干触れさせていただいたんですけども、昨年度の捕獲頭数が668頭でございました。そのうち、自家処理される方、また、個人的なついでで解体処理のほうに持って行かれる方も、引き取ってもらう方もいらっしゃいます。大体8割程度がその埋設されるというふうな考え方で一応計算をさせていただきました。

それから、この個体処理施設が移動が可能かというふうなことですけども、これにつきましては、かなりの重力がありますので、移動はそれをどうにかして運ぼうと思えば運べるかとは思いますが、移動をするような考えはございません。

あとベルトコンベアでの投入なんですけども、昨日の資料をお持ちですかね。こういう写真が付いておりまして、これが本体ですね。本体の上に投入口があるんですけども、武雄市の例も参考にうちのほうでも考えさせていただきました。武雄市もこういった形でですね、個体を持ってきて、ベルトコンベアを使って投入口から投入するというような形で同じような考えでですね、計画をさせていただいたところでございます。

ふるい機ですけども、これはこの施設は焼却施設ではございませんので、イノシシ、個体の毛とか骨というのはそのまま残ります。そういう毛とか骨は分解されませんので、それをふるい機にかけてふるってしまって、それは別にしといて、骨については大きな骨、例えば、頭部とかですね、そういうやつは破砕機に全てかけてしまって、ミックス

したところで製品化するというふうな考えでございます。

あとペットの処理ですけども、これについて、ペット等の処理については、今のところはですね、考えてはいないんですけども、その道路でですね、狸なり何なりが死んでいる状況も見て、今は業者さんのほうで処理されている状況がございます。そういう状況を考えてですね、その施設を使って処理できるような状況であればですね、活用を検討したいと考えております。

あとは、備品購入費のほうには金額は計上しておりません。工事請負費としてですね、施設の本体、それから付帯設備、あと建屋と電気工事は分けてですね、発注をしたいと考えております。工事請負費で発注を考えております。

すみません、付け加えまして、破砕機ですけども、破砕機のほうは堆肥センターには現在のところございません。

次に、農地費の測量設計委託料ですけども、（「ペットの処理」と呼ぶ者あり）はい、ペットの処理は先ほど申し上げたとおり、道路等でですね、そのタヌキなり何なりがそうですね、引かれて死んでいるとか、そういう状況は、（「いや、これば使わせるか、使えんかです」と呼ぶ者）まあ、使用は可能ですけども、今のところは、イノシシの個体の処理を中心に考えておりますので、その辺はちょっと検討をさせていただきます。使用することは可能です。使用するというか、そこで処分は可能ではあります。

次は、すみません、農地費の測量設計委託料ですけども、これは、白木尾の海岸部ですね。今、地下から、地下というかですね、湧水によって結構法面が崩れております。その部分の復旧について、地元の区長さんをはじめですね、要望がございました。こちらとしましても早期に対応を図りたいというようなことで県とかも交渉しながらですね、やっておったんですけども、なかなか県のほうでも対応できる事業がないというようなことで、一応、町のほうで今回測量をかけてどれぐらいの事業費がかかるのかを実際はじき出して、最終的には、緊急自然災害防止対策事業債という起債事業ですけども、100%の充当率で70%の構成措置がある。これに載せて工事のほうをやりたいというふうなことで考えております。

すみません、付け加えますけども、今回、工事を予定している分は、延長にして約320メートルです。そのうち、120メートル分の海岸部一部についてはですね、県の土木部のほうが対応するというふうなことでですね、今お話を伺っております。その設計も含めてですね、県とも協議をしながら全体的なその設計を進めてまいりたいと考えております。

水産関係でウニの養殖試験ですけども、ムラサキウニの時期は春先ですね。3月にですね、水産振興協議会の役員さんを含めてですね、状況、それから試食のほうを行いました。今回、2年間、この養殖試験をさせていただいて2年目だったんですけども、そ

ごたつたですけれどですね、そういった計算は全く通用しない、ですね。そういったこととでございまして、要するに、現状にマッチしないんじゃないかなと、推定がです、推定がですね。そつでまた今、自然食品なんかが流行つてきよりますので、またイノシシに対するまた国民の見方がですね、ミネラルとか何とかがやはり自然のものを食うとるから多いんですよ、鉄分、亜鉛、そういったやつがですね、養殖よりも。そういったことでまたニーズが高まってくる。そういった場合は、ますますこのこういった機械は要らんんじゃないかなと思いますので、そこら辺がもし何かあったら。

それから、ベルトコンベアの件、私は使い方はわかります。使い方を聞いたつじやなかつですよ。77万円の金がベルトコンベアじゃなくてウインチで吊つて、足をきびつて吊つてですね、動かして入れればそんな簡単ですよ。ところがベルトコンベアに巻き上げてですね、そのような上のほうからまたこう大変ですよ。使わんときはまたどつかにそのベルトコンベア持つて行って置いとかないかん。錆びもくる。そしてまた買い替えなならん。ウインチならばずっとよかですよ、何年も。電動ならば簡単です。ただ、今の建物に上にシーコかなんかでレールをつくれればよかだけです。200キロぐらいならですね、最高そんなぐらいでしょう、1頭。そがんなおらんですもんね。それができんかという、交換はできんかというのを聞いたですよ。私、そのやり方ば聞いたつじやなかつですよ。片一方は10万円前後ででくるが、これは70万円、メンテもいるよということをお尋ねしたつです。そこら辺もう1回お願いします。

それから、こういった機械器具費、私は工事請負費の中に入るやつは工事に附帯した機械ならば工事費の中に組み込んでいいんじゃないかなと思うとですけれど、あくまでも単品で活動できるのは、備品購入じゃないかなと思っておりました。それで今のベルトコンベアにしてもですね、粉碎機にしても、えり分ける何ですかね、機械にしても、備品でようはななか。そうしたことはなつとらんとですかね。

例えば、エアコンなんかも単品で買うときは備品ですけれども、工事をして中にパイプば通してずっと持つてきて云々するやつは工事費の中にも組み込まれていてもいいとでしょう。私は、役場におつて、工事にも携わつておりましたけれども、そういった形で予算上の措置はしてきたつもりですが、そこら辺はどうなつておりますかね、改めて聞きます。

それから、今場所も企画政策課のほうからも白木尾台地と聞いたつですが、私は、要するに、白木尾台地はですね、下はきれいに護岸をしてありますね。海岸の潮ではない、風化だと思いますよ。か、上からの降つた雨がですね、畑の中に降つた雨がずっと浸食していくと。私は、これがこういうことであれば山間部の河川とかに何かにやられた農地とか何かはどういった扱いで、取り扱いでももらえるのかなと、そこもあつたもんですから、もし白木尾台地がOKとなれば、そういった山間地の要するに河川あたりで

崩れたところなんかというのは大いにその活用、その補助金あたりとか、起債あたりが活用できるんじゃないかろうかと思ひまして、聞いたつです。そこら辺はどうなっておりますか。これは原因がもうはっきりしとりますからね、片一方はもう大雨とかなんかによる水でやられたところと、片一方は、こっちの白木尾台地は、風化したなんかで落ちたということです、そこら辺がそっちのほうまでできますかというお尋ねです。今そっちのほうができることになればですね、洪水とか何かも少のうなりますよ。田んぼになんか溜める水なんかというのは相当なもんですよ。それが自然ダムというんですよ、昔から。昔からあんまり大きな洪水がなかったのは、山間部の田んぼあたりがびしゃつと水を一時蓄えて、それがぼちぼち流れるから今までには大きな災害がなかつとらんですよ。ばってん今はですね、降った水がずっと流れていくもんですから、そういった堤防がないもんですから、洪水になると。そうでしょう。10センチぐらい溜まっとですよ、田んぼにが、水が。それなら、例えば、敷地幅に10センチべらつとしてみんですか。何トンの水が溜まると思いますか。山肌もそうですよ。私たちはそういったことでいろんなところで講習なんかも、治山なんかの講習受けとる。山のほうのその保水とはたいしたもんぞというようなことを受けてきましたので、そこら辺もですね、治山治水等の研修会なんかもだいぶ行きましたのでね、そういったことでどうなるのか。いいことだと思いますので、それが使われればですね、そこら辺をその山間部あたりにも活用できんかというのを聞いたですよ。

それから、養殖、ウニの状況。はっきりはわからんじやったですよ、よいか、悪かかが、売り物にでくつとか、でけんとか。そこら辺ははっきりですね、していただきたい。もう2年目やけんわかつでしょう。売り物にできんとなら失敗ですよ。売り物にでくつとなら成功なんですよ。多額の金をかけてあるですよ、調査費用。ただ、私がなぜここにこだわるのかというのは、私が水産の担当しとつときに、漁協の先輩たち、漁師さんの先輩たちが一生懸命やってできんじやったつばまたすつとかと言うたところが、しますよということでしたもんやけん。相当関心があったですよ。そこら辺ですね、もう1回、本当に製品になるウニができたのか、できんのか。今、業者さんがつくりよるとか言われましたけれど、そこら辺もう1回聞きます。

はい、以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） イノシシの個体処理施設に関してですね、捕獲者の方が個々に、その販売事業者のほうに引き取ってもらっている現状というのは理解しております。ただ、そこもある程度の個体であつて、小さいとかそういうやつっていうのは引き取ってもらえない状況がございます。そういうのを含めてですね、その方というのは、ある程度の量を捕られる方ですので、業者さんとの付き合いがあつて、そういう状

況にあるのかと思うんですけども、ほとんどの方は、数日に1頭の割合ですので、埋められる方というのがほとんどでございます。そういう方たちのやっぱり省力化ですね。その穴を掘って埋めるというふうな労務の負担を軽減するためにもこういう設備を今回計画させていただいたところでございます。その捕獲の時期による増減というのは確かにございます。特にこれから夏場にかけてはですね、量多いし、毎日何十頭って、月に100頭ぐらいなることもございます。昨日お話しました、週2回程度の年100回ぐらい回せば全体処理できるというふうな考えですけども、そこは週、毎日回る可能性もありますし、週に1、2回しか稼働できない、稼働しない場合もある。その辺は臨機応変に対応するというふうな考えで稼働させたいと考えております。

ベルトコンベアについてはですね、まず、これで武雄のほうも特に不具合なく稼働できる状況がありまして、それを基に今回計上させていただきましたので、これで行きたいと考えております。

その中で、今後、そのウインチ等増設が可能であればですね、それは今後ちょっと検討をさせていただければと思います。

あと、白木尾台地以外にその農用地等そういう状況があって、この事業が対応できないかというふうなことでですけども、この緊急自然災害防止対策事業債の活用についてですね、もう少しちょっと中身を精査して、松本議員からその現場の状況、どういうところがあるのかをですね、もう1回お聞きしながらですね、それが活用できるかどうかを協議させていただければと思いますので。

あと、ウニですけども、陸上の養殖設備を使用している関係もございまして、そんなに大きな、大量に生産はできておりません。そこは試験が目的ですので、その販売までというふうなところまではいっておりませんけども、味についてはですね、味とか色については、天然ものと差別化することによって、販売は可能ではあるかと思います。ただ、その苓北のウニについてはですね、やっぱり消費者の方もそれなりのこだわりをもって購入されておりますので、そこはある程度差別化を図って、レタスを餌にしたウニであるということをきちんと表示した中での販売にもっていかなければなかなか販売は難しいのかなとは考えております。そういう状況でございます。

以上です。

あと、すみません、備品か工事費かというふうなところについては、これはまあいろいろな建設関係についても、この一体的なところでその工事費として発注することについては、私は特段問題はないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） あの例のベルトコンベアとウインチの件ですね。これ私たちは

たいがい大きな解体するもんなチェーンブロックって持っとつとですよ。使ってみてですね、私たちがこれがいいんじゃないかならうかというのならば、検討してみてください。こっでやっとかなんかにじゃなくて。今、本当の農林水産課についてはですよ、私はある程度何カ所かですね、指摘したですよ。いや、こっでいきます。て言うて、で、失敗したとこ私、現に見とる、2カ所ですよ。ちゅうのが林道の基幹林道の災害復旧、もうちょっと前さん法線ば出して揃えればようはなかか、いや、これでよかったですよ。って、今は通ってみればもうでこぼこでそんな通りにつかですよ。そして、前さん出しとけば、こっちから落ちてきた土地もそこで止まりますので、急激にはこんだったはずですよ。それも一遍言うたです。そこの明神山の裏の遊水地の問題も言うたはずですよ。半分ぐらい仕切った時代があったでしょう。これは後から仕切つとは後からよかけんか、後からせんかて。今、現在後になっておりますけれどもね、私が当時言うたときには、そういったことで、いや、これこっでいきますと。もうこれは計算がそがんなつとつとですよ、よかったですばいというような回答が私には返ってきました。遊水地の中の半分ぐらいしか遊水地取ってなかったでしょう。ほっでですね、やっぱり私たちは素人であるけれども、素人であるけれども、一応参考にするとかですね、調査してみますとか、ああ言うてください、これでいきます。今のウニの問題もそうですよ。ウニも養殖してですよ、もうレタスがだめで、レタスと一緒にですね、ワカメをいっぱい買ってきて食べさせて養殖ばしたつとですよ。そっでも経費とか何かがあつて、ほっでだめなつたつとですよ。それを私言いましたよ。だめなつたつとよ。それは漁協の先輩たちですよ。漁師さんの先輩たちが率先してしとらつとですよ。それを私は言うたはずですよ。ぜひですね、いや、昔は、がんあつたつとですよというぐらいで、やっぱり地域の方にですね、納得をしてもらうですね、やっぱりそういった態度は必要だと思いますよ。ぜひですね、そこら辺はしてください。今のに私が考えとつとがまともですよというてやったつちや金はどがしこあつたつちや足らん。最小限の金で最大の効果を発揮するような行政に返ってくださいよ。

それから、例の私は白木尾台地の件、つまらんと言わんとですよ、大いにやってもらっていいですよ。雨ん降つたつとで流れたりなんたりしよつとですよ、それを侵食していきよつとでしようから、そういった良い事業があつたならばですね、そちらのほうの山手あたりの侵食されているところとか何かはできないかと言ひよりますので、そこら辺はぜひ今後検討してみてください。私はそこがどうのこうのじゃないかですから、良い起債事業とか何かかもしあつたならば、そっちのほうもしてくださいよと、同じぐらいレベル、レベルを揃えるかですね、そういった形でぜひやっていただきたい。

それから、イノシシの話が今いっぱい出ました。一つだけ聞き忘れとつとあつたつとが、この破砕機を、この乾燥機ですね、この機械を据えるに対して、地元との猟友会の

方、その猟友会の会がつくってあります、私も会員だったけんですね、つくってありますが、そこら辺の打ち合わせがあって、猟友会あたりからぜひつくってくれろというような依頼はあつとととですかね。例えば、私たちがいろいろな事業をお願いしても、地元から、区長さんに出させてくださいとか、仕切りにそういった行政通信ですかね、充ててくださいという、方やそういった形で相当強かつですけども、果たして、このイノシシの、この今回のについてもそういった形をつくっていただいて、猟友会の方々と膝付き合わせて話していただいて、したかどうかですね。これぜひ必要だと思いますよ。そこら辺してなちゅうことは、施設つくらんちゃよかちゅうことですけどね。さったですかね、さったですかね。さって絶対してくれろとて言うことがあったらせないかんことと思いますけれどもね。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、この個体処理施設の整備に関して、猟友会との協議でございますけども、コロナ禍の中で、その猟友会全体会の中での協議の場は、すみません、持てておりませんでした。ただ、そこは会長さんをはじめですね、いろいろな方からのご意見、これまでその個体を埋めるにあたってやっぱりご苦労があるというふうなことはですね、聞いておりまして、その中でこういう施設があるので整備を考えているというお話はですね、させていただいておったところでございます。

あと、その個体の処理施設の整備につきましてですね、ベルトコンベアの件、また、あわせてですね、白木尾海岸を始めとした緊急自然災害防止対策事業債の活用についてはですね、検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 只今のこの無人乾燥機の話のことなんですけども、今まで説明の中に1回も業者さんの名前が出てこないんですけども、これ全てこの機械を町が購入というか、買って組み立てて工事をするのか。それとも、ちゃんと業者さんがいて、業者から仕入れてそれで事業を行うのか。その辺の説明が全くないので、その点をお尋ねをいたします。

それと、これまで堆肥センターあたりでも特許料というのがこれまで発生して、大変な金額をずっと払ってきているわけですけども、この機械においては、そういった特許料が発生するのか、しないのかをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） この個体処理施設本体につきましては、メーカーを指

定して購入したいと考えております。その他、何ですかね、個体設備等ですね、建屋とか電気設備についてはですね、地元の事業者のほうにですね、発注をしたいと考えております。

あと、今度は設備の特許等に係る費用については、特段発生いたしません、年間こう設備導入については、こういった設備も一緒だと思うんですけども、定期的な点検が必要となります。それについてはですね、年間15万円から20万円程度のメンテナンス料が必要となることで考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、年間に定期的な修理等で15万円から20万円かかるということですが、それプラス、今後、先ほど成分的な検査、これがまた13万2,000円ほど毎年かかってくるということですので、合計30万円から4、50万円近くの維持管理費というか、そういうのがかかってくるということで理解していいんでしょうか。

それと、先ほど猟友会の方の全体会での説明を行われなかったということで聞きましたけども、こういう設備をつくるにあたって、大事なそのどの程度の規模が必要かどうかというのは、この全体会の中でいろんな意見聴取を行わないと、当然トップの方には話があるということですが、全体会の中で具体的に話し合いをしないと、昨日の話では、200キロぐらいの機械で十分大丈夫だろうという試算はされているんですけども、その辺の具体的な話というのは、当然、その毎日というか、捕獲されている方が一番わかっていらっしゃる、その辺の具体的な話はもっと膝を付き合わせて話した後に、どの程度の機械が必要なのかという結論を出すべきじゃないかと思うんですけど、その辺のお考えはどうなんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。まず、この設備の規模の設定にあたりましてはですね、武雄市等を参考にさせていただきました。武雄市が年間2,000頭ぐらい捕獲されていて、それに見合う、昨日の資料にあったと思うんですけども、五百数十キロが1回に処理できる量というようなことで整備をして、特段不具合とかですね、問題なく年間稼働できている状況がある。それと比較して、うちの町が600、700程度でございますので、まあ200キロ程度の機器を導入して、年間100回程度まわせば十分処理は可能であるというふうな考えのもとで、この程度の規模の機械を考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 確認ですけども、先ほど私が簡単に言いましたけども、年間維持管理費でまあ40万円前後の金額かかるということで理解して、そこは間違いないでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） ランニングコストですけども、年間ですね、1回の処理にかかる費用が燃料費で約3,000円です。灯油を使います。これが年間100回、仮にそこの稼働させたとして年間30万円ですね。電気代、これは堆肥センター等からひきますので、武雄市が2万5,000円から3万円ぐらいかかってますので、そこまでかからないと思いますけれども、同じように2万5,000円だとして約30万円です。それとは別に堆肥を販売するとなると、その堆肥の成分の検査等が必要になりました。先ほど言った年1回の定期検査の費用が必要となります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） まずもって鳥獣害対策にはですね、この施設は大切だと私も理解をしております。いろんな今までの一般質問等々で大勢の議員の方も質問をされておりましたし、それが今回のコロナ対策でできるということでよかったなと正直思ったところでもございます。その中で、今回、このような予算が決められて提案されたわけでもございますけれども、まずもって先ほどから質問があってました、成分化の委託料、年間8万円で十何万円の委託料というならば、むしろもう無料ですね、1回検査して、どうぞ必要な方は取りにおいでくださいというふうなことでですね、あるいは、これは失敗したんですけれども、結局、搬入者の方については無料で差上げますからということで、そういうふうですね、緩やかな取り組みというのをやはり必要ではないかと思います。そして、広く一般の方に開放してですね、どうぞ持って来てくださいということで、やはり行政に携わっている方々は、まずもって環境の保全についてはですね、くれぐれも注意しなければいけないと思います。幸いなことに堆肥センターがございしますので、付近のちょっと言い方悪いかと思いますが、住まわれている住宅も少ないし、一番適地にあるのかなと思います。そして、水についてもポンプアップのちゃんとした設備がございしますので、一番適地につくられたかなと思っているところでございます。目的の中に、捕獲従事者の負担軽減という言葉をまずうたわれております。確かにそうだと思います。それから、環境にも影響が少ないと、ここは理解はできるわけです。しかしながら、残念なことに、このコロナで捕獲従事者の方々とまだ腹を割ったですね、相談ができてないような感じを私受けます。まん延防止が13日まで、多分今日ですかね、熊本県あたりでの13日でやめようかと、ちょっと言い方悪いですけど、

そこまで情報持っておりませんが、そういうふうな結果が出るように聞いております。そこで、今回提出されたこの予算が一番いいのは、提案されて、いやちょっと考えさせてくださいというふうな取り下げという一つの案もあろうかと思いますが、議会の同意が得られないですね、廃案にはならないと思いますけども、そうなった場合に、同じようなこの予算を再度提出することがまずもってできるかどうか、確認をしておきたいと思います。再度できるか。工期あたりは、1回否決された工事請負でもできますよね、業者の方々を変えて。限度額、枠はあるんですから、私はできると思っています。どうですか、そこだけ。はい、できるか、できんかだけで結構なんです。同じような提案ができるか、できないかなんですよ。限度額のそのお金はあるんですから、総額は。

○議長（錦戸俊春君） はい、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時22分

再開 午後2時31分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の高戸議員のご質問の件でございます。

まず、この臨時交付金の事業計画、これにつきましてはですね、4月の計画提案、それから、6月の計画提案、最終的に8月末の計画提案ということになっておりますので、計画自体はですね、その段階で提出はできます。ただ、今回のこの工事につきましては、本省繰り越しでやっていきます。ですので、令和3年度中に終わらなければならない、4年度に繰り越すことはできないという形になっておりますので、工期等を勘案しますと、最低6カ月以上はかかるというような状況でございます。そういった中で、今回、この工事についてですね、補正に提案をさせていただいております。

それから、先ほど松本議員からありました、ウインチ等につきましては、このウインチにするのか、コンベアにするのかは、事前にですね、こちらでまた他の自治体の導入事例等も参考にして、それから、現在の使用のあり方、使用の状況、そういったことも聞きながらですね、検討した上で設備についてはどの設備にするか決定をしてみたいと思います。できますならば、今回の補正の提案でですね、ご審議をいただいて、承認をいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私は、また今回、取り下げていただいて、この次の9月、ある

いは12月に検討の上、出していただく。そして、最悪の場合は繰り越しができるのかなという判断をしておりました。そうしないと、せっかくのこのコロナだから正直言うてこういった施設もできるのかなと、念願叶った天草五橋ではありませんけど、念願叶った個体処理だということを思っておりました。したら、今繰り越しはできませんというふうな回答をいただいたわけですけども、大体2,300万円の工事費、標準工期はどのくらいなるんですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 一般的な工事とは若干違いますので、標準工期というとはなかなか難しいんですけども、メーカー発注してから製造というふうな形になると、先ほど副町長が申された期間は必要になるかと思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 発注後の、この議会の通過後の発注となると、そしてまた、こういった状況下ですから、いろんな工事等々も滞っておるようでございます。

とにかくですね、最悪の場合はですよ、捕獲者の方とは、さっきも言ったとおり、もう13日でまん延防止が切れるなら、早急にしていただくということをまず約束をお願いしたいと思います。

それと同時にですね、堆肥センターのこれに携わる従業員の方とのですね、農協がやるんでしょうけども、話し合いをまず持つてほしいと思います。私は、堆肥センターの稼働が最近少なくなったというふうな話を聞いておりましたけども、そうすると、そこで働く従業員の方々の生活もでございます。これでイノシシのほうで週1日でも、2日でもこれに携わっていただくと、1人でできるようですけども、最低限こういった施設は2人が必要ですから、そうすると、そこで働く人たちの安定した給与といいますか、それも出てくるんじゃないかなと思いますので、話し合いを持つということをまずもお約束をお願いしたいと思います。

課長、どうですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい、今、高戸議員が申されたとおりですね、話し合い必要なことだと思います。猟友会のほうでもですね、ICTの導入に向けてもですね、いろいろ取り組んでおります。そちらもなかなかちょっと進まない状況もございますので、それも含めてですね、早期に話し合いの場を持ちたいと思います。

以上でございます。

○4番（高戸幸雄君） 最後です、最後。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先ほど課長の話の中で、メーカーがちょっと質問がありましたが、まだはっきり答えがなかったと思います。メーカーはどこか、多分わかっていると思いますので教えてください。

そして、そのメーカーの住所はどこなのか教えてください。

それから、特許について質問がありましたけども、それはないだろうということでしたけども、それは確認されているのか。例えばですね、ベルトコンベアかどうかわかりませんが、乾燥させる期間とか何とか、そういうのがあって、ベルトコンベアの長さもですね、決められているんじゃないかというふうに思うわけですよ。それでそこも特許が必要ないということを確実に確認されているのか、お尋ねします。

それから、この施設設置によってですね、猟師の方が困っておられるので処理にですね、これをつくるんだということです。ということになれば、その捕獲頭数の推移、将来の伸びといいますか、少なくともはならんでしょうけんがですね、そういうものを掴んでおられるのか。

それから、昨日もちっとお尋ねしましたが、収支はどのような形で掴んでおられるのか教えてください。

それから、雇用、機械任せにしてもですね、スイッチを入れるとか、途中で機械を見に行くとか、あるいは片付けるとか、片付けるちゅうか、製品をですね、そういうことで人員は必要だろうというふうに思います。それで、この雇用人員のあとと人数をわかつとれば教えてください。

それから、先ほど猟師の方との打ち合わせはあったのかということで、トップの人とは話しているということですけども、それもほんならば私はどなたかわかりませんけども、猟友会にお尋ねをすればトップの方わかると思いますので、その方に確認していいのかどうか。

それから、イノシシも野生の動物でいろんな病原菌をですね、持っている可能性があると思うわけですね。それはその熱を加えることによって完璧に死滅するのか。それが製品が、堆肥ができて堆肥が順調に供給をされれば話は別ですが、供給された場合に、町内のいたる所にその堆肥がまかれることになります。そういったときに、病原菌とか何とかそういうものは広まることはないのかどうか。

それから、この仕留められたイノシシと言いますかね、原料の持ち込みは誰が持ち込んでくるのか。当事者なのか。まだ計画をされる場合は、おおむね具体的に言えば、都呂々の木場とかからすれば何キロだとか、そういうものも想定してあるのかどうか、お尋ねします。

一応、それだけお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 設備のメーカーですけども、福岡県にある業者でございます。チッキ株式会社。

特許についてはですね、これ業者のほうにも確認いたしました。その特許料について、そこで費用が発生するということはないというふうなことで確認済みでございます。ただし、年間のメンテナンス料は、先ほど野崎議員に申し上げたとおりでございます。

あと捕獲頭数ですけども、捕獲頭数は年間ですね、多い、少ないあるんですけども、お待ちください。平成30年から申し上げます。平成30年が598頭でございました。令和元年が481頭、昨年度が668頭でございます。今、ICTの導入も進めておりますので、その中でですね、その箱罟の設置場所等もですね、業者さんと打ち合わせしながら、捕獲の場所を変えたりしながらですね、そういった効果もあってですね、捕獲頭数は伸びてきている状況にあるのかなと考えております。捕獲頭数、できれば減っては欲しいところではあるんですけども、その600から700前後で推移するんじゃないかというふうなことでは考えております。

あと、収支については、先ほど野崎議員に申し上げたとおりなんですけども、ランニングコストとして燃料費、それから電気料、それから定期の点検料ですね。堆肥として販売するなら、その成分検査が必要でございます。

あわせて、そのイノシシに関するその害虫等ですけども、これは堆肥としてですね、販売等する、しなくてもですね、しっかりこの堆肥の成分検査等をしながらですね、その辺の状況も確認したいと考えております。

雇用につきましては、新たに雇用する計画はございません。現在の堆肥センターの職員が、すみません、持ち込みについてはですね、捕獲者本人の方に持ち込んでいただくことにしておりますので、堆肥センター職員はそこでスイッチを押す、その作動をするというふうな形ですので、特段新たに雇用が発生するということとはございません。

猟友会の会長さんは八藤後さんでございます。八藤後さんとは話し合いを済んでおりますので大丈夫でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 収支計算の中で、売上げとかそういったものは話がありませんでしたね。教えてください。

それから、鳥獣害駆除に取り組むということですね。ということは、イノシシの駆除ですね。そうならば、去年が688頭だったんだから、今度は1,000頭捕るんだというそういう具体的な数値はないわけですか。700頭前後でしょうって。

これはただでつくるわけじゃないんですよ、この施設は、税金を使とつとですよ。もうちょっとやっぱりぴしとした基礎資料をつくって、その中で2,400万円の支出をすると、そういうことをせんと、言われたけん、言われたけん、言われたけんぐらいの感じでしよったっちゃ税金ですばい。これがですね、宮崎課長のポケットマネーとか、あるいは苓北町長のポケットマネー、副町長のポケットマネーでさるつとなら私は何も言いません。しかし、これは私たちの税金なんです。交付金と言いながらですね。やっぱりそこら辺は、ということですので、この頭数見込みの推移予定を、計画予定を教えてください。

それから、人員は、従業者は堆肥センターの現在おられる方をお願いするということのようですが、あそこの運営はJAと契約しとつですよ。それは既にもうJAと打ち合わせ済みなんですか。JAのあの何人おらつとかな、あそこに4人かな。あの人たちはJAの職員として正規職員なのか、非正規かはそこまでは存じ上げませんが、いずれにしてもJAと町が協定結んで、それであの運営をお願いしとるわけでしょう。それを勝手に堆肥センターに4人ぐらいおらつてあそこも暇やもんなど、あそこん人に出てもらえばよかやっかいと、そういうことならばもつてのほかです。先ほど言いましたようにですね、もう少しやっぱり税金を使った公共工事ですので、ぴしとした基礎資料をつくるべきですよ。

それから、病気ですけども、ちょっと話は変わりますが、トルレス神父さんの道路と一緒に、何かがあつてから、病気が発生してから、しもた、すみませんでしたて、私たちの不注意でしたということで三役や四役の人が頭を下げられるのか。やっぱりそこら辺はですね、特に何かノミじゃなか、なんですかね。ダニ。イノシシはですね、私は1回肉をもろたことがあるんですけども、一晩置いとつたらですね、皮つきで、もう翌朝は露んごてなつとですよ、ダニが。たまがりました、わあ露んいっばいついとじゃっかと思つたらですね、ようと見たら動きよつとですよ。やっぱりそれだけ虫を抱えている物体ですので、熱を加えることによってですね、かなり処理はできるというふうに思います。

あと1回ありますので、一応そういうことで。

いずれにせよ、その売上げをですね、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 売上げについてはですね、昨日、若干触れさせていただきましたけども、年間、先ほど言った668頭のうち8割を処理するとして、この設備でですね、個体の重量の約3割が成果物として出来上がります。それは骨等も含めてですけども、それからすると、年間約4,000キロの成果物が出来上がる予定でございます。それを今5キロ入りの堆肥の堆肥センターでの販売価格が100円ですので、

それから割戻しすると、8万円程度の売上げというふうな形になります。

収入は以上でございます。

あと、その職員、堆肥センターの職員とのことにつきましては、農協と正式なやりとりというふうなところでは進めておりませんけども、そういった施設をつくるというふうなことでですね、お話はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これはやっぱりJAとの打合わせは正式にはないということですけども、けがとか何とかあった時はどうするんですか。ですね。やっぱりこん計画ときは、計画のまず最初に誰がどうするんだということから順々に、やっぱりずっと順番があると思とつです。何かやるにしてもですね。上から言われたからすぐとつかからろうとは、あとはどがんでんよかやっかいと、議会は通つとやけんと、そういう感じでしたらだめですばい。そういうことでですね、JAとの打合わせは慎重にしてほしい。

それから、年間8万円、8万円は年間ですかね。これはですね、工事費、これ単純計算ですけども、私が別に数学が得意だから言うわけではありませんが、この単純に考えて計上されている数値からすると、2,400万3,000円ですよ。それを8万円で割った場合には、答えが300万円ですよ、ですね。その売上げで我々は、その売上げでその建設費もなんも稼ごうだつと、そういうことは思っていないんだということであつとならばですね、もうちょつとやっぱり住民の皆さんに、役場の中はもちろん、議会の中でもですね、もうちょつと議論する必要があると思う。

今の堆肥センターも毎年2,000万円前後の赤字が出ているというふうに思います。やっぱりそういうことはですね、我々の年代はいいんですよ。しかし、ずっとその施設が何十年、100年も200年もは寿命はないと思いますけども、そこに何年かは今の現役の、現役世代の方に経費を見てもらふということになろうと思います。そういうことがないようにしてほしいと思います。

あと1回、そういうことで、運搬距離も本人が持ち込みということでしたけども、運搬距離は具体的に何キロだということはまだ聞いとらんと思いますので、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、この設備の設置目的でですね、肝心なことを、すみません、私が数々の質問の中で言い忘れたところもあるんですけども、やっぱりこの捕獲者の、従事者の労務負担とあわせてですね、やっぱりこの環境への懸念というのが一番大きく、やっぱり町で推進しております資源循環型社会への構築というふうなこ

ともあって、この施設の整備を計画しておるところでございます。

あと、その個体の捕獲場所から施設への距離ですけれども、ここは都呂々の木場とか、坂瀬川の鶴、近くは平山とか志岐山とかありますので、平均何キロというのはなかなか難しいんですけども、今、捕獲従事者から埋設の処分については、埋設処理費としてですね、手当てを支払っております。その運搬についてもですね、何らかの形でですね、支援ができればなというふうなことでは今考えているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 4回目です。

○7番（浜口雅英君） いや、そこですよ、距離も一番基準ですよ。はっきり掴んでいないんですよ、イノシシおっとは山、海から持ってくるとかそうなかと思う。それはやっぱ例えばな、都呂々の木場の涼松からくれば県道下ってくる、あるいは林道下ってくる、そういうものをちゃんと掴んで、そこで何キロかかるんだと。それがさっき言うた基礎資料じゃないんですか。基礎資料を掴むべきですよとうなずいとして、今度は発言すつときは全然そがんとは頭にならないような課長の話でしょう。ということは、この計画自体がもう全くでたらめの中で2,400万3,000円が出てきているということなんですよ。あなたたちは本当に真剣に基礎から資源循環型社会の構築なんてえらいよ言葉が使われましたが、その元凶は堆肥センターと思います。しかし堆肥センターもですね、聞いた話では、本来は一つの自治体でその運営、堆肥センターの運営は難しいだろうと、せめて複数の自治体の中で取り組むべきだということが当時あったらしいんです。私は聞いていませんけど。ところが、苓北町は、いち早くそのさっき今課長が言われた、資源循環型社会の構築に取り組まれた、当初は、堆肥の売上げイコール経費はイコールなんだと、だからプラスもマイナスも発生しないんだということでしたが、結果的に、ずっと10年余り経った中で、2,000万円の赤字が出ているんでしょう、毎年でしょう。そうなるんですよ。だから、ちょっとした基礎数字して、無理に収支をあわせる必要はない。ですね。ほって赤字なら赤字なんですよって、それでもやらせてくださいということになるのか。そこら辺の最終的な判断はこの議会の中で、議員の皆さんが、それでもやろうかいということになろうと思いますし、それはとてもいい、近所にはもう戻られんばいて、これば決めれば。300年かかっですよ、その施設でできたものでその建設費を取り返そうとすればですね。そういうことですので、やっぱりもうちょっとよく基礎資料を基にこの事業には取り組んで、再度検討し直してすべきだと思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 今の質問の中にありました件について、この事業をですね、進

めるにあたっての経緯を申し上げます。

私は、皆さんが猟友会の方も含めて一生懸命やっておられて、毎年5、600頭も捕っておられるのに全く減っていくことがない。じゃあ、それを今後どう続けていくのかと。いわゆる高齢化が続くということ。高齢化の中で、今度は捕られた方に対する報償と、そして、埋めるための予算も付けたわけですが、もうこれ以上はなかなか無理だろうから、イノシシ捕れたやつの処理をもっと機械的にできないのかと、そういう思いがございました。そんな中で担当が見つめてきたのがこの件でございまして、私は、最初から毛頭、これで商売ができると、収入が見込めると思っておりません。当然、初期の目的である、イノシシの駆除、そして、イノシシの駆除も毎年、毎年積もっていくと何千頭、何万頭になります。そういったことで、それらをしなくていい機械があると聞きましたので、私は、それじゃあ、まず現地に行ってどんなものか調べてこいと、そういうことで現地調査を申し付けたところであります。そういう話を聞きますと、話が良いことばかりでありますので、その上に今まで穴を掘って埋める補助員に出したお金もですね、今度は新たに出るお金に換えられる、そういうメリットも出てきますので、そういった面で前向きな方向で検討をしてみたいところでもあります。

ただ、今の話、細々とした話は私も初めてのことが多かったので、これはしっかり担当がお話をするべきだと思いますし、当然、検査をして、しながらですね、本当病害虫がくっつかないのか、当たり前のことですね。そういうことをちょっとぬかってた面はあったかと思います。そういう経緯の中で、この予算をお願いをしているわけでございます。良いか、悪いかは議員お一人お一人がご判断なさると思いますので、ただ、先ほど申し上げましたように、こういう良い機会がですね、購入できる機会というのは、今度はまた、なかなかなくなるというような状況にございますので、それも考慮していただきまして、ご検討いただければと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 質疑されるのは結構です。しかし、昨日から公平の問題もあっておりますので、一応きちっと議長は指名して回数を。そして、許可のみ、オーバーした分は許可してください。

なお、また、質問に対して執行部もですね、やはり漏れがないようにお答えいただかないと、やはり質問した側とすれば、やっぱり4回も5回もそれは聞くごたる心情になります。その点もよろしく願いするし、我々も的を絞ってですね、延々とやはり枝葉を付けて言わないように願えばと思っております。

1点だけお尋ねいたします。

やはり堆肥センターとか、今回のこういった施設もやはり皆さんご承知のように、経

費がかかります。多分、ある意味の金銭的な経済性は生みません。しかし、環境的な問題、あるいは生活の利便性の問題、この価値というのは計算できません。ある程度そこを覚悟の上、堆肥センターもある程度つくられたし、今までの経緯の中で、そこはみんな受認、容認してこられたと思うんですね。全部ね、計算しよれば何もでけんですよ。それでその中で、やはりここまではできるだろうちゅう、ある程度の線引き、それは大事だと思います。ただ、我々が忘れていけないのは、やはりそういったコストに対して、赤字分に対して、生活環境がよくなっていると、これはみんなもご承知かと思います。そういうことも含めて、ご審議いただければと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） やっぱ先ほども課長も言われました、町長も言われました、環境面から考えると本当に必要な施設だと私も思います。それと捕獲者の年齢がやっぱり高くなってきているというのも本当に今から先を考えたら本当どうなるのかなということも考えます。そういう中でですね、やっぱり課長も言われましたけども、関係者との打ち合わせとか、話し合い、やっぱりその前段できっちりやってほしかったと。その上で、やっぱりこのちゃんとこの作るということの方へですね、行っていただきたかったなというふうに思います。

巡回バスの件でもそうでありましたけども、私は思ってたして、反対討論もしましたけども、やっぱり皆さんの意見を聞いて、アンケートを先にとって、町民の意見を反映した形で巡回バスもしてほしかったというふうに思いましたので、今回もやっぱり関係者の皆さんの意見をちゃんと聞いてからやってほしかったなというふうに思いました。

一つお聞きしたいんですけども、先ほど出てました、タヌキとかですね、タヌキも害獣の中に入ると思うんですけども、タヌキも猫を捕獲する、捕獲器で捕ったりということもうちの町会でもありましたけども、そういうタヌキとか、そういうのもできるのでしょうか。

それを1点お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。この処理施設で、そこはイノシシ以外の有害鳥獣の処理は可能でございます。ただ、ただですね、ただ、そのやはりこうタヌキを捕まえるっていても許可が要りますので、全てその個人の方が捕まえるということはできませんのでですね、そこはもう猟友会とか、そういう町とかにお願いしてですね、きちんと捕獲した形で、ただその処理施設にも許容量というかですね、あれがございまして、やっぱりそこはこうイノシシが先にはなるかと思います。

以上でございます。

○6番（石田みどり君） はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 私も倉田議員のとおり、循環型社会構築ていうのが金に変えられないと思います。

それと高齢者の猟師が減るということに対するところも問題かと思っております。ただ1点、今現在、埋設処理費、先ほど課長のほうがそれを運搬料として別途解体というふうな、これ検討中でしょうけど、当面ですが、これができたにしても、やっぱりそれぞれ猟友会の事情等も、個人個人が事由があると思いますので、そこは強制的に持ってくるというようなことの強制はせずに、まあ多分こちらのほうをつくるとですね、もう掘る力が要らなくなるので、段々、段々やっぱり機械に頼ってくるというのが人情かと思っておりますので、さしあたっては併設、埋葬料も運搬料も共に自由に裁量できるという方向性は考えておられるのかどうか、お聞きしたいと。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 埋設の処理について、今1回当たり3,000円支払っております。ただ、全部の方がですね、ちょっとその埋設処理費を申請され、中には申請されない方もいらっしゃいますので、そこがどれぐらい減額になるのかわかりません。ただ、武雄市を例にとりますと、武雄市はですね、埋設は完全に禁止しております。環境問題を考えるとですね、これは将来的には埋設はなしにして、全てこちらで処分するような方向にはしていかないとはいけないとは考えておりますけども、その辺も含めてですね、猟友会とももう1回話し合いをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 修正動議があります。

○議長（錦戸俊春君） はい、修正動議受理しました。

ここで3時20分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午後3時04分

再開 午後3時20分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

修正動議の説明をお願いします。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 令和3年6月10日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

発議者、苓北町議会議員、浜口雅英。

議案第35号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

提出理由、お手元にお配りしておりますが、若干補足しながら説明したいと、修正理由を説明します。

本定例会議案第35号として、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の中で、歳出、款5農林水産業費、項1農業費のうち、目3の農業振興費、節12委託料29万7,000円と工事請負費2,370万6,000円を減額修正する。

これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した鳥獣害対策事業とのこと。本事業は、乾燥炉を備えた処理施設を設置し、これにより捕獲したイノシシを破碎し、ふるいにかけて堆肥化するものとの説明。

施設の設置費用には2,370万6,000円、堆肥の成分検査には29万7,000円、計2,400万3,000円だが、この施設による製品売上げは年間8万円の見込みとのこと。運転経費とは別にしてもこの設備に要する費用とこれによる製品売上げには雲泥の差がある。2,400万3,000円割る8万円は300年です。また、この施設を設置しても、イノシシの捕獲頭数が増えるとは考えにくい。イノシシにより農地や農作物、簡易水路、道路の路側などへ悪影響を与えており、一刻も早くこれを撲滅することは重要な事案ではあるが、膨大な赤字を生む施設の設置は子や孫、後世につけを残すことになるのは目に見えています。このような施設の設置は成すべきではありません。

よって、本議案を修正を申請します。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 只今、修正の動議の説明がありました。

これより修正案に対しての質疑ございませんか。

はい、倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 本文の聞き間違いかな、ちょっとお尋ねします。

イノシシの増える、減る、どちらかな。すみません。途中ぐらいでイノシシが増える。

○7番（浜口雅英君） イノシシのですね、捕獲頭数が増える、捕まえる頭数が増える

ということです。だけん、今680頭ぐらいが令和元年の実績と言わした。それがこのことによってですね、大きな目的からすれば、鳥獣害の撲滅の事業でしょう。コロナを使うてですね。だけん、そがんふうな見込みはできずに、やっぱり600頭ならば600頭から増えることは考えにくいということです。こればつくとっちゃ。要するに、鉄砲を打つ人が増えるとかは、今までにないような檻ができたとかなれば話は別ですけども、それは従来のままです。その捕まえたのを捕って埋めるんじゃないくて、それを何か乾燥させて粉にするということでしょう。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに。

はい、倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 私の勘違いかもしれませんがもう結構です。そういった感覚ということであれば、はい。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） すみません、ちょっとここ正確性を確認したいんですが、参考資料の議案第35号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第1号）修正に関する説明書3枚目です。ここの総括表の中に、14国庫支出金の補正前の額が5,802万4,000円というふうな表示になってますが、これは4億5,765万円の誤りじゃないかと思いますが、国庫補助金は5,800万円ですが、款の国庫支出金は4億5,700万円だというふうに思いますので、ここは修正が必要じゃないかと思います。

○7番（浜口雅英君） これはすみません、ちょっと転記ミスです。申し訳ありません。2枚目に4億5,765万円を計上しておりますので、それということでご理解をお願いします。

○1番（山口利生君） いいんです。いや、いいのならいいです。説明資料だから。

○議長（錦戸俊春君） 参考資料ですので。

○1番（山口利生君） 出すということであるならば、あとが残りますので、あとで款と項という形で、項の国庫補助金であれば間違いはないけれども、参考資料だからと言ってもやっぱり議会ですので、きちんとした形を受理をされたほうがいいかと思うので、修正が必要なら修正という形でしていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第３５号を採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立少数です。

したがって、議案第３５号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１号）の修正案については否決されました。

次に、原案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第３５号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１２ 議案第３６号 請負契約〔志岐漁港臨港道路１号橋上部工工事〕の締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１２、議案第３６号、請負契約〔志岐漁港臨港道路１号橋上部工工事〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第３６号、請負契約〔志岐漁港臨港道路１号橋上部工工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和３年６月８日提出。苓北町長、田嶋章二。

１、工事名 志岐漁港臨港道路１号橋上部工工事

２、契約の方法 指名競争入札

３、契約金額 ９,４６０万円

４、契約の相手方 熊本県天草郡苓北町都呂々９１６番地

前川建設株式会社 代表取締役 前川敏士

提案理由です。地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

それでは、工事の概要について、図面をもとに説明をさせていただきます。図面を５枚添付しておりますので。右下の図面番号でご確認をお願いいたします。

まず、図面番号第①号、「平面図」をご覧ください。

今回の施工箇所は、赤色着色部分、臨港道路と町道東目線をつなぐ橋梁の上部工で、施工延長は37.7メートルです。

次に、図面番号第②号、「上部工構造一般図」をご覧ください。

左下「平面図」のとおり、A1からP1区間に8本、P1からA2区間に8本、計16本の主桁を設置いたします。主桁1本の長さは18.7メートル、主桁の形状につきましては右側中段の「主桁断面図」にてご確認をお願いいたします。

「平面図」の左側・東目線側は、大型車輛の通行をスムーズにするために扇状に広がります。この拡幅部分の詳細につきましては、図面番号第③号、「張出床版詳細図」でご確認をお願いいたします。

なお、張出床版部分は、左右ほぼ同じ構造ですので、東目線側から見て左側・海側の詳細図のみを添付しておりますことをご了承願います。

次に、図面番号第②号に戻っていただきまして、右上の「上部工標準断面図」をご覧ください。

主桁8本を横並びに設置し、PC鋼線により縦横に連結固定いたします。橋梁左側・海側は壁高欄を、橋梁右側・陸側は地覆ののち高欄兼用車両用防護柵を施工する計画です。壁高欄の形状につきましては、右側中段の「壁高欄形状図」で、高欄兼用車両用防護柵の形状につきましては、次の図面番号第④号、「防護柵詳細図」にてご確認をお願いいたします。

申し訳ございません。「上部工標準断面図」に戻っていただきまして、そこに記載がありますアスファルト舗装につきましては、既設の臨港道路と護岸のつなぎ、側溝の設置、未舗装箇所の施工とあわせまして、別工事として発注する計画としております。

次に、図面番号第⑤号、「架設要領図」をご覧ください。

主桁は、プレストレストコンクリート建設業協会加盟の県内工場で作製し、ポルトレラーで現場へ搬入いたします。主桁の設置につきましては、橋梁の海側に大型土のう・敷鉄板により、クレーン据え付け場所を仮設いたしまして、160トン吊りクレーンにより既設橋台に設置する計画としております。

以上が工事の概要となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、東目線の拡幅は、今、課長は別工事ということで話をされましたけれども、現道程度で拡幅は考えておられるのか。それとも今以上に、もう

ちょっと広がるような形で計画されているのかお尋ねします。

それから、現在の管理道ですね。そのカーブのところから防波堤が切り取ってあって、こん何かな、臨港道路への進入と言いますか、行き来と言いますか、そういうことがこの一番、例えば、今日の図面1ではこの左側のこの赤の部分ですね、そこからずっと右に行って、お宮に入るちょっと手前と言いますか、こっち側のここ。こういうところは全部この臨港道路と交流ができるような、通行ができるような形でされるのかお尋ねします。

それからもう1点、これは釜からずっと志岐臨港道路には外灯が、個人の家の軒先の分がですね、1灯あるだけなんです。それでこれまでも何回か設置してほしいということはこの議会の中でとか、お願いしておりますが、何か設置要項がどうだとかこうだとか、厳しい総務課長の考え方の中でなかなか付けてもらえませんでしたので、それも部内で打ち合わせをしてもらいたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。まず、1点目の東目線の拡幅につきましては、これは補助工事対象外となりますので、一応、今年度、改めて設計を行いましてですね、工事費がどれぐらいかかるのかを含めてですね、再度検討させていただきます。

拡幅については、現状、最低でも現状の拡幅はしたいと考えております。

それから、旧道路との接続につきましては、今のところはですね、図面番号1の一番右側部分ですね、ぐらいしかないんですけども、将来的にはですね、ここの紺屋町への避難のアクセスが必要となりますので、これも補助対象外とはなりますけども、今回、設置します橋のちょっと手前ですね、部分が一番接近しております。それと貯水池をつくった部分から少し右側の部分が一番接近しておりますけども、その辺りですと、ちょっとアクセスが確保できればというふうなことで検討をしているところでございます。

3点目の外灯の設置につきましては、一応、総務課のほうとも協議をいたしまして、予算措置に向けてですね、話を進めているところでございます。

以上でございます。

○7番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 東目線ですかね、東目線と橋梁の取り付けに拡幅の箇所が左右にあるわけですけども、これは何メートルぐらいのRでどんくらいぐらいとってあつとですかね。

そして、これをですね、上品に丸にこうRとってありますね。半径いくら今聞きましたけれど。

それと、そのRの起点からまでまっすぐした場合、直にですよ、直にした場合との設計額の差、差額、私は、安価で、そして力も強くなるのは、さっちがRはとらんでもまっすぐとったほうが経済的にはよい。それから、今後のメンテナンスにもいい。メンテナンスが安くなる。それから、高欄等の取り付けも、先も丸にせんちゃよかわけですので、それもあり今後の維持管理にも安くなる。それから施工もですね、相当こうRを付けるよりも早くできるんじゃないかなろうかなと。それから、通行もですね、膨れたところなくてまっすぐなりますので、その膨れた部分が要するに、広くなるわけですね。そっでもしもさっさって行って、例えば、東目線同士の離合あたりのときには、相当余裕が出てくっとじゃないかなろうかなと、そうと思いますが、そのまっすぐしたときと、Rがいくら、5メートルぐらいですかね。のRをつくってあると思いますけれども、それとの比較、金額の比較、それから、いろんなメリット・デメリットのその比較、そこら辺は当然設計する額は安いもんじゃなかけんですね、してあろうと思いますが、どのようになされたのかお尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい、橋梁の東目線側の拡幅部分につきましてはですね、この臨港道路の全体計画の設計がですね、平成25年度に作成されております。その中でですね、大型バスの車両の通行についてですね、検討してございまして、その中ですみ切り、半径の6メートルでやるというふうなことを設計業者、町も含めてですね、協議がなされており、それに基づいた設計が今回されておるところでございます。

以上でございます。

すみません、その比較検討についてはですね、資料がございませんけども、そのバスを通行するために必要な半径をここで確保しているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） いや、私はですね、ここのその張出床版ですね、張出床版をわざわざRをつけてせんでもまっすぐよかつじゃなかかと。まっすぐしたときのメリット・デメリット、Rをつけたときのメリット・デメリットを聞いたわけですよ。そこはどうかのこの昔の計画、ただ、今後使うとに、あるいは、現在の工事請負費、安くなつとじゃなかかと。鉄筋の量が減ったりなんかすると思いますよ、多分。そして、工期も短くなる。さっき言うたとおりですたい。何回も言わせんでください。私もう1回半しかなかっですから、質問がですね。そこら辺ようと聞いていただいて、この張出床版がですね、Rをもったのがここにふさわしいか、ふさわしくないかですね。この起点から、このRの付け根から付け根までまっすぐしたほうがようはなかかて。そこば聞きよつとですよ。そうした場合は、力関係とか、鉄筋関係とか、あるいは丸くなつととんまっ

すぐしたらここ広なるけんですね。そうした場合は、東目線通行自体のときに、そこに離合すつともしよかじゃなかか。ほっで、そこら辺、メリット・デメリットは比較されましたかということです。なぜこの形になりましたかということです。比較してこういったことがデメリットあります。工事費はどのくらいありましたと。全部そうでしょう。橋なんかも。これ床版にするか、P桁にするか、これが一番安くなりましたよでしょう。そして、これを採用したっでしょう。でしょう、しとらんとですか。この工法を採用したのは、ある程度何カ所か、何本か、設計して、安くて上等で、メンテのなるだけいらんとは採用したっでしょうもん。そういったことで設計はそれはせないかん。そればした中で、多分そこら辺はしてあると思いますので、ただ、私が言うのは、取り付け部のところをどうなるとかなと。ここはまだいつでも手つけられるけんですね。もう床版自体はもう多分工事発注しとると思いますのでとやかく言えませんが、そこら辺をどうなってこの形に変えたかということをお尋ねしとつとですよ。そこら辺はですね、ぜひですね、事業課におつたら、何でこれがよかつかと、ひょつとしたらこっちがようはなかかと、条件を付けてください。向こうから来たまんまでですか、これは。設計屋から。審査したっでしょうもん。したっでしょうもん。きたときしたっでしょうもん。そこら辺が私、いつでも漏れとつていうとですよ。そこら辺が。自信を持って聞いてください。嘘でんなんでんよかけん聞いてください。設計屋からばかにされんごて。ほいけんおかしかいがずっとできよるじゃなかですか。もうこつで3回目。あんたが課長になってから。な、でしょう。あの基幹林道とこの遊水地のところ。

そしてもう1点、もう1点ですね、これはちょっとさっき一番最初に聞き忘れましたけれども、この遊水地のところに残土が余りますね。残地が余りますね。これは今後どのような活用の仕方をなされますか。例えば、公園化するとかですね。あるいは養殖場にするとか。そこら辺があろうと思いますが、そこら辺を聞きたい。

ただ、このRについての分はどのような形でこのような形になったか。金が安いからか、かつこよかかですね。そこら辺を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） この張出床版の設計につきましてはですね、先ほど申しましたとおり、全体計画の段階でもう設計は済んでおります。その段階でいろいろ検討されてこれを採用されたと私は考えております。それに基づいて、今回、工事請負の契約を提案したところでございますので、それに基づいて、もう既に橋台の工事まで済んでおりますので、もうそこを戻すとか、そういうやつは検討は今の段階ではしていません。

それから、団地の部分につきましてはですね、地元の住民の方ともですね、話をしながらですね、利用計画を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 予算折衝のときの図面とですね、実施の図面は当然違ってよいかわけですので、ただですね、ほんならですね、当時、計画した当時、こういった形になっとなったのでしょうか。計画、私は、課長ん前の課長やけん知りませんじゃなくて、そら何かあるはずですよ、これになった根拠が。それは前ががんだったて、予算のときにがんなっとなったじゃない。要するに、予算になったときにはこうなった課程はどうですか。それを教えてもらわんば、知りません、私はって。当時、計画ががんなったって、我々はそれをうのみにするわけいかん。そうしたら、全てそういった形でくっじやなかですか。諮らんうちに、わからんうちにがんなったけん、がんしたっですばいと。実施んときは実施で私はいいと思うとですよ。当然、予算を取るときと、実際に施工するときの図面は変わる場合があつとですから。そこらを聞いとつとですよ。ほんなら、お願いをしますよ。これよりも、ここはRを取ってするよりもまっすぐが将来的にいいと思いますので、先ほど言うたとおりの、将来的にもいい、力関係でもいい、多分、施工の金額も安くなるですね。それから、業者さんの、土木管理課長、知つとつですけれども、多分、鉄筋料が減ると思いますよ、まっすぐきますので。それとか、メンテとかなんかが全てよくなる。そして広くなる。広くなる。そこら辺をしますので、できたらですね、今変更でできることならば、やはりまっすぐ、もう1回検討していただいて、検討していただいて、これが本当によかったならこれを採用してください。検討していただいて、これが本当によかったならば。しかし、検討する余地があるならば、もう1回、設計屋さん、業者さんと話をしていただいて、まだ、これ発注してないと思いますので、十分なですね、現地にあって、ここにいいような施設をつくってください。

以上です。3回目やっけんか。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 先ほどから申し上げますとおり、当初の設計に基づいて既に下部の工事もできております。それを今から上部を変えとなると、下部のほうも、それは影響しますので、それを今から工事を全て変えるというのはできませんので、この設計で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 先ほど、今度の道路と、以前からの海岸道路がありますけども、これの取り付けというか、設置場所が今度の新しい一番近いところと、もう1カ所は遊水地ですかね。あの辺が近いのでということで言われましたけども、今度のその設置箇

所に関しては、やっぱり地域住民もいらっしゃいますので、区長さん交えた中で、どこがベストなのかというのは十分話し合った中で決められたほうがいいと思うんですね。そうしないと便利性、当然、危険性も出てくると思うので、どこが一番ベストなのかは、地元の方が一番わかっていらっしゃるので、その辺の話し合いをもう1回持たれてから決められたほうがいいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。議員ご指摘のとおりですね、地元の区長さんをはじめ、話し合いの機会を持ちたいと思います。

○8番（野崎幸洋君） はい、お願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、いろいろとこの橋脚についての話はあったと思いますが、非常に道路の安全性をまず一番に考えた上ですね、これから50年以上この道路を使うということになりますので、やはりそこら辺は十分検討された上でこのR型というのを採用されたかと思います。早急にこの志岐臨港道路が有効に活用するようにですね、早めに契約をした上で、施工のほうにぜひかかっていたきたいと思います。

ただ、私も浜口議員、野崎議員と同じですが、この道路にいかにかこの地域の人が入りやすいようになるか。これ相当迂回しないと三会川を渡っていくとか、志岐川に行くのに大変な労力がかかります。この1本が通ると非常に利便性が、この地域は非常に高まると思いますので、道路の安全性、それと、あとこれ埋立許可はこの今車がいるところから埋立許可は取ってあるんですかね。その辺りが、また橋を架けないかんのかというところと。埋立てがあればもう土地として自由に町のほうが使えるかと思いますので、その埋立ての範囲がどうなってくるのかと。

私も浜口議員がちょっと釜のほうから降りてくる道路ですね、町道を通り過ぎて、この臨港道路に直線で、ちょうど墓所があるところがありますけども、ここはちょっと私も何線かというのが今はっきり言えませんが、釜からこう農地を通して真ん中から降りてきて、両方が墓所があるところにこう降りてきますが、それ町道を通り過ぎてですね、ちょうど民家の間を通るスペースがあるんですが、10メートルぐらいですね。あれが直でこの臨港道路に、ただ舗装されてないのかどうか。あるいは、私が知らないまま民地を通してですね、臨港道路に入ってきているのかどうか。そうであれば、せっかくこの臨港道路が開通するとすればですね、その民地の部分も今後購入して、町道を長くするとかして利便性をぜひ確保してもらおうと。多分みんな知らないからですね、ずっとあの間を通して、この臨港道路に入っておられる方がたくさん、私も含めてなんですが、いらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そこ10メートルまではないんですけどね。あの間が。だから、そのあたりも含めて、今後道路網をどうするかと。それがなければ

入られないなんですよ、道が、非常に。で、あれは最短ルートで入れるルートにもなりますので、ぜひその辺りの検討もですね、せっかくの有効な臨港道路ができますので、できるだけ利用ができるような形での側道を、ぜひ検討をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、1つ目の資料の5枚目でクレーンの設置場所の埋立てのところを言われると思うんですけども、ここにつきましては、仮設で埋立てまして、この上部の設置が終わりましたら全て撤去いたします。元に戻すということです。それでよろしいですか。

○1番（山口利生君） 埋立許可は取ってない。

○農林水産課長（宮崎良成君） ここはですね、許可は必要ございません。

○1番（山口利生君） 取ってない。

○農林水産課長（宮崎良成君） 必要ないんです。

○1番（山口利生君） いやいや、ここに道路をつくるとすれば。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。

○1番（山口利生君） いや、ここから道路でこの臨港道路に入るとすれば、埋立許可が取ってれば何も無いけれど。

○農林水産課長（宮崎良成君） あのですね、すみません、旧道の臨港道路の間の埋立てということですか。

○1番（山口利生君） そうです。

○農林水産課長（宮崎良成君） ここ臨港道路を含めてですね、公有水面埋立の許可は必要ない部分でございますので、臨港道路から陸側については、特にその埋立てについての許可は必要ございません。公有水面埋立等ですね。

あと、その臨港道路への町道等からアクセスにつきましてはですね、いろいろな方面から検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） その道路のその釜のところ、釜ちゅうか浜之町区域かな。浜之町の区域の。

はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） そこはですね、用地ですね、地権者等を調べんとわかりませんので、ちょっと調べさせていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） はい。いや、ちょっと私質問したのはですね、このカーブの既

設の護岸のところ。で、これもし公有水面埋立の許可取ってればですね、今現在の仮設の道路をそのまま道路として使用が可能かと思ったもんだから言ったんです。これがとってなければ、もう橋を架けるしか、このここの位置で道路に入ろうと思うと、橋を架けるしかないということなんですね、それじゃ。だから、これ埋立てであるならば、別にここを道路敷きとしてやる分には問題ないと思いますが、取ってないとされれば、また元の海岸にもどさにゃいかんということだから、ここからは入れないということ、橋を架けないと、ということになるわけですね。

いや、これは埋立ての申請がですね、必要かどうかという話じゃなかつですよ。あくまでもここからちょうど一番近い場所だから、これから臨港道路に入るとすればですね、埋立てでよければ簡単にできるけれども、取ってないとすれば、橋を架けてつなぐしかないんですねっていうことを聞いただけです。埋立てをしないと勝手にできないから。仮設ならできますけど。そこはわかった上です。だから、それがなかればちょうどここだったらすつといけるなと思ったんです。ということで質問しました。埋立てはとってないということですね。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 極力ですね、経費がかからないような形でですね、この旧道と臨港道路はつなぐような計画をしたいと思います。その辺りは位置も含めてですね、地元と協議させていただきます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

○1番（山口利生君） はい、いいです。そこんとかいいです。工事に関しては必要ないと思います。私も。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、請負契約〔志岐漁港臨港道路1号橋上部工工事〕の締結については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 13 議案第 37 号 請負契約〔町道善亀線他 2 路線災害復旧工事（その 1）〕の変更締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 13、議案第 37 号、請負契約〔町道善亀線他 2 路線災害復旧工事（その 1）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第 37 号、請負契約〔町道善亀線他 2 路線災害復旧工事（その 1）〕の変更締結について。

令和 3 年 1 月 19 日議案第 3 号により議決された下記、工事請負契約を変更締結するものとする。

令和 3 年 6 月 8 日提出。苓北町長、田嶋章二。

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1、工事名 | 町道善亀線他 2 路線災害復旧工事（その 1） |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 当初 1 億 6 1 5 万円 |
| | 変更 2 1 万 7, 8 5 5 円の増 |
| | 合計 1 億 6 3 6 万 7, 8 5 5 円 |
| 4、契約の相手方 | 熊本県天草郡苓北町坂瀬川 1 7 9 3 番地 |
| | 株式会社長濱興業 代表取締役 長濱優二 |

提案理由でございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をいたします。

次のページの平面図をご覧ください。

まず、第一に、赤で記してあるのが変更でございます。まず、植生工の変更でございます。赤ですね、左側です。ナンバー 6 付近は、盛土により復旧する計画でありましたが、地山が山林でありまして、伐採・除根作業後に詳細測量を行いました結果、地形が変化しておりまして、当初の計画法長では横断方向において法尻部分が地山にすりつかないため、法長を延長する必要がありました。また、ナンバー 6 から B C. 3 に向かって盛土法面で取り付く計画でありましたが、詳細測量の結果、当初の計画ではすり付かないため、地山に取り付くように盛土法面数量を増加させる必要が生じました。これにより、盛土法面保護のための植生シート工の数量が 1 0 2. 3 m²増加いたします。

続きまして、下のほうのアンカー工の数量変更でございます。

アンカー工の施工範囲を伐採・除根し、詳細測量を行いました結果、抜根等によりま

して地形が変化しまして、アンカー工の数量の精査を行いました。また、受圧板を施工するにあたり、当初計画のままでは既設のですね、前の構造物が支障となる箇所がありましたために、アンカーの施工位置に影響のない範囲、位置へずらす必要が生じました。これにより、アンカー施工のための削孔延長、アンカー長、足場工、関連する土工等の数料に変更が生じました。策工長で3メートルの減、アンカー長で3メートルの減、アンカー足場が80空 m^3 の減でございます。

続きまして、一番上の部分ですね。

仮設工の追加でございます。頭頂部の排土工を施工するにあたりまして、下和久登線を排土の経路として利用しておりますけども、この未舗装の道路でもあり、幅員も狭く、雨天後にぬかるみやわだちがでやすいために、施工性を向上させるため、敷鉄板を追加するものでございます。敷鉄板を21枚追加するものでございます。

以上の理由によりまして、工事費の額が21万7,855円増額が必要になったためでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先ほどの議案第36号の資料がですね、非常にこう5枚ぐらい地図があつてですね、非常にわかりやすかった。それで、最後には、5枚目には写真もあった、現場のですね。そして今度は1枚だけですね。何か非常にわかりにくい。やっぱり、できますれば、工事に限らず、議会への資料は十分に出してください。

それから、残土処理は全体で何 m^3 でしたかね。それで、どこに持って行くとやったのですかね。

それから、もういっちょ、下和久登線の工事区域外になつとですかね、現在、この三差路の付近のところに横断側溝が入つとったと思いますけども、そのこん敷鉄板のと、その間の距離は舗装をしたらどうかということを、当初提起したことがありましたけども、それどうなったのでしょうか。結局、要するに、それは水を適切に表流水も、地下水はボーリングで抜くけども、表流水も適切に処理すべきだということから、その2つの一応、そのことをあげましたけども、その後どう検討されたのかを教えてください。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 申し訳ございません。図面は十分に以後付けさせていただきます。

まず、土工の量ですけども、頭頂部排土工で5,000 m^3 でございます。

そして、コンクリート舗装でございますけども、この工事ではちょっとできませんので、ほかのですね、財源を使ってですね、この完成後に早急にさせていただきたいと予定しております。

以上です。

泥の排出先は、民間が経営する土捨て場でございまして、あそこは平山ですね、平山の広域農道沿いのですね、平山の地区内でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） あそこの平山は、基礎にはAC2が入っとですね。そこら辺のところはそういうことはないんでしょうけども、押し流さないように十分、公共の土を置くとすればですね、いざ何かあったときには、当然、町の責任も問われる可能性がありますので、そこら辺は十分検討してほしいと思います。

それから、都呂々から平山まで持ってくる経路はどうなんでしょうか。広域基幹林道なのか、それとも国道までくだって、さらに県道つたいに農道を登っていくのかどうか、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 当初、森林基幹道苓北天草線を往復してですね、持つて行く計画でございましたが、発注後、業者とのですね、業者からの申し出によりまして、巡回したほうがいいと。往復すると、やはり離合でですね、齟齬が生じますので、県道を通じて下に降りてですね、国道をずっとぐるっと回ると。そして、当初それでですね、そのルートをしてございましたが、ちょっとそのルートをちょっと変更しまして、当初は国道389、県道、町道涼松線ですね。でしとったんですけども、それから、ちょっとまた5月にですね、一部、風力発電等の工事により、一時通行止めになった等もありまして、和久登線をですね、利用させていただく、後半ですね。これ何で和久登線を利用したかと言うと、さっきの理由ですけども、十分ですね、住民の方にもですね、説明をして、これ了承を得てそのルートを変更しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、住民の皆さんには十分説明したということですが、地域からですね、苦情が出ないように、そして事故が起こらないように十分注意してください。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 今、課長は住民の方に十分説明をしたというふうにおっしゃ

いましたけども、もう本当にですね、私も何回か遭遇しましたが、大きなダンプカーが4台も5台も続けて登り降りをしておりました。降りてはおらんか。降りるのは向こうへこう林道を通ってたと思いますけども、本当すごいです、横を通って行ったら。狭いですからね、離合する場所もないというようなことで、本当に庭先の道路を通って行ったということで、本当住民の方がもう本当に迷惑がっけいらっしやいました。課長は住民と十分話し合いをしたというふうにおっしやいましたけども、そこら辺はなされてないんじゃないかなというふうに私は感じたところです。

あるときに行ったら、今度は和久登線のほうに通行しますよということでしたので、ああこっちは多分そういうことで向こうを回るんかなというふうに思いましたけども、それとですね、もう一つ、林道が大きなダンプカーが通るからすっごく荒れています。ひび割れしたり下がったりしています。だからそれをどうするのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 十分にですね、住民と言ったら和久登線の話でですね、変更したときですね、その前にですね。

○6番（石田みどり君） その前のことです。

○土木管理課長（汐崎正喜君） その前はちょっといろいろございまして申し訳ございません。ちょっとこちらからは説明したんですけども、いわゆるダンプを運転する方がですね、ちょっと認識がなかったということで、ちょっといろいろ齟齬がございましたことはありました。そこはちょっとこちらですね、反省しております。

それと、ひび割れ等ですね、それはもう工事後にですね、ちょっと補修とか何かを農林水産課と相談しまして、どうするかは検討させていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） やっぱり周辺の住民には前もってですね、そこら辺は了解を得ていただきたいというふうに思うんですね。あれだけ大きなダンプが本当に身震いしますよ、あの狭いところを、次から次に、次から次に、本当にあの、本当、桃田さんの前なんかすごいです。もう本当大変です、もう本当。だから前もってですね、住民の方には了承をいただくとか、こういうことになりますよとかいうのは、やっぱり先ほどの話と同じですよ。やっぱり前もってちゃんとそういう話をもっていくと問題が起こる前にちゃんとそういう手立てをしとくというのが普通じゃないんですか。だからそこら辺はですね、ちゃんとしといて、今からのいろいろなことに対してもそこら辺はちゃんとしていただきたいという要望をしときたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） はい、おっしゃるとおりでございますので、町からは請負業者にですね、ちゃんとそこら辺は齟齬がないようにということで住民の方に十分説明してくださいと言うとりましたけども、それが徹底してなかったということでございますので、町としまして、そこはもう1回ですね、徹底させていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町の工事でしょう。それは工事業者もそうですけども、町からも一言やっぱりそこら辺は言うべきだと思います、住民の方には。町として工事をしているわけでしょう。一応、発注はして、業者に発注はしてますけども、それは業者さんも言うのは当然ですけども、町からこういうことになりますということでの前もってのね、了解というのはとっとくべきじゃないんですか。そこら辺が町としていつも抜けているんじゃないかなと、私は思うところでございますが。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 一応ですね、担当と地元にはこれこれこうですよというのは、担当も言うとります。ただ、その実際、運搬する方がですね、方にそれが伝わってなかったということで、若干トラブルあったんですけども、説明はしておりますので、ただ、そこをですね、十分そこまでちゃんと町が監視しとらんやったということでは、確かに非があると思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） この敷鉄板は、これは舗装まで単独かなんかでお金を見つけて舗装するという、その時期まで敷きっぱなしということですよ。仮設だと思いますけれども。敷鉄板延長33.3メートル。これ仮設でしょう。仮設でその舗装まで、舗装する時期まで、もうこれはすぐ工事してから取り除くわけ。工事してから取り除く。

それとですね、植生シートがみてありますね、その下に。102㎡、すり付け部、これは化繊ですか、化学繊維でつくったやつですかね。このシートすり付け部ですか。それをお聞きします。

それから、この横のボーリング、これ水脈につかんば効果なかと思いますけれども、この工法等のははっきりわかりますかね。この11個やったかな、1、2、3、4、5、6、10本横に掘ってあつですね。あれは延長だけ確認すつとじゃなくて、やっぱり推移、水の水脈ぐらいにこう、つかんば効果なかつですね。そこら辺の確認はどうするのかなと思いますけれども。よこボーリングしてですね。これ私が一番恐ろしかったもんじゃけん、1カ所に貯めてすんなというふうにしきりに言ったつですけども、これなかったわけですが。たいがい地すべり地においては、水がこのパイプに全然つかんところ

に保管しとって、横から出てきたりなんなりしよる。効果なかですもんね。これから出てこんば。そこら辺、确实のその水の水路につくか、水路ちゅうか、中の支柱のですね、そこら辺、確認がどうするのかなということで、私、ちょっとここ疑問があったもんですから、お尋ねをします。

それから、これはピアノ線で引っ張つとるところですけれども、できればもう1回ぐらいは設計変更あると思いますので、できれば横断の図面なんかば1枚ぐらい付けていただければと思います。

以上、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 敷鉄板は仮設ですので、済み次第撤去はします。

そして、植生シートについては、化学繊維です。

それと水脈にですね、つくのは、一応試験をですね、するかということで施工業者とは打ち合わせを、確実に水脈にあたるような方法のあれを検討というか、打ち合わせをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） このシートですね、植生シート、俗に芝というたものでしょうけれども、化学繊維ば使うてあつとばすれば、かえって腐れんもんですから、あのう払ったりなんかりすつときにも、草刈り機あたりに巻き付いて、どうもこうもならんとです。できれば、何かいい方法があればですね、種を撒くとかですね、あるいはそのある程度落ち着いたら腐ってしまうというようなそういったやつがいいかなと思いますけれども、もう10年、20年腐れんとのあつですもんね。ところが、この草は刈らねば、出てくる。そうした場合は、もう草刈り機では刈られん。巻き付いて。そういったことがございますので、もし、まだ発注してないんだったら、そこら辺をですね、メーカー等に尋ねていただいて、その山ん中ですので、それにマッチしたシートを見つけていただければなと思います。

それから、水抜きのパイプですけれども、たいが地すべり地では効果がないようなところがいっぱいあります。もう20本ぐらい掘つとって1本ぐらいしか出てきよらんとところがありますね。そこら辺は必ずまた続いて下がとつとつとですが、それと接着部分、そのパイプ部分の接着が、ここがもう外れてしまうような可能性がりますので、そこら辺はですね、十分に、できれば柔軟性のあるパイプば使えばいいんじゃないかと、私個人的には思います。個人的ですよ、専門的じゃありません。これは。個人的には少しは下がったっちゃ曲がりますからね。そこら辺を使つていただければなと思いますが、ここら辺どがんですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 植生シートにつきましては、それに変えるとまた変更ですね、せんばいかんということですので、ここは町の管理地ですので、伐採とか何とかんときにはですね、町が管理するということで、その変更できる、ちょうどいいのがあるかどうかはわかりませんので、一応見てはみますけども、それが変更の対象になるかどうかということでもあります。

今後ですね、そういうふうな感じでほかのところですね、町道の法とか何とか、これに代わるいいのがあるかというのは、ちょっと見つけてみたいと思います。

それと、あとはパイプですね、パイプは、何かねじ込み式になっとるそうですので、ちょっとこうすっぽ抜けというのはないようでございます。

以上ですね。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 植生シートですけれども、昔はロンタイなんかと言うてですね、ずっと芝の種をですね、ずっと撒いたやつがあった。町が管理するからいいんじゃないかということですが、これがいっちょんあてにならん。そこら辺の方は、地元で一生懸命管理はお手伝いされる場所ですけれども、なるべく草刈機あたりに巻き付かんようなものを、何か腐れていくとのあっとじゃなかろうかと思いますので、化学繊維じゃないやつを使うていただければなど、これお願いします。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

排土が5,000m³、平山の民間のところに持ち込んだということですが、ここはもうこの民間の土捨て場として、この方がずっと管理されている場所なのか、又は、また一時するとまた元に戻すような土捨て場なのか。公共の排土を5,000m³入れるということは、また何か問題があるとそこに排土させた町としての責任が出てくるかと思いますが、その点はもう永久的な排土地になっている場所でございますでしょうか。お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） その点につきましては、ちょっとここですね、はっきり、そうですとはお答えできませんけども、まあいろいろな手続きを踏んだ排土地であるというのをお聞きしておりますので、農振の除外とかですね、いわゆる手続きが済んだ正規の土捨て場であるということですので、ひょっとしてそこをまた後ほどですね、何か利用するとかというのはちょっと聞いておりません。恒久的かどうかというのは、

ちょっと今お答えができかねるということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 量が量でございますのでですね、その辺りは十分、公共工事の排土でございます。これは責任が町としてありますのでですね、そこはきちんと入れる前には確認をすべきであるし、今後、入れてしまったとしてもですね、多分、土石流等が発生するような場所ではないとは思いますが、後でまた元に戻すといったときには、1回有明のほうで道路工事で盛土したら、地権者のほうから文句言われて、大変なことが出てきた事案も昔ありましたのでですね、その辺りは十分確認はしといていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、請負契約〔町道善亀線他2路線災害復旧工事（その1）〕の変更締結については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましての説明をいたします。

このことにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、齋藤高子氏、道田久美氏の2名で、任期はそれぞれ令和3年10月1日から令和6年9月30日まででございます。

なお、齋藤高子氏、道田久美氏の経歴につきましては、次ページ以降にそれぞれ掲載してございますので、ご参考の上にご意見を求めるものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） すみません、道田久美さんの前任者は誰ですか。前任者はどなたになっていますか。

○議長（錦戸俊春君） これは質問の途中ですけれども、この提案されたことについての。

ほかにありませんか。

○5番（松本良人君） ちょっと待ってください。

○議長（錦戸俊春君） はい。

○5番（松本良人君） この例えば、道田久美さんが、はい、わかりました。そしたら現在の人権擁護委員の方を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） いや、この今提案、諮問はこのお二方についてどうだろうかということの諮問です。

○5番（松本良人君） 関連しとっけんよかでしょうもん。関連しとるけん聞きよっとですよ。

○議長（錦戸俊春君） このお二方についてどうでしょうかということです。

○5番（松本良人君） それで、その前はどなただったですかって聞きよるだけです。そがんとつまらんとですか。なんで、どこにつまらんと書いてあつとですか。

○議長（錦戸俊春君） この議案に対して質問をしてください。

○5番（松本良人君） はい。この議案の、議案について、そしたら、今までの方はどなたですかというのはつまらんですか。

○議長（錦戸俊春君） この諮問は、あくまでも。

○5番（松本良人君） これについて、人権擁護委員に、確かにわかりますよ、この方をしてくださいということはわかりますよ。しかし、これまではどなただったですかって聞きよるだけです。それはつまらんとですか。それがつまらん理由を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） あくまでもこの諮問は、お二方についてだけの諮問ですので、それだけです。

○5番（松本良人君） 根拠を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 根拠はそれだけです。

○5番（松本良人君） 根拠法。

○議長（錦戸俊春君） 今言ったとおりです。

○5番（松本良人君） 法律を教えてください。私は関連すると思いますから、ほんなら前の人はどなたやったかなと。私も地元に帰ってからも、この方の代わりにこの方がなつたとよというようなことはやっぱり言わないかん。それで、別に今現在の人やけん、ここで言うても全然関係なかでしょう。公表してもいい品物んでしょう。そうじゃなかですか。公表できん品物ですか。公表できん品物なら聞きませんけれども、公表はでくる品物でしょうもん、人権擁護委員さんというのは。それが本来の目的でしょうもん。周知して、この方が人権擁護委員だから、この方に聞きがいきなさいと、この方から聞いてくださいというのは、我々も務めですよ。そして、現在は誰々だが、10月1日から誰々になりますよというようなことをやっぱり説明するのも我々の務めでしょう。

○議長（錦戸俊春君） ですから、今からこの方々を、お二方を今諮問をされた。

○5番（松本良人君） それでお二方がよかですたい。ただ、そのお一方について、今まではどうですか、どなたですかて聞いただけですたい。そういうもんですか、議会というのは。それで法律を教えてください。根拠の、ここで前任者を言われぬ法律を、法律でよってでけんとか、いやいや、ここはもういつも公表されるからいいんですよと。いうことであれば教えてください。ここでもう公表できんということであれば、どこでも公表できんとでしようから。関連ですから、関連であるわけですから。別に何の利害関係もなかわけです。そがん何ですかね、秘密にせぬかん問題ですか。人権擁護委員というのは。

○議長（錦戸俊春君） 秘密にも何もしておりません。ただ、諮問されたことについて論議に入るだけの話です。

○5番（松本良人君） 全部じゃなかでしょうもん、あた、これ今までが、関連しとつとでん何でん聞きよつたでしようもん。今までそういったことでこれ議題に上がつたらん品物は全然受け付けんやったですか。今までも受け付けてあつでしようもん。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は11人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、10番、倉田 明君、11番、田嶋豊昭君、1番、山口利生君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

まず、齋藤高子さんの件です。

投票用紙にそれぞれ枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の倉田 明君、田嶋豊昭君、山口利生君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 諮問第1号の齋藤高子さんの投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票数11票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり賛成多数です。

只今の出席議員は11人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、2番、野田謙二君、3番、廣田幸英君、4番、高戸幸雄君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

道田久美さんの件です。

投票用紙のそれぞれの枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の野田謙二君、廣田幸英君、高戸幸雄君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 諮問第1号、道田久美さんの投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり賛成多数です。

したがって、諮問第1号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、齋藤高子さん、道田久美さんを共に適任とする答申をすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

-----○-----

日程第15 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査（調査）の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 16 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第 16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり、派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 3 回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後 4 時 38 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員